

始



146
116

14.6.1 - 114

倉敷労働科學研究所報告

昭和七年 第四册

日本社會衛生年鑑

第十一册 (昭和七年版)



倉敷労働科學研究所

昭和七年七月

.6

338.

日本社會衛生年鑑



第十冊
(昭和七年版)

分擔執筆者

醫學博士 石川 知福	醫學士 勝木 新次
文學博士 桐原 葆見	醫學士 川上 六男
醫學博士 奧山美佐雄	醫學士 松島 周藏
醫學博士 八木 高次	文學士 上野 義雄
法學士 阿部 利雄	理學士 江田 周三
文學士 柴山安太郎	

編輯主幹 暉 峻 義 等

倉敷勞働科學研究所



14.6.11-116

例 言

- 1、日本社會衛生年鑑昭和七年版第十一冊を、出版することを
得たことは、吾等一同の悦びとするところである。
- 2、本年鑑刊行に關しては、その資料を各官省並に各種官公私
立研究調査機關から之を仰いだ。又研究者各位から別冊の
贈與を受け、編輯上大いに利益を得た。ここに昭和七年版
の刊行に當つて謹んで各位に感謝の意を表する。
- 3、又單行本の著者又は書店からも、本年鑑資料として、その
贈與を受けた。本年鑑出版の事業は經濟的には誠に困難な
事情にある。而もこの困難は最近の經濟界の不況の爲めに
増加し、加ふるに本年鑑の關與する方面の著述は近時益々
増加するの傾向にある。従つて寄贈をかたじけなくしたる
著者又は書店に對してはここに深甚なる敬意を表するとと
もに、更に本年鑑の編輯上將來の御援助を乞うて止まぬ次
第である。
- 4、本年鑑昭和七年版に於ては、第四章及第五章第十二節の「文
化科學一般」なる項目を削除した外は第十冊と同じである。
- 5、本年鑑の資料蒐集、編輯、校正に關しては守谷良平君が常
にこれを擔當し、其の勞は誠に吾々の感謝措く能はざると
ころである。尙大岡晴子君亦編輯校正に際してよく守谷君
と協力された、記して以て謝意を表する。

昭和七年七月一日

編 輯 主 幹

日本社會衛生年鑑

(昭和七年版) 目次

第一章 緒 言	1
第二章 公布されたる重なる法令	7
第三章 社會衛生に関する諸種の會議及會合	23
第一節 國際的會議	23
第二節 國內的會議	41
第四章 社會衛生に関する諸文献	77
第一節 社會衛生學の方法及歴史	77
(1) 同 上 一 般	77
(2) 醫事法制(醫育を含む)	77
(3) 統計の方法	78
(4) 醫 學 史	78
第二節 人 口 状 態	79
(1) 同 上 一 般	79
(2) 人 口 統 計	80
(3) 出生率及死亡率	80
(4) 人口問題(殖民及殖民衛生を含む)	81
第三節 罹病率、疾病の豫防及救療	82
(1) 同 上 一 般	82
(2) 傳 染 病	82
(3) 性 病	87
(4) アルコール問題	88
(5) 神經及精神病	88
(6) 結 核	89
(7) 脚 氣	91
(8) 寄 生 患 病	92
(9) 癩	94

(10) 癌	95
(11) 助産及婦人病	95
(12) 眼病、耳病、鼻病、盲啞	96
(13) 齒科的疾患	97
(14) 中 毒	98
(15) 疾 病 の 雜	99
(16) 藥 劑、藥 店	100
(17) 看 護 學	101
(18) 醫療機關(醫療の社會化を含む)	101
(19) 犯 罪 と 自 殺	102
第 四 節 産 業 及 勞 働 の 衛 生	103
(1) 同上一般(産業合理化を含む)	103
(2) 労働の心理學及生理學(産業經營法を含む)	105
(3) 産業衛生、職業的疾患及災害	108
(4) 社會統計及労働統計	111
(5) 生 計 費 問 題	112
(6) 労働に関する法制	112
(7) 労働者保護及工場監督	114
(8) 労働者教育	114
(9) 婦人及幼年の労働	115
(10) 母性保護(一般婦人問題を含む)	116
(11) 失業、職業紹介、附職業指導	116
(12) 社 會 保 險	118
(13) 防 貧 及 救 貧	120
第 五 節 榮 養	122
(1) 榮 養 一 般	122
(2) 食 品	125
(3) 食 糧 問 題	127
第 六 節 氣 候 風 土 並 に 衣 服 及 住 居 の 衛 生	128
(1) 氣 候 風 土 一 般	128
(2) 衣 服 の 衛 生	129

(3) 住居の衛生	129
(4) 住 宅 問 題	130
第 七 節 兒 童 及 青 年 の 衛 生	131
(1) 同 上 一 般	131
(2) 乳 幼 兒 保 護	131
(3) 兒 童 の 疾 病	132
(4) 異 常 兒 童	133
(5) 兒 童 保 護	133
(6) 學 校 衛 生	134
(7) 體 育	136
第 八 節 軍 陣 衛 生	138
第 九 節 公 衆 衛 生	138
(1) 同 上 一 般	138
(2) 殺 菌 及 消 毒	140
(3) 上 水、下 水、汚 物 掃 除	140
(4) 都 市 及 農 村 の 衛 生	141
第 十 節 體 格 體 質 遺 傳 及 性 の 衛 生	142
(1) 同 上 一 般	142
(2) 生 體 測 定(發 育 を 含 む)	142
(3) 遺 傳 及 優 生 學	143
(4) 體 質 及 體 質 病 理	145
(5) 人 類 學 及 人 種 學	146
(6) 性 の 衛 生	147
第 十 一 節 自 然 科 學 上 に 於 け る 參 考 文 獻	148
(1) 自 然 科 學 一 般	148
(2) 遺 傳 學	150
(3) 生 理 學 一 般	151
(4) 衛 生 學 一 般	155
第 十 二 節 文 化 科 學 上 に 於 け る 參 考 文 獻	156
(1) 史 學	156

(2) 心理學一般(實驗心理學を含む)..... 156
 (3) 經濟學、附社會問題..... 159
 (4) 法 律 學..... 162
 (5) 社 會 學..... 162

第五章 社會衛生に関する文献の抄録 165

第一節 社會衛生學の方法及歴史..... 165

(1) 同 上 一 般..... 165
 (2) 醫事法制(醫育を含む)..... 165
 (3) 統計の方法..... 166
 (4) 醫 學 史..... 166

第二節 人 口 状 態..... 167

(1) 同 上 一 般..... 167
 (2) 人 口 統 計..... 167
 (3) 出生率及死亡率..... 177
 (4) 人口問題(殖民及殖民衛生を含む)..... 178

第三節 罹病率、疾病の豫防及救療..... 183

(1) 同 上 一 般..... 183
 (2) 傳 染 病..... 183
 (3) 性 病..... 184
 (4) アルコール問題..... 185
 (5) 神經及精神病..... 186
 (6) 結 核..... 188
 (7) 脚 氣..... 189
 (8) 寄 生 蟲 病..... 189
 (9) 癩..... 191
 (10) 癌..... 191
 (11) 助産及婦人病..... 191
 (12) 眼病、耳病、鼻病、盲啞..... 192
 (13) 齒科的疾患..... 194
 (14) 中 毒..... 194

(15) 疾 病 の 雜..... 194
 (16) 藥 劑、藥 店..... 195
 (17) 看 護 學..... 195
 (18) 醫療機關(醫療の社會化を含む)..... 195
 (19) 犯 罪 と 自 殺..... 201

第四節 産業及労働の衛生..... 202

(1) 同 上 一 般..... 202
 (2) 労働の心理學及生理學(産業經營法を含む)..... 203
 (3) 産業衛生、職業的疾患及災害..... 206
 (4) 社會統計及労働統計..... 214
 (5) 生 計 費 問 題..... 223
 (6) 労働に関する法制..... 224
 (7) 労働者保護及工場監督..... 225
 (8) 勞 働 者 教 育..... 228
 (9) 婦人及幼年の労働..... 229
 (10) 母性保護(一般婦人問題を含む)..... 230
 (11) 失業、職業紹介、附職業指導..... 230
 (12) 社 會 保 險..... 235
 (13) 防 貧 及 救 貧..... 236

第五節 榮 養..... 237

(1) 榮 養 一 般..... 237
 (2) 食 品..... 238
 (3) 食 糧 問 題..... 240

第六節 氣候風土並に衣服及住居の衛生..... 241

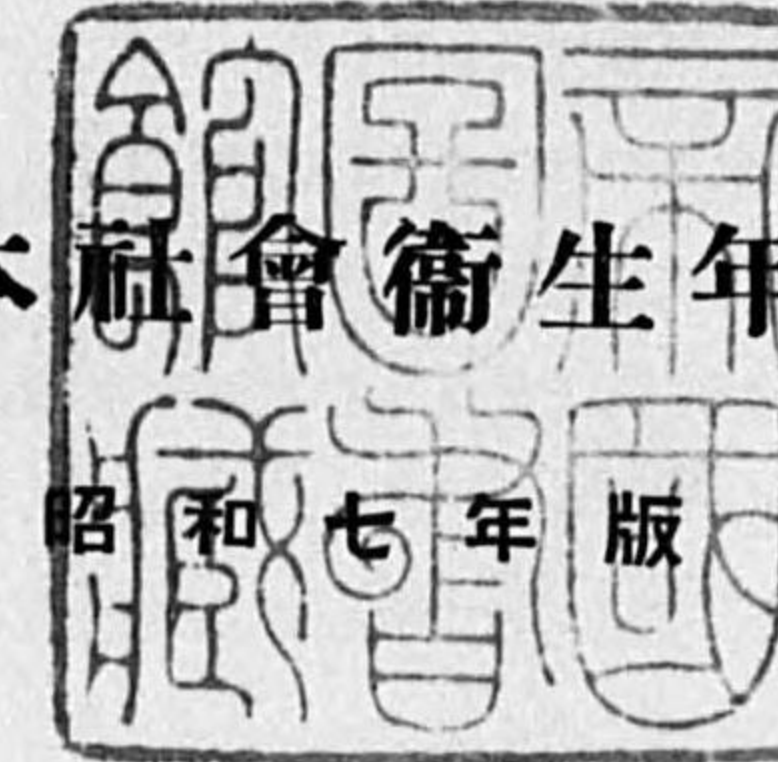
(1) 氣 候 風 土..... 241
 (2) 衣 服 の 衛 生..... 242
 (3) 住 居 の 衛 生..... 242
 (4) 住 宅 問 題..... 243

第七節 兒童及青年の衛生..... 244

(1) 同 上 一 般..... 244
 (2) 乳 幼 兒 保 護..... 244

(3) 兒童の疾病	245
(4) 異常兒童	246
(5) 兒童保護	247
(6) 學校衛生	247
(7) 體 育	248
第八節 軍陣衛生	250
第九節 公衆衛生	251
(1) 同上一般	251
(2) 殺菌及消毒	252
(3) 上水、下水、汚物掃除	253
(4) 都市及農村の衛生	253
第十節 體格體質遺傳及性の衛生	254
(1) 同上一般	254
(2) 生體測定(發育を含む)	254
(3) 遺傳及優生學	255
(4) 體質及體質病理	256
(5) 人類學及人種學	257
(6) 性の衛生	257
第十一節 自然科學上に於ける参考文献	258
(1) 自然科學一般	258
(2) 遺 傳	258
(3) 生理學一般	258
(4) 衛生學一般	260
第十二節 文化科學上に於ける参考文献	260
(1) 史 學	260
(2) 心理學一般(實驗心理學を含む)	260
(3) 經濟學、附社會問題	264
(4) 法 律 學	266
(5) 社 會 學	266

日本社會衛生年鑑



第一章 緒 言

昭和7年度に於て政府は二つの重要な法律を公布した。其の一は労働者災害扶助法及び同責任保険法令であり、その二は入營者職業保證法である。

労働者災害扶助法及び労働者災害扶助責任保険法は、前者は工場法及び鑛山法に漏れたる總べて労働者を使用して事業を行ふ事業主に對して労働者が業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したる場合に限定されたる賠償の責任を負ふべき事を規定したものである。此の法律の施行に依つて従來工場法並に鑛山法に漏れたるが爲に當然扶助さるべくして、而も何等扶助の権利も恩澤に浴しなかつた多數の労働者、即ち、土木事業、建築工事、道路改修、建設工事其他運輸、交通事業等の領域に於て労働に従事する多數の労働者が此の法令の下に初めて其の扶助の権利を享有するに至つたのである。又同時に公布された労働者災害扶助責任保険法は労働者の業務上の傷病に依る損害の填補を目的とし、事業主を被保險者として成立する所の一種の労働保險であつて、本法の制定に參與したる人々の云ふ所に依るに、本保險に於て労働者を被保險者とする純粹の労働者保險の方法を探らないで、事業主を被保險者とする責任保險の制度を採用した理由は1、労働者に對する給付を敏活に行ふこと、2、事務費の節約を期する事、3、労働者を被保險者とするも傷害又は疾病の發生までは被保險者は全然特定してゐないのであるから、保險金の請求には事業主の干與を要し、又我國の慣例として労働者は保險金請求の手續に馴れないから事業主に於てそれを代行せねばならず、結局事業主の責任保險と變りはない。4、労働者保險として保險料の納入なき者にも保險金を支拂ふ事は假令強制徴收權を認めても我が國の土木、建築、請負事業者の現狀に鑑みて甚だ危険であるを考へる等の理由に依つてゐるのである。然し乍ら政府當局も又將來若し年金制を探るに至らば労働者を被保險者とする純粹の労働保險とするの必要があるであらうことを認めてゐるのである。労働者災害扶助法に於て特筆すべきことは工場法に於てはその施行令第7條

に於て極く抽象的な標準によつて障害扶助料を僅か四種に分つてゐるのであるが、本法に於ては之を具體的な14級の標準に分つたことである。従つて同一の事業場に於ても工場法及び鑛山法と本法との二様の適用を受くる労働者群が存在し得るわけであるが、従來工場法の扶助規定が頗る抽象的であつた爲、まゝ勞資の間に難解な問題が惹起し勝であつたのであるが工場法による扶助が今後本法に準據して行はるゝの機運が出来上つたのであるからして、幾分か上記の難關は緩和せられ、工場主と労働者と扶助料査定者との間に起り易き紛争も従つて遞減するに至るであらうここは眞に慶賀すべきである。

次に政府は昭和6年4月2日附を以て入營者職業保證法を公布し、昭和6年11月1日より之を施行した。本法の發布に依つて男子が若し兵役の義務に服し一旦職業を離れ、或は或期間職業に就き得ざるに至つた場合、そは男子が國家的義務に服するものであるから、それが爲にその經濟生活が不利益を來さざるやう之を保證したものであつて、洵に本法の公布は吾人の慶賀する所である。然し乍ら筆者は既に昭和6年春の聯合衛生學會に於て、若し國民の半数たる男子が其の就職就業を保證さるゝものであるならば、他の半数たる女子も亦其の職業上の保證を得べきであることを主張したのである。何故ならば、女子に於ては男子の如き國家的義務は課せられては居ないが、然し乍ら女性には男性と異なる所の義務即ち増殖の義務が負荷されてゐる。即ち妊娠、出産、嬰兒保育の女性的活動は女性が國家及び社會に對する所の至高の任務であつて、之が完全なる遂行は決して男子に於ける兵役の義務に劣るものではないのである。然るに筆者の計算に依れば、我が日本婦人労働者中毎年出産する者の數は5萬人を超過するのである。彼女等は出産の爲にその職業を中絶せられ、而も再就業の困難なるものが相等の多數に上つてゐるさういふ事實は、如何に婦人がその至高の義務遂行の爲にその經濟生活を威脅されてゐるかを想像することが出来るのである。現在の労働法規に於ては、妊婦及び産婦は僅に出産前後10週間の休養と出産手當並に分娩費の支給が規定せられるのみであつて、何等出産後の再就職に關する保護或は保證法規が存在してゐないのである。かくの如きは、洵に社會衛生の將來に於て重大なる問題であつて、妊婦及び産婦の職業保證、従つてはその經濟生活の保證はやがて母體自身の健康の保證であり、乳兒の發育に關する保證であり、又小兒の育成に關する保證に外ならぬのである。筆者はこゝに「母と兒とは生物學的意味に於ける單體である」との論據に於て、男子が國家的義務の前に保證せられた所の就業及び再就職の可能を、女子に於ても亦當然その増殖の義務に對して、就職と再就職とが保證せらるべきを主張するものである。

東京帝國大學醫學部教授永井潜博士主唱の下に、日本民族衛生學會が創立せられた事は我衛生學會に於ける注目すべき事件であつた。同會は昭和5年11月30日、東京北々谷市政講堂に於て發會式を行ひ、次で昭和6年3月其の機關雜誌「民族衛生」第1巻第1號を刊行するに至つたのである。同學會の發表する所の趣意書に従へば、同學會の組織及び創立を促した所のは我が現下の社會的現實である如くである。即ち「今や新マルサス主義は世界を風靡し、諸文明國民の生物學的勢力を絶えず蝕みつゝあります、心ある民族衛生學者も社會醫學者も、亦文化歴史家も社會政策家も聲を揃へて國民素質の將來の爲に悲痛なる警戒の叫びを上げてゐます。我が日本も遂にこの世界的風潮の外に立つことが出来ず、佛、英、獨等が過去数十年間を通じてなめ來つた苦杯を、今皆めんとしてゐるのであります。」とて産兒調節の現實に對する正しき指導と、世論の誘導とをその具體的な目標としてゐるかに察せられるのである。即ち、同學會は先づ醫學的運動の合理化を目標として成立した如くである。然し乍ら、同學會は日本人體質遺傳の根本長所及び家系學的或は體質學的調査研究の重要性を高調し、之等を基礎とする所の人口政策、社會政策、及國家政策の必須なることを主張してゐるのである。而も吾人の見逃すことの出来ない點は、その學會趣意書の結句に於て「我等の事業は多くの難關を前に控へて居るに拘らず、實に意義深き學術機關であり、又日本民族の百年の大計を樹つるもので、眞の意味の愛國的事業といふことが出来ませう」と唱へてゐることである。由來民族衛生學は常にその發祥の時代に於ては愛國思想と結びついてゐる。英國然り、獨逸亦然りであつて、我が國の民族衛生學會も亦その中に強固なる愛國の意義を高調してゐることは注目に値するものである。

最近に於けるスポーツ及び體育の興隆は洵に目ざましきものがある。政府も一般公衆もよくその發達に對して關心と助力とを示して來たのである。幾回の國際競技を経て今や我が國の選手は歐米の選手に劣らざる能力と技術とを示し得るの確信を有するに至つた。又體育施設について見るも、國家自治團體、或は私的團體はそれが普及促進に關し大いに努力したる結果、今や大都市に於ては完備したる競技場が設けらるゝに至つたのである。かくてスポーツ及び體育の興隆はその勢の赴くところ遂に技術及び競技偏重の傾向を有し、スポーツに附隨する弊害は漸く指揮者の憂ふる所となつて來たのである。こゝに於て文部省は遂に先づ第一着手として野球、競技に關する統制を行ふこととなり、スポーツ淨化の聲は次第に高調さるゝに至つたのである。

筆者は既に屢々公開の席上に於て、我が體育會の現状に關する私見を公にしたのであるからこゝに多言を費さうとは思はないが、我國現下の體育に於ける最大の缺陷は、スポーツ並に體育が學生、生徒、即ち學校體育と學生スポーツの域を脱せざるこゝである。毎年小學校を卒業する所の少年の約5割乃至6割は直に實際的職業の分野に進出し、社會の生産經濟に參與するものである。又中學校卒業者の約半數は同じく實際社會に入つて職業的生活に入るものである。之等の義務教育及び中等教育を修了して直に實際的職業生活に入る者は學校生徒の數よりも恐ろしく多數に上るのである。而も彼等の心身は未だ完成せられず、彼等は將に精神及び肉體の完成に關しての最も重大なる時期に當面しつゝ、その職業的生活を行ひ行くものである。由來、職業的活動は機械的生産手段の進展する限りに於ては調和的な活動ではないのである。即ち身體的にも又精神的にも非調和的な部分的活動に依つてのみ現代の多くの職業的活動は遂行されるのである。かくの如き職業的活動の性質は之等の青少年の心身の調和的發達を阻み、その將來の充實せる心身の能力と人格完成を阻止し勝なものである。又之等の青少年の職業的環境は多くは不良、不整備であつて、學校生活に於ける生活環境に比して著しく劣るものと考へられるのである。既に職業的活動そのものが彼等の心身の調和的發達に影惡響を齎し、又彼等の環境が劣惡なものであるとすれば、彼等の心身能力の將來の完全なる發展は期待し難いのである。こゝに筆者は重大なる國家問題を想起せざるを得ないのである。即ち義務教育を卒へ又は中等教育を修了して、實際的職業生活に入る者の大部分は、我が社會の生産能力を直接にその双肩に荷ふものであつて、彼等の心身の能力の完全なる發展は實に我が社會の生産、我が國民の生産能力の維持と進展に重大なる結果を招來せしむるものである。然るに之等の青少年に對しては現在その心身の發達に關して何等の國家的又は社會的干渉が行はれず、彼等は彼等の有する環境と生活のまゝに放置されてゐる状態である。文部當局の體育に關する關心は僅に國民の一半たる學生、生徒に限極せられ、之等の我が生産能力の進展に至大の關係を有する勞働者並に各種職業群に於ける青少年大衆を閉却してゐるこゝは重大なる錯誤であるを云はなければならない。

筆者は以上の如き義務教育及び中等教育の過程の修了者又は未修了者にして、各種の生産團體又は事業上に於て實際的職業生活を營むものにして、滿18歳以下の青少年に對しては彼等の心身の能力の調和的發達を保證し、延いては我が國民大衆の生産能力を保持増強するがために、強制的な體育時間が設定實施せられる事を必摺とするものである。少くとも一週間に3時間の強制的體育時間が彼等に課せらるべきであることを主張するものである。この實行に依つてのみ之等の職業生活に従事する青少年の心身能力の完全なる發展を保證し、生産

能力の發展を庶幾するこゝが出来るのである。そして之はスポーツの淨化、學校體育の統制にもまして更に、更に重大なる問題であるを信する次第である。

小學校教育に於ける職業指導の問題は教育的理論の時代から今や實行の時代に入つて來た様である。教育者も父兄も又産業關係者もすべてが少年の職業指導と職業選擇に關して實際的な要求と希望を熾烈にもつ様になつたのである。この事は一面就職の困難な現實にも起因するこゝ勿論であるが、他面職業に關する一般的認識の進歩普及並に現代産業及び職業機構そのものに因する要求が然らしむるものであると考へらるゝ。教育者も産業界も父兄も職業指導及び職業選擇の信據するに足る指導精神と方法との出現を待ち望んでゐる。而してこの機運に於て生理學と衛生學と醫學と心理學との分野からしては續々として種々の研究と調査とが發表せられ、今や實際問題と科學との方法とはこの問題に於て密接に相觸れようとしてゐるのである。筆者はこゝに本問題に關して醫學的な、將又心理學的な論議をしようとするのではない。筆者が特に本問題をこゝに持出して來たのは小學校に於ける職業指導に關しての最も基礎的な施設の缺陷を指摘し、之について指揮者の考慮を促さんとするに外ならぬのである。筆者の謂ふ所の基礎的施設とは何であるか、それは學校醫の質と量との改善充實を指すのである。現在に於ては極く少數の學校醫を除き、大多數の學校醫は有つて無きが如き状態である。彼等の多くは一年一回の體格検査とトラホーム診療とその他救急治療を單に義務的に行ふに過ぎずして、彼等の國民教育に關する干與は全く消極的な而も僅少な部分時活動に限極されてゐるのである。彼等は教育に於ける時代主潮を理解せず、醫學と教育との重要な關連について何等の見地を有せず、ましてや職業指導に於ける醫學の見地の重要性を理解するこゝは甚だ以て稀である。然るに小學校教育の完全なる實行は心的教養と身體的鍛練と培育とにあるこゝ勿論である。而して身體的鍛練と培育とは醫學の密接なる而うして持續的な干與支持なくしては之を期する事は不可能である。こゝに學校醫の活動の小學校教育への干與が、間歇的ではなく持續的でなくてはならない理由があり、消極的でなくして積極的でなくてはならぬ理由が存し、孤立的でなく常に教育主潮並に心理學と密接な協同作業でなくてはならぬ理由が存在するのである。そして之は現在の學校醫の質の統一の向上を要求する事と並なるのである。この質の向上と統一とは當然に學校醫の地位の向上と待遇の向上とを要求するものであつて、この考へから現在の學校醫制度を見渡す時には甚だ以て不満足極まるものがある事を頗る遺憾とするものである。以上の見地からして筆者は學校

に於ける職業指導の實際的活動を庶幾し、且つ有効に適切にこの目的を達しようとするならば學校醫制度の改善即ちその質の向上と其の活動方法、換言すれば彼等の教育への働きかけの改善をはかることは最も緊急を要する所の問題であるを信するのである。各學校或は數個の學校は必ず持續的に積極的に、且つ教育家及び家庭と協力して教育問題に干與し、教育圈内に活動する所の専任學校醫を持たなくてはならぬ。そしてその専任學校醫の待遇は著しく改善せられ、その質は何等かの方法に依つて向上せしめられなくてはならぬ。

第二章 公布されたる重なる法令

昭和六年度

(ゴチックにて示せるは法令の
全文又は一部を載せるもの)

毒藥劇藥品目改正 省令第1號 昭和6年1月	兵役義務者及優兵待遇審議會官制廢止 勅令第54號
大阪都市計畫事業下水道受益者負擔ニ關スル件 省令第2號 同上	同上
職業學校規程中改正 省令第3號 同上	震災被害者ニ對スル租稅ノ減免猶豫等ニ關スル件施行方 省令第11號 同上
國立療養所長職務規程 訓令第1號 同上	陸軍傳染病豫防救治手當金給與手續 省令第9號 同上
濱松都市計畫區域内市街地建物法適用區域 告示第10號 同上	監獄法施行規則中改正 省令第9號 同上
國立療養所分課規定 告示第11號 同上	主要食糧農產物改良増殖獎勵規則中改正 省令第8號 同上
市街地建築物法適用區域ノ件中改正 勅令第9號 昭和6年2月	綿羊飼育獎勵規則改正 省令第9號 同上
國立療養所官制中改正 勅令第11號 同上	國立療養所官制中改正 勅令第88號 昭和6年5月
市街地建築物法施行令規定ニ依リ土地指定 省令第4號 同上	健康保險療養給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル勅令施行ニ關スル件中改正 內務文部省令 同上
軍事看護法中改正 法律第27號 昭和6年3月	市街地建築物法適用區域ノ件中改正 勅令第123號 昭和6年6月
都市計畫法中改正 法律第30號 同上	簡易生命保險令中改正 勅令第138號 同上
米穀法中改正 法律第31號 同上	學校齒科醫及幼稚園齒科醫令 勅令第144號 同上
米穀需給調節特別會計法中改正 法律第32號 同上	鑛業法中改正 法律第65號 昭和6年7月
小作調査會官制廢止 勅令第27號 同上	癩豫防ニ關スル件中改正法律施行期日 勅令第180號 同上
保健技師等ノ定員中改正 省令第8號 同上	癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辨等ニ關スル件廢止 勅令第181號 同上
乳肉卵共同處理獎勵規則中改正 省令第4號 同上	家計調査施行規則 閣令第1號 同上
國立公園法 法律第30號 昭和6年4月	癩豫防法施行規則中改正 省令第10號 同上
簡易生命保險法中改正 法律第43號 同上	土木事業従事員共濟組合規則中改正 省令第17號 同上
震災被害者ニ對スル租稅減免猶豫等ニ關スル件 法律第40號 同上	陸軍職工規則改正 省令第11號 同上
砂糖消費稅法中改正 法律第48號 同上	製鐵所共濟組合規則中改正 省令第8號 同上
織物消費稅法中改正 法律第49號 同上	救護法施行期日 勅令第210號 昭和6年8月
勞働者災害扶助法 法律第54號 同上	救護法施行令 勅令第211號 同上
勞働者災害扶助責任保險法 法律第55號 同上	勞働者災害扶助責任保險特別會計規則 勅令第232號 同上
勞働者災害扶助責任保險特別會計法 法律第56號 同上	救護法施行規則 省令第20號 同上
入營者職業保障法 法律第57號 同上	監獄法施行規則中改正 省令第30號 同上
癩豫防ニ關スル件中改正 法律第58號 同上	林野現業員共濟組合規則中改正 省令第23號 同上
密生蟲病豫防法 法律第59號 同上	
阿片委員會官制 勅令第38號 同上	
都市計畫法施行令中改正 勅令第45號 同上	
特別都市計畫法施行令中改正 勅令第46號 同上	

重要産業ノ統制ニ關スル法律施行ニ關スル件 商工
 農林選信省令 同上
 簡易生命保險規則中改正 省令第38號 同上
 簡易生命保險審査會規程施行細則中改正 省令第40
 號 同上
 國立公園法施行期日 勅令第241號 昭和6年9月
 國立公園法施行令 勅令第242號 同上
 國立療養所官制中改正 勅令第250號 同上
 國立療養所職員制中改正 勅令第251號 同上
 國立公園法施行規則 省令第25號 同上
 防火地區建築補助規則中改正 省令第27號 同上
 簡易生命保險團體特別取扱規則改正 省令第12號 同上
 一家ヨリ多數ノ兵役服務者ヲ出シタル場合ニ於ケル表
 彰ニ關スル件 勅令第255號 昭和6年10月
 入營者職業保障法施行期日 勅令第200號 同上
 入營者職業保障法施行令 勅令第201號 同上
 入營者職業保障法ヲ朝鮮、臺灣、及樺太ニ施行スルノ
 件 勅令第202號 同上
 關東州等ニ於ケル入營者職業保障ニ關スル件 勅令
 第203號 同上
 入營者職業保障法施行規則 內務陸軍海軍選信省
 令 同上
 温泉治療學研究所官制 勅令第208號 昭和6年11月
 都市計畫法ヲ山口市外三市ニ適用スルノ件 勅令第
 274號 同上
 市街地建築物法適用區域ノ件中改正 勅令第275號
 同上
 勞働者災害扶助法施行令 勅令第276號 同上
 勞働者災害扶助責任保險法施行令 勅令第277號

同上
 米及穀ノ輸入稅增加ノ件中改正 勅令第278號 同上
 市街地建築物法施行令ニ依リ山口市外三指定 省令
 第30號 同上
 勞働者災害扶助法施行規則 省令第32號 同上
 勞働者災害扶助責任保險法施行規則 省令第33
 號 同上
 軍事救護法中改正法律施行期日 勅令第283號 昭
 和6年12月
 軍事救護法施行令改正 勅令第284號 同上
 鑛山監督局官制中改正 勅令第285號 同上
 市街地建築物法施行令中改正 勅令第294號 同上
 勞働者災害扶助責任保險審査會規程 勅令第29
 5號 同上
 豐橋都市計畫事業下水道受益者負擔ニ關スル件 省
 令第30號 同上
 救護法施行令ニ依リ市ヲ指定 省令第35號 同上
 勞働者災害扶助責任保險審査會規程施行規則
 省令第36號 同上
 專賣局共濟組合員ニシテ判任官俸給令中改正ニ準シ減
 給ニ因リ掛金額低下シタル者ノ改定期掛金額ニ達スル
 迄從前ノ掛金ヲ爲スノ件 省令第38號 同上
 專賣局共濟組合規則中改正 省令第40號 同上
 所得稅法施行細則中改正 省令第41號 同上
 製鐵所共濟組合規則中改正 省令第42號 同上
 昭和5年國勢調査ノ結果表章ニ用フヘキ産業分
 類及職業分類中改正 訓令第2號 同上
 勞働者災害扶助責任保險特別會計事務取扱規定 訓
 令第12號 同上

法令

毒藥劇藥品目改正 (內務省令第1號 昭和6
 年1月10日)
 明治45年3月內務省令第2號毒藥劇藥品目中左ノ通改
 正ス
 毒藥チアン水素酸、チアンカリウム其他チアン化合物
 並製劑但書中「バクチ水」ヲ「バクチ葉製劑」ニ改ム
 劇藥中「エタゴニン、其化合物並製劑」ノ次ニ「バク
 チ葉製劑」ヲ加フ
 勞働者災害扶助法(法律第54號 昭和6年4月2日)

第1條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ
 適用ス
 1 土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火藥類
 ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時10人
 以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ
 2 土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更
 若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ
 (イ) 國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル
 公共團體ノ直營工事
 (ロ) 鐵道軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道電氣若
 ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事

(ハ) 其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ
 3 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線
 ニ依リ自動車ノ運輸事業
 4 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁
 波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ
 工場、鑛山若ハ土石砂礫ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物
 積卸ノ事業ニシテ動力ニ依リ起重機、昇降機其ノ他ノ
 揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時10人以上ノ勞働者ヲ使用
 スルモノ
 5 前各號ニ掲グルモノノ外危險ナル事業又ハ衛生
 上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ
 主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セザル土石砂礫ヲ採取ス
 ル事業及岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物
 取扱ノ事業ニ付地域ヲ限リ本法ヲ適用スルコトヲ得
 第2條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働者ガ業
 務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本
 人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生
 計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ
 第3條 前條ノ事業主トハ勞働者ヲ使用シテ事業ヲ
 爲ス者ヲ謂フ但シ第1條第1項第2號(ハ)ノ工事ノ全
 部又ハ一部ガ數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ於テハ
 元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス
 前項但書ノ場合ニ於テ元請負人ガ書面ニ依リ契約ヲ以
 テテ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルキハ其ノ下
 請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場
 合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重
 複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ズ
 前項ノ場合ニ於テ元請負人ガ扶助ノ請求ヲ受ケタル
 キハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先ヅ催告スベキ
 旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人ガ破産ノ宣告
 ヲ受ケ又ハ其ノ行方ガ知レザルキハ此ノ限ニ在ラズ
 第4條 第1條第1項第1號又ハ第4號ノ事業ガ專
 ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ
 其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス
 前條第3項ノ規定ハ前項ノ注文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケ
 タル場合ニ之ヲ準用ス
 第5條 行政官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行
 ハル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル
 事項ヲ事業主又ハ勞働者ニ命ズルコトヲ得
 第6條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官
 吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハル場所ニ臨檢セシムル
 コトヲ得
 第7條 事業主扶助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力
 アルニ拘ラズ扶助ヲ爲サザルトキハ100圓以下ノ罰金
 ニ處ス
 第8條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨
 檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ

爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ300圓以下ノ罰
 金ニ處ス
 第9條 事業主未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ
 法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人
 又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス
 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者
 ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第10條 事業主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者
 雇入其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタ
 ルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ
 免ルルコトヲ得ズ
 第11條 本法中事業主ニ關スル罰則ハ國、道府縣市
 町村及勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ
 附 則 本法ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス
 勞働者災害扶助責任保險法 (法律第54號 昭
 和6年4月1日)
 第1條 政府ハ本法ニ依リ勞働者災害扶助責任保險
 ヲ管掌ス
 第2條 勞働者災害扶助責任保險ニ於テハ勞働者災
 害扶助法、工場法又ハ鑛業法ニ基ク扶助責任ヲ保險ス
 ルモノトス扶助責任ノ保險ヲ付スベキ事業ノ種類、保
 險スベキ扶助責任ノ範圍及保險料率、保險料納付期日
 其ノ他保險料ニ關スル事項ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定
 ム
 第3條 勞働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)
 ノ工事ノ事業主及勅令ノ定ムル事業主ハ政府ト保險契
 約ヲ締結スベシ但シ同法第3條第2項ノ場合ニ於テハ
 元請負人ニ於テ保險契約ヲ締結スベシ
 第4條 保險契約者ヲ以テ保險金受取人トス但シ前
 條但書ノ規定ニ依リ元請負人ガ保險契約ヲ締結シタル
 場合ニ於テハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ヲ以テ保險金
 受取人トス
 政府ハ前項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助
 ヲ受タベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得
 第5條 保險契約者ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ
 保險料算定ノ基礎タル重要ナル事實ヲ告知セズ又ハ其
 ノ事實ニ付不實ノ告知ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ
 定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコ
 トヲ得
 第6條 保險契約者保險料ノ拂込ニ付遲滞シタルト
 キハ其ノ遲滞期間ニ於テ生シタル事故ニ對スル保險金
 ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支
 拂ハザルコトヲ得
 第7條 保險契約者又ハ保險金受取人ガ故意若ハ重
 大ナル過失ニ依リ又ハ勞働者災害扶助法、工場法若ハ
 鑛業法ニ基ク危害豫防若ハ衛生ニ關スル命令ニ違反シ

タルニ依リ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得

第8條 保險金支拂ノ義務及保險料返還ノ義務ハ二年、保險料支拂ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ依リテ消滅ス

第9條 保險契約者又ハ保險金受取人ガ労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルニハ労働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

第10條 労働者災害扶助責任保險審査會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第11條 本法ニ依リ保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第12條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ本法ニ依リ扶助責任ノ保險ヲ付シ又ハ付スベキ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第13條 第3條ノ事業主保險契約ヲ締結セザルトキハ1000圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第200條乃至208條ノ規定ヲ準用ス

第14條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ300圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則 本法ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス
労働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)ノ工事ニシテ本法施行前ニ着手(請負ニ依ルモノニ付テハ請負契約ノ締結)セラレタルモノニ付テハ第3條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

労働者災害扶助責任保險特別會計法 (法律第59號 昭和6年4月1日)

第1條 労働者災害扶助責任保險法ニ依リ労働者災害扶助責任保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第2條 本會計ニ於テハ保險料、積立金ヨリ生ズル歳入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ保險金保險料ノ返還金保險施設費借入金ノ償還金及其ノ利子一時借入金ノ利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第3條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足ス

ベシ

第4條 本會計ニ關スル經費ヲ支拂スル爲必要アル時ハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲ス事ヲ得前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險金及保險料ノ返還金ヲ支拂スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第5條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第6條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第7條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第8條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第9條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第10條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 本法ハ昭和6年9月1日ヨリ之ヲ施行ス一般會計ハ昭和6年度ニ限り其ノ豫算ノ定ムル金額ヲ本會計ニ繰入ルルコトヲ得

入替者職業保障法(法律第57號 昭和6年4月2日)

第1條 何人ト雖モ被贈者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入替(應召ノ場合ヲ含ム)以下之ニ同ジ)ヲ命ゼラレタル者又ハ入替ヲ命ゼラレタルコトアルベキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲サベカラズ

第2條 雇傭者ハ入替ヲ命ゼラレタル被贈者ヲ解雇シタルトキ又ハ被贈者ノ入替中雇傭期間ノ満了シタルトキハ其ノ者ガ退替(入替ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ3月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

1 被贈者ガ入替ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ2年、海軍ニ在リテハ3年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

2 被贈者ガ第2項ニ規定スル通知ヲ爲サズ又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク20日以内ニ勞務ニ就カザルトキ

3 被贈者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘザルトキ

4 被贈者カ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

5 被贈者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

6 雇傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理難少其ノ他之ニ準ズル事由アルトキ

雇傭者及被贈者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第1項各號ニ掲グル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被贈者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ3月以内ニ於テ民法第27條又ハ第28條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ズ

第3條 前條第1項ノ規定ニ依リ退替者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フベキ勞務及給與ハ其ノ者ノ入替直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被贈者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入替直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨グズ

第4條 前2條ノ規定ハ入替ヲ命ゼラレタル被贈者ガ解雇セラレザル場合ニ於ケル退替後ノ復職及取扱ニ付テ之ヲ準用ス

第5條 前3條ノ規定ハ雇傭者ガ常時50人以上ノ被贈者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第6條 當該官吏又ハ公吏ハ第4條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第7條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノノ被贈者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準ジ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

嚮豫防ニ關スル件中改正 (法律第58號 昭和6年4月2日)

明治40年法律第11號中左ノ通改正ス
本法ニ左ノ題名ヲ附ス

嚮豫防法

第2條ノ2 行政官廳ハ嚮豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

1 嚮患者ニ對シ業態上汚染傳播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト

2 古著、古瀕器、古本、紙屑、襤褸、食物物其ノ他ノ物件ニシテ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲スコト

第3條 行政官廳ハ嚮豫防上必要ト認ムルトキハ命

令ノ定ムル所ニ從ヒ嚮患者ニシテ病源傳播ノ虞アルモノヲ國立嚮豫防所又ハ第4條ノ規定ニ依リ設置スル嚮豫防所ニ入所セシムベシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテ一時相當ノ嚮豫防ヲ爲スベシ

前2項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ嚮患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時嚮豫防セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時嚮豫防ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ負擔支拂スベシ

第4條第3項ヲ削ル

第4條ノ2中「被嚮患者」ヲ「入所患者」ニ改ム

第5條 私立ノ嚮豫防所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣ノヲ定ム

第6條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第2條ノ2第1號ノ規定ニ依リ從業禁止又ハ第3條第1項ノ規定ニ依リ入所ニ因リ生活スルコト能ハザル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スベシ

第7條第1項ヲ左ノ如ク改メ同條第3項ヲ削ル
左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

1 第2條ノ2第2號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費

2 入所患者(國立嚮豫防所入所患者ヲ除ク)及一時嚮豫防ニ關スル諸費

3 嚮診ニ關スル諸費

4 其ノ他道府縣ニ於テ嚮豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第7條ノ2 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第8條中「前條」ヲ「第6條及第7條ノ規定ニ依リ」ニ改ム

第9條中「扶養義務者」ヲ「親族」ニ改ム

第10條 第1條ノ規定ニ違反シ又ハ第2條ノ2ノ規定ニ依リ行政官廳ノ處分ニ違反シタル者ハ100圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第10條ノ2 第2條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第11條 嚮師若ハ嚮師タリシ者又ハ嚮豫防事務ニ關係アル公務員若ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル嚮患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所本籍、血統關係又ハ病名其ノ他嚮タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏洩シタルトキハ6月以下ノ懲役又ハ100圓以下ノ罰金ニ處ス

第12條中「行政官廳ニ於テ救護中」ヲ「療養所ニ入所中又ハ第3條第2項及第3項ノ規定ニ依ル一時救護中」ニ改ム

附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (參照)

明治40年3月19日公布法律第11號竊防ニ關スル件抄録

第3條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前2項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第4條第1項及第3項 主務大臣ハ2以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲ニ必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得 主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第1項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第4條ノ2 國立癩療養所及前條ノ療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第5條 救護ニ關スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第3條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第6條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第305條及第306條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シテ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第7條第1項及第3項 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

1 癩患者ノ救護費(國立癩療養所ニ入ラシメタル癩患者ノ救護費ヲ除ク)又ハ癩患者若ハ其ノ同伴者同居者ニ對スル一時救護費ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得ザルモノ

2 檢診ニ關スル諸費

3 其ノ他道府縣ニ於テ癩預防上施設スル事項ニ關スル諸費

第3條第2項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第8條 國庫ハ前條道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ6分ノ1乃至2分ノ1ヲ補助スルモノトス

第9條第2項及第3項 癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第10條 醫師第1條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ50圓以下ノ罰金ニ處ス

第11條 第2條ニ違反シタル者ハ20圓以下ノ罰金ニ處ス

第12條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除ク外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

寄生蟲病預防法 (法律第57號 昭和6年4月2日)

第1條 本法ニ於テ寄生蟲病ト稱スルハ蛔蟲病、十二指腸蟲病、住血吸蟲病、肝臟「ダストマ」病及主務大臣ノ指定スル寄生蟲病ヲ謂フ

第2條 地方長官ハ寄生蟲病ノ預防上必要ト認ムルトキハ健康診斷ヲ行ヒ又ハ糞便檢査ヲ爲スコトヲ得 前項ノ健康診斷又ハ糞便檢査ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第3條 地方長官ハ糞便其ノ他寄生蟲病傳播ノ媒介ト爲ルベキ物件ノ處置ニ付寄生蟲病ノ預防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第4條 市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス以下之ニ同ジ)ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ寄生蟲病ノ預防及治療ニ關スル施設ヲ爲スベシ

第5條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ寄生蟲病ノ預防及治療ノ費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スベシ

第6條 北海道地方費又ハ府縣ハ第3條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ依リ糞便其ノ他ノ物件ノ處置ヲ爲ス者ニ對シ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第7條 國庫ハ前2條ノ補助ノ爲メ其ノ他寄生蟲病ノ預防及治療ノ費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ6分ノ1ヲ補助ス

第8條 第3條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ50圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

入營者職業保障法施行期日(勅令第200號 昭和6年10月31日)

入營者職業保障法ハ昭和6年11月1日ヨリ之ヲ施行ス

入營者職業保障法施行令(勅令第261號 昭和6年10月31日)

第1條 入營者職業保障法第6條第2項ニ規定スル官吏又ハ公吏左ノ如シ

1 國ノ被贈者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被贈者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳又ハ直接上級ノ部局長但シ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ雇傭シタル者ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ定ムル官吏

2 道府縣又ハ市町村ノ被贈者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被贈者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳、直接上級ノ部局長又ハ職業紹介事務局長

3 前2號ノ適用アル場合ヲ除キ船員法ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ選信局長(朝鮮船員令ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督府選信局長)又ハ船員法第79條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長、鑛業法ノ適用アル鑛夫又ハ砂鑛業ニ從事スル鑛夫ニ關スル勸解ニ付テハ鑛山監督局長又ハ第4號ニ掲グル官吏若ハ公吏

4 前3號ニ掲グル者以外ノ被贈者ニ關スル勸解ニ付テハ地方長官、職業紹介事務局長、市町村長又ハ職業紹介所長

第2條 本令中道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ關スル規定ハ道府縣、市町村又ハ地方長官市町村長ニ準ズルモノニ之ヲ適用ス

附 則 本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (參照)

昭和6年4月2日公布法律第57號入營者職業保障法抄録

第6條 當該官吏又ハ公吏ハ前4條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 明治32年3月8日公布法律第47號船員法抄録

第79條 本法ノ規定ニ依リ管海官廳カ行フヘキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、市制又ハ町村制ヲ施行セザル地方ニ在リテハ戶長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ其事務ヲ行ハシムル事ヲ得

入營者職業保障法施行規則(內務陸軍海軍選信省令 昭和6年10月31日)

第1條 被贈者(入營者職業保障法ノ適用アル被贈者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

- 1 入營スベキ期日及部隊定マリタルトキ
2 入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ2年海軍ニ在リテハ3年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ
3 傷疾疾病其ノ他ノ事由ニ因リ退營後再ビ雇傭セラルルコト又ハ復職スルコトヲ希望セザルトキ

第2條 被贈者ハ退營豫定期日ヨリ3月ヨリ退營後20日以内(入營又ハ應召ノ際行フ身體檢査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル者並ニ臨時ニ退營ヲ命ゼラレタル者ニ在リテハ退營後20日以内)ニ左ノ事項ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

- 1 退營豫定期日又ハ退營シタル日
2 退營後再ビ勞務ニ就キ得ベキ豫定期日
3 退營後ノ受信場所

被贈者前項ノ通知ヲ爲シタル後退營豫定期日ニ變更アリタルトキ又ハ前項第2號及第3號ノ事項ヲ變更スル必要ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ雇傭者ニ通知スベシ

第3條 被贈者ハ左ノ各號ノ1ニ該當スル事由ニ因リ雇傭者ヨリ勞務ニ就クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ20日以内ニ勞務ニ就クコト能ハザルトキハ遲ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

- 1 疾病ニ罹リ又ハ傷疾ヲ受ケタルトキ
2 直系尊屬、妻又ハ直系卑屬ガ死亡シタルトキ又ハ重體ナルトキ
3 本人ト同一戶籍又ハ同一世帯内ニ在ル者死亡シ他ニ復始末ヲ爲ス者ナキトキ
4 本人ト同一戶籍又ハ同一世帯内ニ在ル者重體ニシテ他ニ看護ヲ爲ス者ナキトキ
5 本人ノ住家ノ火災、流失又ハ倒壊其ノ他重大ナル災害ヲ蒙リ他ニ復始末ヲ爲ス者ナキトキ
6 其ノ他各號ニ掲グル事由ニ準ズル已ムヲ得ザル事由アルトキ

第4條 雇傭者ハ第2條第1項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ被贈者ニ通知スベシ

- 1 再ビ勞務ニ就カシメ得ベキ期日
2 入營直前ノ勞務又ハ給與ト異ナル勞務又ハ給與ヲ與フル場合ニ於テハ當該事項
3 其ノ他必要ト認ムル事項

第5條 雇傭者ハ入營者職業保障法第2條第1項第2號乃至第6號ノ1ニ該當スル事由ニ因リ被贈者ヲ解

雇シタルトキ又ハ被雇者ヲ再雇シ若ハ復職セシメ得ザルトキハ運滞ナク其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被雇者ニ通知スベシ

第6條 雇者ハ所轄地方職業紹介事務局長(船員法ノ適用アル船員ニ付テハ所轄通信局長)ニ對シ運滞ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ届出ツベシ

1 被雇者ニシテ入營ヲ命ゼラレタル者アルトキハ其ノ氏名、住所、勞務及給料

2 第4條又ハ第5條ノ規定ニ依リ通知シタル事項即項第1號ノ届出ニハ事業ノ種類及被雇者ノ總數ヲ附記スベシ

第7條 雇者又ハ被雇者ニシテ入營者職業保障法第6條ノ規定ニ依リ勸解ヲ求メントスル者ハ入營者職業保障法施行令ノ定ムル所ノ當該官吏又ハ公吏ニ書面又ハ口頭ヲ以テ申出ツベシ

附 則 本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助法施行令(勅令第27號 昭和6年11月27日)

第1條 労働者災害扶助法第1條第1項第2號(イ)ノ公共團體ハ左ニ掲グルモノトス

- 1 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、學區並ニ町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル町村ニ準ズベキモノ及其ノ組合
2 水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合
3 耕地整理組合及土地區劃整理組合並ニ其ノ聯合會

第2條 労働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)ノ工事ハ左ノ各號ノ1ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒高九米未満ニシテ且建築面積330平方米未満ノ木造家屋ノ建築工事を除ク

- 1 使用労働者延人員1000人以上ノモノ
2 請負ニ依ルモノニシテ請負金額10000萬圓以上ノモノ

3 火薬類、動力(1馬力以下ノ電動カヲ除ク)ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用フルモノニシテ使用労働者延人員300人以上ノモノ

4 地上10米以上又ハ地下3米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用労働者延人員300人以上ノモノ

工事著手期ニ於ケル豫定計畫が即項ノ規模ニ該當スルモノハ工事著手後之ニ該當セザルニ至リシ場合ト雖モ即項ノ規模ニ該當スルモノト看做ス

第3條 事業主ハ労働者ガ業務上眞傷シ若ハ疾病ニ罹リ又ハ之ニ因リ死亡シタルトキハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スベシ但シ扶助ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ

其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得 即項ノ疾病トハ左ノ各號ノ1ニ該當スルモノヲ謂フ

- 1 眞傷ニ因リ發シタル疾病
2 異物ニ因リ眼疾患、重動物體ノ取扱ニ因リ腕肘炎其ノ他災害ニ因リ疾病
3 毒性、劇性又ハ刺激性物品ニ因リ中毒症又ハ皮膚若ハ粘膜ノ障礙
4 氣壓ノ急激ナル變化ニ因リ疾病
5 有害ナル光線ニ因リ眼疾患
6 其ノ他内務大臣ノ指定スル疾病

第1項ノ扶助義務ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外労働者ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ 工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受ケル職工及鑛夫ニ付テハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

第4條 労働者眞傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ事業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スベシ

第5條 労働者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃金ヲ受ケザルトキハ事業主ハ労働者ノ療養中1日ニ付標準賃金100分ノ60ノ休業扶助料ヲ支給スベシ但シ日雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニシテ繼續使用セラルルコト10日未満ノ者ニ付テハ事故發生ノ日ヨリ起算シ3日間ハ之ヲ支給スルコトヲ要セズ

労働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金ノ100分ノ20トス

第6條 労働者ノ眞傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ事業主ハ別表(略)ニ掲グル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ

別表(略)ニ掲グル身體障害2以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ 左ニ掲グル場合ニ於テハ前2項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上グ

- 1 第13級以上ノ身體障害2以上存スルトキ 1級
2 第8級以上ノ身體障害2以上存スルトキ 2級
3 第5級以上ノ身體障害2以上存スルトキ 3級

別表(略)ニ掲グルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表(略)ニ掲グル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給スベシ

既ニ身體障害ヲ存スル者眞傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ低ニ存シタル

害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スベシ

第7條 労働者重大ナル過失ニ因リ眞傷シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ認定ヲ受ケタルトキハ休業扶助料及障害扶助料ハ之ヲ支給スルコトヲ要セズ

第8條 労働者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金300日分ノ遺族扶助料ヲ支給スベシ

第9條 労働者死亡シタルトキハ事業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金30日分(其ノ金額30圓ニ滿チザルトキハ30圓)ノ葬祭料ヲ支給スベシ

第10條 第4條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月1回以上之ヲ支給スベシ但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月2回以上之ヲ支給スベシ 障害扶助料ハ労働者ノ眞傷又ハ疾病ノ治癒後運滞ナク之ヲ支給スベシ但シ事業主ガ從來ノ賃金ヲ支給シテ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

遺族扶助料及葬祭料ハ労働者ノ死亡後運滞ナク之ヲ支給スベシ 事業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前2項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

労働者災害扶助責任保險法ニ依リ保險セラルル場合ニ於テハ前2項但書及即項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第11條 第4條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ヲ支給ヲ受ケル労働者療養開始後1年ヲ経過スルモ眞傷又ハ疾病治癒セザルトキハ事業主ハ標準賃金540日分(第7條ノ場合ニ於テハ270日分)ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前7條ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

第12條 別表(略)第8級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受ケル労働者扶助ヲ受ケタル日ヨリ15日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ事業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スベシ

第13條 事業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及労働者ノ出捐スル共済組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

地方長官必要ト認ムルトキハ即項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第14條 労働者災害扶助責任保險法第4條第2項ノ規定ニ依リ政府ガ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令

ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ 第15條 標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

1 労働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ1日ニ付16歳未満ノ者ハ40錢、16歳以上ノ女子ハ30錢其ノ他ノ者ハ1圓

2 労働者災害扶助法第1條第1項第4號ノ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前(1月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種労働者ノ賃金總額ヲ其ノ労働者ノ數ニ其ノ期間ノ日數ヲ乘ジタル數(業務上眞傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シ賃金ヲ受ケザル日數ヲ控除ス)ヲ以テ除シタル金額

3 前2號以外ノ事業ニ日雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種労働者ノ平均賃金ノ3分ノ2

4 前3號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)3月間(雇入後3月ニ滿チザルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ100分ノ60ヲ下ルコトヲ得ズ

5 健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前4號ノ規定ニ拘ラス事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準報酬日額

6 前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハザル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額 内務大臣ハ業務ノ種類又ハ地域ヲ限リ即項第1號ノ金額ヲ増加又ハ減少スルコトヲ得

第1項第4號ニ規定スル期間中ニ業務上眞傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第1項第4號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

第1項第4號ノ賃金總額ニハ3月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ包含セズ

第10條 前條ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコトヲ得

第17條 工場法施行令第10條乃至第12條、第13條ノ2第15條及第18條ノ規定ハ本令ノ扶助ニ付テハ適用ス

第18條 國ノ直營スル事業ニ於ケル労働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規定ニ依ル

第19條 労働者災害扶助法第11條ノ公共團體ハ道府縣又ハ市町村ニ準ズベキモノトス

第20條 本令中地方長官トアルハ砂礫業ニ在リテハ
鐵山監督局長トス
附 則 本令ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助責任保険法施行令(勅令第277號
昭和6年11月27日)

第1條 労働者災害扶助責任保険ニ付スル事業ハ労働者
災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)ノ工事トス
前項ノ工事ノ事業主(労働者災害扶助法第3條第2項
ノ場合ニ於テハ元請負人タル事業主)ハ工事ノ開始前
14日迄ニ保険契約ノ申込ヲ爲スベシ但シ已ムコトヲ得
ザル場合ニ於テハ其ノ後ニ於テ保険契約ノ申込ヲ爲ス
コトヲ妨グズ

- 第2條 保険スベキ扶助責任ノ範圍左ノ如シ
- 1 療養費中10圓ヲ超ユル部分
 - 2 休業扶助料中8日以後ノ休業ニ付支給スル部分
 - 3 障害扶助料
 - 4 遺族扶助料
 - 5 打切扶助料

第3條 前條第1號ノ療養費ノ範圍ハ左ニ掲グル療
養ノ費用トス

- 1 診察(扶助請求ニ必要ナル診断書意見書等ノ作
成ヲ含ム)
- 2 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 3 處置及手術(齒科補綴ヲ含ム)
- 4 物理的治療
- 5 病院收容
- 6 看護
- 7 移送

前項ノ療養ノ費用ハ政府ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス
第1項第1號乃至第5號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタ
ル場合ヲ除ク外政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ
病院ニ就キ受クルモノニ限ル

第1項第4號乃至第7號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタ
ルモノニ限ル

第4條 第2條第5號ノ打切扶助料ハ政府ノ承認ヲ
受ケ又ハ其ノ指示ニ依リ支給スルモノニ限ル
保険金受取人前項ノ指示ニ從ハザルトキハ政府ハ當該
負傷又ハ疾病ニ付以後ノ療養費及休業扶助料ニ對スル
保険金ノ支拂ヲ爲サズ

第5條 保険期間ハ工事ノ開始ヨリ終了迄トス但シ
工事開始後保険料(第7條第1項但書ノ場合ニ於テハ
第1回保険料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ拂込ノ
翌日ヨリ工事終了迄トス

第6條 保険料ハ左ノ金額トス

- 1 請負金額ノ定アル工事(工作物ノ破壊工事ヲ除

ク)ニ付テハ請負金額ニ保険料率ヲ乘シタル額
2 前號以外ノ工事ニ付テハ労働者ノ賃金總額ニ保
險料率ヲ乘シタル額

政府ハ請負金額ノ定アル工事ニ付テモ其ノ材料ヲ注
文者ヨリ支給セラルルコト其ノ他ノ事由ニ因リ前項第1
號ノ規定ニ依ル適當ナラズト認ムルトキハ同項第2
號ノ規定ニ依リ保険料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ工事開始後保険料(第7條第1項但書ノ場合ニ
於テハ第1回保険料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ工
事開始後拂込ガ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ルモノト認
メタルキハ工事開始ノ日ヨリ保険料拂込ノ日迄ニ於
ケル工事進捗ノ状況又ハ使用労働者延人員數ニ應ジテ
保険料ヲ減額スルコトヲ得

第7條 保険契約ノ申込ヲ爲シタル者ハ已ムコトヲ
得ザル場合ヲ除ク外工事開始前ニ保険料ヲ政府ニ拂
込ムベシ但シ工事期間1年ヲ超ユルモノニ付テハ最初
ノ1年分ノ保険料ヲ工事開始前ニ拂込ミ爾後各年(1
年ニ滿テザルトキハ其ノ期間)分ノ保険料ヲ其ノ期間
開始前ニ拂込ムコトヲ得

前項ノ保険料ハ前條第1項第1號ノ規定ニ依ルモノニ
付テハ保険契約申込ノ時ニ於テ定メラレタル請負金額
ニ、同項第2號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ
見込額ニ保険料率ヲ乘シタル金額トス

第1項但書ノ1年分ノ保険料ハ保険料總額ヲ豫定工事
期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ305(閏年ノ2月末日
ヲ含ム場合ニハ306)ヲ乘シタル金額トス但シ政府ハ工
事施行計畫ノ状況ニ應ジ異ル方法ニ依リ1年分ノ保
險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ第2項ノ請負金額又ハ賃金總額ノ見込額ニ變更
ヲ生シタルキ其ノ他必要アル場合ニ於テハ保険料ノ
追加拂込ヲ命ズルコトヲ得

第8條 第6條第1項第2號及前條第2項第4項ノ
賃金總額ハ労働者災害扶助法施行令第15條及第16條ノ
規定ニ依リ定ムル標準賃金額ニ使用労働者延人員(工
場法又ハ礦業法ノ適用ヲ受クル職工及雇夫ヲ除ク)ノ
數ヲ乘シタル金額トス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ16歳未満ノ者ハ16歳以上ノ
者ト看做ス

第9條 保険料率ハ内務大臣ノヲ定ム

第10條 第7條ノ規定ニ依リテ拂込ミタル保険料ガ
工事終了後第6條ノ規定ニ依リテ算定シタル保険料ニ
比シ過不足アルトキハ政府ハ保険料ノ追加拂込ヲ命ジ
又ハ之ヲ返還ス

第11條 左ノ各號ノ條件ヲ具備スル場合ニ於テハ政
府ハ第1號ノ剩餘額ノ範圍内ニ於テ第3號ノ超過額
ヲ限度トシテ第1號ノ工事ノ保険契約者ニ保険料ノ一
部ヲ返還スルコトヲ得但シ労働者災害扶助責任保険法

第5條乃至第7條ノ規定ニ該當スル保険契約者ニ對シ
テハ此ノ限ニ在ラズ

1 毎會計年度未現在ニ於テ前前年度中ニ作業ノ修
了シタル工事ニ付テハ保險料總額ノ8割ヨリ支拂保險
金總額ヲ差引キ剩餘ヲ生ズルコト

2 當該會計年度決算ニ於テ損失ヲ生ゼザルコト

3 當該會計年度決算ニ於ケル積立金ガ本保險開始
以來ノ收入保險料總額ノ1割ヲ超ユルコト

前項ノ規定ニ依リ返還ハ各個ノ工事ニ付保險料ノ8割
ヨリ支拂保險金額ヲ控除シタル剩餘額ニ比例シテ之ヲ爲
ス

第1項ノ會計年度9月未現在ニ於テ尙繼續シテ療養ヲ
受クル者アルトキハ前2項ノ規定ノ適用ニ付テハ同年
度9月未ニ於テ打切扶助料ヲ支給シタルモノト看做シ
支拂保險金額ヲ計算ス

第12條 保險金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他
ノ事由ニ因リ扶助ヲ受クルコト困難ナリト認ムル場合
ニ於テハ政府ハ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂フコ
トヲ得

第13條 労働者災害扶助責任保険法第5條ノ場合ニ
於テハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ但シ保險契約者告
知セザリシ事實ヲ告知シ又ハ不實ノ告知ヲ訂正シタル
場合ニ於テ其ノ後ニ生シタル事故ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ

第14條 保險契約者第7條第1項但書ノ規定ニ依ル
第2回以後ノ保險料ノ拂込又ハ同條第4項ノ規定ニ依
ル保險料ノ追加拂込ヲ遲滞シタルトキハ政府ハ遲滞期
間中ニ生シタル事故ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サズ但
シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第15條 保險契約者又ハ保險金受取人故意又ハ重大
ナル過失ニ因リテ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメ
タルトキハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第16條 政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス資力ナシト認ム
ル場合ニ於テハ前3條ノ規定ニ拘ラズ保險金ヲ支拂フ
コトヲ得

第17條 労働者災害扶助責任保険ハ社會局長官ニ於
テ之ヲ掌ル但シ第3條第3項第4項又ハ第4條第1項
ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ヲ管轄スル地方
長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノヲ爲ス

附 則 本令ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助法施行規則(省令第22號 昭和6年
11月28日)

第1條 労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ事
業主ハ扶助ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選
任スルコトヲ得

事業主ガ事業ノ行ハルル場所ニ居住セザルトキ又ハ事

業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所ガ事業ノ行ハル
ル場所ニ在ラザルトキハ扶助代理人ヲ選任スベシ

前2項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ事
業主ハ遲滞ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監
以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ改任
ヲ命ズルコトヲ得

扶助代理人ハ本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノト
ス

第2條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ負傷者ノ救
護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備置クベシ但シ其ノ附
近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ベキモナル場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

第3條 事業主ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項
ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ
行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ揭示スベシ

前項ノ揭示ニハ労働者災害扶助法第3條第2項又ハ同
法第4條第1項ノ事業主アルトキハ其ノ住所氏名ヲモ
記載スベシ

第4條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主
タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置クベシ
前項ノ扶助ニ關スル書類ハ扶助ノ終了日ヨリ3年
間之ヲ保存スベシ

第5條 労働者業務上ノ負傷又ハ労働者災害扶助法
施行令第3條第2項ノ疾病ニ因リ療養ノ爲3日以上ノ
休業ヲ要スベキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ遲
滞ナク様式第1號(略)ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベ
シ

第6條 事業主扶助ヲ爲シタルトキハ様式第2號ニ
依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第7條 事業主ハ毎年10月末日迄ニ様式第3號ニ依
リ10月1日現在ニ於ケル労働者數ヲ地方長官ニ届出ヅ
ベシ但シ労働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)ノ
工事は付テハ此ノ限ニ在ラズ

第8條 第1條乃至第3條第5條及第7條ノ規定ニ
於テ事業主トアルハ労働者災害扶助法第3條第2項ノ
場合ニハ下請負人タル事業主、同法第4條第1項ノ場
合ニハ労働者ヲ使用スル事業主トス

第9條 事業ノ行ハルル場所ガ二以上ノ府縣ニ互ル
場合ニ於テハ本則ニ依リ届出ハ其ノ事業ノ行ハルル場
所ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官
ニ之ヲ爲スベシ

第10條 第1條第2項若ハ第3項又ハ第2條乃至第
7條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第1條第4項ノ規定ニ
依リ命令ニ從ハザル者ハ100圓以下ノ罰金又ハ科料ニ
處ス

第11條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ

法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第12條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第13條 本則中扶助代理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スベキ罰則ハ國、道府縣、市町村及労働者災害扶助法施行令第1條ノ公同團體ニ之ヲ適用セズ國ノ直營スル事業ニ付テハ其ノ轄官廳ハ地方長官ニ屬スル職務ヲ行フ

第14條 本則中地方長官トアルハ砂礫業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

附 則 本則ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助責任保険法施行規則(省令第33號 昭和6年11月28日)

第1條 保険契約ノ申込ヲ爲サントスル者ハ保險契約申込書ニ左記事項ヲ具シ記名捺印ノ上社會局長官ニ提出スベシ但シ保險契約ノ申込當時第2號ノ工事ノ主たる事務所ノ設ケナキトキハ之ヲ設ケタル後遲滞ナク届出ヅベシ

- 1 工事ノ場所、名稱及種類
 - 2 工事ノ主たる事務所ノ所在地
 - 3 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
 - 4 保險契約申込者ノ住所氏名
 - 5 請負ニ依ル工事ニ在リテハ注文者ノ住所氏名
 - 6 使用労働者(工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受ケル職工及鑛夫ヲ除ク以下之ニ同シ)男女別豫定延人員ノ概數
 - 7 工事ノ豫定費用概算額(請負ニ依ル工事ニシテ請負金額ノ定マレルモノニ在リテハ請負金額)
 - 8 注文者ヨリ工事材料ノ支給ヲ受ケル場合ニ在リテハ其ノ種類別豫定數量及價格ノ概要
 - 9 労働者災害扶助責任保険法施行令第6條第1項第2號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額
 - 10 保險料率
 - 11 労働者災害扶助責任保険法施行令第7條ノ規定ニ依リ拂込ムベキ保險料(以下概算保險料ト稱ス)ノ總額及工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料額
 - 12 工事設計ノ概要
- 前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ但シ労働者災害扶助責任保険法施行令第6條第2項又ハ同令第7條第4項ノ規定ニ依リ政府ガ前項第11號及第12號ノ事項ヲ變更シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第1項ノ規定ニ依リ社會局長官ニ保險契約申込書ヲ提出シタルトキハ其ノ寫本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ニ届出ヅベシ

第2條 社會局長官保險契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス

保險證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ社會局長官記名捺印ス

- 1 保險證書作成ノ年月日及記號番號
- 2 保險契約者ノ住所氏名
- 3 工事ノ場所、名稱及種類
- 4 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
- 5 労働者災害扶助責任保険法施行令第6條第1項

第1號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ請負金額、同項第2號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額

- 6 保險料率
- 7 概算保險料額
- 8 拂込ミタル概算保險料ノ額及拂込年月日、概算保險料未拂込ノ部分アルトキハ其ノ額及拂込時期

第3條 労働者災害扶助責任保険法第4條但書ノ規定ニ依リ下請負人ガ保險金受取人タル場合ニ於テハ保險契約者ハ其ノ下請負人ガ扶助ヲ引受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ左記事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ

- 1 保險證書ノ作成年月日及記號番號(保險證書ノ受領前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱)
- 2 保險契約者ノ住所氏名
- 3 保險金受取人ノ住所氏名及工事はケル主たる事務所ノ所在地
- 4 扶助ヲ引受ケシメタル工事ノ種類、範圍及其ノ使用労働者男女別豫定延人員ノ概數

前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ

第4條 社會局長官ハ前條第1項ノ届出アリタルトキハ保險金受取人證書ヲ作成シ保險金受取人ニ交付ス保險金受取人證書ニハ前條第1項各號ノ事項並ニ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號ヲ記載シ社會局長官記名捺印ス

第5條 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ遲滞ナク保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ添ヘ其ノ訂正ノ申請ヲ爲スベシ

労働者災害扶助責任保険法第4條但書ノ規定ニ依リタル下請負人ガ保險金受取人タラザルニ至リタルトキハ保險契約者ハ其ノ旨社會局長官ニ届出ヅベシ

第6條 保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第7條 保險契約者、日日ノ使用労働者男女別人員

數ヲ記録シ毎月10日迄ニ前月分ヲ地方長官ニ届出ヅベシ但シ請負金額ニ依リ保險料ヲ定メタル場合ニ於テハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録スルヲ以テ足ル

第8條 保險契約者ハ工事終了後遲滞ナク左記事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ

- 1 保險證書作成ノ年月日及記號番號
- 2 保險契約者ノ住所氏名
- 3 工事ノ場所、名稱及種類
- 4 工事ノ開始及終了年月日
- 5 使用労働者男女別延人員
- 6 請負金額ノ定アル工事は付テハ請負金額

第9條 保險金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第3條第3項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

1 保險證書ノ作成年月日及記號番號(保險金受取人保險契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記號番號)但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱

- 2 労働者災害扶助責任保険法第5條ノ労働者死傷報告届出ノ年月日
- 3 扶助ヲ受ケル者ノ住所氏名及生年月日
- 4 療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名、職業及學位又ハ稱號
- 5 傷病ノ部位及經過
- 6 療養ノ内容
- 7 療養ニ要スル費用ノ見込額
- 8 政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ療養ヲ受ケタルコト能ハザル事由

第10條 保險金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第3條第4項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前條第1號乃至第3號及第5號乃至第7號ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

前項ノ申請ニハ醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スベシ

第11條 前2條ノ規定ハ労働者災害扶助責任保険法施行令第12條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保險金ノ支拂ヲ受ケル者ガ労働者災害扶助責任保険法施行令第3條第3項又ハ同條第4項ノ承認ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ申請書ニ保險證書、保險金受取人證書又ハ労働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保險金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日並事故ノ原因及發生状況ヲ記載スベシ

第12條 労働者災害扶助責任保険法施行令第3條第3項又ハ同條第4項ノ承認ノ申請ハ療養ヲ擔當スル者ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第9條、

第10條及前條但書ノ規定ヲ準用ス

第13條 保險金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第4條第1項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

- 1 第9條第1號乃至第3號ニ掲グル事項
- 2 扶助ニ關スル從來ノ經過及扶助ヲ打切ラントスル事由

前項ノ申請ニハ扶助ヲ受ケル者ノ現在ノ症状及將來ノ療養見込日數ニ關スル醫師ノ意見書ヲ添附スベシ

第14條 保險金受取人保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ労働者毎ニ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スベシ

- 1 第9條第1號、第2號及第5號ニ掲グル事項
- 2 傷病者又ハ死亡者ノ住所氏名及生年月日
- 3 労働者治癒シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ其ノ年月日、未治癒ノトキハ其ノ旨
- 4 扶助種類別保險金額、療養ノ扶助ニ付テハ費用ノ詳細、休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシ日數及年月日、障害扶助料ニ付テハ障害ノ概要及該當等級、遺族扶助料ニ付テハ之ヲ受ケル者ノ住所氏名、生年月日及本人トノ體病

前項ノ請求書ニハ左記書類ヲ添附スベシ

- 1 療養費ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ受取書但シ療養ヲ擔當スル者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ
- 2 休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料ニ付テハ扶助料ヲ受ケタル者ノ受取書其ノ他扶助料ヲ支給シタルコトヲ證スル書類但シ扶助ヲ受ケベキ者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ
- 3 休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシコトニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書
- 4 病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證スル書類
- 5 障害扶助料ニ付テハ該當等級ニ相當スルコトヲ證スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書
- 6 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證書又ハ市町村長ノ埋火葬認許證書其ノ他死亡ヲ證スル書類及死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受ケベキ者ト本人トノ體病ヲ證スル書類

第15條 前條ノ保險金支拂ノ請求書ハ毎月20日迄ニ前月分ニ付テ之ヲ提出スベシ

第16條 扶助ヲ受ケベキ者労働者災害扶助責任保険法施行令第12條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スベシ

- 1 第14條第1項各號ノ事項

2 事業主ヨリ扶助ヲ受クルコト困難ナル事由
 3 既ニ受ケタル扶助ノ内容(療養ニ付テハ療養ヲ
 増當スル者ノ住所氏名及療養費、休業扶助料ニ付テハ
 休業年月日及期間並ニ金額、障害扶助料ニ付テハ其ノ
 該當等級及金額)
 前項ノ請求書ニ付テハ第11條但書及第14條第2項(第
 2號ヲ除ク)ノ規定ヲ準用ス
 社會局長官第1項ノ請求書ヲ受ケ扶助ヲ受クベキ者ニ
 直接保險金ヲ支拂ヒタルトキハ保險金受取人ニ其ノ旨
 通知ス
 第17條 第9條乃至前條ノ適用ニ付労働者災害扶助
 法施行規則第5條ノ規定ニ依リ労働者死傷報告ノ届出
 ヲ爲スコトヲ要セザル場合ニ於テハ労働者死傷報告届
 出ノ年月日ニ代ヘ事故ノ原因及發生状況ヲ記載スベシ
 第18條 保險契約者及保險金受取人ハ工事ノ主タル
 事務所ニ保險ニ關スル書類ヲ備置クベシ
 保險ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ3年間之ヲ
 保存スベシ
 第19條 本則ニ依リ社會局長官ニ提出スベキ書類ハ
 工事ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方官ヲ經
 由スベシ但シ第1條第1項ノ保險契約申込書ニ付テハ
 此ノ限ニ在ラズ
 第20條 地方長官ハ労働者災害扶助法第1條第1項
 第2號(ハ)ノ工事ノ注文者ニ對シ申請金額其ノ他必要
 ト認ムル事項ノ申告ヲ命ズルコトヲ得
 第21條 左ノ各號ノ1ニ該當シタル者ハ100圓以下
 ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 1 第1條第1項但書、同條第2項、同條第3項第
 7條、第8條又ハ第18條ノ規定ニ違反シタル者
 2 前條ノ申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル
 者
 3 本則ニ依リ社會局長官又ハ地方長官ニ提出スル
 書類ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタル者
 第22條 労働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)
 ノ工事ノ注文者、保險契約者、保險金受取人又ハ扶助
 ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人
 ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ
 法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ
 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付
 テハ此ノ限ニ在ラズ
 第23條 労働者災害扶助法第1條第1項第2號(ハ)
 ノ工事ノ注文者、保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ
 代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ
 其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ
 出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
 第24條 本則ノ罰則ハ道府縣、市町村其ノ他ニ準

ズベキ公共團體ニ之ヲ適用セズ
 附 則 本則ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス
 労働者災害扶助責任保險審査會規程(勅令第295號
 昭和6年12月28日)
 第1條 労働者災害扶助責任保險審査會ハ内務大臣
 ノ監督ニ屬シ労働者災害扶助責任保險法第9條ノ規定
 ニ依リ労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項ヲ審査ス
 第2條 審査會ハ會長1人及委員10人ヲ以テ之ヲ組
 織ス
 第3條 會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ
 委員ハ左ニ掲ゲルモノヲ以テ之ニ充ツ
 1 司法省民事局長
 2 労働部長タル社會局長
 3 保險部長タル社會局長
 4 法制局高等官 1人
 5 商工省高等官 1人
 6 學識經驗アル者 1人
 7 事業主ノ利益ヲ代表スル者 2人
 8 労働者ノ利益ヲ代表スル者 2人
 第4條 前條第2項第4號乃至第8號ノ規定ニ依リ
 委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 第5條 第3條第2項第6號乃至第8號ノ規定ニ依
 ル委員ノ任期ハ3年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任
 期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
 第6條 會長ハ會務ヲ總理ス
 會長事故アルトキハ内務大臣ノ指定スル委員其ノ職務
 ヲ代理ス
 第7條 審査會ノ會議ハ委員過半數出席スルニ非ザ
 レバ之ヲ開クコトヲ得ズ
 審査會ノ議決ハ出席委員ノ過半數ニ依リ可否決ナル
 トキハ會長ノ決スル所ニ依ル
 第8條 審査會ノ審査ノ決定ハ理由ヲ附シタル文書
 ヲ以テ之ヲ請求人ニ交付ス
 第9條 審査會ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ
 内務部内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ整理ス
 第10條 審査會ニ書記ヲ置ク内務部内ノ判任官ノ中
 ヨリ内務大臣ノ命ズ
 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ職務ニ從事ス
 第11條 本令ニ規定スルモノノ外審査會ニ關シ必要
 ナル事項ハ内務大臣ノ規定ム
 附 則 本令ハ昭和7年1月1日ヨリ之ヲ施行ス
 (参照)
 昭和6年4月2日公布法律第37號労働者災害扶助
 責任保險法抄録

第9條 保險契約者又ハ保險金受取人カ労働者災害
 扶助責任保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ
 提起スルニハ労働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ
 經ルコトヲ要ス
 前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中断ニ關シテハ裁判上
 ノ請求ト看做ス

労働者災害扶助責任保險審査會規程施行規則
 (省令第39號 昭和6年12月28日)

第1條 労働者災害扶助責任保險法第9條ノ規定ニ
 依リ労働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ受ケムト
 スル者ハ左記事項ヲ記載シタル審査請求書ニ記名調印
 シ證據書類アルトキハ之ヲ添附シ労働者災害扶助責任
 保險審査會ニ提出スベシ
 1 請求人ノ住所氏名及保險契約者又ハ労働者災害
 扶助責任保險法第4條但書ノ保險金受取人ノ別
 2 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記號番號
 3 請求ノ趣旨
 4 請求ノ理由
 5 證據方法
 6 年月日
 代理人ニ於テ審査請求ヲ爲ス場合ハ委任狀ヲ添附シ代
 理人ニ於テ審査請求書ニ記名調印スベシ
 前2項ノ規定ハ審査請求ノ取下ニ之ヲ準用ス但シ第1
 項第4號及第5號ノ事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
 第2條 審査會ニ於テ審査請求書ヲ受ケタルトキハ
 其ノ謄本ヲ作成シ社會局ニ之ヲ送付スベシ
 第3條 社會局ニ於テ前條ノ謄本ヲ受ケタルトキハ
 聲明書ヲ審査會ニ提出スベシ
 第4條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト
 認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第5條 審査ノ決定書ニハ左記事項ヲ記載スベシ
 1 請求人ノ住所氏名
 2 代理人ニ依ル審査請求ノ場合ニ在リテハ其ノ代
 理人ノ住所氏名
 3 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記號番號
 4 事實及争點ノ要旨
 5 決定ノ趣旨
 6 決定ノ理由
 7 年月日
 前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スベシ
 第6條 審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副
 本各1通ヲ作成シ審査會ノ印ヲ押捺シテ連帶ナク正本
 ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ社會局ニ交付スベシ
 第7條 審査請求ガ労働者災害扶助責任保險法ニ依
 リ其ノ審査請求ヲ爲スベカラザルモノナルトキハ適
 法ノ手續ニ違反スルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却
 下スベシ但シ手續ノ缺點ハ之ヲ補正セシムルコトヲ妨
 ゲズ
 第8條 審査會ノ決定ヲ經タル事件ニ付テハ前條ノ
 規定ニ依リ却下セラレタル場合ヲ除ク外審査會ノ再
 審査ヲ請求スルコトヲ得ズ
 第9條 請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其
 ノ承繼人ニ於テ審査請求ヲ受繼グモノトス
 附 則 本則ハ労働者災害扶助責任保險法施行ノ日
 ヨリ之ヲ施行ス
 昭和5年國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分
 類及職業分類中改正(訓令第2號昭和6年12月22日)
 昭和5年内閣訓令第3號國勢調査の結果表章ニ用フベ
 キ産業分類及職業分類中左ノ通改正ス
 職業分類(小分類)325「陸軍現役下士、兵卒」ヲ「陸軍
 現役下士官、兵」ニ改ム

第三章

社會衛生に關する諸種の會議及會合

第一節 國際的會議

第15回國際勞動總會

第15回國際勞動總會は1931年5月28日より6月18日迄瑞西ジュネーブに於て開催、その間本會議を開くこと前後21回、1個の條約案若干の決議を採擇した。

第1 會議事項

1、正式會議事項

議 題

(1)工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢 (2)炭坑に於ける労働時間 (3)夜間に於ける婦人使用に關する條約の一部の改正 (4)婦人夜業條約的部分的改訂

2、正式會議事項以外の諸問題

(1)石炭業に於ける賃銀問題に關する報告の審議
(2)第1回及第2回總會に依り採擇せられたる諸條約の施行に關する毎10年報告の審議
(3)労働理事會の改選
(4)事務局長報告に關する討議及第408條年報審査
(5)總會議事規則改正問題
(6)各代表提出の決議案の審議

(1)工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢問題

議題第1たる「工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢」の問題を委員會に於て前後12回の會合を開き討議の結果、これが、最低年齢委員會の報告書は第1回本會議に上程、總會に於て可決せられたる結論は後記の通りである、尙此問題は次回の總會の議題に上程することを101票對0票で決定した。

(2)炭坑労働時間

議題第2たる「炭坑労働時間」問題に關しては委員會に於て前後14回の會合を重ね労働局原案を基礎として討議した結果之に修正を加へた委員會案を總會に提出せられた。これが委員會案の報告書は第17回、第18回の兩本會議で審議の結果、總會は炭坑に於ける労働時間に關する條約案を81票對2票で可決採擇した(後記)

(3)夜間婦人使用に關する條約的部分的改訂

議題第3たる婦人夜業條約の改訂は1919年採擇の婦人夜業條約を特定の二點に付一部分的に改正したる條約案に就ては主として労働者側の反對に依り終結的票決の結果は74票對40票にて所要の3分の2の多數を得ることが出来なかつた。爲新條約は採擇せられなかつた。

採擇されたる條約案及び決議

第15回國際勞動總會以上の如き各當該委員會及び總會本會議を経て採擇せられたる條約案及決議せられたる決定事項は次の如くである。

(甲) 工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢問題に關する結論(議題第1)

1、一般原則

(1)工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢問題ニ關シ國際的規律即チ條約案又ハ勸告ニ賛成セラルルヤ否ヤ

本總會ハ質問書ハ條約案ニ導クカ如キ方法ニ於テ之ヲ起草スヘシトスル意見ヲ表明ス

2、適用範圍

(2)國際勞動總會ニ依リ既ニ採擇セラレタル三個ノ條約ニ依リ包含セラレサル一切ノ兒童ハ本條約ニ包含セラレヘキヤ否ヤ

(3)イ、各國ニ於ケル權限アル機關ハ工業以外ノ職業ト工業的、農業的及海軍的職業トノ間ニ分界ヲ定ムルヘシト考ヘラルルヤ否ヤ

ロ、權限アル機關ハ前記ノ分界ヲ定ムルニ先チ使用者團體及労働者團體ノ意見ヲ徵スヘシト考ヘラルルヤ否ヤ

3、許容年齢

(4)一般的年齢制限ヲ採用スルコト望マシキヤ否ヤ、若シ然リトセハ如何ナル年齢トスヘキヤ

(5)イ、工業以外ノ職業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ヲ十四歳トスヘシトスル意見ヲ有セラルルヤ否ヤ

ロ、義務教育終了年齢カ十四歳以上ナル國ニ對シテハ例外ヲ設クヘシト考ヘラルルヤ否ヤ斯ル場合ニ於テハ當該職業ニ使用シ得ル年齢ヲ義務教育

年齢ト合致セシムヘキヤ

4、兒童使用ノ其ノ教育ニ及ホス影響、輕易勞働

(6) 授業時間中一切ノ使用ヲ禁止スルコト望マシキヤ否ヤ

(7) 授業時間外ノ兒童ノ使用ヲ全然禁止スルコトハ兒童ノ教育上ノ利益トナルヘキヲ以テ望マシキヤ否ヤ

(8) 授業時間外ノ輕易勞働ハ右勞働カ兒童ニ對シ危險又ハ不適當ニ非スシテ且兒童ノ授業ヲ阻害セザル限リ之ヲ許容スルコト可能ナリヤ否ヤ

(9) 「輕易勞働」ヲ定義スルコトヲ各國ニ於ケル權限アル機關ニ委スルコト又ハ之ニ反シ問題ノ規律中ニ新ル勞働ノ「リスト」ヲ挿入スルコト望マシキヤ否ヤ

(10) 輕易勞働カ許容セラルヘキ條件ヲ定ムルコトヲ各國ニ於ケル權限アル機關ニ委スルコト望マシキヤ否ヤ

(11) 授業時間外ニ輕易勞働ニ使用スルコトヲ制限スルコト望マシキヤ否ヤ

(12) 必要ナラハ國際的規律ニ依リ左ノ日ニ付一定時間數ヲ定メテ授業時間外ニ兒童ヲ輕易勞働ニ使用スルコトヲ制限スルコト望マシキヤ否ヤ

授業カ午前及午後ニ行ハルル日

半休日

全休日

(13) 年少者ノ肉體的及精神的發達ノ爲工業以外ノ職業ニ使用セラルル一切ノ兒童ニ付超過時間及夜業ヲ絕對ニ禁止スルコト望マシキヤ否ヤ夜業ノ定義ハ午後八時ヨリ午前八時ニ至ル間ニ行ハルル一切ノ勞働トスヘキヤ

(14) 日曜日、公共休日及學校ノ休校中ニ於ケル使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコト望マシキヤ否ヤ

(15) 國際的規律ニ依リ最低年齢ニ達スル以前ニ健康又ハ教育カ害セラルル虞アル輕易勞働ニ兒童ヲ使用スルコトヲ全然禁止スルコト望マシキヤ否ヤ

5、例 外
(16) 或ル職業例ハ家庭の勞働ニ付特別ノ考慮ヲ拂フコト望マシキヤ否ヤ若シ望マシトセハ如何ナル方法ヲ以テスヘキヤ

(17) 同一ノ家族ニ屬スル者ノミカ使用セラルル施設ニ付例外ヲ設クヘキヤ否ヤ

(18) 技術及職業學校ニ付特別ノ規律又ハ特別ノ除外ノ望マシキヤ否ヤ但シ右ノ例外ハ眞ニ教育的性質ヲ有シ且商業的利益ノ爲利用セラレズ且公ノ機關ニ依リ承認セラレ監督セラルル勞働ノ條件トスルモノトス

(19) 藝術及科學ノ爲劇場及映畫製作業ニ使用セラルル兒童ニ付テハ右兒童ノ健康及肉體的發達ノ爲如何ナル特別ノ保護措置ヲ推奨セラルルヤ

(20) 兒童ヲ性質上危險ナルカ又ハ其ノ道徳若ハ健康ヲ害スル虞アル職業ニ使用スルコトヲ絕對的ニ禁止スルコト望マシキヤ否ヤ

(21) 國際的規律ニ依リ如何ナル職業カ兒童ノ健康又ハ道徳ニ特ニ害アリト認めラルルヤノ問題ヲ決定シ且之ニ付特別ノ規律ヲ設クルコト望マシキヤ否ヤ

(22) 巡迴商業ニ使用シ得ル年齢ニ付特別ノ規律ノ望マシキヤ否ヤ

(23) 巡迴商業ニ伴フ道徳的危險ニ鑑ミ
イ、年少ナル女子ニ付テハ18歳迄巡迴商業ヲ全然禁止スヘキヤ否ヤ

ロ、年少ナル男子ニ付テハ最低年齢ハ非工業的職業ニ使用シ得ル年齢ヨリモ一層高クスヘキヤ否ヤ若シ然リトセハ如何ナル許容年齢トスヘキヤ

(24) 露店ニ於ケル使用ヲ許容年齢ニ關シ巡迴商業ト同一ノ方法ヲ以テ取扱フコト望マシキヤ否ヤ

6、雜 規 定

(25) イ、氣候狀態又ハ他ノ特別ノ事情カ狀態ヲ本質的ニ異ナラシムル國ニ付變更ヲ加フルノ望マシキヤ否ヤ

ロ、此等ノ國ニ付特別ノ最低年齢ノ望マシキヤ否ヤ若シ然リトセハ如何ナル年齢トスヘキヤ

7、適 用

(26) 條約ノ規定ノ實施ニ付左ノ方法望マシキヤ否ヤ

イ、使用者ノ備付クヘキ使用兒童ノ名簿

ロ、屋外職業ニ從事スル兒童ノ携帯スヘキ許可證及徽章

ハ、許可證、監督ノ爲ノ入場權其ノ他ノ如キ公衆娛樂業ニ付拂フヘキ特別ノ考慮

ニ、監督ノ條件ヲ遵守セザル場合ニ科スヘキ刑罰

ホ、其ノ他一切ノ推奨事項

(27) 規定セラルル保護措置ノ實施ニ付適當ナル公ノ監督ノ爲ノ規定ヲ設クヘキヤ否ヤ

(28) 有罪判決ヲ受ケタル者又ハ顯著ナル大酒家ニ對シテハ自己ノ子供以外ノ子供ヲ使用スルコトヲ禁止スヘキヤ否ヤ及同一ノ規定ハ右ノ者カ同一ノ家族集團内ニ於テ生活シ居リ且自己ノ子供以外ノ子供ヲ使用セント欲スル場合ニ適用スヘキヤ否ヤ

(乙) 炭坑ニ於ケル勞働時間ニ關スル條約案 (議題第2)

第1條 本條約ハ一切ノ炭坑即チ石炭若ハ褐炭ノミヲ又ハ他ノ礦物ト共ニ主トシテ石炭若ハ褐炭ヲ採掘スル一切ノ礦山ニ適用スヘシ

本條約ニ於テ「褐炭坑」トハ石炭紀後ノ地質年代ノ

石炭ヲ採掘スル礦山ヲ謂フ

第2條 本條約ニ於テ「勞働者」トハ左ノ者ヲ謂フ

(イ) 地下炭坑ニ在リテハ地下勞働ニ從事スル一切ノ者ヲ謂ヒ其ノ使用者ノ何人タルト及如何ナル種類ノ作業ニ使用セラルルト問ハス但シ監督又ハ管理ニ從事シ通常筋肉勞働ヲ爲ササル者ハ之ヲ除ク

(ロ) 露天炭坑ニ在リテハ直接又ハ間接ニ石炭ノ採掘ニ使用セラルル一切ノ者ヲ謂フ但シ監督又ハ管理ニ從事シ通常筋肉勞働ヲ爲ササル者ハ之ヲ除ク

第3條 地下石炭坑ニ於ケル勞働時間トハ左ノ如ク算定セラルル在坑時間ヲ謂フ

1、地下炭坑ニ於ケル在坑時間トハ勞働者カ下降スル爲昇降機ニ入りタル時ヨリ上昇ヲ終リ昇降機ヨリ出ツル時迄ノ時間ヲ謂フ

2、横坑ノ礦山ニ在リテハ在坑時間トハ勞働者カ其ノ坑口ヲ通過スル時ヨリ地表ニ歸還スル時迄ノ時間ヲ謂フ

3、如何ナル地下石炭坑ニ於テモ一切ノ勞働者ノ在坑時間ハ1日7時間15分ヲ超ユルコトヲ得ス

第4條 交替班又ハ或集團ノ最初ノ勞働者カ地表ヲ去リタル時ヨリ地表ニ歸還スル時迄ノ時間カ第3條第3項ニ規定セラルル時間ト同一ナルキハ本條約ノ規定ハ遵守セラレタルモノト看做サルヘシ尙一交替班及勞働者ノ或集團ノ下降及上昇ノ脚歩及之ニ要スル時間ハ略同一ナルコトヲ要ス

第5條 在坑時間ヲ計算スルニ當リ勞働者ノ下降又ハ上昇時間ハ全國ニ於ケル一切ノ勞働者ノ交替班ノ下降又ハ上昇ノ秤量平均時間ニ依リ計算セラルヘキコトヲ國內ノ法令又ハ規則ニ規定スルキハ本條約ノ規定ハ遵守セラレタルモノト看做サルヘシ尙モ本條約第2項ノ規定ニ從フモノトス右ノ場合ニ於テ當該交替班ノ最後ノ勞働者カ地表ヲ去リタル時ヨリ同一交替班ノ最初ノ勞働者カ地表ニ歸還スル時迄ノ時間ハ一切ノ礦山ニ於テ7時間15分ヲ超ユルコトヲ得ス但シ探炭夫カ勞働者ノ一種類トシテ同一交替班ニ於ケル他ノ種類ノ地下勞働者ヨリモ平均シテ長キ時間勞働スル規律方法ハ許サレサルモノトス

本條ニ規定セラルル方法ヲ適用シ其ノ後第3條及第4條ノ規定ヲ適用スル一切ノ締結國ハ全國ニ對シ同時ニ變更スヘキ其ノ一部ニ對シ變更スヘカラス

第6條 1、勞働者ハ日曜日及法定公共祭日ニ炭坑ニ於ケル地下勞働ニ使用セラレサルヘシ尙モ各國ノ法令又ハ規則ハ18歳以上ノ勞働者ニ付左ノ例外ヲ許容スルコトヲ得

(イ) 作業ニシテ其ノ性質上繼續的ニ行フコトヲ要スルモノ

(ロ) 礦山ノ換氣及換氣装置ニ對スル損害ノ豫防ニ關聯セル作業、安全作業、災害及疾病ノ場合ニ於ケル救急ニ關聯セル作業並ニ動物ノ世話

(ハ) 検査作業但シ右ノ當該企業ノ操業ヲ中断シ又ハ阻害セズシテ他ノ日ニ爲スコトヲ得サル場合ニ限ル

(ニ) 機械及其ノ他ノ装置ニ關聯セル緊急作業ニシテ礦山ノ通常ノ勞働時間中ニ行フコトヲ得サルモノ並ニ使用者ノ統制外ニ在ル其ノ他ノ緊急ノ又ハ例外的ノ場合

2、權限アル機關ハ本條ニ依リ許容セラルル場合ヲ除ク外日曜日及法定公共祭日ニ如何ナル作業モ行ハレサルコトヲ確保スル爲適當ナル措置ヲ執ルヘシ

3、本條第1項ニ依リ許容セラルル作業ニ對シテハ普通賃銀率ノ1倍1分ノ1ヲ下ラサル率ヲ以テ賃銀ヲ支拂フヘシ

4、本條第1項ニ依リ許容セラルル作業ニ大ナル程度ニ於テ從事スル勞働者ニ對シテハ補償の休憩時間又ハ本條第3項ニ明示セラルル率ノ外適當ナル特別賃銀ヲ確保スヘシ右ノ規定ノ詳細ナル適用ハ各國ノ法令又ハ規則ヲ以テ之ヲ規律スヘシ

第7條 温度、濕度ノ異常ナル狀態ノ爲又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ特ニ不健康ナル作業場所ニ於ケル勞働者ニ對シテハ公ノ機關ハ規則ヲ設ケテ第3條、第4條及第5條ニ明示セラルルヨリモ短キ最長時間ヲ規定スヘシ

第8條 1、公ノ機關ニ依リ設ケラルル規則ハ第3條、第4條、第5條及第7條ニ明示セラルル時間ハ左ノ場合ニ之ヲ超ユルコトヲ得ルコトヲ規定スルコトヲ得

(イ) 現ニ災害アリ若ハ其ノ虞アル場合、不可抗力ノ場合又ハ礦山ノ機械、設備若ハ装置ニ付右ノ機械、設備若ハ装置ノ破損ノ結果トシテ緊急ノ處置ヲ施スヘキ場合尤モ石炭ノ産出カ附隨的ニ之ニ伴フ場合ハ問ハサルモ當該礦山ニ於ケル通常ノ操業ニ對スル重大ナル障礙ヲ除去スルニ必要ナルヘキ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

(ロ) 作業ニシテ其ノ性質上繼續的ニ行フコトヲ要スルモノ又ハ技術的勞働ニ使用セラルル勞働者ニ關スル場合尤モ其ノ作業カ普通ノ方法ニ於テ仕事ヲ準備シ若ハ終了スル爲又ハ次ノ交替班ヲシテ仕事ヲ充分ニ再開セシムル爲必要ナル限リトシ右ノ石炭

ノ産出又ハ運送ニ關スルコトヲ得本項ニ依リ許容セラルル増加時間ハ各個ノ労働者ニ對シ一日半時間ヲ超ユルコトヲ得且通常ノ作業ノ一切ノ職山ニ付テハ關係アル労働者ノ數ハ如何ナル時ニ於テモ當該職山ニ使用セラルル者ノ總數ノ5「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ス

2、本條ノ規定ニ依リ超過時間ニ對シテハ普通賃銀率ノ1倍4分ノ1ヲ下ラサル率ヲ以テ賃銀ヲ支拂フヘシ

第9條 公ノ機關ニ依リ設ケラルル規則ハ第8條ノ規定ノ外國全體ヲ通シテ1年ニ付7時間以内ノ超過時間ヲ當該企業ノ自由ニ委スルコトヲ得

右ノ超過時間ニ對シテハ普通賃銀率ノ1倍4分ノ1ヲ下ラサル率ヲ以テ賃銀ヲ支拂フヘシ

第10條 第7條、第8條及第9條ニ掲ケラルル規則ハ公ノ機關ニ於テ關係アル使用者團體及労働者團體ト協議ノ上之ヲ設クヘシ

第11條 「ヴェルサイユ」條約第408條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ニ依リ提出セラルルキ年限ニハ第3條第4條及第5條ノ規定ニ從テ労働時間ヲ規律スル爲執ララルル措置ニ關スル一切ノ情報ヲ包含スヘシ右ハ又第7條、第8條、第9條、第12條、第13條及第14條ニ依リ設ケラルル規則並ニ其ノ實施ニ關スル完全ナル情報ヲ提供スヘシ

第12條 本條約ノ規定ノ實施ヲ容易ナラシムル爲各職山ノ管理者ハ左ヲ爲スコトヲ要ス

(イ) 坑口若ハ他ノ適當ナル場所ニ見易ク揭示スルカ又ハ公ノ機關ノ承認スル其ノ他ノ方法ニ依リテ各交替班又ハ集團ノ労働者ノ下降開始及上昇終了時刻ヲ公示スルコト

右ノ時刻ハ公ノ機關ニ於テ之ヲ承認スヘク且各労働者ノ在坑時間カ本條約ノ定ムル制限ヲ超エサル様定ムヘシ一旦公示シタルキハ右ノ公ノ機關ノ承認ヲ得且公ノ機關ノ承認スル揭示方法及法ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

(ロ) 各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルル様式ニ從ヒ第8條及第9條ニ依リ労働シタル一切ノ増加時間ヲ記録スルコト

第13條 地下掘炭坑ニ於テハ本條約ノ第3條及第4條並ニ第6條乃至第12條ハ之ヲ適用スヘシ尤モ左ノ規定ニ從フモノトス

(イ) 各國ノ法令又ハ規則ニ依リ規定セラルルカ如キ條件ニ從ヒ掘炭アル機關ハ生産停止ヲ伴フ集團的休憩カ在坑時間中ニ包含セラレサルコトヲ許可スルコトヲ得但シ右休憩ハ如何ナル場合ニ於テモ各交替班ニ付三十分ヲ超ユルコトヲ得ス右許可ハ右制度ノ必要カ各個ノ場合ニ於テ公ノ調査ニ依リ確證セラレタル上且關係アル労働者ノ代表者ト協議ノ上ノミ之ヲ與フヘシ

(ロ) 第9條ニ規定セラルル超過時間數ハ1年ニ付7時間以内迄之ヲ増加スルコトヲ得

尙掘炭アル機關ハ1年ニ付更ニ7時間以内ノ超過時間ヲ定ムル團體協約ヲ承認スルコトヲ得右超過時間ニ對シテハ第9條第2項ニ規定セラルル率ヲ以テ同様ニ賃銀ヲ支拂フヘシ右一切ノ地下掘炭坑夫ニ對シ一般性ニ之ヲ許容スヘカラスシテ單ニ特殊ノ技術的又ハ地理的條件ノ爲必要ナル各個ノ地方又ハ職山ニ付テノミ之ヲ許容スヘシ

第14條 露天石炭坑及掘炭坑ニ於テハ本條約第3條乃至第13條ハ適用セラレサルヘシ尤モ本條約ヲ批准スル締結國ハ工業的企業ニ於テ労働時間ヲ1日8時間且1週48時間ニ制限スル華盛頓條約ノ規定ヲ右職山ニ適用スルコトヲ約ス但シ該條約第6條(ロ)項ニ依リ作業スルコトヲ得ベキ超過時間ノ數ハ1年ニ付100時間ヲ超ユルコトヲ得ス特別ノ必要カ之ヲ要求スル場合且斯ル場合ニ於テノミ掘炭アル機關ハ右100時間ニ對シ1年ニ付更ニ100時間以内ノ増加ヲ規定スル團體協約ヲ承認スルコトヲ得

第15條 本條約中ノ如何ナル規定モ労働時間ニ關スル各國ノ法令又ハ規則ヲ之ニ依リ労働者ニ付與セラルル保障ヲ減少セシムルカ如ク變更スルノ效果ヲ有セサルモノトス

第16條 何レノ國ニ在リテモ政府ハ國民ノ安全ヲ危殆ナラシムル緊急ノ場合ニ於テハ本條約ノ規定ノ實施ヲ停止スルコトヲ得

第17條 「ヴェルサイユ」條約第134條及他ノ平和諸條約ノ對當條項ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ヲ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第18條 本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締結國ノミヲ拘束スヘシ

本條約ハ國際聯盟事務總長カ國際労働機關ノ左記締結國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ6月後ニ於テ效力ヲ發生スヘシ

白耳義、「チエツコスロヴァキア」、佛蘭西、獨逸、吉英利、和蘭及波蘭

爾後本條約ハ他ノ何レノ締結國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ6月後ニ於テ效力ヲ發生スヘシ

第19條 第18條第2項ニ掲ケラルル締結國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ヲ批准ヲ登錄スルシタルトキハ事務總長ハ國際労働機關ノ一切ノ締結國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締結國ノ通告シタル批准ヲ登錄スル一切ノ締結國ニ同様ニ通告スヘシ

第20條 本條約ヲ批准シタル締結國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ5年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務局總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後1年間ハ其ノ效力ヲ生セス

本條約ヲ批准シタル各締結國ニシテ前項ニ掲ケタル5年ノ期間滿了後1年以内ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セサルモノハ更ニ5年間拘束ヲ受クヘク又爾後各3年ノ期間滿了毎ニ本條ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第21條 國際労働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ運タトモ3年以内ニ左ノ點ニ付本條約ノ改正問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘシ

(イ) 第3條第3項ニ定メラルル労働時間ヲ更ニ短縮スルノ可能性

(ロ) 第5條ニ規定セラルル例外的計算方法ヲ利用スルノ權利

(ハ) 労働時間短縮ノ趣旨ニ於テ第13條(イ)項及(ロ)項ノ規定ヲ改正スルノ可能性

(ニ) 第14條ニ定メラルル超過時間數ノ短縮ノ可能性

尙國際労働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各10年ノ期間滿了毎ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ全部又ハ一部ヲ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤ審議スヘシ

第22條 總會カ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ハ締結國ニ依リ新改正條約ノ批准ハ新改正條約カ效力ヲ發生シタルキ前記第20條ノ規定ニ拘ラス猶豫ノ要件ヲ要セスシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生セシムヘシ

新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締結國ニ依

リ批准セラレ得サルニ至ルヘシ

尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セサル締結國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引續キ效力ヲ有スヘシ

第23條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

正式會議事項以外の諸問題

(1) 石炭業に於ける賃銀問題ニ關する報告の審議
(2) 第1回、第2回總會に依り採擇せられたる諸條約の施行ニ關する毎10年報告の審議(可決)

(3) 労働理事會の改選

政府側ニ於ては八大産業國以外の四國、使用者側及労働者側ニ於ては正副會員全部の選舉を行ひたるガ其結果ハ次の如クである。

政府側「ブラジル」、波蘭、西班牙、丁抹。

尙ハ本邦政府ハ八大産業國(英吉利、獨逸、佛蘭西、伊太利、白耳義、加奈泥、印度、日本)の一員として當然從來通り正會員の地位を占む。

使用者側「ゲムミル」(南河)、「ラムベール・リボー」(佛蘭西)、「エールステッド」(丁抹)、「オリヴェツチ」(伊太利)、「フオーブス・ワトソン」(英吉利)、「フオーゲル」(獨逸)。

尙ハ使用者側ハ右6人の正會員の外内規に依リ且6人のみ出席するの諒解の下に7人の副會員を選任せるガ本邦よりは宮島綱男氏其の一員に選ばれる。

労働者側「ヘーデー」(英吉利)、「ヨハンソン」(瑞典)、「ジューオー」(佛蘭西)、「メルテンス」(白耳義)、「ムーア」(加奈泥)、「ミューラー」(獨逸)。

労働者側ハ右6人の正會員の外尙ハ6人の副會員を選任せるガ本邦よりは鈴木文治氏其の一員に選ばれる。

(4) 事務局長報告書の討議

前後8回の本會議ニ互リ、世界經濟不況及失業問題を中心に討議したる後、總會ハ失業對策ニ關する決議を可決した。

(5) 總會議事規則改正問題(労働局理事會に委任)

(6) 各代議提出の決議案の審議(採擇)

總會に於ては無修正にて又は僅少の修正を経て何れも採擇せられた。

1、印度労働者側代表提出の國際労働機關の非締結國及不完全代表に關する決議

2、印度労働者側代表提出の總會の勸告に對する措置に關する決議

3、印度労働者側代表提出の亞細亞諸國の諸問題

の招集に關する決議

4、印度勞働者側代表提出の殖民地及委任統治地等に於ける勞働者並に土民及有色勞働者の總會に於ける代表權に關する決議

5、印度勞働者側代表提出の非組織的産業及非工業的職業に於ける勞働状態に關する決議

6、愛蘭自由國政府側代表提出の電氣工業に使用せらるる勞働者の災害に對する保護に關する決議

7、佛蘭西勞働者側代表提出の國際勞働條約の批准に關する決議

8、本邦勞働者側代表提出の結社自由に關する決議

9、白耳義勞働者側代表提出の石炭業に於ける國際的危機を救濟する爲經濟的緊急に於て執るべき措置に關する決議

10、獨逸勞働者側代表及瑞西勞働者側代表提出の職業病の表及右表中に岩粉肺病を挿入することに關する決議

11、獨逸勞働者側代表提出の鐵鋼業に於ける勞働状態に關する決議

12、支那政府側代表提出の「ヴェルサイユ」條約第383條の改正案の批准に關する決議

右の中亞細亞會議に關する決議の要旨左の如し。

亞細亞諸國の諸國會議の招集に關する決議

總會は東洋の勞働状態に關係ある特殊事項にして理事會の適當と認むるものを考究し且之に付理事會に報告せしむる爲使用者及勞働者團體の代表者を包含する諸國會議を相當近き時期に招集することに付亞細亞の締盟國政府の意見を徵するの望ましきことを考慮せんことを理事會に要求す。

因に我國代表として出席せる委員は次の如くである

政府側

代表 大野綠一郎氏、吉阪 俊蔵氏

顧問 一戸二郎氏、櫻井安右衛門氏、石井爾徳氏

雇傭主側

代表 金光甫夫氏

顧問 宮島綱男氏、辻湊氏

勞働者側

代表 川村保太郎氏

顧問 福岡金次郎氏、神野信一氏。

海員の衛生並福祉に關する國際會議

海員の衛生並福祉に關する常設專門委員會國際會議は1931年5月21日巴里國際赤十字社聯盟事務局に開催、我國よりは鶴見三三博士が出席した。會議はかゝる懸案中の國際的諸事提議を決定、續いて第2回を10月巴里に國際海事會議と併催同會議と聯絡を保つて次の議案を審議する處があつた。1、救急醫藥箱に關する件

2、船員の結核に關する件 (1)は醫事提議の内容に従ひ救急醫藥箱の藥品目録を決定すべく小委員會を組織調査すること、(2)は過ぐる1929年開催の同會議の決議に基き一定の質問書を作製各國に照會することになつた。

第18回國際聯盟保健委員會

第18回國際聯盟保健委員會は1931年10月12日より巴里に開催、我國代表としては、鶴見三三博士が列席同會議に於ける付議事項は次の如くである。

- 1、理事會及總會の決議に關する件 1、國際聯盟リベリア派遣の結果上程せられたる衛生問題に關する報告に關する件 1、麻羅巴農村衛生會議の結果に關する件 1、リヨ病國際センターに關する件、シヤガス及ノホト教授の報告 1、保健部アヘン委員會報告の件 1、標準常備委員會の報告に關する件 1、猩紅熱及チフテリア免疫専門家の報告に關する件 1、母性保護乳衛生及學校前兒童委員會報告者覺書に關する件 1、體育に對し計畫せらるべき研究に對しオトレンヂー教授の報告に關する件 1、1932年委員選舉及任命に關する件

産業衛生委員會

國際勞働局の産業衛生に關する聯絡委員會は1931年7月30日より8月1日迄ジュネーブ國際勞働局に於て開催、次の諸問題につき協議した。

- (1)皮革以外の工業に於ける炭疽病豫防のための消毒方法に關する國際規則草案に關する諸提案の審議 (2)鐵鋼に粉末鉛をエナメルする工程に於ける鉛中毒の危険性 (3)毒性溶解劑の危険性 (4)1930年ヨハネスブルグに開催の症脚に關する國際大會の諸決議の考慮 (5)既婚婦人の勞働状態

婦人兒童賣買國際視察會議

國際聯盟には歐米諸國に於ける國際婦女賣買實地調査が好成績を齎し、さらに東洋にも調査の手を延ばすこととなり委員長には東洋の事情に精通せるバスコム・ジョンソン氏を任命、而て委員一行8名は1931年6月9日入京した、一行の調査目的は上記の如く婦女賣買の實地調査にあるが、特に主要なるものは、(1)東洋に於いて婦女の國際的取引の行はるゝ主要通路の目標 (2)地理的位置又はその他の状況により賣買業者が容易に使用せる最も重要な都市、港及び地方 (3)國內法制及び國際的義務に對する特別の注意を以て婦女の賣買を禁遏せる各國の特殊事情及び必要なる

諸點を研究することで、尙一行は全國關係各地を視察し終了後バタヴィア、ラングーン、カルカッタ、ボンベイ、カラチの調査を終へ明1932年2、3月頃ジュネーブに歸り國際聯盟に對し調査報告書を提出する運びになつてゐる。

麻藥製造制限國際會議

國際聯盟主催麻藥製造制限國際會議は1931年5月27日より7月13日まで7週間に亘りジュネーブに於て開催、吾國代表として大達雄雄氏(内務省行政課長)松尾仁博士(内務技師)出席した。尙宮島幹之助博士も參加した。本會議の目的は、醫療及び科學研究上に要する世界中の麻藥の需要を推定し、その製造を各麻藥製造國に適當に振り當て、それと同時にこの製造した麻藥を各消費國に適當に分配する方法を協議することであつた。尙會議の経過を摘録すれば次の如くである。

阿片諸國委員會が準備した制限條約案を基礎として審議された。而もその條約案は主として次の事項に就き規定されてゐる。

- (1) 各國政府に於て需要量を提出すること。各麻藥の世界需要量はその麻藥に對する需要量の合計である。この需要量は國際的監督機關の審査を受ける。 (2) 世界の需要量を満足するため製造するべき量を豫め協定し、條約に定めたる割當制度により各製造國に分配すること。 (3) 凡ての麻藥の注文はクリヤリング・ハウスたる中央麻藥取締局を通じて割當てること。中央麻藥取締局はその注文が當該國の需要量を越ゆるものでないか否かを確かめる。

阿片諸國委員會案の是等三要點の中、第2及び第3が討論的となり、需要量の制度は餘り變更する處なく採用せられた。

割當制度は審議の結果不採用となつた。依つてこの制度に代るべきものとして最後に採用された案は日本、フランス及び米國の代表によつて提案されたものに、僅かの修正を加へたものであつた。この案の主旨は締約國に對しその麻藥製造を國內の合法的な要求と合法的な輸出注文とに必要な量に制限せんとするものである。習癖を作らないコデインの如き麻藥も幾分寛大ではあるが制限されることになる。

製造制限に效果を興へるため、製造業者の使用原料の量も特別なる條件の下に政府によつて制限される。

本條約の重大なる特徴はその規定する麻藥の點であ

る。國際聯盟の保健委員會は本會議の要求によつて最も優秀な専門家を參加せしめたが、これ等の専門家は各國代表の委員として出席せる専門家と共に條約に規定すべき麻藥のリスト及び分類を自由に研究考案することを託された。この麻藥のリストは人知の及ぶ限り完全なものであつて、將來新藥の發明によつて條約の取締を免かされることを困難ならしめるやうに作ることになつてゐた。この専門家の研究の結果は條約に具體的に規定せられ、かくて阿片及びコカ葉の凡ゆる既知の且可能なる誘導體を網羅した。その上に新藥は第1に、治療を目的とするもの、第2にその誘導體を作るものなるか又は誘導體を作る麻藥に變造し得るものなるかの問題は直ちに専門家により決定すべきこと、第3に新藥が危険藥であると判明せる場合には、直に嚴重なる監督及び制限を加へることといふ3條件を除いては市場へ送ることが出来ない様な規定が設けてある。

國際的監督に關しては、會議議長がその要點を述べた。それによると條約には世界的計量の制度を採用した。即ち今や中央記入制度が出来て、これに依つて如何なる國も凡ての使用數量を勘定に入れないう麻藥の製造、輸出入或は變造する事が出来なくなり、又これによつて政府の提出せる明細書は一々ジュネーブの機關によつて監視、監督せられこの機關は政府に明細書中の疑點を質し、必要あらばその説明を求むる權利を有つこととなる。

この統計的計量の制度は既に1925年のジュネーブ阿片條約に定められた制度を更に改良したものである。しかし、この統計的監督を任務とする國際機關即ち1925年のジュネーブ條約に依つて設立された常設阿片中央委員會及び今回の制限條約の下に設けられた計畫を取扱ふ新監督機關がジュネーブ條約の下に與へられたよりも強大なる權限を有してゐる。

多分一般には餘り知られてゐないことであるが、ジュネーブ阿片條約は嘗て輿論及び國際的機關に對して提示された最も包括的且最も有力なる統計書類を世界に提示した。此の統計書類によつて、國際聯盟事務局は會議に對して過去六年間に於ける麻藥國際取引細目表を提出することを得た。これに依れば、1925年乃至1930年に於て不正取引の麻藥量は100トンよりも尠からずといふ巨大なる量に達してゐる。新條約によつて此の國際的取引は各國別々の統計制度の存在によつて隠蔽を受けるよりも擧る促進されるであらうといふのは、一統計を他の統計と照らし合はせ、組織の有無を調査し、濫用の存在を明かにすることが出来るのである。濫用が義務の違反であるのみならず、又違反の事實がその發生後比較的短期間に世界に公表される時

には、斯くの如き濫用の起る率が少くなるであらう。本條約を批准せる製造國は如何なる國と雖も(イ)その國內の需要一この需要は豫め計量され、比較的安定して居り、相當長い期間の中に實際に各場合に於て分つて居り、且他の注意を惹かないでは著しい増加も出來ない(ロ)その輸出注文一實際にその全部は輸入許可證の發行取締によつて輸入國政府自ら決定するものである一を超えて製造することを不得ない。その上に現存のストックは世の注意と之に對する辯解なしには増加することが出來ず、その増加が濫用に至つてゐる場合には條約の制裁規定の活動を見ることになる。

また條約の幾多の規定は國際聯盟が過去に於て麻薬取締の國內法制及び行政の活動に對して有せる一般監督の力よりも多くを興へてゐる。各國に於ける條約の實施状況を年報として聯盟事務總長に提出する規定も作られてゐる。之に加ふるに各國政府はその領土内に起つた主要なる不正取引事件は全部之を別報告として詳細に報告する義務を負うてゐる。

麻薬分銷制度に關しては、條約は主として既に効果を擧げてゐる輸入許可證制度に依つてゐる。この制度はジュネーブ阿片條約の中心たるものであり、過去十八ヶ月間に於ける本制度の活用はジュネーブ條約締約國よりの麻薬輸出の極めて少量を除いては全部輸入國の宛先へ到着してゐることを立證してゐる。條約は又ジュネーブ條約の締約國でない國も、それに従つて凡ての規定を適用すべきことを定めてゐる。

麻薬製造制限會議の閉會に際して、議長ド・ブルツケル氏は、會議は難事業を完成した。然して斯くの如き人類協同事業の成功は、世界が直面しつつある經濟的、政治的、且に道徳的危機の際に於ても特別な重要性を以て見らるゝであらうと述べた。

第4回國際社會進步協會總會

第4回國際社會進步協會總會は1931年10月19日より22日迄バーリに於て開催、總會の議題は賃金、建築業に於ける季節的失業、國際移民の3つであつた、其大要は次の如くである。賃金の問題について總會の可決した決議には、本協會の目的は労働者の地位を改善する一切の運動を助長するにあるのであるから、賃金問題の解決方法にして大衆の生活標準を向上させることに寄與しないやうなものは一切これを容認することができないと述べてゐる。また、實質賃金の増加は部分的には一般生産の増加に依存し、しかも後者はまた相當大いに關稅障壁の消滅によつて條件づけられてゐる。しかし、經濟不況時に際して實質賃金を切下げることば經濟の復興を助長するよりもむしろこれを妨げ

るものであるから、困難を緩和する正しい方法ではない。大會は現下の經濟不況は諸國の經濟的協力なくしてはこれを克服することができないと宣言してゐる。従つて、大會は世界の情勢の例外的な重大さを認めて經濟不況克服運動について國際的協力を招來するやう諸國の政府及び輿論に極力影響を與ふべきことを協會の各國支部に對して要請してゐる。

建築業に於ける冬期失業に就ては次の如き一決議を可決した。

國內的又は國際的に大規模な公共事業を遂行することが極めて必要であることを暫らく措くとしても、冬期中に於て生ずる建築業の業務中止は建築労働者にとつて重大なことであるばかりでなく、建築及び全體としての労働市場にもまた有害な影響を伴ふものである。冬期中も建築工事を續行せんとする企てが諸國に於て、わけても合衆國に於て、成功したことに注意したる後、大會は建築業の季節的失業の豫防運動に留意すべきことを各國支部に勧告してゐる。公共團體は往々にしてその注文の出し方を通じて建築業の季節的變動を激増するに至るやうなことがあるから、これらに對しては慎重な態度をとらねんことを要する。

冬期に於ける建築を助成するため行ひ得る方法としては、冬期には建築材料の販賣値段及び運賃を割引くこと、冬期に遂行される建築工事に關聯せる租税を減額すること、官廳より補助金を交付すること、等々があげられる。補助金の交付によつて支出が過大となる場合には、特別の基金を設けてこれに充てるを可とするであらう。

各國支部は建築業の雇主及び労働者團體と共同して、冬期建築の可能なこと及び經濟的に重要なことを一般に周知すべきである。國際社會進步協會は一層多くの經驗の情報を入手した場合に再びこの問題を考慮したいと考へてゐる。國際移民政策に就ては次の如き決議が可決せられた。

移民の動きは幾多の生理、經濟、政治、社會上の諸問題を惹起するがそのうちには國內法令にて解決されるものもあるが、また國際的解決にまたなくてはならないものもある。移民に對してはその渡航中其他につき保護の必要なること、移民の運動を自然に放任せずして國內労働市場に存する秩序及び調整に順應させることが必要なこと、この取締は個人の自由に對する干渉ではなくして個人の自由と國家社會の安定との調和的發展を保障するものなること、等々については一般に意見が一致してゐる。その生理的條件、經濟的安定社會並びに文化の標準を保護する法令を制定する權利は當然國家社會に對して認めざるを得ないであらうがこのやうな措置が暴力的または暴力的なものでは少し

もないやうにすること、個人の感情、人性の尊嚴、國際信義等を毀損せざること、及び能く限り國籍、人種家系、言語、宗教等に基く差別待遇を極力避けることは必要である。現代社會に於ては國家的熱情が異常に發達して社會問題の解決を困難ならしめるに止まらず、文明それ自身さへも埋没される虞がある。それ故、國際聯盟、歐洲聯合、等の機關の發達によつてこれらの熱情に對抗する必要があるのである。このやうにして移民運動の大部分は國際問題を惹起しないやうになるであらう。以上の理由によりこの決議は、移民に關する國際法の原則を具體化する條約乃至勧告を作成し、諸國をして之を法令、二邊條約、多邊條約等に體現せしめるに努めるべきことを國際的機關に對して要請してゐる。次に決議は右の原則について概説してゐる。國際的機關は移民の渡航中の保護増進に努めると共に彼等の爲に社會保險制度を設定するの能否を研究すべきである。また、社會及び經濟方面に關して内外人労働者の待遇の均等を確立するに努め、特に労働者の國籍及び家系に基く一切の不平等を法令及び國際協定から除去し、一國に與へられた特權を自衛的に一切の國に擴張するに努めなくてはならない。移民の經濟的並びに文化的利益に關する諸問題については職業團體や民間の保護團體の助力を得べきである。國際的機關は労働者の供給に關する情報の蒐集及び頒布、適當なる労働者の移動の奨励、諸國の職業紹介方法の比較研究等によつて労働市場の組織を一層優良且つ充分ならしめるよう助力すべきである。政治的見地及び國際平和と人性の尊嚴に對する尊敬とのために、國際協定に於ては出稼移民とその本國との自然的紐帶を維持し又は彼等を移民先の國に歸化させる爲關係諸國の官廳の適法にとり得べき措置をはつきりと定限して置かねければならない。最後に、協會の將來の事業については、労働時間問題の新らしき標相について研究すること及び各種の社會的危險、ことに失業に對する救済と保險との各自の機能を研究することがそのプログラムのうちに加へられた。

第8回移民保護常設國際會議

第8回移民保護常設國際會議は1931年9月7、8の兩日間ジュネーブに於て開催、歐米、アジアの10餘ヶ國代表參加、我國代表として出井盛之氏列席した、會議の概況は次の如くである。

會議に於ては無資力移民の救助爲問題が中心的議題となり、歐洲諸國より乗船出發する移民に對する船賃補助制を無資力の歸國移民にも適用すべき案を採決した。これによつて海外移民地に於ける各種關係組合

團體等も其地より母國に歸還する移民が乗船時に必要な旅券及び旅費を取得することを斡旋し且つ、その移民の上陸地にある關係組合團體等に移民の到着期日を通知すべき勧告を受けた。尙本會議は移民の雇傭契約の補充執行に關する各種の制度及び、労働移民の經濟的、社會的及び文化的状態に關する研究を國際労働局に報告すべきことを決議し、各種組合、團體は移民の補充配置に關し一層規則的に聯盟と協力しよく其の使命を完了すべき點に注意を喚起し、各國に於ける移民需要に關し各國代表の定期報告を求めた。

最後に、本國に残せる家族に對する移民の扶養能力如何に關する討議がなつた。

第5回健康保險金庫國際會議

第5回健康保險金庫國際會議は1931年9月3日より6日迄3日間ブラグに於て開催、本會議は種々討議の結果次の3問題に對する決議を採擇した。

(1) 健康保險と經濟不況
本問題に關する決議に於て、萬國聯盟は、多數の工業國が強制的健康保險制度を、被保險者の健康保護の爲めに必要なるものなりと認め、之を採用したことに就て、満足の意を表した。現在に於て最も優秀なるものと認められてゐる健康保險制度に於てすらも、現金給付に依つて最良の生活の途を、治療及豫防給付に依つて最良の健康の保護を保障してゐるに過ぎない状態であるから、これ以上少しでも給付の減額を爲す時は、保險の効能は危機に瀕することゝなる。各國に於ては、國家經濟は、保險制度に必要欠く可からざる財源だけは、保險制度の爲めに残しておくことが出來た又残しておかすべからぬ。社會保險制度が不完全なるものとなれば、労働者は自己の權利として有する所の保護を奪はれることゝなり、ひいては、「社會負擔」social chargesの不均衡を招來し、かくして國家間の良好なる關係を危險に陥れることとなるのである。今會議の決議は、國際労働機關が、1927年の國際労働會議に於て採擇せられたる條約及勧告に一致すべき健康保險制度を各國をして採用せしむべく、更に一段の活動を起さんことを要求した。今會議は更に、一般的に生産は社會保險費用を負担せねばならぬ。然し社會保險はその代償として、健全なる労働力(その消費能力も亦保險に依つて増大せられた)を生産者に提供する。従つて保險制度の標準は、適當なる注意を以て、被保險者に保障せられねばならぬ所の保護の最小限を下つてはならぬといふ旨の宣言を爲した。經濟不況の結果としての、全部的又は部分的失業者數の増大、負担の減額(これは保險料算定の基礎となつてゐ

る)、事業の閉鎖及保険料の滞納によつて、保険金庫の収入は減少した。それと同時に、不景氣の結果としての、失業者の困窮及その健康状態の悪化、並に被保険者及其家族の生活標準の低下に依つて、保険金庫の支出は増大してゐる。更に保険金庫の財政状態は、幾多の國に於て、診療報酬及薬剤費の恒常的増大によつて非常な打撃を蒙つてゐる。今會議は又、被保険者が、保険の助力を最も必要とする時期に於て、保険に依つて労働者に與へられたる保護を減少する時はその結果勃發すべき虞のある重大なる危険につき、各國の政府及議會に對して、注意を喚起したのである。又保険給付(現金給付又は現物給付)の専斷的削減は、その必然的結果として、被保険者及其家族の經濟状態、健康状態及消費力の低下を招來する。かくして不景氣の社會的影響を更に更に深刻且脅威的なるものとなすであらう。又會議は、保険は、合理的經濟的理想の上に立ち、其の組織、殊に醫療給付及入院制度を改善し、又その活動を統一的に集中せねばならないと思料した。今會議は、保険金庫は被保険者及僱主に依つて、自治的に管理せられねばならぬと云ふ原則の可なる旨を再び言明し、併せて保険金庫の管理の困難の程度が大であらざる程、責任及相互連帶の觀念は強められ、自治的管理の原則が益々主要なるものとなつてくる旨を宣言した。

最後に此度の會議は、經濟不況が労働者の生活状態を深刻に脅威せしむる程、社會保險の制度は一層その必要を増してくる旨を宣言した。

(2) 温泉療養と健康保險

本問題に關する決議に於て、此の會議は、保險機關は、疾病の治療又は豫防に有效なる天然物(例へば、浴場、礦水又は氣候状態)を有し且秩序的に維持せられ、而してこれらの天然物を被保険者に好條件を以て提供する土地のみを温泉地として認むべきである、との宣言を爲した。鋼鐵體を含有する泉は、その天然的成分、温度、治療能力及その他の重要な要素を慎重に分析せられ且その治療効果は恒久的なるものであると認められる程十分に安定的なものである場合に於てのみ「治療泉」として指定せられ得るのである。保險機關は温泉療養は、疾病を治療し、豫防し、又被保険者の健康を保護する重要な手段であると思料した。保險機關は、自己に委託せられたる基金を慎重に運用すべき法律上の義務を負つてゐるのであるが、醫學的診斷の結果、温泉療養が必要であると認定せられ、且その場合に於て執られ得べき醫學的及物理的手段による種々の治療の試みは、その病態に對しては全く不適當である旨が立證せられたる被保険者に對しては、温泉療養(それは相當の費用を要するものである)を許可

せねばならない。即温泉療養は、その温泉地が、醫學的及經濟的見地からの必要條件を完全に満たし、又かかる治療方法の必要なる所以が適當に證明せられ且温泉の利用はそれらの病氣を治療し又はそれらの病氣の悪化を豫防するに就ての唯一の又は最善の方法であると認めらるゝ場合に於てのみ、許可せらるべきである。温泉療養に就ては、患者の保険金庫に加入せる期間の長短、保険料の拂込成績、勞務不能等の條件を考慮してはならない。温泉療養は單に被保険者のみならず、又、保険金庫の財産の許す限り、その家族にも許可せらるべきである。保險機關は、温泉地に於ける治療及診療の費用を負擔し、又保險機關が、機關自身の温泉施設を有しない限り、關係ある機關及醫師と契約を締結せねばならない。各國の保険金庫は現存せる温泉地に於て、聯合治療施設を設立、維持する目的を以て、協同することは望ましいことである。外國人たる被保険者をかゝる治療施設へ收容する場合には、その許可は内國人たる被保険者に対すると同一の條件を以て爲さるべく考慮せられねばならない。

温泉療養を許可する場合に於ては、該患者の主治醫師より、その時迄に加へられたる治療の性質、期間及結果の記述と共に、その病氣の性質及期間を指示する所の温泉療養許可申請書が提出せられねばならない。温泉療養が必要なりや否やの最終的決定は、金庫所屬の醫師の認定に依る可きである。健康保險に於ける温泉療養問題に關する詳細なる解説及注意等は、萬國聯盟内の委員會に於て作成せられることとなつてゐる。温泉療養が所期の効果を収め得るか否かは次に述ぶ要件が満たされるか否かに依つて決定せられる。即温泉地の選擇は專ら病理學的根據に基づかざらねばならない。而して患者の健康状態と關係のない事情に補はれてはならない。温泉療養の方針は、最初に、温泉療養専門醫師に依つて、被保険者の主治醫師の報告書、保險機關の提出したる患者の病歴及患者に對する徹底的診察に基いて作成せられたる療養方針に従はねばならない。保險機關は必要なる期間中温泉療養を許可せねばならない。その期間の長短に付ては患者のそれを必要とする程度、治療上の要求及温泉地の條件を斟酌せねばならない。温泉療養専門醫師は、その療養方針の作成に當つて、生理學的及心理學的的要因のみを考慮するだけでなく、併せて、被保険者の社會的地位及職業に付ても斟酌をせねばならない。療養の終了に際しては温泉地の醫師は、金庫に對して、加へられたる治療及得られたる結果に就て、報告を爲さねばならない。又必要なる場合に於ては、爾後の治療方針に關する助言をも與へねばならない。

(3) 官公吏の健康保險

この問題に關する決議に於ては今會議は、官公吏の給料の購買力が大戰前よりも低く且これらの給料は官公吏をしてその疾病危險を十分に掩はしむる程多額ではない所の總ての國に於ては、官公吏の爲めの健康保險の必要が痛切に感ぜられると宣言した。官公吏の物質上の地位が假令、改善せられたる場合に於ても健康は病重大なる 經濟的及政治的影響を持たねばならない。又健康保險に依る保護は、官公吏が未だ健康保險を享有しない國の官公吏に及ぼさねばならない。この保險は勿論強制制のものではないが、而して自治的管理の原則に従つて組織せられねばならない。

第4回國際勞働統計家會議

第4回國際勞働統計家會議は1931年5月20日より23日迄3日間國際勞働局に於て開催、アメリカ合衆國をも含む29ヶ國の代表者出席、會議を要約すれば次の如くである。

勞働統計家の從來の會合は主として諸國の勞働統計を成る可く統一した比較し得るものとみなすために各國が如何なる統計方法を用ふべきかの問題を議題としたのであるが、今回の會合は直接な實際的の目的をもつてゐる。その一は國際勞働局が諸國に於ける實質的賃金を比較するに當つて用ひてゐる方法に同一層改善を加へ得るやの點であり、その二はこの實質的賃金の比較に關聯して諸國政府より勞働局へ如何なる種類の情報を供給することを期待し得るやの點である。言ふまでもなく勞働局の調査の進歩は諸國の膨脹ある行政官廳が夫々その統計を如何なる程度まで改善し得るやに依存すると。會議は英國代表ヒルトン氏を議長に選んで、協議の末種々の決議を可決した。會議は諸國の賃金の購買力を計量する目的を以て國際勞働局の從來蒐集したる賃金と物價とに關する資料の價値を認め、この統計の編成の基礎及び方法を改善する爲めに一定数の提案を爲した。會議は又生計費に關する資料の中に、家賃の比較的水準に關する情報を加ふることを望まじきことと考へ、國際勞働局が各國の統計官廳に對してこの題目に就ての定期的情報の供給を求むべきことを提案した。會議は國際勞働局理事會が賃金と生計費との國際的比較を爲すために要する情報供給の問題を近き將來の國際勞働總會の議題となし、一の條約を採擇してその條約を批准したる國々に定期的に情報を蒐集供給する義務を負はしむるに至るべきことを提議した。會議は又各國の統計官廳の代表者より成る一専門委員會を設置し、この委員會をして賃金及び生計費に關する統計の蒐集發表並に將來の國際統

計家會議の準備に就き國際勞働局を援助せしむるに到るべきことを提議した。

第3回國際衛生技術官會議開催期並議題

佛國政府主催第3回國際衛生技術官會議を1932年3月7日より20日迄リオンに於て開催する事に決定、本邦に對しても代表者派遣方を希望し來たつた、尙會議に於ける附議事項は 第1部交通衛生 第2部住民衛生 第3部病院問題、第4部環境衛生問題 第5部消毒問題 第6部工場衛生災害豫防。

極東阿片吸飲會議

シヤム國政府招請の下に、その首都バンコック市に於て1931年11月9日より27日迄極東阿片吸飲會議が開催された。參加國はイギリス、フランス、インド、日本、オランダ、ポルトガル、シヤム、支那の8ヶ國で吾國代表として下條久馬一博士が出席した。

先づ各國代表は極東に於ける自國又は自國の有する領土に於ける阿片吸飲に關する情勢を説明し次に極東阿片吸飲實地調査委員會起草の勸告案を検討し、又代表の提出になる様々の提案を考慮した。その結果1925年のジュネーブ協定を補足する新協定及び、本問題に關する勸告を掲げた最終議定書を採擇するに至つた。新協定の主要部分はその如くである。

第1條は專賣阿片の小賣問題を取扱て居るが、これによれば阿片の小賣及び配給は政府のストックよりのみ之を行ひ、もし地方の事情が斯の如きストックの設置を困難ならしめるときは、政府により任命せられ且阿片の賣買につき何等の手續料も受けない者の店が政府の監督の下に之を取扱ふことになつてゐる。

第2條は21歳以下の者の阿片吸飲及び阿片吸飲所出入を禁じてゐる。これはジュネーブ協定にある「未成年者」なる語を限定したものである。又第2條は締約國が未成年者の阿片吸飲を勸誘する者に對し締約國は禁錮を含む懲刑を課すべき義務を有することを規定してゐる。

第3條は製造阿片の現金賣と云ふ現存の慣習に法律的基礎を與へる義務を規定し。

第4條はジュネーブ協定第7條第1項の一部を變更してある政府の工場より同じ國に屬する他の領土の政府專賣局に製造阿片を輸出することを許可してゐる。

第5、6、7條は本協定の適用、批准、效力發生、登録、廢棄等に關して規定してゐる。

最終議定書は會議が希望したる目的の到達に必要な種々の方法につき次の如き11箇の勸告を掲げてゐる (1) 罂粟栽培の制限

- (2) 阿片吸飲者に対する特許及び定量制度
- (3) 阿片吸飲者の單一登録
- (4) 阿片吸飲者撲滅方法
- (5) 特別阿片収入計算を設け、之を國際聯盟に報告すること
- (6) 不正取引に対する刑罰加重
- (7) 製造の統制
- (8) 阿片吸飲の統制及び不正取引禁絶のための各國政府間の國際的協力
- (9) 阿片吸飲者の治療
- (10) 阿片吸飲問題に關する科學的調査
- (11) 阿片吸飲問題に關する特別年報を國際聯盟に送付すること

新協定及び最終議定書は本會議出席の8ヶ國全部の諒印を得た。

但し、シヤム及びインド政府は政府監督の店舗に於ける製造阿片の賣買に關する新條項に關し、又日本代表は不正取引に従事し又斯の如き取引を企てたる者に對する特別處罰の勸告に關して留保を附した。

本會議は最後に阿片の不正取引に關する宣言を採擇して閉會した。

第1回人口問題研究國際會議

伊太利人口問題研究委員會主催第1回人口問題研究國際會議は、1931年9月7日より10日迄ローマに於て開催、我國よりは内閣統計局長長谷川科夫氏、岡本武三氏、吉阪俊蔵氏の3氏代表として出席、會議は次の部門に分れ研究發表と討議がなされた。尙本會議は純學術的問題を討議し、政治、道德及宗教上の宣傳は假令人口問題に關する論點が含まれてゐるにしても全く禁止されたことである。

- 第1部 生物學及優生學
(報告 18 論文 21 計 39)
- 1、出生率の減少に影響を與ふる生物學的要素 2、不妊 3、血族結婚の民衆的及漸進的影響 4、各民族の營養状態と肉體的及精神的特徴との關係 5、長壽 6、人種に對する戰爭の影響 7、出生率と智能との關係 8、人口問題と遺傳問題との關係 9、性的淘汰 10、其他

- 第2部 人類學及地理學
(報告 43 論文 13 計 56)
- 1、人種の混合 2、大家族の漸進に關する測身的及體質的調査 3、一地方人口の肉體的及精神的特徴の永續性 4、各國民の形態學的及病理學的特徴 5、體質及受胎力 6、體質及死亡率 7、田舎住宅の諸型 8、血統群の地理的分布 9、主として人口問題

に關する人類學的及優生學的博物館建設案及其の目的
10、其他

- 第3部 醫學及衛生學
(報告 12 論文 14 計 26)
- 1、幼兒死亡 2、熱帯及寒帯地方に於ける白人種發展の可能性 3、現時の傳染病 4、或種の死因に由る死亡率の統計的増加の要素 5、疾病と都市人口の發展 6、其他

- 第4部 人口統計
(報告 32 論文 27 計 59)
- 1、大都市に於ける移住民及土着民の婚姻率 2、各種社會階級の婚姻率 3、人口増加に及ます嬰兒殺及墮胎の影響 4、集團移住 5、未開民の人口統計 6、人口増加豫測 7、戰爭の人口統計的規則 8、人口自然増加の主要なる內的要素の相互關係 9、猶太民族の人口統計 10、人口統計的現象の月別變化 11、其他

- 第5部 社會學
(報告 32 論文 8 計 40)
- 1、家族の進化 2、宗教別出生率 3、社會階級別出生率 4、多産家族 5、産兒制限の意義 6、人口發展に及ます立法の影響 7、人口の總死亡率と世界諸國に於ける被保險者の死亡率との關係 8、其他

- 第6部 經濟學
(報告 32 論文 11 計 43)
- 1、人口統計及労働問題 2、富と人口との相互關係 3、國內移住 4、國際移住 5、山岳地方に於ける住民の減少 6、饑饉 7、人口過剰問題 8、財政と人口統計 9、其他

- 第7部 歴史
(報告 17 論文 18 計 35)
- 1、人口の計數的發展 2、歴史に現れたる傳染病 3、『マラリヤ』と古羅馬の人口減退 4、其他

- 第8部 方法論
(報告 11 論文 3 計 14)
- 1、受胎力の測定 2、同種婚姻の測定 3、人の貨幣價値 4、人口密度地圖製法 5、一國の人口中心及重心の測定 6、相對關係の測定 7、其他
- 總計
提出せられたる報告 107
提出せられたる論文 115
計 312

歐洲農村衛生國際會議

歐洲農村衛生國際會議は1931年6月29日より7月7日迄9日間ジュネーブ國際聯盟事務局に於て開催、我

國よりは宮島幹之助博士、鶴見三三博士非公式に出席した。本會議の経過報告は次の如くである。

本會議準備委員會の提出したる議題

- 1 農村に於て有効なる醫術的救助を確立せんが爲めの原則及び其適當なる方法
- 2 農村に於ける衛生事務組織に關する最有利なる方法
- 3 農村衛生状態改善に對する最有利にして且最經濟なる方法

以上3議題に對し夫々委員會(第1、第2、第3の)を組織し、一方衛生學校長を招集し農村衛生と衛生學との關係を審議した。次で各委員會は、討議の後、報告書を作製、且つ各委員會の報告を審査し、本會議の決議案を作成せむが爲め、第4委員會を組織し、之を審査の結果採擇されたる下記の如き勸告案を全會一致で作成する處があつた。今其一般を述べ置かば

第四委員會報告 (決議)

第1委員會は第1、第2及び第3委員會並本會議出席代表者の提案を審議せる後、次の決議を採擇せんことを勸告す

(1) 本會議は衛生巡回婦學校の綱目が保健機關の適當なる委員會に於て研究せらるべき要あるを考慮し聯盟理事會は本研究を保健委員會に委屬せんことを提議す。

(2) 本會議は各國に於ける衛生工學者教育に従事する綱目及び方法が衛生機關に依り研究せらるべき要あるを考慮し、聯盟理事會は之が研究を保健委員會に委屬せむことを提議す。

(3) 本會議は農村の醫事衛生事務の經費に關する詳細なる書類の蒐集を必要とすることを考慮し、且本件に關し聯盟保健機關主宰の下に各方面の衛生學校を介し、同様な案に基き農村に於て其研究に著手せんことを勸告す。

(4) 本會議は農村の衛生工事に關し、特に必要ある下記事項の研究が聯盟保健機關主宰の下に、各方面の衛生學校及び水質検査所に依り著手するの要あることを考慮す。

- イ ジャワに於ける便所の特徴
- ロ 蠅族の發生を防止せんが爲め肥料及び糞埃の高濕度に於ける腐解作用
- ハ 各國に於て使用する飲料水及び雑用水の分析及び濾定法

(5) 本會議は第3委員會の提出せる農村地方に於ける住宅の條件に關する研究は、之を國際労働事務局及び國際農業研究所に委屬し、衛生に關する事項は聯

盟保健機關と協力せんことを勸告す。

(6) 本會議は農村地方に於て迅速なる患者輸送の重要性に對し注意を喚起し、病院自動車に關する國際的普魯信號を採用することの利益を認め本會議は國際聯盟理事會が同交通委員會に本問題の研究を委屬せんことを提議す。

(7) 本會議は農村衛生事項に關し、衛生行政家建築技師、農學者、看護人衛生學者、産科醫家疾病保健機關、農事協會及び私的衛生團體の代表者等の間に密接なる協力の重要なることを確認す。

本農村衛生會議は前記の協利に對し有益なる成績を擧げたる好適例を示すものにして、右は聯盟主宰の下に將來擴張され又繼續さるべきものとす。

なほ本會議中衛生學校々長は各校に於て研究すべき問題のリストを作成した。主要なる五問題は次の通りである。

- 1、農村地方の牛乳
- 2、腸チフスの通告
- 3、肥料の使用と糞取運動
- 4、治療設備の費用
- 5、分析、識別の方法、給水の試験及び各國で用ひられる廢物試験

尙宮島博士は會議に於て本會議の結果が非歐洲諸國に及ます重要性及び其等諸國の國內機關の發達に關する諸國の希望に就て強調した。

第2回人口問題學術研究國際同盟大會

第2回人口問題學術研究國際同盟大會は1931年6月15日より18日迄4日間倫敦に於て開催、今回の大會は主として國際同盟の事務的會議であつたが、會期中の1、2日を研究論文報告及討議に當て、且つ討議は同盟會員以外廣く一般學者の参加によつて行なはれた。

第6回國際産業醫學及産業災害會議

第6回國際産業醫學及産業災害會議は1931年8月3日より8日迄6日間、瑞西ジュネーブのザクトリアホール及びゼネバ大學に於て開催、参加國はフランス、イタリー、イギリス、オランダ、ポーランド、スイス、スウェーデン、ソビエツトロシア、日本よりは政府代表として内務省社會局工場監督官栗原美能留氏(社會局事務官)及吉阪俊蔵氏(國際労働事務局日本出張所長)報告者として河崎義等博士(倉敷労働科學研究所長)一人であつた。

會議は2分科A部門(産業災害)B部門(職業病)に分

たれ正式報告の主要題目は7項で之をその關係部門別に記せば

A、1兩部門

- 1 職業に原因する皮膚の障害(災害及疾患)
- 2 災害發生前の健康状態が産業災害の續發症に及ぼすの影響

A 部門

- 3 脊椎外傷患者の後遺症及び順應
- 4 血管の外傷(動脈炎及血管靜脈炎)

B 部門

- 5 セメント及人造石製造に従事する労働者の病理
- 6 工業に使用する有毒物質に對する身體各系統の感受性
- 7 疲労

以上の正式報告者は次の如くである、1、セメント及人造石労働者の病理 獨逸 カ、ウエー、ヨツテン教授、白耳義 グリベルト博士、及其の協働者、米國 エル、アル、トムブソン博士、佛蘭西 アガツス、ラフォン教授、和蘭 ヴァン、ベムメル博士、2、工業に使用する有毒物質に對する身體の感受性 獨逸 テレツキー教授、伊太利 デボート博士、チエツコ、スローバキア レウイー博士、ソヴィエツト、ロシア ゲルマン博士、3、疲労 獨逸、アチュラー博士(筋肉労働)(労働生理研究所長) 米國 ヘンダーソン教授(生化學)(ハーバード大學教授) 英國 エム、バーノン(労働環境)(産業疲労局研究員) 日本 阿岐義等博士(人的要素) 會議の概況は次の如くである。

3日午後より報告並に討論に移り A及B部會合同にて大學教室にて閉會イギリスのホワイト(White)教授の「産業に於ける皮膚刺激を起す根本的規則」ドイツのケルシュ(Koelsch)教授の「職業労働と皮膚疾患との關係について」並にオースタリーのオツベンハイム(Oppenheim)教授の「原因的並に臨床的立場より觀たる職業的皮膚疾患について」なる三つの報告が「職業と皮膚疾患」なる題下の下になされた。ことにオツベンハイムは多數の材料を新らしき系統のもとに分類し幻燈によつて疾患と労働状態とを示しながら説明した。第2日(8月4日)以後は會議は二つの部會に分かれて進行した。(A)は産業災害 (B)は職業病を主題とした。産業災害に於ては「工業に於て使用する有害物質に對する身體の感受性」に關しては一方「毒物の量及び毒物に暴露する機會の多少」を重要視するものと所謂「感受性」を重要視するものとの間に花々しい議論が起つた。併しつづれも尙研究資料の不足の議論であつて、今日のところ尙水掛り論たるに過ぎない。

い。テレツキー(Telecky)(獨) デボート(Devote)(伊)及レーウイー(Löwy)(チエツコ)等はこの問題に關する報告者でありまた討論者でもあつた。

(B)に於ては労働者の疲労問題について相當澤山な議論が出た。本問題に關してはアチュラー(Achler)ヘンダーソン(Henderson)阿岐義等博士及びバーノン(Vernon)が報告者であつたがアチュラーは經濟難局の爲に來らずヘンダーソンは助教授のディル(Diel)を代理に出しバーノン又出席しなかつたために報告者は僅かに阿岐義等博士とディルのみであつた。ディルは主として環境温度と血液の化學的變化について語り特に演壇から阿岐義博士を顧みて環境温度の問題は倉敷労働科學研究所で熱心に研究してゐることを附言した。阿岐義等博士は産業疲労の現象的事實について語つた。二つの報告終了後果然討論者が約10名次々に立ち、「工業よりも農業の方が疲労問題は大」である。『自由労働と強制労働とは全々分けて考へねばならぬ』『筋肉労働よりも精神労働の方が問題は大』などといふなど云ふやうな議論がその大半であつて阿岐義博士から見れば素人的な議論が多かつた。勿論主題の立て方も『労働の疲労』を問題と云ふのであつた爲か議論も出たのかもしれない。學會の主題の選び方には十分の注意が必要なることが考へられる。それは問題の焦點を明確ならしめるためである。例へば『機械的産業労働に於ける疲労』とか『重筋肉労働に於ける疲労』とか或は『精神労働に於ける疲労』とか云つたやうに混雑すべきである。討論者の多くは産業労働に於ける疲労問題には素人であつたこと。並にこの方面の研究が尙非常に資料に乏しいことが討論の焦點が一致しなかつた原因であると思へられた。

また産業衛生の進歩を一層に促進するために常設國際産業衛生委員會が組織せられることになつた。この委員會の目的は産業衛生に關する國際的常設機關たると同時に次のブラツセルの會議に對する準備をも含むものであり、且つ文獻の交換を目的とするものである。而してドイツ、フランス、イギリス、スイス、イタリア、ベルギー、オランダの7ヶ國はさしあたり來る第7回會議のために協力することになつた。

尙第7回會議は1935年ベルギーのブラツセルにて閉會せられることに決定、これと同時に學術展覽會が併催せられることになつた。

第6回國際陸軍醫學會議

第6回國際陸軍醫學及陸軍藥學會議は、1931年6

月14日より20日迄7日間、オランダ、ヘーグ市に於て閉會、我國よりは小泉軍醫監、細谷三等軍醫正、大須賀軍醫中佐の3氏我國代表委員として出席、附議決定事項は次の如くである

先づ陸軍々醫監に陸軍藥劑官募集教育に關しては、次の2項が決議された。第1、醫學生及び藥學生中からその入學當初に早期に募集すること。第2、醫學校並に藥學校卒業生から後期に募集すること。而してその募集並に教育の方法に關する細目を論議し、最後に各國がその新知識交換の見地から、軍醫團將校をよることんで交換されたべき旨を希望してゐる。次に戰爭精神病に關する論議をなし、戰爭期間が永引くと原因不明の精神病が多數發生する。それは單に遺傳や體質問題にては説明出來ず、戰時の負傷、恐驚、疲労、特に感情の振盪が重要視され、此等精神病の豫防、診斷、治療、鑑定、補償等に關する専門軍醫綜合病院等の平時に於ける養成並に設置の重要性を主張してゐる。又その他戰場に於ける血行停止と、止血器の問題、齒牙並に下顎に於ける戰爭性重症外傷の手術治療豫後に關する問題を論議してゐる。

尙第7回は西班牙に於て閉會することに決定、7回宿題は 1、衛生部の編成、2、豫防接種 3、軍陣外科治療 4、軍陣衛生 5、イ、口腔外科 ロ、各國に於ける口腔外科の編成

第6回衛生材料規格統一國際委員會議

赤十字國際委員會主催第6回衛生材料規格統一國際委員會議は 1931年10月5日より同12日迄8日間ジュネーブに於て閉會、我國よりは廣瀬義夫氏が出席した。議事日程の主なるものは(1)山嶽に於ける運搬方法(スキー及び轎を除く)(瑞西)(2)標準化せられたる擔架を發賣せる車に適應せしむる爲めの装置(波蘭)(3)委員會の定款(佛蘭西)(4)止血帶帶調査に關する設法を開くことが望ましいとの意見を述べたる第5回軍醫及び藥劑官會議の決議について研究其の他本委員會は個人嚙帶包、認讓票及び醫票に關し、開かされたる設法の審査員として執務する。

第2回國際都市衛生會議

第2回國際都市衛生會議は 1931年4月20日より一週間に亘り、伊太利ミラノ市に於て閉會、30餘ヶ國の代表者も參加した尙此會議は次の6つの委員會に分れて夫々専門的討論をした。1、一般(流行病及びその豫防) 2、都市衛生技術 3、建築物の衛生技術(住

居、學校、病院、兵營等) 4、農村地方及殖民地の衛生技術 5、事務所及工場の衛生技術 6、衛生法規及び社會保險、尙多數の人々によつて種々重要な問題が論ぜられたが、最も注目を惹いたのは Casagrand 教授の都會に於ける空氣の自動的淨化に關するものと、Garin 及び Jolicard 兩氏の大都市の塵埃が人體に肺臟及鼻病作用と題する講演であつた。また、この會議閉會と同時に、都市衛生に關する國際展覽會が催され、伊、佛、獨、チエツコ、智利、希臘等の各國から多數の出品があつた。

第2回國際病院會議

第2回國際病院會議は奧國ウィーン市に於て1931年6月8日より14日迄1週間に亘り閉會、我國よりは日赤富山支部病院長松井八郎博士が出席した。尙會議事項の重なるものは 1、病院建設費に關する事項 1、1日の入院費用に關する事項 1、看護婦の任務に關する事項 1、補助勤務(病院の社會的並に書翰的勤務病人の慰安及教育)に關する事項 1、外來診察に關する事項 1、食糧問題(患者食)に關する事項

第2回社會事業國際會議開催期並議題

第2回社會事業國際會議は1932年7月フランクフルト、アムマインに於て閉會されることとなり、同會議に於ける一般の議題として(1)家庭生活に對し疾病に關する社會事業(2)家庭生活に對し經濟に關する社會事業(3)變遷又は破壊に瀕する家庭に對する社會事業(4)社會保險及救助に依る家庭の保護(5)外國の國籍を有する家庭に對する救済(6)家庭に對する青少年、教化的活動及成人教育の重要性 以上が決定された。尙日本赤十字社宛提出議題の報告方を依頼し來たつたので同社ではこれに準備委員會を閉會し上記議題及提出議題に對し種々協議し、尙1932年6月1日迄に同會議事務局宛到着する様『日本に於ける家庭の爲めにする成人教育』と題する報告書作製の件に付打合せ處があつた。

第2回屋外學校國際會議

第2回屋外學校國際會議は1931年4月7日より11日迄ベルギーに於て閉會、大會に於ける議事日程は2分科に分たれ、醫學的立場よりは、戶外學校に於ける醫師と教師の協力、體育の基礎問題、深呼吸の方法及び兒童の選擇方法に關して論議された。學術的集會はデリス博士(パリ)、モラ博士(モンテヴェデオ)、サ

ルター博士(ボン)、その他ブラツセル、リエージュ、ミラン等よりの諸學者にて開催された。ブラツセル、アントワープ、ベルギー海岸に見學旅行を試み、ベルギー關係の多數の戶外學校を視察した。尙同會は次の様な決議を採用した。1、戶外學校を助長すべく公衆團體の努力を望む。2、政府並に學校當局は教室の換氣獎勵に關して教師に注意を喚起すべく努力すること更に學校當局に對し次の要求をなした。即ち學課を軽減して學童の屋外遊戯並に散策に便なる様目課を作ること、出来るだけ戶外授業の機會を大ならしむること都會小學校に接近して出来るだけ廣大な運動場を準備すること、人家密集町内又は附近に兒童用の運動場を作り適當なる監督者をつけること等であつた。

第4回世界教育聯盟大會

第4回世界教育聯盟大會は1931年7月27日より8月1日迄北米コロラド州デンバー市に於て開催、教育聯盟の部會としての保健教育部の會議は全體を通じて、デンバー市のウエストハイスクールに於て開催された。我國よりは體育研究所技師安田守雄氏出席、『最近2年間に於ける日本の學校衛生の發達に關する重要事項』と題する講演をこゝろみた。他にフランスの代表ミルソン氏は『萬國少年赤十字の保健事業の現状に就て』、英國のサーフランク・ゴールドストーン氏は『生物學的立場から見た國民教育』、イタリーのジェルボレ氏は『ファシストイタリーに於ける教育』と夫々講演する處があつた、その他多くの保健教育の諸問題に關して代表者の講演がなされた。尙會議は各國に於ける保健教育に關する報告を交換する方法、各國保健教育の實際家と研究者との聯絡を密接にする方法を研究する委員會及び決議委員會が、數次開催された。最後に保健教育部の次回の會合に提出する議題、特別會議の結果次の如く決定された。(1)兒童の榮養(1)教師の健康と師範大學に於ける訓練(1)兒童の遊戯活動

盲目豫防國際協會總會

盲目豫防國際協會總會は1931年11月14日巴里同會本部に總會を開催、議事日程は 1、本年度事業に關する會長の報告 2、行政問題に關する事務總長の報告 3、各國委員會の設立、1931-32年度計畫問題に對する執行委員會の提議 4、工業に於ける失明豫防『労働事故に關する1898年の法律に加ふべき若干の改正』には、失明防止國際協會佛國委員會事務總長クーテラ博士の報告 5、『豫防の見地に於て失明の原因の深き調査の必要』に付、執行委員會クリドラ

ン博士の報告『魚類に存する寄生蟲を原因とする白内障の若干の形式』に付、協會副會長パークレウイス博士の講演等であつた。

國際聯盟體育專門委員會議

國際聯盟體育專門委員會は1931年1月22日より24日迄、コペンハーゲンに於て開催、主なる審議事項は次の如くである。

- 1、諸國に於て同一の方法を以て實施せる確實なる資料を蒐集すること、(本資料は運動及活動が新陳代謝、呼吸、血液循環、泌尿作用、體温及疲労に及ぼす影響に關するものなること) 1、種々なる體育の影響を成育期間、定期的に測定する方法を決定すること、(a、體育施行前の發達並に機能の状態を明にする爲め (1、種々なる體育の影響を比較決定する爲め委員よりの諸提議左の通り) 1、聯盟醫務部は左より體育に關する國際的センターたるべきこと、(a、文獻を蒐集すること 1、一般的ならざる國語による文獻を翻譯し出來得べくは之を刊行すること (c、研究生の便益を興へ又は視察會議を組織すること 1、國際教育シネマ研究と協力し、左の點に關し調査を施行すること、(a、各國が最も重要な體育方法に關する情報を受け得る様にする (b、體育に關する研究を容易ならしむること)

第13回國際住宅都市計畫會議

第13回國際住宅都市計畫會議は1931年6月1日より5日迄ベルリン市に於て開催、我國よりは宮島幹之助博士出席、會議事項を要約すれば次の如くである。

議題 (1) 不良住宅地區改善 (主報告者パウ、ウナルフ博士) 1 に關しては、不良住宅地區の存在及び増加より各處に生じつゝある危險の除去に對し有効に闘ふ爲に次の成法の必要がある、イ 地帯收用(土地區劃整理に關する規定と共に)、ロ 補償額決定の爲の評價、ハ 撤去者の收容、ニ 不良住宅地區改善の爲の公共基金設定、尙土地所有權の正しい權利の行使は結局不良住宅地區改善の實現に重要な關係を持つものである。

議題 (2) 交通問題と都市計畫並に地方計畫との關係(主報告者 デー、エル、ペプラー氏) 2 に關しては意見は一致してゐる。困難なる點は適當な救濟策を發見する事ではなくて、關係行政廳をして其救濟策を執らしむることにある。此問題を研究した人は

皆混亂、浪費、不愉快及び生命の危險は、土地の開發改良と交通機關とが全國的、地方的、局部的要求に適應し、地域制と交通機關とを關聯せしむる包括的計畫に従つて誘導するにあらざれば益々増加すると云ふことを明瞭してゐる。又多くの報告者は凡ての交通機關を一經路に統制し、郊外線及び幹線を分離し、貨物停車場を分散すると云ふ意見を述べてゐる。又専門家の意見としては中心地區の建物の大きさの増大及び市周圍部の不斷の繁茂は不健康的な、非經濟的な、非能率的なことであり、建物の増大は採光通風に十分な空地が周圍にあり建築の増大に因り生ずる特殊の交通に對し適當の處理が講ぜられるのでなければ許すべきではないと云ふに一致してゐる様である。帶狀の發達は殆んど全般的に否とされ、衛生都市の發達が提議されてゐる、即ちこゝに目途すべき都市の理想的型式に就ての意見の一致がある譯である。

國際住宅會議

國際住宅會議は1931年6月1日より5日迄5日間獨逸國政府並にプロシヤ邦政府後援の下にベルリン市に於て開催、會議事項は次の如くである。

議題 1、現在及將來に於ける住宅問題の社會的重要性 2、合理的家賃の小住宅建設 3、住宅検査(住宅監督と住宅保護)

第5回科學的管理法國際會議開催期並

議題

科學的管理法國際委員會執行委員會は1932年6月第3週和蘭アムステルダムに於て開催さるべき第5回科學的管理法國際會議の議題を次の如き10問題に決定した。1、工、農、商等の經濟團體は原價を決定する標準方法を有するや、その方法は如何にして決定され、その結果は如何 2、銀行の認むる信用程度を決定、且制御する基礎としての豫算 3、廣告販賣をなし得る商品の市場研究 4、合理化を實施する爲、一企業内において職長に對する精神的技術的準備は如何 5、合理的昇給制度を決定する場合、物質上と心理上との何れを考慮すべきか、又公私の企業において之等の要素は如何なる程度に考慮されてあるや 6、合理化の原則を教へる場合の「プログラム」は如何に作製すべきか、教授に當る人に對する指令は如何にして徹底すべきか 7、工人の能率増進のため用ゐらる種々なる方法の比較價值如何 8、家庭管理における金、時間、力の支出豫算を立てる標準の決定 9、商品賣上高より見たる配給費の問題、即ち投資々本と

賣上高との關係 10、農業における仕事の準備、配分、統制

第20回國際統計協會會議

第20回國際統計協會會議は1931年9月14日より西班牙マドリッド市に於て開催、本邦よりは内閣統計局長谷川朝夫氏代表として出席した。會議の附議事項は次の如くである。

第1部 人口統計

- 1、大都市統計委員會ノ事業概要(シリグ氏報告)
- 2、大都市發展ノ要因(ペーメルト氏論文)
- 3、人口構成變動ノ地方的觀察(ツァンテン氏論文)
- 4、移民統計(ツァーン氏報告)
- 5、北米合衆國ニ於ケル各年入國許移民數ニ關スル法律(ウキルコツクス氏論文)
- 6、死亡表(ユベール氏報告)
- 7、病死率及人口ノ年齢別構成(ペーメルト氏論文)
- 8、國籍統計(フェルデス氏論文)
- 9、官府統計ニ依ル氣象觀測ノ利用(シリグ氏論文)

第2部 經濟統計

- 1、經濟觀測委員會事業概要(パウレー氏報告)
- 2、運輸統計(ジラル氏報告)
- 3、運輸(水運)統計(ビエカルキエヴィツチ氏報告)
- 4、財政統計(ビエカルキエヴィツチ氏報告)
- 5、全製品物價統計(ブラツツァー氏報告)
- 6、生産費ノ要素トシテノ賃銀(シミアン氏論文)
- 7、婦人ノ生産的職業統計(ブラツツァー氏報告)
- 8、トラストニ關スル國際統計(ヘヒト氏論文)
- 9、内國市場統計(ツァーン氏論文)
- 10、大都市ニ於ケル貨物出入統計(モルゲンロツト氏論文)

第3部 社會統計

- 1、智能統計混合委員會事業概要(マルク氏報告)
- 2、失業及實質賃銀(ヒルトン氏報告)
- 3、史的統計(シミアン氏報告)
- 4、古希臘時代ニ於ケル主要國ノ財政(アンドレアデス氏論文)
- 5、住宅統計(ブリグラム氏報告)
- 6、犯罪統計(ルース氏報告)
- 7、犯罪統計(ジエ氏論文)
- 8、官吏統計(メルトスト氏報告)
- 9、週期的統計ノ比較性(ブラツツァー氏論文)

以上の附議事項の外協會規約改正案が議題となりしも次回迄保留、次にドウラトゥール氏の會長屆辭による新會長の選舉の結果、獨逸のツァーン氏當選、又伯爵柳澤保忠氏が滿場一致を以て名譽會員に推薦せられ

た、尙本會議に於て「國內市場統計委員會」が、新設せられ該委員に長谷川耕夫氏は推薦せられた。最後に1933年の第21回會議は墨西哥のボホルケツツ氏の申出の通りメキシコに於て開催に決定せられた。

第6回國際遺傳學大會開催期

第6回國際遺傳學大會は1932年8月24日より同月31日迄8日間北米紐育州イサカに於て開催されることとなつた。大會の豫定は開期中、午前は總會を開催、研究発表と討論に當て、午後は分科會と標本の展覧に當てられる。尙此大會の特色は各種の展覧、研究の結果、及方法の實物教示、及動物の實物陳列であると云はれてゐる。尙我國代表としては京大教授木原均博士出席「細胞學と遺傳學との相互關係」に就て特別講演を試みる豫定になつてゐる。

第1回萬國神經病學會

第1回萬國神經病學會は1931年8月31日より9月6日迄瑞士ベルンで開催、我國代表として東大醫學部吳建教授出席した。本學會に於て主として論議せられたるものは、宿題報告にかゝる、「腦腫瘍」「筋緊張」「神經系統の非化膿性炎症」「神經症狀の成立に於ける外傷の病原的意義」の4項目であつた。他に199の演説があつた。尙我國代表吳建教授は「筋内に絡る神經纖維の解剖的關係に基いて、筋内の興奮神經性、交感神經性、副交感神經性緊張支配に關し業績を発表する處があつた。

第3回國際優生學大會開催期と議題

第3回國際優生學大會は1932年8月20日より23日迄4日間紐育市自然科學博物館に於て開催されるが此大會の目的は研究論文、協議及展覧の方法に依つて、優生學研究の發達を闡明し、純粹及應用科學としての優生學の現状一般を示さんとするもので、人類の遺傳、移民、結婚淘汰、不同出生率、民族的素質を變化する有力なる社會的影響等の研究に従事してゐる人、及び人類學、土俗學、心理學、醫學、生理學及教育學の研究者と關係を結び、その参加を望んでゐる、更に人間の特殊能力の發揮によつて其發達を期し得べき商工業の協同をも求めてゐる、特に同大會に於て、家系系圖改善及特殊の性質及血統關係を顯示すべき符合使用等に意見を有する人士の出席を希望してゐる。尙開期を機とし8月22日より1ヶ月間優生學展覽會を公開する旨

第15回國際人類學先史考古學會議

第15回國際人類學會議は第5回國際人類學研究所集會と合同で1931年9月20日より27日迄8日間巴里に於て開催、會議は次の5部會に分れて行はれた。

形態的人類學及人種研究(部會長バローア及マツコリア)人類古生物學及考古學(ベグエン伯)優生學及遺傳學(バンス)心理學及犯罪學(バビロー及ボンタール)土俗學・民間傳承學及人類地理學(ロアマラン)尙此會議では佛蘭西植民地並に歐羅巴以外の地方に於ける考古學に關する諸題目に特別の注意が拂はれ、斯方面に於てはレーガース、ジヨロー、パートユラホーグ、パンノア、ベグエン伯、ベレクアア其他の諸氏より研究発表があつた。

第7回國際精神醫學會會議

第7回國際精神醫學會會議は1931年9月8日莫斯科に於て開催主として次の諸問題に關して討議が行はれた。尙會議は4部に分れて開催された。1、精神醫學に關する理論的基礎に就て 報告委員 レー(巴里)、スピルレーン(モスコウ)、ステルン(ハンブルグ) 2、本會事業の進捗並に正確に關する關係に就て 報告委員 ラツバ(柏林)、其他 3、精神病事項の數理的取扱に就て 報告委員 ビンケム(紐育)、プラメンフェルド(ドレスデン)、ピエロン(巴里)、シルキン(カルユウヴ) 4、職業的取扱關係に就て 報告委員 ボームガルトン(ソロサルン)、シルスタイン(モスコウ)、マイルフ(倫敦)、ミイラ(ボルセロン) 會議後モスコウ各地の精神病院其他を視察した。

國際衛生博覽會

國際衛生博覽會は獨逸ドレスデン市に於て1931年5月15日より10月1日迄開催された、今年の展覽會で新しい試みは「迷信と保健」なる部門が設けられ、醫育制度と其緊要性に關することも補足された、又「理解と治癒」なる部門も設けられたる他「喫煙の害毒」の問題についても昨年の陳列を改善充實し、モルヒネ中毒、コカイン中毒、及びアルコール中毒に關しても内容を充實してゐる、又8室より成る病院模型や工業衛生の知識を普及させるために作られた鑛山の模型なども相當興味を引いた、尙今年の展覽會には、奧太利、佛蘭西、チエツコスロヴァキア等の諸外國からも多數の新しい出品があり、本博覽會は年々國際的に規模を擴張して來てゐる。

第二節 國內的會議

第11・12・13回日本醫師會總會

第11回日本醫師會臨時總會は3月30、31の兩日間日本醫師共濟生命會堂に開催附議事項は次の如くである。

議案

- 第1號議案 昭和5年度日本醫師會甲號健康保險特別會計歳入歳出豫算追加
第2號議案 昭和6年度政府管掌健康保險被保險醫療契約に關する件
北里會長80歳の祝意を表すべく其の方法の案出並實行方法を役員會に一任(追加)
昭和5年度日本醫師會甲號健康保險特別會計歳入歳出豫算追加

第12回日本醫師會臨時總會は7月2日日本醫師共濟生命會堂に開催、附議事項は次の如くである。

- 1 會長補選選舉の件(北島多一博士推薦に決定)
2 日本醫師會々則中一部改正案

第13回日本醫師會定時總會は12月22、23の兩日間神田區駿河臺の日本醫師會館に於て開催、附議事項は次の如くである。

内相諮問事項

精神衛生施設擴充に關する意見如何(地方醫師會の意見を徵し答申に決定)

議案

- 第1號議案 滿蒙出動軍に對する表謝決議の件
第2號議案 昭和5年度日本醫師會收入支出決算に關し承認を求むるの件
第3號議案 昭和5年度日本醫師會甲號健康保險特別會計歳入歳出決算に關し承認を求むるの件
第4號議案 昭和5年度日本醫師會乙號健康保險特別會計歳入歳出決算に關し承認を求むるの件
第5號議案 日本醫師會館建設特別會計支出豫算更正案
第6號議案 昭和6年度日本醫師會收入支出豫算追加更正案
第7號議案 基金流用に關する決議案
昭和6年度日本醫師會收入支出豫算追加更正に付追加高金13500圓也を基金より一時流用すること之が償還方法に關しては役員會に一任す決議す
第8號議案 昭和7年度日本醫師會收入支出豫算案

- 第9號議案 昭和7年度日本醫師會甲號健康保險特別會計歳入歳出豫算案
第10號議案 昭和7年度日本醫師會乙號健康保險特別會計歳入歳出豫算案
第11號議案 日本醫師會館使用規程案に關する件
第12號議案 昭和7年度政府管掌並組合管掌健康保險被保險者診療契約に關する件
第13號議案 國勢調査の事項中に健康状態調査に關する1項を加へらるるや其の節に建議する件

建議書

國勢調査に於て健康調査の1項を加へて國民の健康状態を知ることは衛生行政上重要な基本となるべきものなりと信ず依て次回の國勢調査に於ては「健否」の1項を加へらるることを望む

第14號議案 墮胎暗示の賣藥其他の廣告取締に關し内務大臣に建議するの件

建議書

近時「通經劑」と稱し又は獨特の通經法ありとて一讀墮胎を暗示するが如き誇大不正の廣告を新聞雜誌に掲載するもの其からず斯くの如きは實に社會の風教を害すること大なるのみならず妊婦に懷儀せる婦女子の弱點に乘じ以て金錢を詐取し又は之に墮胎的行爲を施して奇利を博せむとするの奸手段に外ならずと信ず仍て速かに最重なる取締方を勵行せられむことを望む

第15號議案 全國的病勢調査に關する件

國民保健衛生並に醫療制度改善に資せむが爲め日本醫師會に於て期日を定め全國一齊に傷病者に關する病勢を調査實施せむとす。

第16號議案 實費診療事業の對策に關し内務大臣に建議するの件

建議書

近時社會事業に藉口して所謂輕費診療を標榜するもの漸く多きを加ふ其の内容の不備なるもの或は之を患者吸收策として廣告に利用し輕費なるが故を以て粗診惡療を當然のこととし全く醫業の本質を顧みざるもの等比々感然らざるはなし或は單に法規に抵觸せざれば則ち足れりとなし合法的脫法行爲に出づるもの若くは公私團體に於ても其の設立の本旨に反し且多額の經費を濫用して猶且斯種輕費診療を計畫するもの厥出の傾向あるは獨り醫業の統制を紊るのみならず民衆をして醫業の眞髓を誤らしめ延いては近

き將來に於て必ずや國民保健上の一大危機を招來すべきこと明かなりと信ず三府其他數縣に於ては地方令の下に之を取締に腐心すと雖未だ全國に普及するに至らず仍て速かに適當なる方途を講ぜられむことを望む

第17號議案 健康保險法の適用範圍擴大に關し其の筋に建議するの件

建議書

現行の健康保險法は單に工場及鑛山従業員に限り適用せらるるものなるが茲に其の範圍極めて狭小にして現に任意加入被保險者に該當するもの百萬以上に達するも事實は4.5萬を數ふるに止まるが如き所謂佛遣りて魂を入れざるの態ありと云ふべし蓋し諸外國の夫に比し著しく大なる遜色あるを免れざる所以の一也由來本法は社會政策的立法にして國民の廣範圍に適用すべき性質のものなるにも拘らず今日斯くの如き状態に止めしむるは立法の精神に副はざること甚しきものなり今や經濟生活の困難なる時代に際し本法の被保險者たることを得ず而も被救済範圍外に立つ幾多中産階級以下の生活者の生存權に最も重大關係を有する醫療問題の糾糾せらるるの秋速かに本法の適用範圍を擴大し以て國民の健康を保持し生存權確保に利することは社會政策上固に刻下の急務なりと信ず若し夫れ今急速なる範圍擴大の不可能なる事情ありとせば少くも現行法に依る任意加入被保險者たるべき者を學費で強制加入被保險者に移されむことを望む

第18號議案 救護法の實施に關する決議案

第19號議案 労働者災害扶助責任保險に關し政府と日本醫師會との間に於ける協定に關し事後承認を求むるの件

第20號議案 労働者災害扶助責任保險法の實施に關する決議案

第21號議案 日本醫師會健康保險規程中一部改正に關する件

第22號議案 日本醫師會事務員退職死亡給與規程案に關する件

(以上可決)

第23號議案 醫業報酬規程に關する件(保留)

協議事項

1、醫師法改正に關する件

1、救護法の實施に關する件

1、労働者災害扶助責任保險法の實施に關する件

1、醫業分業に關する件

1、特殊診療機關に關する件

第47、48回醫學士會總會

第47回醫學士總會は4月28日東京醫師會館に於て開催、附議事項は次の如くである。

附議事項

1、醫業報酬に關する問題(委員會附託)

1、産兒制限の問題(採擇)

産兒問題に關する聲明

受胎調節(避妊)は醫學上一定要約の下其適應するものに対しては、從來既に醫師の手に於て行はれつゝあるものにして、更に論議の餘地なし、然りと雖、近來社會政策上人口及防貧問題の擱置すると共に、民衆思想の變遷に伴ひ個人享樂を望むの俗情に迎合し、産兒制限或は産兒調節と稱し、其唱説する所會々世態を鈍たしめ、相率ひて漫然附和雷同、民衆各自恣に之が指導或は實行を取てするもの廣出するに至れり。抑も醫學上見地に立ちて之を言へば、標して之を兒と云ふ既に妊娠せるものとして、之が出産を制限若くは調節するは、一定要約の下に醫師の行ふ以外は、嚴に國法の禁する所なり。吾所謂受胎調節は或は時ありて妊娠を忌避し、或は然らず便宜に應じて之を行ふものにして既に妊娠せるものに対して云ふるにあらず。而して受胎調節は其無害にして的確有效なる方法は醫學的手術によるにあらざるよりは、今日猶未だこれならず、之を以て民衆の恣に之を行ふや勢の速く處動もすれは、常規を逸し諸種の弊害を襲し、或は誤て保健衛生上の危害を招き、或は過て法禁を犯すに至る尙に憂慮に堪へざるものあり、吾人豈之を忽諾に付すべけんや、蓋し醫學上一定要約の下適應と認むべきもの之を概括すれば其主なるものは

重症結核、癩、重症心臓疾患、重症慢性腎臟疾患、血友病、悪性貧血等にして、固より醫學上裁定に待たざるべからざるなり、優生學上に於ても亦自ら一定の要約ありて其適應と認むべきもの慎重に研究裁定を要す。而して受胎調節に當りて醫師の手を離れ醫學上顧慮する所なく、漫然之を指導し、或は恣に器具、薬品を用ひて、之を實行するが如き保健衛生上甚だ危険なりと謂はざるべからず。若し夫れ世の所謂産兒制限、若くは調節を廣義に解し、社會政策上より之を論ずるに於ては、其利弊得失尙慎重の審査研究を要し、未だ速に斷案を下すべからざるものあり。

政府當局者は宜しく思をこいに致し、優生學及社會學的、更にこれを審査研究を重ね、徐ろに其善處の方を定むべく、醫師以外にして漫然事に受胎調節に従ふ者、若しくは將に之を爲さんとする者に対しては適宜の取締を爲し保健衛生上の危害を避けんことを望む。

1、醫業普及に關する問題(可決)

建議

1 邊陲の需に應じ之に赴く醫師に對して身分上優

遇を與ふること

2 醫師の給與等經費の一部を國庫又は地方費に於て負擔すること

第48回醫學士總會は11月27日丸ノ内中央亭に於て開催、附議事項は次の如くである。

附議事項

1、濟生會に關する決議案(可決)

大正13年7月恩賜財團濟生會が其定款の一部を變更し有償入院患者の治療をなすの舉に出でたるに當り醫學士會は是を以て 明治大帝の聖旨に基ける一視同仁濟生會設立の趣旨に副はざる不當の措置なりと認め當事者の反省を求むる所ありき然るに爾來反省の實なく却て更に今次入院患者のみならず外來患者に對して縦ひ其額少なりと云ふと雖も藥價を徴收するの議を決したりと聞く謹みて明治44年2月11日 明治大帝の下し賜へる聖勅を拜するに若し夫れ無告の窮民にして醫藥給せず天壽を終ふること能はざるは 朕が最慘念して措かざる所なり乃ち施藥救療を以て濟世の道を弘めんとすと言へり即施藥救療は實に濟生會の大本領なりと謂はざるべからず醫學士會は濟生會今次の舉を以て明治大帝の聖旨を奉行する所以の道にあらずと信ず切に當事者の反省を求む

1、産師法案に對する決議案(可決)決議(略)

日本醫界刷新聯盟總會

創立滿1ヶ年を迎へた 日本醫界刷新聯盟記念總會 は6月8日神田駿河臺ブラジル樓上に開催、附議事項は次の如くである

附議事項

1、醫業分業問題

決議 吾人は我國情に照し醫業分業を法律を以て強制するの絕對不可なるは勿論、進んで醫藥藥劑交附權の確立を期す

1、結核豫防対策

決議 結核病者治療の目的を達成せしむべく、其財源として賣藥稅の復活及結核公債の發行を以て最良の國策なりと認む

日本醫界刷新聯盟秋季總會 は11月20日神田多賀羅亭に於て開催 醫業分業反對運動に關しては實行委員を擧げ日本醫師會を離脱することを可決、醫師法改正問題は特別委員附託となる、次で特別委員にて審議の結果下記の如き決定案を得たので、内務當局、日本醫師會其の他は關係方面に提出する處があつた。

醫師法改正及之に附隨する法規制定に關する案

甲、醫師法に關する事項

醫師法第1條乃至第7條を次の如く改む

改正案第1條 醫師たらんとする者は國定の醫師試験に合格し内務大臣の免許を受くるを要す
前項の國定試験を受くる者は次の各號の1に該當する資格を有することを要す

1、大學令に依る大學又は官公立若くは文部大臣の指定したる私立醫學專門學校に於て醫學科を卒業したる者

2、外國の醫學校を卒業し又は外國に於て醫師の免許を受けたる者にして命令の規定に該當するもの(理由) 國民保健衛生の重大性に鑑み醫師の學力及技能を確認統一せんが爲なり

改正案第2條 内務大臣は次の各號の1に該當する者に對しては醫師の免許をなす事を得ず

1、6年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者

2、未成年者、禁治產者又は準禁治產者

3、身體又は精神に故障ありて醫業を爲すに適せぬと認められたる者

改正案第7條 醫師法第7條は之を削除す

(理由) 本條は國民として醫師の選擇に不便ならしむるのみならず徒らに醫師の使命を拘束するものなるを以て之を削除し本條撤廢後は別に醫師會規則に特法を設け之に制裁權を附與せんとするものなり
乙、附隨する法規制定に關する事項

1、醫師に非ざる者の設立する病院又は診療所治療所の開設又は管理に關する規定は別に命令を以て之れを定むる事

(理由) 醫師に非ざる者の前項に關する規定は未だ統一せるものなきを以て之を制定を欲する所以なり

2、醫師に非ざる者は法令の規定に依る場合を除くの外病院醫院又は診療所、治療所、其他之れに類する名稱を附するを得ざらしむる事

(理由) 醫師に非ざる者が妄に醫院診療所治療所と稱する事は醫師の行爲と混同せらるる恐れあり故に之れを禁せんとするものなり

3、醫師に非ざれば何等の方法を以てするを問はず醫師の業務に關する廣告を爲すを得ざらしむること(理由) 爲めにせんとする第3者の廣告を取締らんとするものなり
尙當日、日本赤十字社支部病院設置に對して次の如き決議を可決した。

日本赤十字社支部病院設置に關する決議

日本赤十字社は支部病院建設に當りては土地の民狀及び環境を調査し、本然の趣旨を没却せざる範圍に就て、之れを施設を爲すべし

日醫々政調査會總會

日本醫師會醫政調査會總會は12月12日開催、豫て委

員証調査中の内相諮問事項に就き審議し、下記の如く答申することに決定した。尙他に醫業經濟調査に関する件一項を附議した。

諮問事項

(1) 腸チフス死亡率低減に關する對策に付其の曾の意見を請ふ。

答申

腸チフス死亡率の低減を企圖するの方途は多種多様なりと雖も先づ民衆に對しては衛生思想の向上發達、爲政者に對しては防疫行政上の善處、醫師に對しては豫防治療の兩全的努力に期待せざるべからず今此等の觀點に立脚して改善注意を要すべき事項を考察するに凡そ左の如し

- 1、一般民衆に對し衛生思想の涵養を圖ること(説明理由書以下略)
2、腸チフス豫防注射の勵行を圖ること
3、傳染病院及隔離病舎の設備を擴充して入院患者の弊風を根絶せしむること
4、消毒方針の改善を圖ること
5、非醫術的民間療法に對する取締を勵行すること
6、飲食物より來る傳染の豫防に努むること
7、脚氣の豫防撲滅を圖ること
8、早期診斷に關し懸汁培養の勵行並に普及を圖ること
9、冬期に於ける腸チフスの注意
(2) 現下世態の實情に鑑み急速に實現し得べき結核豫防上の適切なる方策如何

答申

結核の豫防は一朝夕にして事功を收め得ざるは勿論也と雖も此の故を以て等閑に附するを許さざるべく、特に現下の世情に於て最も然りとす、若し夫れ理想的方策を樹て之が急速なる實現を圖るとも刻下の財政關係之を許さざるべし仍て暫く諮問の趣旨を體して考察し得たる結果を列挙すは即ち左の如し

- 1、小學校、中等學校の教科書中に特に結核に關する課目を挿入すること(説明理由書省略)
2、一般民衆に對する定期的健康診断の實行を奨励すること
3、健康相談所、早期診療所等の普及を圖ること
4、結核患者收容力の増大を圖ること
1、公立結核療養所又は公立簡易結核病舎の普及を圖ること
2、市町村立傳染病院病舎を療養所に利用すること
3、日本赤十字社及各支部病院、恩賜財團濟生會病院は勿論公立病院をして結核患者の收容に其の力を竭かしむること

- 4、市町村をして私立病院の利用に依る患者委託制度の途を講ぜしむること
5、結核豫防法規及關係法規の勵行を圖ること

地方衛生課長會議

内務省主催地方衛生課長會議は6月11、12の兩日間内務省會議室に於て開催、諮問指示及協議事項は次の如くである。

諮問事項

- 農村飲料水改善に關する意見
牛乳營業取締規則改正に關する意見
醫師法改正に關する件
結核病及び瘰癧病その他豫防に關する方針
チフス、チフテリヤ豫防注射普及に關する意見
麻薬取締規則實施後の狀況

指示事項

- 有害着色料取締規則中改正の件
有害遊玩器具取締に關する件
衛生思想普及に關する件
結核豫防改正に關する件
救療事業普及に關する件
傳染病豫防に關する件
阿片及麻薬類取締に關する件
國產醫藥品の使用奨励に關する件
醫籍整理に關する件

協議事項

- 猩紅熱豫防に關する件
流行性腦炎に關する件
産婆名簿登録に關する件
醫業類似行爲の取締に關する件

内相の諮問せる結核豫防に關する答申

- 1、結核豫防思想の普及
1、結核豫防協會の組織
1、國民生活の改善
1、結核相談所及早期診療
1、學生、生徒、兒童身體検査
1、結核豫防巡回指導員
1、結核療養所の擴充
1、結核療養機關の統一を圖ること
1、結核療養所其他施設に對する補助及費用負擔
1、傳染病院隔離病舎並隔離所を結核療養所に利用
1、虛弱兒及乳幼兒等に對する豫防保護施設
1、消毒機關設置活動
1、工場衛生の監督其他の施設
1、消毒に關する規定
1、結核患者出国

- 1、結核患者ありたときの消毒施行義務
1、結核消毒用品の整理
1、診療費の公費給與補助
1、豫防薬の割製取締
1、其他

中央衛生會總會

中央衛生會總會は6月25日内務省會議室に於て開催 諮詢事項

- 甲號第1號議案
1、痲瘋法施行勅令案
2、明治40年勅令第22號廢止案
同第2號議案
1、明治40年法律第11號施行規則中改正省令案
次で乙號議案醫師其他の行政處分に關する第1號乃至第2號案を附議其の内容
醫師2(免許取消1、業務停止3ヶ月8、2ヶ月7ヶ月8)
齒科醫師2(業務停止1ヶ月2)
藥劑師5(業務停止3ヶ月2、2ヶ月3)
獸醫師1(免許取消1)
にして全部案可決散會。

第28回各府縣都市上水道協議會

第28回各府縣都市上水道協議會總會は東京市、江戸川水道、玉川水道、荒玉水道、澁谷町の聯合主催で10月19日より24日迄市議事堂に於て開催、全國水道關係者、各官廳水道關係者約300名出席、會議は第1部水道の事務、第2部水道の工務、第3部衛生に分れて分科會を開いたが、その結果従來は都市水道に關する事項のみを取扱つたが、今後は下水問題をも併せ協議すると共に、従來の都市單位制會員に加ふるに、個人をも會員とすることを得る會とし、1、事務、2、水道の工務 3、下水の工務、四、水道の衛生に關する事務の4分科會に分れて協議することに決定した。

第4回都市衛生試驗主任者協議會

第4回都市衛生試驗主任者協議會は4月4日より3日間、東京市衛生試驗所に於て開催、附議事項は次の如くである。

協議事項

- 1、水槽便所汚水消溜に關する件
水槽便所汚水消溜に關しては幾多の研究の餘地あり(イ)消毒薬の選定、(ロ)消毒劑の工夫考案、(ハ)消毒槽の設備考案等各都市の現況承りたし(大阪市)

- 2、上水協議會協定水質試驗法中細菌平板培養基の培養温度並に時間に就て各地の實況承りたし(京都市)
3、毎年夏期酷暑の候に際し新聞紙上を賑はす本邦各地の最高氣温の羅列は衛生學上意義尠きものと思惟す、是に關する各位の御意見承りたし(京都市)
4、試験成績書記載方に關する件(名古屋市)
5、上水、下水試験及學校衛生に關し衛生試驗所の所管範圍と豫算關係に關する件(名古屋市)
6、身體検査健康診断手数料に關する件(名古屋市)
7、依頼試驗手数料協定に關する件(東京市)
8、健康診断證明書の様式に關する件(東京市)

報告

- 1、下水試験法(宿題)(大阪市)
2、空氣試験法(宿題)(大阪市)
3、有害色素判定標準に就て(宿題)(大阪市)
4、水槽便所酸化槽の汚水淨化能力並に同放流汚水の衛生學的調査報告(京都市)
5、水槽便所汚水試験法案(京都市)
6、京都市立衛生試驗所創立十周年記念標語(京都市)
7、藥品の共同購入事務に就て(名古屋市)
8、東京市學童の寄生蟲卵検査成績報告(東京市)
9、工場の養蚕問題(東京市)
10、東京市某租界地區に於ける養蚕調査(東京市)
11、「チフス」菌、赤痢菌の1新分離培養基に就て(東京市)

鑛山監督局長會議

全國鑛山監督局長會議は4月25日、内務省社會局に於て開催、諮問事項、指示事項、協議事項は次の如くである。

諮問事項

- 第1、鑛業法令の改正に關する事項
(1)鑛種名の追加又は削除に關する事項
(2)試験權制度の廢止に關する事項
(3)斤先及共同井契約に關する事項
(4)鑛者賠償に關する事項
(5)鑛業法と砂鑛法との合併に關する事項
(6)鑛區整理、設備の共同使用其他鑛業の合理化に關する事項
(7)石油鑛業の取締並に石油の權利保護に關する事項
第2、現下鑛業界不況に對する方策
第3、金鑛業の保護助成に關する方策

指示事項

- 1、鑛夫の失業保護に關する件

協議事項

- 1、鑛山に於る女子及年少者深夜業禁止に關する件
 - 1、女子及年少者の坑内労働禁止に關する件
 - 1、労働者災害扶助法及労働者災害扶助責任保險法に關する件
- 要旨説明質疑應答殊に砂鑛業及鑛山附屬の荷物取扱に従事する労働者の扶助に關し事情及び意見聴取。

第6回全國工業懇話會聯合大會

第6回全國工業懇話會聯合大會は4月14、15、16の3日間福岡縣廳に於て開催、大會に於ける附議事項は次の如くである。

附議事項

- 1、健康保險法一部改正要望の件(京都)

被保險者3ヶ年間傷病手当の給付及び治療給付を受けざる時は政府は事業主又は被保險者に對し各々過去3ヶ年間に拂込みたる保險料の3分の1を拂戻すものとすの1項を設くること(保留研究)

2、健康保險法悪用防止につき請願(研究)(兵庫)

3、労働爭議取締法の制定を政府に要望するの件(東京京都)現行法規のみでは労働爭議取締の徹底を期し得ないから新に爭議取締法を制定して爭議の悪化を未然に防止し既發爭議の取締を完全に(可決)

4、工業に關し各地方における法規取扱の統一並に道府縣會統一に關し研究委員會設置(大阪)(各團體の意見を徴し適當なる案を作製し次回理事會に提案することに決定)

5、工場監督官を優遇し更迭を少からしむること(理事に一任)(東京)

6、臨時産業合理局の工業經營に關する研究調査事項を本聯合會で實施斡旋の件(可決)(大阪)

7、工場無駄排除週間を全國的に實施(請願申合せ)(東京)

8、事業資金の利子負擔を軽減しその融通の圓滑をはかる様當局に建議するの件(具體案を練り其上で建議)(神奈川)

9、電力料金統一並に低減方を當局に建議するの件(撤回)(神奈川)

10、其他

日本工業協會の創立

各府縣の工場懇話會は年次、聯合大會を開催して来たが未だ中央機關としての聯合會を持たなかつたのでこれが設立は各關係方面で要望されてきたが、別項第6回全國工業懇話會聯合大會を経て商工省臨時産業合

理局援助の下に上述の中央機關を設置することを決議し、茲に日本工業協會の成立を見ることになつた。特に同協會は臨時産業合理局生産管理委員會の決議事項を實際的に運用する機關として、且つ又我國産業の全般的方向に缺くべからざる使命を持つものである。因に同協會の會則は次の如くである。

會則

- 第1條 本會ハ日本工業協會ト稱ス
- 第2條 本會事務所ハ大阪市大阪府廳工務課内ニ置ク
- 第3條 本會員ハ工業(鑛業ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ進歩發達ヲ目的トスル團體ニシテ左ノ條件ヲ備フルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルモノハ理事會ノ決議ヲ經テ加入セシムルコトヲ得
 - 1、1道府縣1團體タルコト
 - 2、各種工業ニ互リ且事業ヲ代表スル者ニヨリ組織セラル、コト
 - 3、地方廳ト密接ナル聯絡ヲ有スルコト
- 第4條 本會ハ會員團體ノ聯絡提携ヲ圖リ本邦工業ノ進歩發達ヲ期スルヲ目的トス
- 第5條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 1、毎年1回大會を開催スルコト
 - 2、工業ノ進歩發達ニ必要ナル事項ノ調査研究ヲナスコト
 - 3、工業ニ關スル建議並ニ意見ノ發表ヲ爲シ又請問ニ答申スルコト
 - 4、其ノ他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第6條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 1名 専務理事 1名 理事 若干名

會長ハ理事會ニ於テ推薦シ理事ハ大會ニ於テ選舉ス 専務理事ハ理事會ニテ互選ス

役員ノ任期ハ2ヶ年トス
- 第7條 會長ハ本會ヲ代表シ一切ノ會務ヲ總理ス専務理事ハ會長ヲ補佐シ専ラ會務ヲ執行ニ當リ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第8條 本會ノ經費ハ會費及寄附金ニ依ル但シ事業ノ性質ニヨリ會員ニ於テ之ヲ分擔スルコトアルヘシ
- 第9條 會員各團體ノ負擔スヘキ本會々費ハ當分ノ内當該團體豫算ノ100分ノ1トス
- 第10條 本會大會ハ會員團體ノ代表員ヲ以テ構成ス大會ノ議長ハ會長之ニ當ル 議事ハ表決權ヲ有スル出席者ノ多數決ニヨル但シ本會ノ解散ニ關スル議決ハ其ノ4分ノ3以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
- 第11條 前條ノ表決權ハ會員各團體ノ負擔スヘキ會費50圓又ハ50圓未満毎ニ1票トス
- 第12條 本會則ハ大會ノ決議ニヨルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

道府縣健康保險部長會議

全國道府縣醫師會健康保險部長會議は4月28日、日本醫師會共済生命樓上に於て開催、協議事項は次の如くである。

協議事項

- 1、本年度政府管理診療契約に關する件
- 2、事務費分配に關する件
- 3、労働不能意見記入に關する件
- 4、健康保險法規改正に關する件
- 5、審査に關する件
- 6、經理事務に關する件
- 7、法第55條該當者に關する件

全國健康保險課長會議

全國健康保險課長會議は5月7、8の兩日内務省社會局會議室に於て開催、諸問事項、指示事項、注意事項は次の如くである。

諸問事項

- 1 保險經濟改善對策として法令の改正を適當と認むる點如何
- 2 保險經濟改善對策として現今法令の範圍内に於て施設すべき事項如何

指示事項

- 1、健康保險事務取扱に關する件
 - 1、健康保險の趣旨徹底に關する件
 - 1、健康保險組合の監査及監査の結果に關する件
 - 1、健康保險法施行令第88條の適用に關する件
 - 1、視察の徹底に關する件
 - 1、指示事項等執行に關する件
 - 1、保險經濟維持對策に關する件
- 1、日本醫師會、日本齒科醫師會及公立病院との診療契約に關する件
 - 1、官公立大學との診療協定に關する件
 - 1、藥劑支給契約に關する件
- 1、官公立病院の診療に關する件
 - 1、保險醫、保險齒科醫の診療取扱に關する件

第5回日本中央結核豫防會總會

兵庫縣結核豫防會主催第5回日本中央結核豫防會總會は10月21、22の兩日間神戸市醫師會館に於て開催、諸問事項、各團體提出協議事項は次の如くである。

内務大臣諮問事項

- 1 健康相談所をして結核豫防の効果を擧げしむる方策如何

文部大臣諮問事項

- 1 學校に於ける脆弱兒童養護施設に關し結核豫防上特に留意すべき事項如何

各團體提出議案

- 1、組織變更に關する協議案
 - 1、日本中央結核豫防會組織變更の件(日本結核豫防協會)
 - 2、統制されたる結核豫防事業を遂行する爲め現在の聯盟組織を改め全國協會合同して強力なる一大協會を結成し中央に本部合同協會地に支部を置く件(青森縣結核豫防會)
 - 3、高貴の方を總裁に推戴し會長に時の内務大臣を推し全國協會の結束を鞏くし聯絡を緊密にし統一的に事業の發展を期すること(大阪結核豫防協會)
 - 4、本會總會を年々各府縣に持廻り開催することを廢止して將來東京に於て開催することに改め只特殊の事情ある場合に限り他の府縣に於ても開催し得ることとし(兵庫縣結核豫防會)(以上四案は關聯せる案件として一括上程)(委員附託)

委員會の経過報告

組織變更は極めて重要問題であるから、慎重審議を重ねたが、全國五十都市團體の聯合の力を發揮する有力の方法としては日本結核豫防協會を擴大して、日本中央結核豫防會を合併することが極めて便宜であつて、國の力を之に加へることは、現在の實情に於て已むを得ない。決して中央集權的のものでなく之によつて各地團體の事業を萎縮させる様なことは無い。又義務負擔の如きも今日以上に増加せしめず寧ろ地方を中央より援助して統制力を有力ならしめるものと認め、形式論を廢し實際論に立ち原案を承認、日本結核豫防協會 寄附行爲改正案を逐條審議した。就中協議會設置の如きも極めて適當と認め、又事業補助規程をも設くることとし、原案を通過せしめた。

右に據り、組織變更に關する協議案中、大阪より提案である3も自然撤回の形となり、又協議に關する事項、兵庫より提出の4も同様の運命となり、今後は東京に總會開催を原則とし、地方に於ても之を開く事が出来ることとなつた。以上委員長の報告に對し、結局絶對多數を以て委員會決議を承認した。(可決)

2、建議に關する事項

- 1、結核豫防法第6條の人口制限を撤廢し都市のみならず府縣に於ても療養所を設立するやう然らざれば官公立病院に患者を委託するやう其の節に建議すること(可決) (大阪結核豫防協會)
- 2、簡易結核保養所の設置普及方建議の件(可決) (岡山縣結核豫防協會)

3、結核療法を改正し国立結核療養所を設立し結核患者を收容治療することの急務なるを認むるは速に改正案を立て實行せられんことを主務大臣及衆議院に建議するの件(可決) (栃木縣保健協會)

4、国立結核療養所設置を其の筋へ建議すること(可決) (埼玉縣衛生協會)

5、速に各府縣に簡易結核療養所設置を内務大臣に建議するの件(可決) (廣島縣結核療養協會)

6、療養所設置普及に關し其の筋へ建議の件(可決) (大阪結核療養協會)

7、人口三萬以上の市に無料結核診療所の設置方を建議すること

右に就ては人口一萬以上の必要なる市町村云々」に修正に決定

8、人口三萬以上の都市に腺病兒童を分離教育すべき特別小學校の設置を命ぜらるる標規定又は訓令せられむことを其の筋へ建議するの件(可決) (三重縣結核療養協會)

9、結核療防に關する學制的施設の促進方を最も強き意味に於て其の筋へ建議するの件(可決) (愛知結核療養協會)

10、結核療防デー當日郵便スタンプに結核療防の標語を以て消印することを逓信大臣へ建議するの件(可決) (大阪結核療養協會)

11、結核療防デー當日或は週間中結核療防標語のスタンプを郵便物に押捺さるる標當局に要請すること(可決) (愛知結核療養協會)

12、結核療防施設に對する國庫の補助範圍を擴張し公益法人の施設に對しても相當補助の途を講ぜられんことを此際重ねて其の筋へ建議するの件(可決) (廣島縣結核療養協會)

13、賣藥税を復活して結核療防施設其の他に相當補助の途を講ずる標建議の件(委員附記) (三重縣結核療養協會)

13ノ1(追加) 結核療防のため賣藥印紙税を起すことを政府へ建議するの件(委員附記) (香川縣結核療養協會)

14、師範教育に關する組織知識を興ふる標其筋へ建議するの件(可決) (栃木縣保健協會)

15、女子師範學校生徒に公衆衛生に關する看護學程度の學科を正科と教授せられむことを本會名を以て文部大臣に即時實行方建議の件(可決) (福井縣結核療養協會)

16、學生、生徒、兒童の健康状態に付校醫及學校職員に對し之が監察を勵行せしむる標地方長官又は學校當局に通牒方文部大臣に建議するの件(可決) (廣島縣結核療養協會)

17、法律又は命令を以て市町村に結核療防の委員を設くる標其の筋へ建議の件(可決)兵庫縣結核療防會

18、結核の療防撲滅を圖るため衛生組合若しくは類似の團體に結核顧問を設置する標其の筋へ建議せんとす(可決) (福井縣結核療防會)

19、一般住宅建築法を制定し速に實行せられんことを主務大臣に建議するの件(可決) (廣島縣結核療防協會)

20、寢具類の消毒に關し其の筋へ建議の件(可決)

21、全國市町村に消毒所を設置せしめ之が初度施設費に對し國庫費並に道府縣費の補助をなすしむる標内務大臣に建議するの件(可決)

22、賣藥(結核治療に關する)の廣告制限を厳にし且其の刑罰を重くする標に法律の改正を其の筋へ建議の件(可決) (日本福滋會)

23、結核病に關する不合理なる條件障害除去法研究の件(可決)

(3) 協議に關する事項

1、日本赤十字社各府縣支部の事業として結核療養所又は結核療防所を設置經營せらるる標盡力方を日本赤十字社に依頼するの件(可決) (千葉縣衛生協會)

2、日本赤十字社半時事業として結核療防撲滅の爲め一層盡力せらるる標本會より交渉を進められんことを望む(可決) (岡山縣結核療防協會)

3、結核療防デーの實施方法に關する件(可決) (日本結核療防協會)

4、結核療防デー期日を變更の件(撤回)白十字會

5、結核療防週間に當て結核療防繪畫書健康記念繪畫書を發行し其の賣上を結核事業に使用すること(可決) (日本福滋會)

6、結核療防事業の財源に就て(可決) (福岡縣結核療防協會)

7、本會に若干の實行委員を置き政府當局に對し結核療防の資金を得る方策の樹立を促し本會も亦其之に盡力する件(可決) (大阪結核療防協會)

8、結核療防事業に金品を寄贈せるものに對し國家的恩典を附與せらるる標中央結核療防會に於て極力運動すること(撤回) (廣島縣結核療防協會)

9、本會に於て左の事項を調査研究し次期總會に書類印刷物其の他必要材料と共に報告を希望の件(希望) (群馬縣衛生協會)

11、結核患者の消毒方法施行は市町村に於て行はしむる標致したし(申合) (白十字會)

12、醫育に於て結核病を獨立の講座となすか又は社會醫學の講座を設けて特に充分なる教育を施すべきこと(可決)

13、看護婦養成に於て内科看護法より結核病看護法を獨立せしめ他の分科看護法と對等の地位に置きそれに充分なる教育を施すべきこと(可決)

14、從來當局の諮問に對し本會より答申したる事項を各主務省に於て取扱はれし狀況並に之に關する意見の説明を求むるの件 (福岡縣結核療防協會)

(4) 報告に關する事項

1、各府縣に於ける早期診療所の實況を承りたし(岡山縣結核療防協會)(撤回)

2、診療療防事業及夏季暑熱成績報告(日本結核療防協會)

3、本會に於て實施せる巡迴病狀報告案外好成绩を収めたる旨報告あり(愛知縣結核療防會)

4、昭和5年度日本赤十字社結核療防撲滅事業實績概要(日本赤十字社)

特別講演 結核療防の國際的現況 有馬賴吉氏 尙第4回日本中央結核療防總會に於ける内相、文相の諮問に對し下記の如き答申をした。

内務大臣諮問 結核療防所「プレベントリウム」普及に關する具體的方策如何

1、結核療防所の必要に關する知識

イ 府縣市町村の如き公共團體に對し結核療防所の施設は現下に於ける結核療防上緊急なる施設なるを以て之が普及を勸奨し一般公衆に對しては講演會、映畫會、衛生展覽會、ポスター、パンフレット等の宣傳方法に依り結核療防所の有する療防上の機能効果等を會得せしむること。

ロ 兒童特に虚弱兒童に對する結核療防の意義早期診療の効果結核發病防止等に關する知識を公衆に普及すること

2、結核療防所普及並に助成

イ 政府は先づ六大都市を目標として国立結核療防所を設置し其内容、規模機能に關し範を垂るべきこと

ロ 結核療法を改正し先づ全國並必要と認むる公共團體に結核療防所を設置せしめ結核療防協會赤十字社其他の同志團體若しくは個人に對して之が設置を奨励し國又は府縣並に之に對して補助を爲すこと

ハ 既設の此種事業に對しても亦奨勵助成の方法を講ずること

ホ 政府は適當なる機會を利用して國民一般に對し健康診断の實施を奨励すること

ヘ 民間事業に對しては政府は敷地の選定、買収等に關し積極的の援助を講ずること

3、其の他

近年各地に於て夏期避暑せらるる、海濱及林間聚落等の施設を奨勵助成すると同時に斯る施設に對しては醫師看護婦を附屬せしめ、諸般の衛生的看護に遺憾なからしむること

文部大臣諮問

學校に於ける結核の早期發見並に其の對策に關し留意すべき事項如何

右 答 申

1、結核知識の普及

イ 教職員に對する結核知識の普及を徹底せしめ徒に結核恐怖、罹病者排斥等のことなき標に留意せられべきこと

ロ 師範學校生徒に對しては特に結核療防知識の普及に力むること

ハ 學校醫學校看護の結核療防に對する觀念を尙一層深からしむる方法を講ずること

ニ 結核知識の普及に關しては文部省は全國結核療防デーとの連絡を一層密にせられべきこと

2、學校身體検査

イ 兒童生徒學生の心身に關しては就學前入學時定期或は卒業前等に精確なる身體検査をすること

ロ 學校に於ける身體検査に付ては結核早期發見に重きを置き校醫は不斷に精確なる診査を實施し診査カードに精確なる記載をなすこと

ハ 各學校に於て得たる身體検査カードの内容は之を各家庭に示し又、上級學校に入學の際必ず其診査成績を提出せしめ爾後の身體検査上の參考資料とすること

ニ 身體検査施行の際發見したる體格及體質不良者健康上必要と認むるものに對してはツベルクリン反應、レントゲン検査等を適用し結核療防上の指針を早期に且つ正確に行ふこと

ホ 検温及體重測定をなし異常を認めたる者に對して即項に準じて正確なる早期診査に資すること

ヘ 中等學校以上の學校に在りては月1回以上健康相談日を定め適當なる方法によりて結核の早期發見に力むること

ト 虚弱なる兒童生徒及學生に對しては常時其健康状態に就て特別なる診査特に喀痰検査を行ひ早期患者發見に力むること

3、學校醫及學校看護婦制度 各小學校には專屬學校醫、及學校看護婦制度を速に實施し一般衛生特に結核發病療防早期發見の周到を期すること

4、身體虚弱兒童養護施設

イ 身體虚弱兒童に對しては常設的戶外學校を設置すること

ロ 身體虚弱兒童に對しては強健者と區分して特

別學級を編成すること

- ハ 身體虛弱兒童は夏季休暇寮等に參加して休養を充分ならしめ得るやうの方法を講ぜられたること
- ニ 戶外學校、夏期休養寮等の施設に對しては積極的に奨助助成の方法を講ぜられたること
- ホ 身體虛弱者に對しては入學を延期し休學を要するときは休學期間の制限を緩和すること
- ヘ 身體虛弱なる兒童及生徒に對しては學課の軽減、體操の体科等に優待に參加せしめざる等の趣旨を學校當局へ徹底せしめられたること
- ト 身體虛弱兒童に對しては必ず免除を爲さしめざること
- 五、其他
- イ 家庭と學校との連絡を緊密にし學校遊及其他の職員は兒童家庭の健康状態を調査し結核患者の有無に關する事情を明にして豫防上の注意を周到ならしむること
- ロ 學校教職員に對しては精密なる健康診断を強制し得るやう適當なる方法を講ぜられたること
- ハ 學校寄宿舎に在りては體質不良又は虛弱なる生徒は他の生徒と區別して特別室を設け養休室に對し特に留意を拂ふこと
- ニ 校舎内の防塵設備につき一層の改善を講ずること
- ホ 學童の栄養に關しては學校給食の普及方法を講ぜられたること

公立結核療養所長會議

内務省主催公立結核療養所長會議より4月4日内務省會議室に於て開催、諸問事項並に協議事項は次の如くである。

内務大臣諮問

- 1、結核發病豫防の實際的施設如何

右 答 申

學童に對する夏季寮落が最も普及し各都市公立又は私設團體に依りて行はるる此の種の施設は虛弱兒童の爲に甚だ有益なり

小學校に於る開放教育施設例へば屋上教室の設置なり

虛弱兒童に對する恒存海濱又は林間學校の施設最も必要なり

プレベントリウム等の施設は最も必要なり

プレベントリウム（豫防院一戶外教育施設を含む）

デイスペンサリー（早期診断所一巡回診療班一巡回看護婦班を含む）は各都市並公共團體は強所に施設すること、理想としては豫防院を田園地域に早期診療所は

市内地域に設けること右設置の場合は國庫補助を興ふることとせられたし

右に於て精密なる診査、治療、豫防消毒、看護方法生活改善に關し指導する等の外、人爲的結核發病豫防の方法なる接種を爲さしむること

胸膜炎は結核と密接の關係あるに付之等の恢復期にあるものに特別の注意を喚起せしむること結核患者の恢復性に向ひたるものに對し特種の施設を爲すこと

巡回看護婦若し巡回診療班制度の施設を爲し妊婦又は其の家族に就て結核の有無を調査し且之が豫防を指示すること又療養所々在りては療養所院をして之に當らしむること

既に學齡に達したる虛弱兒童を一般兒童と分離し特別學級を編成し、専門醫監督の下に教育を施すか若し財政の許す市町村にては諸種の衛生施設を具備せる特別の校舎を新設し義務教育を授くること

一般虛弱兒童又は乳兒或は再壯年者にして苟も結核發病の疑あるものに對しては須く適當の場所に豫防所を設け實費を償し充分なる保護をすべきにあり然れども其の施設と經營に當りては経験なきを以て全國2、3の箇所を模範的國立豫防所を設けること尚之等の從事醫師には經驗ある専門醫を置くこと

結核早期診療所を市町村へ設置すること

都市に於ては健康相談所を設け町村に在りては老練の開業醫に委託し相談に應じしむること

小中等學校生徒に結核に對する諷らざる智識を注入すること

内容の充實の結核相談所を設け患者を訪問し前後の措置を講じ内にありては患者の検査を行ふこと

醫師團體の協力を得て春秋2回、春夏秋冬の四回に全國一齊に健康週間を設け健康診断を行ひ疑はしきものは結核相談所へ向けしむること

開放性結核患者を診察したる場合は療養所に入れしむるか他に傳染せしめざる標置をして注意せしむる事

結核患者收容に充分なる療養施設を爲すこと

開放性患者を收容するを急務なりとす依て之等を收容する病床を新に増設すること

結核發病動機は大多數心身過勞によるを以て之を避けしむべく一般に周知すること

住宅、生活の改善即ち居室に就ては換氣採光、生活に於ては衣類の保溫清潔衛生を旨とし食は營養安易の献立料理法を周知すること

虛弱兒童の保護及検査と中等高等諸學校生徒及學生の嚴密なる検査を行ふこと（右検査ツベルクリン反應、レントゲン検査、略痰等）

市を主體とせず國自ら主體となり大規模の國立療養所を設け足らざるを市に於て助け諸設備を爲すべきなり

結核豫防協會を統一し不斷豫防宣傳並結核相談所と連絡をとり助成すること

結核に罹りながら一家の生計を樹つる爲職務に従事せるが故に當人の病勢を悪化せしめ又傳染の機會を多からしむる故に國家として斯る場合は安心して療養し得る標置法を設けらるる要あり

重症者を隔離するか輕症者を開業醫の手に委ね重症に至らしめざる標にするか現在の療養所收容を明かにすること

患者に於ける乳幼兒を患者より隔離保護するか何等かの施設を爲すこと

營養、運動、休養又は虛弱貧困兒童に牛乳肝油の給食等所謂抵抗力の増進をなすこと

學校、工場等の多數青年の集會所に於ては定期健康診査を行はしむること

人爲的に免疫力を贈與し得ることの手段を講ずること

患者の届出制にすること

結核豫防保險或は結核税の如きを制定し又自衛上結核保險組合の如きを設けること

結核病院、療養所、相談所、豫防院、恢復期患者保護施設或は結核研究所を包含する極めて大規模の模範的結核撲滅事業施設を國立を以て設立せられたること

結核相談所を各所に新設又は増設し、町務委員、衛生委員、救護員或は警察官等と連絡し社會衛生を調査せしめ發病前の者を合理的に指導し早期発見、診療看護等力を盡さしむること

協 議 事 項

- 1、療養所に於ける思想指導の件 (東京)
- 2、國立豫防院設立建議の件 (同)
- 3、經常費國庫補助金額に關する件 (大阪)
- 4、輕快退院患者に對し職業指導の途を講ずる件 (福岡)
- 5、患者收容施設の種別名稱に關する件 (東京)
- 6、結核外来診療所設置に關する件 (同)
- 7、療養所間の病期分類に關する一提案 (京都)
- 8、人工氣胸協會の必要 (同)
- 9、公立療養所長會議に私設團體療養所長參加の件 (大阪)
- 10、各種對結核團體の聯盟組織促進の件 (新潟)
- 11、結核患者統計に於ける職業別の件 (福岡)
- 12、收容患者家族全員體格検査施行の件 (横濱)

内相主催結核豫防対策協議會

安達内相は結核問題の重大性に鑑み是が豫防の根本的對策を樹立すべく8月8日内相官邸に結核豫防対策協議會を開催、全國の關係主腦者多數出席、下記協議

題目を中心に熱心なる討議が行はれた。

- 1、結核豫防思想の啓發
- 2、結核豫防を目的とする國民生活の改善
- 3、患者療養施設
- 4、發病豫防施設
- 5、豫防費財源

陸軍結核豫防研究調査委員會新設

陸軍に於ては今回結核豫防研究調査委員會を新設し陸軍に於る結核性諸疾患の豫防を研究調査することとなつた、因に委員會規定及委員氏名は次の如くである

陸軍結核豫防研究調査委員會規定

- 1、本委員會は陸軍に於ける結核性諸疾患の豫防を研究調査するものとす
- 2、本委員會に左の委員を置き醫務局長之を命す
委員長 1名 委員 若干名 幹事 3名
- 3、委員長は會務を司り委員會議を整理す委員は會議に列し研究調査事項を討議す幹事は委員の兼務とし庶務を掌り決議案を整理す
- 4、委員長事故あるときは高級先任者之を代理す委員事故の爲會議に出席し能はざるときは豫め受領せる書類に對する意見を筆記し會議開始前幹事に提出するものとす
- 5、研究委員會議は適時之を開き討議に依り之を決定す
- 6、研究調査の爲必要あるときは臨時委員を任命又は囑託することを得
- 7、研究調査事項は要あるは特別委員を設け之を研究調査せしむることを得
- 特別委員は委員中より委員長之を指命す
- 8、委員會の事務所は陸軍省醫務局庶務課に置く

癩 豫 防 協 會

癩豫防協會設立發起人會は1月21日安達内相官邸に開催、内相の創立趣旨の挨拶に次ぎ議事に入つた

- 1、本會の創立に關する件(可決)
 - 2、本會の組織を財團法人となすの件(可決)
 - 3、本會の寄附行爲會則案に關する件(設立者に一任可決)
 - 4、本會の會頭推戴に關する件(遊澤子爵推薦決定)
- 茲に設立の運びに到つた財團法人組織としての癩豫防協會は設立に關する諸般の手續を完了、先づ5月5

日及び日に最初の各協議會を閉催、議題たる役員選任の件(理事17名幹事4名就任決定)寄附金募集の件(本年中に事業資金として全国より2000,000萬圓を募集する事とし各府縣地方長官宛に寄附勸奨方を依頼の事に決定)其他、次の如き事業要綱に就き協議を遂げ愈々癩癩防撲滅の國民的總動員の第1階梯に踏出すことゝなつた。因に創立趣意書、寄附行為定款は次の如くである。

癩癩防協會趣意書

世に疾病の數尠からずと雖も、病性の執拗にして治療の困難なる、蓋し癩の如きはあらざるべし。加ふるに其の發するや、外貌を醜惡ならしめ、人をして嫌惡の情を起さしむるのみならず古來遺傳病なりと誤信せられ來りし爲、不幸は單り患者一人に止まらず、累の及ぶところ六親眷族に至るを例とす。

天刑病の名ある亦敢なきに非ず、茲に於てか患者及其の一族は本病罹患の事實を隠蔽するに努め患者をして或は屋内深く籠居せしめ或は秘かに家郷を去つて諸國を放浪せしむ、斯くして病勢は漸次昂進し遂に死の襲ふに至りて悲慘極なりき生を終るを常とす、之れ人道問題として黙過し能はざるところ也、觀つて之を公衆衛生上より觀るに罹患の事實を極力隠蔽するの餘弊は常に患者治療の途を阻止するのみならず豫防知識の缺如は、其の間病毒を強所に傳播するに至らしむ、之れ國民保健上一日も忽緒に附する能はざるところなり。

歐米諸國に於ては、何れも極力本病の絶滅に腐心せるの結果、殆ど患者の跡を絶つに至りたるもの少からず、然るに我邦に於ては、夙に癩癩防に關する法律を制定して道府縣立療養所を設置し、其他癩癩防方法の勵行を圖る等鋭意努力するところありしが、未だ十分の功を奏するに至らずして今猶多數の患者を見る、之れ文明國の恥辱と稱すべく、延いては國家の體面を汚漬する所亦甚だ大なりと謂はざるべからず、最近の一齊調査は我邦に一萬數千人の癩患者あるを示せるも、實數は更に多きものと見て大過なかるべし、而も道府縣立及私立の療養所に於ける收容患者は、兩者を通じて猶且僅々三千人を出でず、多數の患者は依然として社會の排斥に不完全なる醫療に甘んじつゝあるの實情に在り、政府に於ても曩に第1期事業として道府縣立療養所の擴張と國立療養所の新設とに依り取敢えず五千人收容の計畫を樹て、更に進んで第2期事業として殘餘の患者全部收容の方策を定めたるも、財政其の他の事情に制せられ第1期事業が未だ完成を告ぐるに至らざるの状況なり國民は之を袖傍傍觀すべきに非ず本病の癩癩防撲滅の如き一大事業は全國民の理解を根底とし官民の一致協力に俟たざれば其の効果を收むる能はず、此の間有力なる民間の團體ありて制度の

完備收容施設の廣大等當局の爲すべき事項は其の實現を促進し、國民理解の啓發患者家族の保護等民間團體の施設に適するものは自ら之に當り以て官民呼應、一致協力の實を擧ぐるに於ては本病の癩癩防撲滅の如き蓋し多くの歳月を要せずして達成せらるべきを疑はず之れ本會の創立せらるる所以なり。(昭和6年1月)癩癩防協會事業要綱

- 1、國民に對する癩癩防に關する思想の普及啓發
- 1、癩癩に關する調査研究並其の事業の助成奨勵
- 1、癩癩患者に對する扶助
- 1、未感染兒童の保護
- 1、患者相談所の設置
- 1、癩癩療養所收容患者の慰安
- 1、癩癩防事業従事者の奨勵
- 1、其他癩癩の癩癩防及治療に關し必要なる事項

財團法人癩癩防協會寄附行為案

- 第1條 本會ハ財團法人癩癩防協會ト稱ス
- 第2條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置キ必要ナル地方ニ支部ヲ置ク
- 第3條 本會ハ癩ノ癩癩防撲滅ヲ以テ目的トス
- 第4條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 1、癩ノ癩癩防撲滅ニ關スル調査、研究及宣傳
 - 2、癩ノ癩癩防撲滅ニ關スル諸事業ノ聯絡及援護
 - 3、其他癩ノ癩癩防撲滅ニ關シ必要ト認ムル事項
- 第5條 本會ノ資産ハ左ノ各號ヨリ成ル
 - 1、皇太后陛下御下賜金
 - 2、國庫補助金
 - 3、會員ノ學金
 - 4、篤志家ノ寄附金品
 - 5、基本財産ヨリ生ズル收入
 - 6、雜收入
- 第6條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ前條ノ資産中ヨリ基本財産ヲ定ム基本財産ハ評議員3分ノ2以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ處分スルコトヲ得
- 第7條 本會ノ資産ハ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナル銀行ニ預入レ又ハ國債、地方債其ノ他確實ナル有價證券ヲ買入レ其ノ利殖ヲ圖ルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ評議員會ノ議決ヲ經テ不動産ヲ買入ルコトヲ得
- 第8條 本會ノ經費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ
- 第9條 本會ノ豫算ハ毎會計年度開始前評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ年度終了後遅滞ナク評議員會ノ承認ヲ經ルモノトス
- 第10條 本會ノ會計年度ハ毎月4月1日ニ始マリ翌年3月31日ニ終ル
- 第11條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ3種トス
 - 1、名譽會員 癩ノ癩癩防撲滅事業ニ貢獻セル者ニシテ理事會ノ議決ヲ經テ會頭ノ推薦スルモノ
 - 2、特別會員 金50圓以上ヲ一時又ハ分割シテ製出スル者
 - 3、正會員 年額金3圓宛ヲ製出スル者

第12條 本會ニ金品ヲ寄附シ又ハ本會ニ功勞アル者ニシテ前條各號ノ1ニ該當セザルモノハ之ヲ贊助員ト爲スコトヲ得

第13條 本會ノ會員タラムトスル者ハ其ノ旨事務所ニ申込ムベシ

第14條 會員タル義務ヲ怠リ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損スルノ行爲アリタル者ハ理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

第15條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 1、會頭1名
- 2、副會頭3名
- 3、理事若干名
- 4、監事若干名
- 5、評議員若干名

第16條 會頭ハ評議員ノ議決ヲ經テ之ヲ推薦ス副會頭及評議員ハ會員中ヨリ會頭之ヲ囑託ス理事及監事ハ評議員會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス理事中ノ1名ヲ理事長トシ理事ノ互選ニ依ル

第17條 會頭ハ會務ヲ總理ス副會頭ハ會頭ヲ輔佐シ會頭事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス理事長ハ本會ヲ代表シ一切ノ會務ヲ處理ス理事長故隙アルトキハ會頭ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第18條 本會ニ名譽會頭及顧問若干名ヲ置ク名譽會頭ハ内務大臣ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス名譽顧問タリシ者ハ之ヲ顧問ニ推薦ス前項以外ノ顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會頭之ヲ推薦ス

第19條 本會ノ會務執行ノ爲必要ナル職員ハ理事長之ヲ命命ス

第20條 理事、監事及評議員ノ任期ハ4ケ年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第21條 前條役員ノ補缺者ノ任期ハ前任者ノ任期期間トス理事及監事ハ任期満了後ト雖後任者ノ選任アル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第22條 支部長ハ支部所在地ノ地方長官ノ職ニ在ル者ニ對シ會頭之ヲ委囑ス

第23條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス評議員會ハ會頭臨時之ヲ召集ス評議員會ノ議長ハ評議員ノ互選トス

第24條 評議員會ハ評議員3分ノ1以上出席スルニアラザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ評議員會ノ議決ハ出席數ヲ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル評議員ハ豫メ出席員ニ委任シ書面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席員ト看做ス

附 則
第25條 本寄附行為ノ條項ハ評議員總數ノ3分ノ2以上ノ同意ヲ經テ事務官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第26條 本會ノ會務執行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第27條 第15條ノ役員決定ニ至ル迄理事及評議員ノ職務ハ設立者之ヲ行フ

公立癩癩療養所長會議

公立癩癩療養所長會議は癩癩防協會發起人會舉行を機として1月21日より3日間、内務省會議室に於て開催協議事項は次の如くである。

指示事項

- 1、癩癩防改正法案に關する件
- 2、癩癩防協會に關する件
- 3、癩癩根絶に關する件
- 4、國立癩癩療養所患者收容に關する件
- 九州療養所提出事項
 - 1、療養所職員に不健康業務加算を認められたき件
 - 2、療養所職員の俸給及恩給を國庫支辨とされたき件
 - 3、收容患者救護費免除に關する件
 - 4、各療養所に於ける救護費償金を廢しては如何
 - 5、收容患者の兒童の養育機關を設けられたし
 - 6、道府縣衛生課に癩癩専門の防疫醫を設置されたし
 - 7、癩癩療養所職員に内地留學の途を構ぜられたし

日本性病預防協會總會

日本性病預防協會總會は4月2日東大醫學部東講堂に於て開催、事業、會計報告に次で 1、國際聯盟と性問題、石井菊次郎氏、1、性科學を基調としての性改善、伯林大學教授ヒルシユクエルド氏の各講演があつた。

海軍々醫長會議

海軍省主催海軍々醫長會議は3月11日より3日間、海軍省會議室に於て開催、下記諸問事項の他、各部提出議案、希望事項等が附議された。

諮問事項

- 1、志願兵採用時年齢低下に關する件
- 2、海軍出身志願者身體検査規則及海軍身體検査手續中改正に關する件
- 3、飲料水検査手續中改正に關する件
- 4、傳染病預防上の制度及艦船部隊に於ける衛生施設の改善に關する件
- 5、入團後第2年以降の下士官兵に對する3種混合預防接種方法に關する件
- 6、胸膜炎調査に關する件

陸軍々醫部長會議

陸軍省主催陸軍々醫部長會議は3月23日より25日迄同省會議室に於て開催、指示要項は次の如くである。

指示事項

1 衛生部員の勤務を怠らず軍規を緊さざるやう特に下士指導上留意を望む

1 衛生部員の學術研究の成績は之を勤務に應用し以て其の成績を擧ぐる如く一層指導あらん事を望む

1 戦時衛生勤務令改正に關し諸官は宜しく本要旨に基き衛生部員を指導訓練し速に之が普及徹底を図り戦時其の全能力を發揮することに關し些の遺憾なからむことを望む

1 國軍の衛生成績の向上改善を期し結核性疾患の防遏に努められんことを要望す

1 レントゲン巡回教育の結果に徴し其の性能を十分發揮せられたし

1 素養を異にせる兵卒に對し衛生講話を行ひ被教育員の興趣を喚起し教育の目的に合致せしむる如く實施せしめられたし

鐵道病院長會議

鐵道省主催全國鐵道病院長會議は3月30日東京鐵道病院講堂で開催、附議事項は次の如くである。

1、病院の經營に關する件

1、肺の癆瘵に關する件

1、健康相談部の施行状態及実績

1、高價薬の薬價徴收方法に關する件

1、看護婦養成規程中改正に關する件

1、肺結核豫防に關する件

1、身體検査に寄生蟲齒牙検査施行の件

1、治療用品を病院にて購入配付の件

1、健保給付及び醫療金控除徴收実績の件

第7回全國公立病院長會議

第7回全國公立病院長會議は11月24日より26日迄3日間神田一ツ橋學士會館に於て開催、附議事項次の如くである。

議案

前年度の宿題A、幼稚園及小學校の學校衛生中特に小兒傳染病及結核の豫防施設を更に適切ならしむる標關係當局者に意見書を提出すること B、醫學教育中結核、癩及各種傳染病に就て其の豫防撲滅に重きを置かる、標關係當局に意見書を提出する事(横浜市十全醫院提出)

第1號議案 病院經營及施設に關する件

第2號議案 無料及び輕費診療に關する件

第3號議案 職員待遇及醫員採用に關する件

第4號議案 財部及賣店に關する件

第5號議案 法令に關する件及雜件

關西實費診療聯盟の發會

大阪、京都、兵庫の3府1縣の實費診療所の醫務人員は醫療社會化の徹底を期すると共に醫師會との積極的抗争を展開するため關西實費診療聯盟の團結をなし8月8日大阪中央公會堂で發會式を舉行、席上決定された綱領、主張は次の如きものであつて當然起るべき醫師會との抗争の對策については6名の實行委員を選び適宜の方策を講ずることとなつた。

綱領 われ等は醫術本來の大精神に基きその徹底的社會化を期す われ等は眞摯なる自己反省と強力なる團結により實費診療機關の自由と確立を期す

主張 醫師會報酬規程の撤廢 1.大衆診療機關の法規的自由獲得 1.大衆診療機關醫師の人格權の確立 1.實費診療による治療の完全 1.暴利を貪る診療機關の徹底的糾弾 1.健康保險法の被覆任務の獲得 1.實費診療所の全國的普及統一 1.官立病院の無料開放

第4回産業衛生協議會

第4回産業衛生協議會は11月14、15の兩日間、名古屋商工會議所に於て開催、諸問事項並に答申、協議、事項は次の如くである。

社會局長官諮問

1、本邦に於ける産業労働者に課すべき體操には如何なる醫學的要素を含ましむべきや

2、労働者保護上工場醫局の使命を全うせしむべき方策如何

附議事項

1、紡織工場に於ける夏期の高温高濕に關する對策如何 提出者 川上六馬氏

宿題報告

1、工場労働に於ける妊婦及産婦の保護問題 報告者 輝峻義等氏

1、工場法及び健康保險法に於ける外傷性神經症の取扱に關する疑義

イ、重工業に於ける願望神經症 河合五郎氏

ロ、陸海軍に於ける願望神經症 植村秀一氏

ハ、健康保險及び工場法における願望神經症 岩田 稷氏

ニ、小委員會主催打合會經過報告並に小委員會決

議報告

1、業務上の負傷疾病及び死亡の認定標準例作製の件 高折 茂氏 大西清治氏

1、工場給食の營養學的標準に關する問題特に最小標準決定の件 松島周蔵氏

1、工場鑛山醫局の組織及び機能 南 俊治氏 委員會報告 (以上の宿題報告に對する討議の結果)

1、工場鑛山醫局の組織及機能に關しては、南俊治氏報告の起草者となり、(福井周三、川上六馬、黒田靜、松下正信各委員の意見を徴し)且つ別に詳細な委員會の意見書を附し之を各關係團體に送附す。

1、作業場の高温高濕問題は明年の宿題とし擔當者は次の諸氏と決定。

1、空氣状態及換氣状態 助川 浩、勝本 新次

2、身體に及ぼす影響 (紡織)川上 六馬 (火夫及高熱金屬作業)井口哲宗、吉永明、平松眞兵衛、鈴木和夫

3、精神作用に及ぼす影響 梶原 葆見

4、作業能率方面 八木 高次

5、罹病率、休業率 倉敷數科科學研究所

1、業務上の負傷疾病及び死亡の認定標準例作製の件は今後尚多くの事例を大西氏擔當蒐集し發表する。馬渡氏の希望も充分考慮する。

1、外傷性神經症の取扱に關する決議案は、在來の小委員會全部に新に和邇秀恒、大西清治、松井西四郎、輝峻義等の4氏を加へ、文書で打合せを行ひ、適當に決議案發表の方法を講ずる。(後項参照)

1、工場労働に於ける妊産婦保護問題に關しては輝峻義等(起草者)南俊治、牧亮吉、林彦三郎、助川浩の各委員協議の上、總會の討論を參考として提案を作り理事會の承認を経て立法行政機關並に他の關係諸團體に對して通告する。

1、工場給食の營養學的標準に關する問題特に最小標準決定の件は、意見書として之を會員の所屬する工場に送達する外、努めて一般に告知する方法を講ずる。

尚ほ、明年度總會開催地は東京と決定。

又、來年度宿題は 1、作業場の高温高濕問題

1、産業災害問題(醫學的、統計的、心理的方面)

1、體力を標準とする生理學的適性選擇方法に就て(奥山美佐雄氏報告)

特別講演

1、健康保險の實施が營業に及ぼしたる影響 吉瀬 安俊氏

1、職業と視力 愛知醫大教授 小口 忠太氏

尚諸問事項に對しては審議の結果下記に如き答申が成された。

社會局長官諮問

1、本邦に於ける産業労働者に課すべき體操には如何なる醫學的要素を含ましむべきや

右答申

本來體育の目的は身體の發育を完全にし、兼て健康を増進するにあることは勿論であるが、更にその組織的實施により身體的鍛練を加へ意思運動の敏速と巧緻とを増進し、同時に輕快明朗なる精神の陶冶に資せんとするにある。

労働者に課すべき體操も亦畢竟するに如上の効果を具現するために外ならないのであるが、而し一般學校體操或は軍隊體操と、産業労働者に課せらるべき體操とは、その目的、方法、及び技術に於て、多少相異すべきものがある。蓋し労働者は既に一個の社會人として、生産經濟に干與し、各々獨自の職業生活に於て責任ある社會的活動をなしつつあるものなるが故に、學校又は軍隊に於けるが如く、單に體育訓練のみを重要視し、感興を無視したる組織的訓練を以て盛むことは不可である。

又労働者はその精神がたると、肉體がたるとを問はず、凡て日々長時間の生産的活動に従事しつつあるものなるを以て、一面其の日の生産的活動に入らんとするに際し適當なる體操を行ふことにより、心身の調整を企圖する一方、他面、作業の中途(休憩中)或は終業後に於ては、無味單調なる生産的活動よりの心身の解放をはかり、作業効果に對する愉快を昂揚せしむると共に、局部筋疲消或は全身筋緊張勞力の結果、鬱積せる疲労の恢復を促進する手段を講ぜねばならない。

從て上述の如き労働者の生活に特異なる諸事項は應に労働者に課せらるべき體操の醫學的要素を限定し來る重要な條件となるのであつて、労働者に課すべき體操に含ましむべき醫學的要素中、主要なる事項は主要左記の如くである。

1、體操の質

労働者はその従事する生産活動の如何により、主として使消する身體的部位を異にする事項は、労働者體操に於て先づ第1に考慮しなければならぬ點である即ち生産的活動に於て主としてその使消する部位の組織並に諸臟器を異にするに従つて、彼等に課せらるべき體操の組成及び型式は相異なるべきである。茲に労働者體操は各産業、個々の作業、更に場合によつては個々の工場に於て副一的なるを得ない困難なる問題が發生し來る。

然しながら之等の一々に就て、ここに詳論することは許されない。以下最も顯著なる事例に於て舉示する

(イ) 精神労働者は主として神經乃至神經運動的活動を行ひ、その筋活動は著しく僅少ななるを以て、復

等に課せらるべき體操は一般體力の増進を目的とする筋運動と消化器及び呼吸器の機能を良好ならしむべき腹部運動並に呼吸運動を主とし、兼てその屢々緊張亢奮せる心氣を鎮靜する點に留意しつつ配材することが必要である。

(ロ) 筋的労働者中特に身體の一部の筋肉及び關節等のみを使消するものに對しては、その結果、得て強直に陥り易き當該部位の緊張を緩和する爲、肢節を柔軟ならしめ、圓滑にして且つ自由なる意思運動を行ひ得るに至る如き運動を課すると共に、他の比較使消せざる部位の運動を反覆することによつてその組織の活動を補償し、以て全身の健康と能力とを補強すべきである。

(ハ) 更に長時間に亙る立作業に従事する労働者、特に婦人に於ては下肢に鬱血を來し、靜脈瘤を誘致し易き故に、彼等に對しては下肢を伸展する運動を課し、且つ輕快なる全身運動を附加することによつて、その下肢の鬱血の消散を助長すべきである。

(ニ) 坐業者の如く下肢及び下腹部の血行が滞り易きものに對しては、下肢を伸展する運動と、腹部の運動を反覆することによつて、その血行を旺盛ならしむる外、胸廓擴充運動及び上肢の運動も相當強要に加味するを要する。

(ホ) 次に生産的作業の遂行は常に作業者に對して或一定の姿勢を要求するものである、然し多くの作業に免れ難き前屈姿勢或は他の不自然なる強屈姿勢に於て、長時間に亙り作業するを餘儀なくするものには胸部、腹部の運動、特に胸廓を擴大するため有効なる胸筋、背筋及び腹筋の運動並に呼吸運動及輕便の全身運動を課し、以て肺臟機能の滋潤と局部の鬱血とを一掃するの用意を怠つてはならぬ。

2、體操の量

労働者に課せらるべき體操の醫學的要害に付て、第2に考慮せらるべきは、體操の量の問題である。勿論今日の醫學的知見を以てしては、各種産業労働者に課せらるべき體操の適當量を具體的に決定することは至難なことである。吾々は今日尙労働者に課せらるべき體操の量をその體操指導者の経験に基づく判断と、體操する労働者自身の主観とに俟たなければならぬ現狀にある、たゞ一般的に云ふならば、労働者の體操は過重なる労働負荷の結果を速復輕快することを共通目的として考へ得るものであるから、その量は寧ろ輕少なるを以て誤りを尠からしむる所以であると考えらる。而して作業の種類、及び條件、性及び年齢の如何、並に體操の課せらるべき時間の如何は、その體操量に至大の關係を有するものであつて、若し用意周到に適量の體操が賦課せらるれば、労働による分解産物の排除を促進

し從つて疲勞の恢復を速かならしめ、兼て體力、健康の増進と身心の調和的發展をも企圖することが出来るのである。

3、作業に於ける巧緻性の増進

凡て工場作業は或一定の生産的活動を目的とする意思動作であるが故に、その動作の適確と敏捷性、換言すれば作業動作に於ける巧緻性は、近代産業の生産率並に危害防止上、最も重要な資格の一つである、而も今日多數の労働者に就ては明にこの點に於て劣弱なる事實が擧げられてゐる。

然るに體操は正に神經中樞と筋肉との綜合的官能の調和を養ひ、以て意志動作の巧緻性を増進する一方法であると考へられるのである。故に労働者に課せらるべき體操に於ては、この意志動作の適確と巧緻性を増進せんとするに積極的な要素を加へらるべきである

4、體操の材料

既に述べたる如く労働者は1個の獨立したる社會的乃至經濟的生活を営むものである。それ故に單に身心の組織的鍛練のみを主眼とし、無味乾燥なる材料のみを配材したる労働者體操は往々にしてその永續性を失ひ、遂にその實効を収め得ないことが稀でない。

故に労働者の體操に於ては、その材料は體操本來の目的に適ふと共に労働者の趣向を刺激し、勇躍自ら進んで演習に加はらしむるが如き種類のものであることが大切である。乃ちかかる二重の目的に副せしめんがために、その取材に特別の注意を拂ふ必要がある。例へば民謡を加へ、音楽を交へ、或は遊戯、或はダンス等の如きを挿入し、場合によつては相當複雑なる運動を加味し、或は時として教材を更新することも必要である。

5、體操を行ふ時間

凡て體育運動は食事の直前並に食後を避くるを可とする。又重筋内労働者にして而も10分—30分と云ふが如き比較的短き休憩時間制の下にある場合には、その時間を、體操に當つことは、考慮を要する、即ちかかる場合には寧ろ安靜以て身體の休養に努むるを可とする。

6、體操の場所

體操はなるべく、これを戶外に於て實施するを可とする。蓋し新鮮なる大氣及び快適なる日光は固に最も有効なる生命の刺激であるからである。常に人工的、又は不良なる閉鎖氣中に作業する労働者をこの自然的環境の中に解放して體操を賦課することは身體的鍛練及び疲勞恢復の上に至大の効果を有するのみならず又屋内に於て鬱屈したる其心氣を一變せしむるためにも誠に有意義なものである。

7、體操時に於ける服裝

體操時に於ける服裝並にその着方は成るべく輕快にして、運動の自由を束縛せざるよう留意されねばならぬ。特別に用意されたる運動服を用ふることは最もこの目的に適ふことであるが、それ以外一般工場並に労働者大衆に對して望み得ない、それ故に目下の狀態に於ては作業服のままこれを行ふより他に良法はない。從つて體操實施に際してはつとめてその着衣の仕方を加減し、體活動を自由ならしめ以て體操の効果を大ならしめねばならない。又婦人労働者の體操實施に際しては特にその服裝上に留意する必要がある。

8、18歳以下の身心發育中にある労働者の體操

我國には尙多數の未成年工場労働者が存在して居る彼等は完全なる一個の人格者として、且つ一個の完全なる身體能力の把持者として發達しなければならぬものである。然るに彼等は日常不自然なる人工的環境の間に不調和なる生産的労働を長時間に亙つて行ふ結果として、その身體的、精神的發達は動もすれば阻止せられ、且つ遲滞せしめられると云ふ事實が既に證明せられてゐるのである。それ故にかゝる身心の發達の未成熟なる労働者に對しては國家は特に注意を拂ひ以て彼等の身心の完全なる發達を促進し、從つて彼等の生産性の充實を促し、次の時代の産業能率を擔うて立つべき労働者の身體及び精神の完全なる發達を保證しなければならぬのである。

以上の理由により本協議會は、政府が未成熟労働者に對して強制的な體育時間を設定する様考慮を費すことは労働者の身心の發達を保證する所以であると共に、將來の我が産業能率を保持し、兼て産業の繁榮を招致する所以であると思ふ。

2、労働者保護上工場醫局ノ使命ヲ全フセシムベキ方策如何

右 答 申

1、現在各工場醫局は特別のものを除き其の多くは診療を本位とし、労働者の保健衛生に關する事項は殆んど之れを無視せるに近し。之れ工場醫局本來の使命を理解せざるものにして労働者保護上甚だ遺憾に堪へざる處なり。依つて宜敷醫局の組織を改善し、保健衛生と診療とを併せ行ふの組織たらしむる要あり。

説 明

從來大多數の民間産業醫局は労働者(時にその家族をも含む)の疾病治療を主眼として設置せられ、發達し來れるものなるが故に、今尙診療本位の消極的醫事のみ終始するを以て足れりとなすもの多く、稍々進歩せりと目せらるるものも漸く疾病の豫防、(主として急性傳染病の)或は早期發見、採用時體格検査等を行ふに過ぎずして、未だ消極的醫事の域を脱せず、遺憾頗る多し。勿論疾病は從業者の労働力

を減殺し、其の家族の生活を脅かし、企業の生産力を減退せしむる主要なる原因の一なるが故に之れに適切確實なる診療を施し、以て其の速かなる恢復を計ることは醫局の重要な職責に相違なきも、更に一步を進めて從業員の一般健康状態を改善し労働力を増強するための活動及計劃の中心となり、從業員個々に對してのみならず全從業員の作業場内外の生活に關しても又該切なる衛生指導と訓練とを興ふるために、積極的行動をなすことこそ醫局本來の使命ならずんばならず。然るに不幸財界の深刻なる不況は醫局の組織並に機能の縮小を尙儀なくし、診療方面に於てすら極端なる節約を要求せられ、醫局の活動は甚だしく阻止せらるるに至れり。抑も不況時にありて整理節約の必要なることは吾等もよく之れを知る。然れ共其の整理と云ひ其の節約と言ふも、労働者の健康状態を脅かすことなく、生産能率の基調たる労働力の保持増強を前提とせるものならざるべからざるに、實際に於てはまゝ之れに對して甚しく注意を欠くものあり。所謂合理化政策は此點に於て不用意なるもの多きを遺憾とするものなり、特に醫局費が生産費に加算せらるる場合此弊一層大なるものなくんばならず、之れ企業に於ける醫局に何等の實績なく、其の地位餘りに從屬的なるに起因するものなるや論なし。

嗣つて思ふに健康保險法實施期にあつては工場醫局は固に事業主の温情主義に發せる福利施設の一として設置せられ、從つて其の經費は凡て事業主の負擔せらるる處なりしか、該法實施せられたる今日、醫局經費の大部分が健診診療報酬納入れによつて支辨せらるること多く、否甚しきに至つては醫局經費を補つて尙餘りあるの現狀にあり從つて工場醫局の設備並に醫療方法の内容に於て遺憾あるべきもの尠なしとせず、且つ事業主は自ら進んで労働者の保健衛生状態改善のために施設するところ極めて寥々たる状態なり。即ちかくの如き現下の情勢に於て、労働者の保健衛生状態の改善を企業主保護上甚だ遺憾に堪へざることは明瞭なり。

依つて本協議會は醫局の活動を充實し、労働者保護の目的を達成するが爲めに、左記の如き對策を講ずることを緊要なりと認む。

對 策

(イ)、一定数の労働者を常備する工場、寄宿舎(一定人員以上を收容する)を有する工場又は有害作業をなす工場には、專屬醫局の設置を命じ且つ其の設備内容、醫師、藥劑師及看護婦等の員數等に就き其の最少限度を指定すること

(ロ)、右の工場醫局に於ては労働者の保健衛生管

理と診療業務とを併せ行ひ得るやうその組織を充實すること、これを爲めには事業主は工場醫局職員の職務規程を制定し、その活動を規制すること

(ハ)、工場醫局は何れの工場に於ても庶務又は職工課の下に設置し、工場幹部會議等に於て保健衛生醫事扶助等の問題の上げせらるるに際しても醫局幹部は之に參與するの權能なく、僅かに部課長を経て意見の開陳をなし且受命するに止り、常に隔靴搔痒の感に堪へず。斯かる状態に在りては今後切實産業醫學の發達、工場醫の資格制定教養の増進、醫局職務規程の制定を見ても到底所期の實を収め得ざるべし。故に職務規定制定と同時に、工場醫局長の工場内に於ける地位を向上し其の權能を擴張し、醫局を部課と併立せしめ、工場經營中特に重要な項目の一たる従業員の保健衛生促進のため工場幹部會議に參與せしむるの途を開くこと

2、現在の工場醫の多くは上記工場醫局本来の使命に意を用ゆること乏しく、従つてその職責の遂行を於て缺くところあり、故に工場醫の養成のために特殊の施設を行ひ、またその採用に留意するを要す。

説明

現在工場醫局の多くは疾病の診療をのみ事とし従業員の保健衛生管理を等閑に附する嫌あり。その據つて來るところは第1には企業主の産業醫學並に工場醫局の機能に關する理解の不足に在ること勿論なるも、工場醫の多くが積極的に進んで自己の屬する企業の性質を理解し、業務並に労働環境と健康保持の要件とを考究し、或はその企業内の作業に特有なる健康障礙乃至疾病を誘發する要因に對して豫防の策を講ずる等、以て労働者保護を主眼とする所謂保健衛生の事業に向つて努力する處なきによるものと云はざるべからず。而して斯くの如きは實に工場醫の多くが永くその職に在りて勤奮する熱意なく、眞に自己の企業内に於ける職責を自覺して其の任務を遂行せんとするもの極めて尠なるによるべく、又現在の醫育機關に於ては産業醫學に關し何等の教養を授けず、現今社會に活動せんとする醫師の任務に對する自覺と、之れを遂行し得べき學識の附與に一面缺くる處あるに因るものと言はざるべからず、即ち現今の事態の改善のためには之等の諸原因の除去を以て、當面の緊急事なりと信す。

對策

(イ) 醫育機關に産業醫學に關する特別講座を新設し、現代産業的社會組織に於て活動する醫師として充分の資格と教養とを有するものを養成する事。工場醫たらんとするものは必ずこの教養を修得したるものの中より補償又は認可によりて採用決定せら

るべきこと

(ロ) 既に現在工場醫局に勤務せる醫師並に労働者保護の面に當る醫師以外の職員に對して、産業醫學に關する補習教育の目的を以て全國數ヶ處の主要工業地に於て、社會局又は商工省或はその他の團體の聯合主催の下に時々産業醫學に關する講習會を開催すること

3、労働者の家族を診療し、乳幼児の哺育を指導し且つ又之等の健康保持と増進とに努むるは、之れ亦工場醫局の重要な使命なるが故に、これをために適當なる施設を行ひ、醫局をして此の方面に活動せしむるを要す。

説明

労働者の家族の傷病は労働者に多大の精神的苦痛を與へ彼等をして安んじて作業に従事することを不可能ならしめ、又工場傷害を誘發し、作業能率を低下せしむる等の悪影響を及ぼすことは工場管理に携はるもの日常経験する處なり。故に工場醫局は單に直接生産に従事する労働者のみならず、更にその家族の健康保持及診療に努力するの要あり。特に乳幼児を有する労働者の家庭に對してはその母が就業すると否にかかはらず、乳幼児の哺育に關する十二分の指導と注意とを怠らざることは母子の健康状態の保持増進に必要なるのみならず、又以て労働者をして安んじてその職に就かしめ、生産能力を完全に發揮せしむる所以なり。而してこれはまた國民衛生の將來の關する處にして、此の母に乳幼児の保護に對する密接なる干與と充分なる活動とは工場醫局の重要な一使命なり。依つてこの目的を達成するため左の對策を必要と認む。

對策

イ 醫局に巡迴看護婦(又は工場看護婦)を附屬せしめ醫師の監督指導の下に其の健康保持、疾病の期發見等萬般の衛生事項に亘り家庭と密接なる早聯絡を取らしむること

ロ 多數の婦人労働者を使用する場合は、託兒所を設置せしめ、醫局と託兒所との聯絡を密接にし、巡迴看護婦(或は工場看護婦)を置き工場醫の指揮監督の下に活動せしむること。

尙同總會に於て可決せられたる外傷性神經症に關する決議は順理理事長より關係各方面へ通達する處があつた。

外傷性神經症に關する決議

1、災害に端を發し、種々なる神經症状態を呈するものを、從來、汎く「外傷性神經症」と稱せしが、此中には成因を異にせる諸種の病型含まるゝことは周知の事實にして、就中、補償其他の感求觀念に由來する所

謂「願望性神經症」に屬する症例の甚だ多きことは多數研究者の一致せる見解なり

2、所謂「願望性神經症」は直接災害により惹起せる疾病に非ざるを以て、補償は本症以外の外傷性神經症に限局するを合理的なりと認む

3、外傷性神經症に對する扶助に關しては労働者災害扶助法施行令第11條の規定を準用し、或は工場法規をこれに準據して改正することは本症の醫療的處置をして一層適切ならしむるものと認む

4、外傷性神經症の診定は、醫師によりて多少其見解を異にする場合あるが爲に、監督官廳、事業主等が其取扱に困難を感ずることあるは勿論、延いては從業者の治病上の不利を來すことあるを以て、之が對策として權威ある鑑定機關を完備するを緊要なりと認む

5、また以上述ぶる如き見解の相違は、本症の本體、特に其成立機構に於て尙多少不明の點ある爲め及び一般醫師の本症其他に關する災害醫學的知識が未だ不充分なる爲め等に基因せること多し、依て一面尙本症に關し研究の要あると共に他面一般災害醫學に關する醫育を更に普及徹底せしむるの必要ありと認む
右決議す

第4回日本能率聯合會大會

第4回日本能率聯合會大會は5月2、3、4の3日間、濱松市に於て開催、各工場見學、研究發表と併せて次の如き建議案を可決した。

行政整理に關する建議

目下行政整理準備委員會に於て専ら討究中に屬する整理内容に關し、世上傳へらるる所を見るに、省の併合、部局課の廢合乃至定員の減少等行政組織の方面に専らにして、未だ深く事務の内容實質に及ばざるが如し惟るに組織の問題は整理の根本方針を定むるに於て重要性を有すること論を待たずと雖も組織は行政要素の一部にすぎず、更に人事要素と事務要素を考慮し三者の合理的統制を得るに於て始めて經濟的能率的效果を齎すべきものなることも亦當局の夙に諒知せらるる所なるべきを信ず、然るに從來我國の行政整理を見るに動もすれば多く一時的政策に出で何等行政の實質的内容に觸るる所なく只歲計の均衡を得んが爲め止むを得ざるの手段として行はるるが如き嫌なきにあらず、従て何等永久的效果なく時日の経過と共に舊態に復し、數年を出でずして整理に次ぐに整理を以てするも整理本來の目的を達成し得ざりしものは主として如上行政の三要素に關し何等科學的考察を加へざりし結果なりと言はざるべからず。

本大會は今回の整理が因襲と傳統に捉はるることな

く斷然舊套を排し、先以て行政機構の眼目を産業立國の大本に置き諸般の施設緩急良く其の本末を諒らざると共に行政の科學的管理を基調とし殊に人事要素に就ては教育、訓練の制度を確立し更に執務能率の合理的考査に依り人心の緊張を計り一面從來本邦行政各部に於て最も缺點とする執務方法、執務手續の標準化を行ひ、此の際斷乎として多年の積弊を一掃し眞に行政内容の根本的改善を實現せられんことを望む。

全國産業團體聯合會

全國産業團體聯合會創立協議會は4月21日丸の内工業俱樂部に於て開催、京濱、近畿、東海、九州、北海道の各地産業團體聯合會の代表42名出席、協議會を創立總會に變へ創立。續いて創立後第1回の理事會を同上工業俱樂部に於て開催、次の如き事業方針を決定した。

1、産業の税負担軽減

1、合理的賃銀制度

1、産業行政制度、差し當り工場監督制度、爭議調停制度の調査研究

1、協同的労働團體、工場委員會制度

1、退職手當、特別給與制度其他労働者の福利増進制度

1、内外の經濟、労働團體の調査

1、内外の労働運動、思想運動の調査

尙これが實行方針としては會報、パンフレット、リーフレットを發行、尙本聯合會に於ける規約及役員は下記の通りである。

第1條 本會ヲ全國産業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク

第2條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之レヲ組織ス 關東産業團體聯合會、關西産業團體聯合會、中部産業團體聯合會、西部産業團體聯合會、北部産業團體聯合會、

第3條 本會ハ全國ノ産業團體ニ共通ナル産業經濟上ノ重要問題ヲ研究審議シ並ニ之レニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス

第4條 本會ノ重要事項ハ總會ニ於テ之ヲ決ス 總會ハ地方聯合會ノ選出スル代表ヲ以テ之ヲ組織ス 總會ハ常任委員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ召集ス

第5條 本會ニ常任委員若干名ヲ置ク 常任委員ハ總會ニ於テ之レヲ選舉シ其任期ヲ1年トス 常任委員ハ總會ノ決議又ハ其ノ委任ニ基キ會務ヲ處理ス

第6條 常任委員ノ互選ヲ以テ會長1名ヲ定ム 會長ハ本會ヲ代表シ常任委員會及ビ總會ノ議長トナル 會長事故アル時ハ他ノ常任委員之レヲ代理ス 本會

ニ顧問若干名ヲ置キ總會ノ決議ニ依リ之レヲ推薦ス
 第7條 本會ニ理事若干名(内ニ名以内ヲ常務理事トス)ヲ置キ常任委員會ノ議ヲ經テ會長之レヲ囑託ス
 理事ハ常任委員會ノ指揮ヲ承ケ會務ニ從事シ事務局ヲ掌理ス

第8條 本會ノ經費ハ地方聯合會ノ分擔金及寄附金ヲ以テ之レヲ支辨ス

第9條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ル事ヲ要ス
 付 則

第2條ノ地方聯合會ノ組織成立セル時ハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會トス、創立當初會長顧問及常任委員ハ創立協議會ニ於テ之レヲ推薦ス

役員

會長常任委員郷誠之助男、顧問 2氏、常任委員關東側 20氏、關西側 20氏、

産業衛生研究会

第21回産業衛生研究会は2月27日社會局會議室に於て開催 研究問題 工場醫(難沼清吾氏)

第22回産業衛生研究会は4月24日 日本體育會體操學校に於て開催 研究問題 工場體育(黒木豊助氏)

第23回産業衛生研究会は6月25日内務省社會局會議室に於て開催 研究問題 工場食 (イ)工場食調査報告 難沼清吾氏 (ロ)工場食の改善に就て 有本邦太郎氏

第27回産業衛生研究会は10月10日社會局會議室に於て開催 研究問題 防海面の生理的血液機能に就て 醫博近藤治三郎氏

中央職業紹介委員會總會

中央職業紹介委員會總會は6月30日、社會局參事室に於て開催、除隊兵職業紹介に關する答申を決定した。

右 答 申

兵役義務者ニシテ兵役義務履行ニ基キシ除隊後復職ヲ爲スコトヲ得ス又ハ就職ノ機會ヲ得サルモノ逐年増加スル傾向ニ鑑ミ一ニハ除隊兵ノ前職復職方途ヲ講シ二ニハ職業紹介機關ト軍部隊トノ間ニ緊密ナル連絡ヲ保持シ統制アル組織ノ下ニ職業紹介ヲナシ兵役義務者ノ職業上ノ不安ヲ除去スルハ刻下ノ急務ナリト認ム。除隊兵ノ職業紹介ニ關シ施設ヲ要スト認ムル事項(略)

各地方職業紹介事務局長會議

内務省社會局主催各地方職業紹介事務局長會議は1月10日同省に於て開催、附議事項は次の如くである。

- 1、職業紹介所業務監督指導に關する件

- 1、職業紹介所設備認可に關する件

- 1、日雇労働紹介臨時取扱の件

- 1、失業救済事業に使用する労働者の紹介に關する件

右 答 申

イ、他地方より労働者を招致し又は他の事業に従事せる労働者を奪ふか如き結果を來さざる様細心留意すること

ロ、失業者中特に生活困難なる者を優先せしむること

ハ、失業者相互間の就職機會を公平ならしむること

ニ、成るべく多數の労働者を使用するため器械力を必要の限度に止め夜業歩増等は必要の最小限度に止むること

ホ、前記各號の目的を達するため失業者なりや否や又は救済を必要とする者なりや否や等に關しては、警察、方面委員、職業紹介所等の協力的活動によりこれが認定に遺憾なきを期し且つ失業者に對しては職業紹介所ある地においては紹介所、これなき地においては市町村長、方面委員等において登録し就業票又は労働手帳を交付する等の方法をとること

ヘ、労働賃金は成るべく日拂とし必要に應じ立替支拂制度を利用すること

ト、事業は成るべく直營とし已むを得ずして請負に付する場合においても失業救済事業の本旨にもとらざる様留意すること。

(注意事項 1 件聽取事項 2 件)

引續き各地方職業紹介事務局長會議を10月14日社會局會議室に於て開催、指示事項は次の如くである。

- 1、求人開拓日實施に關する件 2、職業紹介所職員訓練に關する件 3、除隊兵職業紹介に關する件

全國職業紹介所長會議

全國職業紹介所長會議は10月15、16の兩日間、帝國教育會館に於て開催、附議事項は次の如くである。

- 1、求人開拓日實施に關する件 2、除隊兵職業紹介に關する件 3、臨時雇傭職業紹介に關する件

全國職業學校長會議

文部省主催全國職業學校長會議は11月27日より同30日迄4日間同省に於て開催會議事項は次の如くである

諮 問 事 項

家政教育の改善に關し特に留意すべき事項如何

右 答 申

- 1、徳性の涵養に關する事項 (1) 國體觀念を明確にし國民精神の作興を圖る事

- (2) 敬神崇祖の念を養ひ宗教的信念を得しむる事
- (3) 家庭精神の涵養を圖り主婦たるの本務を自覺せしむること

- (4) 高尚なる趣味の向上に努め特に貞淑優雅の美質を發揮せしむること
- (5) 職業意識の明確を講じ勤勞愛好の美風を振作すること

- (6) 體育思想の向上を圖ること

2、智識技能の修得訓練に關する事項

- (1) 個別指導を重視し實習實驗の機會を多からしめ知識技能の練習熟達を圖ること
- (2) 教授の方法並に施設をして一層實際生活に適合せしむること

- (3) 自發活動を促し創作工夫の能を養ふこと
- (4) 科學智識の養成に努め家庭生活の合理化を圖ること

- (5) 特に經濟思想の養成に努め之が實行を指導すること
- (6) 努めて實務の體驗に訴へ識見才幹を養ふこと

3、教育の資質向上に關する事項

- (1) 家政教育上一層優良適切なる教員を養成すること
- (2) 教員の選任採用を慎重にすること

- (3) 教員の修養を促し職務に對する信念を鞏固ならしめ徳化の實を擧ぐること

4、學校の施設に關する事項

- (1) 女子の學校に於ける施設は總て家政教育の振興を以て主眼と爲すこと
- (2) 卒業生指導に關し適當なる方法を講じ家政教育の完備を期すること

- (3) 家庭並に社會との聯繫を密にし學校教育の効果を一層大ならしむること
- (4) 實業教育豫軍の風を高調せしむる爲諸般の施設を講ずること。

指示事項 職業學校規程改正の件

協 議 事 項

卒業生指導に關する件、右の外會員提出に係る協議事項 6 件、建議事項 3 件。

職業指導調査協議會

文部省社會教育局主催、職業指導調査協議會は11月4日文相官邸に於て第1回協議會を開催、諮問事項は「轉近の經濟事情、變化、各種職業の分化、産業經營

方針の轉化等に關し、教育上、職業指導上、個性の伸展並に實際生活に適應せしむべき施設要項」に就て協議が成された、次いで同月11日第2回を文部省内會議室(2回以後はすべて同省内會議室)に於て開會中心的の問題は「職業指導の範圍如何」に就き、さらに第3回を同月18日開會上述の問題を討議した結果論議續出して、職業指導の範圍の廣狹は意見一致を見ざる爲、特別委員を設けて審議する事になり、委員に(淺利順一郎、川西實三、田中寛一、戸田貞三、春山作樹、吉田章信の6氏)決定、引續きこれを特別委員會は(第1回12月8日、第2回同月14日、第3回同月22日)斯くての3回の特別委員會に於て下記の如き答申案の具體化を觀たので、明7年1月19日開催される總會に附議の上答申される運びとなつた。

特別講演

獨逸と勞農露西亞に於ける職業教育、職業指導に就て 倉敷勞働科學研究所長 町岐義等博士

諮問事項に對する答申案

國民をして有効に國家社會に貢獻せしむるの途は、各人をしてその性能に適應せる職業に補助せしむるに在り。而して方今多數國民が往々にして職業的能率を充分に發揮し得ざるの事實は、失業就職難等に歸因する所からずと雖も、各人をしてその適性を發見伸張せしめ、以て適所を得しむるの用意缺くるに由來する所亦多大なりと認む。されば一方に於て社會改良の諸方策を講じて社會的諸障礙を排除するに努むると共に、他方に於て大に職業指導の諸施設を充實して國民の職業的能率の増進を圖ること極めて肝要なりと認む茲に所謂職業指導ニ青少年に對する選職及就職上の指導並に就職後の輔導を主眼とし、在學中の職業的陶冶並に職業的見地よりする進學上の指導に互るものとす如上の見地に基き特に施設すべき事項並に留意すべき事項左の如し。

1、特に施設すべき事項

- (1) 中央職業指導委員會の設置
- (2) 職業調査機關の設置
- (3) 身體及性能調査機關の設置
- (4) 職業指導者養成機關の設置
- (5) 職業指導員の配置
- (6) 職業相談及輔導に關する機關の設置

2、特に留意すべき事項

- (1) 一般教育に於て職業に就する正しき觀念を興へ職業精神の涵養に努むること
- (2) 一般教育に於て産業並に社會情勢に應ずる職業の知識を啓培し、各種職業に對する理解を深からしむること
- (3) 個性調査を精密ならしむること

1、高等女學校の上級生に救急療法及看護法の授業を醫師に擔任せしめられんことを文部大臣に建議するの件(可決)(京都市學校醫會第5部)

1、小學校尋常6學年以上に對し毎週1時間學校醫をして生理衛生に關する講義をなさしむる(但し文部省に於て當該教科書を制定すること)を建議するの件(可決)(愛媛縣學校醫會)

1、小學校に於ける衛生教育を獨立の1教科目として設定せられんことを文部省當局に建議することの件(可決)(大阪市學校醫會)

1、小學校教科目中に衛生の1科を必須教科目として設置せられんことを其筋に建議するの件(可決)(廣島市學校衛生醫會)

1、高等小學校家事教科書中特に救急法及衛生に關する課目及内容を速かに改竄せられんことを文部大臣に建議すること(可決)(横濱市學校醫會)

1、師範學校教科目中に衛生科を正科に加入の件を速かに實施せられんことを其筋に督促するの件(福岡市學校衛生會)

1、師範學校教科目に學校衛生科を獨立せしめられたきことを文部大臣に建議するの件(可決)(神戸市學校醫會)

1、齒科衛生觀念養成事項を小學校教材中に入ることを文部大臣に建議するの件(可決)(大阪市齒科囑託醫會)

1、學校衛生訓練の實際を知るため中等學校入學検査を行ふ場合は可成醫事衛生(學校衛生)に關する平易なる試問を課することを其筋に建議すること(保留)(茨城縣學校衛生會)

1、學校衛生訓練の實際を知るため中等學校入學検査を行ふ場合は可成醫事衛生(學校衛生)に關する平易なる試問を課することを其筋に建議するの件(即除)(甲府市學校衛生會)

1、學校看護婦の身分保證並に之を裝置に對し國庫補助交付方に關する件を建議すること(可決)(福岡縣學校醫會)

1、學校看護婦規定を完備せられんことを其筋に建議するの件(可決)(東京府學校衛生會)

1、都市に學校衛生主事を置くの制を設けられんことを其筋に建議すること(可決)(甲府市學校衛生會)

1、全國大都市に學校衛生技師及學校齒科衛生技師を設置することを當局に建議するの件(可決)(京都市學校齒科醫會)

1、都市小學校に於ては虛弱兒童健康増進の爲め日光浴若くは人工太陽燈設備を奨励せらるゝ様其筋に建議するの件(可決)(芝區學校衛生會)

1、虛弱兒童を收容する休暇聚落施設經營に對する

補助金を國庫より支出せられんことを其筋に建議するの件(可決)(大分縣學校醫會)

1、身體薄弱兒童の爲に特種林間學校及海濱學校を設置すべき法令を發布せられんことを文部大臣に建議するの件(可決)(神戸市學校醫會)

1、生徒兒童の看護上左の件を文部大臣に建議すること(イ)虛弱兒童看護施設に關する實施要項を制定し之を各地方長官並に學校に訓令せられんこと(ロ)兒童保健上探察設備をなす場合に開放暖房(電熱によるものを除く)を使用せしめざることを(可決)(横濱市學校醫會)

1、官公吏採用(任用)の場合に身體検査を施行するの制度を設けられんことを其筋に建議するの件(可決)(熊本縣學校衛生會)

1、中等學校教員の體格改善に關し充分の考慮を拂はれんことを其筋に建議するの件(保留)(長崎縣學校醫會)

1、生徒兒童の衛生上考慮を要する疾病に罹れる教職員に對し適當なる救護施設を講ぜられんことを文部大臣に建議すること(可決)(神奈川縣學校醫會)

1、學校教員身體検査規定を速かに發布せられんことを其筋に建議するの件(可決)(岡山縣學校醫會)

1、學校診療規定を制定せられんことを其筋に建議するの件(可決)(長崎縣西彼杵郡南松浦郡學校醫會)

1、小學校兒童の1學級人員を50人以下に規定を改正せられんことを其筋に建議するの件(可決)(岡山縣學校醫會)

1、學校校舍の新築改築等に際し建築委員中に學校醫を加ふる様文部大臣より地方廳官及市町村長に訓令せられんことを建議の件(可決)(栃木縣學校醫會)

1、時代の趨勢に鑑み學校建築に於て衛生並に體育上必要な設備標準を制定せられんことを其筋に建議するの件(可決)(長崎縣中等學校醫會)

1、教室並に寄宿舎に於ける夜間の照明標準を制定せられんことを其筋に建議するの件(可決)(長崎市學校醫會)

1、速かに種痘法を改正せられんことを主務大臣に建議するの件(撤回)(神戸市學校衛生會)

1、小學校兒童皆勤賞検査に際し1箇年間5日以内病氣の爲め缺席せる兒童に特に皆勤賞資格者より除外せざる様規定せられんことを當局に建議するの件(保留)(神戸市學校衛生會)

1、學童高寄生蟲驅除に對し驅除奨励金を下附せらるゝ様文部大臣に建議するの件(撤回)(石川縣學校醫會)

1、運動醫學に關する刷子の編纂方を文部大臣に建議するの件(可決)(福島縣學校衛生會)

1、學童高寄生蟲の豫防撲滅に關する一定の法規を必要とせずや、若し必要ありとせば左の條件を具備せる規定の制定せらるゝ様文部大臣に建議するの件 學校に於ける寄蟲生の検査又は驅除を行ふときは國庫より相當の補助金を交付すること(撤回)(福島縣學校衛生會)

1、齶齒統計に永久齒と乳齒の區別をなすの件を主務省に建議するの件(可決)(神戸市學校齒科醫會)

各團體提出協議案

1、大會毎に實行委員を選挙し決議事項を直接文部大臣に陳情するの件(東京市學校醫會)

1、現行學校衛生制度の改善充實を圖り特に精神薄弱並に身體虛弱兒童の看護施設の實現を可能ならしむるやう適切な方法を講ぜられんことを(帝國學校衛生會)

1、虛弱兒童の保健状態を向上せしむる具體的方案如何(松山市學校醫會)

1、全國小學校虛弱兒童養護費として若干の補助金を與へられんことを本會より日本赤十字社へ申請其の貫徹を期さんことを要望す(吳市學校衛生會)

1、學校身體検査票に用ふる病名統一の件(東京府學校衛生會)

1、小學校衛生教材改正に就て(大分縣南海郡學校衛生會)

1、小學校兒童校外教授の爲め遠距離施行中重症患者の突發せる場合最寄の校園に援助方を申出たる時は治療等につき互に便宜を與ふること(東京府荏原郡學校醫會)

1、日本赤十字社に虛弱兒童養護の爲適當なる施設經營を講ぜらるゝ様文部當局より強調を要望するの件(石川縣學校醫會)

特別講演

1、教室内傳染及其の豫防に就て 京都帝國大學教授 醫學博士 戸田正三氏 尙總會の決議に基き下記陳情書を文相宛提出した。

陳情書

本年5月神戸市に於て開催せられたる第10回全國聯合學校衛生總會に於ては、全國各地の學校衛生團體174の代表者405名參加し、2日間に亘り學校衛生に關する諸般の事項につき、研究並審議を重ねたる次第なるが右總會の決議に基き貴省へ建議すべき重要事項は其の實行促進方に關し我々6團體に於て直接閣下に御面接の上其の趣旨を陳情致すことに相成りたる處、右は本邦の實際に鑑み極めて緊要なる案件にして速に其の實施を必要とし、全國學校衛生關係者一同の要望して止まざる事項なるを以て、本日右團體代表者6名の者參政致したる次第にして、閣下に於てせられんは我々の微衷を諒とせられ本邦學校衛生の振興の爲に何分

の御配慮を賜り度謹んで陳情に及ぶ。(以下略)

1、小學校兒童の養護改善の爲め、速かに學校給食の施設を奨励せられたし

2、體育及衛生に關する施設を統制せんが爲文部省に體育局を新設せられたし

3、府縣都市學校醫會(學校衛生會)の普及を圖り、且つ奨励金交付の途を講ぜられたし

4、小學校兒童及高等女學校生徒の衛生に關する知識の充實を圖らん爲め、衛生の科目を獨立せしめ且つ衛生訓練の徹底を期せられたし

5、小學校教員の衛生上の理解を高める爲め、師範教育に於て衛生に關する科目の内容を改善し且つ學校衛生に關する事項を獨立の教科目とせられたし

6、兒童の齒科衛生に關する思想を養成せん爲め、小學校教材中に齒科に關する事項を挿入せられたし

7、現行學校看護婦規定を改正し、勅令に依り其の地位を認め、且つ之を設置に關し國庫より補助金交付の途を講ぜられたし

8、都市學校衛生の充實を圖らんが爲め、全國の都市に學校衛生を専務とする醫師又齒科醫師を置くの制度を設けられたし

9、身心薄弱兒童の看護に關し、法令を以て休暇、聚落、特別學級、開放學校等の施設を奨励し且つ國庫より補助金交付の方法を講ぜられたし

10、小學校教員の健康保護の爲め教員身體検査規定を制定し、且つ衛生上考慮を要する疾病に罹れる教職員に對し適當なる救護施設を講ぜられたし

11、時勢に鑑み學校建築に於て衛生上並體育上必要な設備標準を定められ、且つ校舍の新築改築等に際し建築委員中に學校醫を加ふるやう適當なる指示を與へられたし

12、教室並に寄宿舎に於ける夜間の照明標準並に學童用机腰掛の具體的標準を制定せられたし

13、小學校兒童個別的看護を徹底せんが爲め一學級の人員を50人以下に規定を改正せられたし

14、體育運動の健全なる指導を資せん爲め文部省に於て運動醫學に關する刷子を編纂せられたし

15、現行身體検査規程中齒科に關する事項を改正し齶齒の統計は之を永久齒と乳齒に區別せられたし

第3回全國學校看護婦大會

帝國學校衛生會主催第3回全國學校看護婦大會は3月15、16の兩日間東京市芝日赤參事館講堂に於て開催、諸問事項、協議事項の他多數の研究發表があつた

文部大臣諮問事項

1、學童の保健に關し、學校と家庭との聯絡上留意

すべき事項如何
右 答 申

児童保健上學校衛生を擧ぐるは學校内に於ける衛生監督のみにては充分其目的を達する事不可能なり、之が爲め學校と家庭との協力は學校衛生上甚だ重要なことに屬し、その衛生事項の聯絡に於て學校醫の多忙教師の専門外なる缺を補ひ、學校と家庭とのよき聯絡係としての學校看護婦の任務は特殊の意義を生じ、斯業の實績は擧げて此方面に於ける學校看護婦の活動にまつ所多し。而して之を行ふに際し留意すべき事項多しと雖も就中重要なもの左の如し。

- 1、學童の保健に關し學校と家庭との聯絡上學校看護婦を設置したる市町村に於て、其の効果を父兄及び一般社會に對し知悉せしむる方法を講ぜしむること
- 2、學童の個性と環境とを知る爲め屢々家庭訪問をなすこと

3、身體検査の結果を家庭に十分周知せしめこれを利用して徹底せしむること

4、學校に於ける父兄會其他の集合に於て兒童の保健衛生に關し相談の任に當る可きこと

5、父兄を通じ兒童をして自己の身體狀況を知悉せしめ保健の必要を自覺せしむること

以上の業務を完全に遂行し、學校衛生の成績を擧ぐる爲めには、現在の規定にては充分其目的を達する事を得ず、依つて速に學校看護婦の地位の明示、資格、待遇に關する規定を公布せられ、少なくとも教員と同一待遇のもとに安んじて其職務に勤勵せしむる事

協 議 事 項

1、學校看護婦の職務上特に必要なる職權を制定せられんことを文部大臣に建議するの件

1、如何にして衛生婦の地位を安定せしむべきか (以上東京市學校衛生婦會)(可決)

1、如何にして衛生教育を合理化すべきか

1、如何にして衛生訓練を徹底せしむべきか (以上東京市學校衛生婦會)

1、學校衛生に關する教授項目を小學校教育の加設教科目とせられんことを其の筋に建議するの件 (廣島縣學校看護婦會)

1、職務の範圍を豫防衛生方面に轉進せしむる方法如何(東京市)

1、如何にして衛生婦の素質を向上せしむべきか (東京市)

1、訓令の一部を左の如く改正せられん事を文部大臣に建議するの件

學校看護婦は學校醫又は學校長の指導を受け其の他關係職員の承認の下に概ね左の職務に従事すること (東京市)

1、學校看護婦の身分に關する規定を速かに制定せられんことを再び建議するの件 (靜岡縣)

1、學校診療を認むるの規程を公布せられんことを文部當局に建議するの件 (千葉市)

1、小學校尋常科第6學年の兒童に對し職業指導上の目的を以て特別身體検査を施行するの規定を公布せられんことを文部當局に建議するの件(千葉縣)(否決)

1、執務上より見たる學校衛生振興案に就て (東京府)

1、學校看護婦の地位に關し速に職制を制定せられんことを其の筋に建議するの件

1、甲狀腺肥大兒童の處置に就て承りたし

1、學校看護婦の智識向上を圖る爲め文部省に於て年1回地方別に講習會を開催せられんことを文部當局に建議するの件(以上廣島縣)

特 別 講 演

1、スクールナースに就て

聖路加 ミス、ピータース

1、職業婦人に就て 吉岡彌生 女史

建 議 書

學校看護婦の健全なる向上發展の爲め速に統一したる職制を制定せられん事を當局に建議するの件 右本會員一同謹而建議候也

(理由書) 學校看護婦に關する文部省訓令の發布により本邦學校衛生事業の領域に於ける學校衛生婦職務の概要は指示せられたりとも雖も尙現狀に即しての明確なる職務の範圍、地位及待遇に關する規定なき爲め業務實行上、一方には往々にして當事者が醫師法違反の反駁を受け他方、衛生教育、訓練及び家庭訪問へ閉居進出を遲滞せしめ、又地位の不明より起る兒童及父兄保護者間の信用上の悪影響、經濟的待遇の不安定が招致する從事者の質の低下等々、實際事務に當面しての不都合は擧げて數ふるに遑あらず、以上の如き發展途上の障害を克服しよき衛生の教育者として又忠實なる學校醫の補助者として又よりよき兒童の養護者としての責務の遺憾なき遂行と延いては我國學校看護婦事業のよき發展を期する上に於て職制の制定は現在の喫緊要件なりと信じ茲に建議をなすに至れる所以なり。

第1回全國學校齒科醫大會

第1回全國學校齒科醫大會は4月6日東京芝公園日赤十字社參事館に於て開催、諸問事項及び各團體提出協議事項は次の如くである。

文 相 諮 問 事 項

我國の現況に鑑み學校に於ける齒科衛生上緊要なる

事項如何
右 答 申

- 1 齒科衛生に關する教授細目の編成
- 2 口腔診査要目の統一
- 3 學校齒科診所の設置
- 4 6歳臼齒の保護
- 5 學校齒科學生教育訓練

協 議 事 項

1 齒科衛生觀念養成事項を小學校教材の中に入れることを文部大臣に建議するの件 (大阪市學校齒科醫士會)

2 學校看護婦に齒科教育を施すことを文部大臣に建議するの件 (東京市本郷區學校齒科醫學)

3 全國口腔衛生週間を規定し其實行を期せられんことを文部大臣に建議するの件 (東京市本郷區學校齒科醫會)

4 全國小學校兒童齲齒治療費國庫補助申請に就て (東京市南區高師附屬小學校)

5 中等學校入學考査を行ふ場合は可成醫事衛生(學校衛生)に關する平易なる試問を課するの件 (茨城縣學校衛生會)

6 學校に齒科診療施設の奨励を當局に建議するの件 (東京市學校齒科醫會)

7 口腔診査表統一の件 (徳島縣學校齒科醫會)

文 部 省 體 育 運 動 審 議 會 總 會

文部省主催體育運動審議會總會は6月19日神田一ツ橋如水會館に於て開催、附議事項は次の如くである。

文 相 諮 問 事 項

體育運動競技の健全なる施行方法如何
右諮問事項に對する答申に關し特別委員會を設置し爾來10回に亘り委員會開催の結果、明7年1月19日に開催さるゝ總會に答申案を附議し次の如き答申を見る運びとなつた。

野球の健全なる施行方法に關する事項

野球は目下著しく普及發達せる運動競技にして之が健全なる發達を遂ぐると否とは國民體育の振興上頗る重大なる關係を有す就中學生の野球は一般野球界の中心をなすものなるを以てこれに施行に關しては競技會の開催、參加管理等に就き一層充分なる注意を拂ひ遺憾なきを期せざるべからず。左記事項は本邦野球界の現況に鑑み特に充實改善を要すべきものにして右實現に關しては官民協力して一層の努力を拂われんことを望む。1、小學校の野球、2、中等學校の野球 3、大學及高等專門學校の野球、4、入場料に關する事項 5、其の他の事項 6、附帶事業、7、體育運動競技

の應援に關する事項

全國體育運動主事會議

文部省後援體育運動主事協會及南滿洲鐵道株式會社共同主催全國體育運動主事會議は7月21、22日の兩日間奉天に於て開催、附議事項の重なるものは次の如くである。

文 相 諮 問 事 項

現況に鑑み社會體育の振興に關し特に留意すべき事項如何

右 答 申

社會體育の振興に關し留意すべき事項多々ありと雖も、現況に鑑み特に必要なる事項を列記すれば概ね次の如し。

1、體育團體の組織並に統制に關する事項

(1)政府は全國綜合體育團體を作り全國的種目別體育團體の統制を圖り更に全國的種目別體育團體は地方團體並に府縣を單位とする體育團體と聯絡協調を保つこと(2)各府縣單位の體育團體に於ては市町村の體育團體の組織の完成を助成し其の統制に努むること(3)政府は補助金を増額交付し諸團體の統制並に事業の遂行を容易ならしむること

2、體育行政機關の整備並に擴充に關する事項

(1)文部省に體育局を置き地方廳に體育課を設置すること

3、設備に關する事項

(1)全國的分布を考慮し國立運動場を設置すること(2)地方廳並に自治體に於ては運動場、プール、體育館等の設備を充實すること(3)工場、鑛山、會社銀行等に於ては適當なる體育設備をなすこと(4)學校に於ける施設を整備充實し努めて公開すること(5)神社佛閣の境内に適當なる設備をなし努めて之を公開すること(6)公園に於ては運動の設備を完備すること(7)都市にありては兒童遊園の増設を計ること

4、指導奨励に關する事項

(1)體育運動の本旨を明らかにし特に運動精神の涵養に努むること(2)體育運動の實施にあたりては各人の環境職業體育を考慮すること(3)體育思想の普及の爲講習會講演會映寫會展覽會等の開催並に印刷物の利用等により之が徹底を圖ること(4)體育デー、體育週間、兒童愛護デー、等を一層有効に實施すること(5)日光空氣、國民營養等の衛生事項に留意すること(6)體育功勞者、健康優良者の表彰を行ふこと(7)戶外運動、郊外遊歩其他適當なる健康法の實施に努むること(8)競技會、運動會、體操會其

他、競技検査、體力検査を行うこと(9)運動に関する健康相談所を設置すること(10)冬季、夏季等の運動を奨励すると共に運動實施上の季節を明かにすること(11)會社、銀行、工場、鑛山其他青年訓練所、補習學校、男女青少年團、婦人會等に於ては夫々適當なる運動を奨励すること(12)諸團體には優秀なる體育指導者の常設を奨励すること

5、運動種目の選定には場所時間設備職業及實施時間等特殊なる事情を考慮するを必要とし其の實例を學ぶべきは概ね左の如し

劍道。國民保健體操。精力善用國民體育。球技。角力。6、體育指導者養成機關並體育研究機關に関する事項(1)體育指導者養成機關の整備充實を圖り優秀なる指導者養成に努むること(2)體育に関する研究機關の地方的増設を圖ること(3)地方所在の醫事機關と連絡をとり適當なる研究を促進すること

7、政府に於て運動設備其他社會體育の振興に關し必要なる法律を制定すること

『中等學校競技會に於ける選手資格に関する件』中等學校競技會に於ける學校代表選手たるもの外左記各項に付學校長の承認を經るを要す(1)身體強健にして校醫の健康證明あること(2)品性操行等に於て運動選手たるに適當なこと(3)學業の履修上差支なきこと(4)保護者の承認あること(5)當該學校に在學1ヶ年以上にして滿20歳以上たること

各地提出協議事項、地方體育狀況報告

第1回精神薄弱兒童養護施設講習並協議會

文部省主催で我國最初の精神薄弱兒童養護施設講習會が2月23日より28日迄6日間日赤考館に於て開催、尙會期中の2日間下記の如き題目で協議會が併催され、文相宛建議書を提出する處が立つた。

- 1、講習及講義題
特別學級に就いて文部省學校衛生官大西永次郎氏 精神薄弱兒童の病理東京帝大教授三宅謙一氏 精神薄弱兒童の體候養護並治療東京帝大教授杉田直樹氏 精神薄弱者の心理東京帝大教授青木誠四郎氏 知能検査及職業指導立教大學教授岡部彌太郎氏 促進學級の經營に就て東京市小學校訓導室田正春氏 補助學級の實際東京市小學校訓導小林左衛門氏

- 協 議 題
1、精神薄弱兒童特別教育の必要
2、特別學級の編制と收容兒童の種別

- 3、特別學級の兒童選擇の方法
4、教科目及教科内容
5、身體養護
6、設 備
7、經 費
8、卒業後の輔導

精神薄弱兒童教育養護施設に関する建議

初等教育關係者に對し精神薄弱兒童教育に関する教育を更に強調せられしことを建議す

精神薄弱兒童の爲めに特別學級の施設に関する規定を制定せられし。

尙精神薄弱兒童教育養護施設に関する方案を作成することとなり、協議の結果左の如く方案を具體的に決定した。

小學校に於る精神薄弱兒童教育養護施設に関する方案

1、精神薄弱兒童特別教育の必要

現在一般小學校の實情では約20%の精神薄弱兒童が居り、殊にその中2%は甚しく學習能力の低劣なもので到底現在の學級編制や經營の方法では十分な教育効果を收め得ないことは既に各地の實驗報告が之を明かにして居るところである。而かも是等の精神薄弱兒童に對しては普通兒童とは又別途の教育方法を必要とするものである。然るに彼等の多くは現在なほ無選擇の普通學級に收容されて1、單に彼等の能力に適應する指導を受け得ずば放置されて顧みられぬといふ悲惨な實情にあるのみならず2、他の普通兒童の學習を妨害して教師の指導効率を著しく低下せしむる因となり3、更にひいて小學校卒業後に於ては社會の各方面に恐るべき害毒を流すの因となり勝ちであるといふことは既に周知の事實であつて全く憂ふべき、教育上、社會上の大問題であると言はなければならぬ。然るに從來の普通學級編制法と經營法とを以てしては到底此の問題は根本から解決せらるべくもない。唯是等兒童を普通兒童の集團より分離して特別に彼等の個性に應じた徹底的個別的指導法を講ずるの一途あるのみである。斯くて彼等にも適能教育を受け得らるゝの機會を得させることは人類愛の見地からも當然要求せらるべき事柄である。

2、特別學級の編制と收容兒童の種別

(1)現在の小學校教育の効果を成可多數の精神薄弱兒童に對して、尙一層徹底せしめんためには從來の普通學級の編制を能力及學習力によつて整理し適能指導に努め尙それによつて充分なる効果を收め得ない兒童に對しては更に特別學級を設けて一層徹底したる適能教育を受けらるゝやう施設すべきである。(2)特別學級はその收容すべき兒童の種別によつて

大體次の2種類に分つ。促進學級は輕度の精神薄弱兒童で特に個別的指導を必要とするものを收容する。補助學級は重度の精神薄弱兒童を收容する(3)特別の學級の何れを先に設置するかは其學校の實情に依つて定むべきである。(4)特別學級の經營は必ず普通學級と緊密なる連絡を保つやうにし孤立せしめざる様留意すべきである(5)若し學校の實情に依つて特別なる學級を編制し得ざる場合はこの特別學級施設の精神に準ずる適當なる施設を講ずべきである。

3、特別學級の兒童選擇の方法

教育的心理學的醫學的見地に基き出来るだけ慎重なる手續を經て決定することを要する。即ち當該兒童の(1)學業成績(2)知能テストの成績(大阪市教育局改訂の個別的知能検査法を使用する事が便利である)。(3)遺傳關係及既往歴(4)家庭及環境の狀況(5)身體の狀況(6)性格の狀況(7)學習の狀況等に就きて調査を爲したる上是非特別學級に收容する事を必要と認めたるものにつき保護者の諒解を得て決定す。

4、教科目及教科内容

(1)精神薄弱兒童は小學校6ヶ年間に於て到底現行法令に規定されてゐる教科課程を完全に履修することは不可能なるを以て各兒の個性並に能力に應じて適當に斟酌を加へることが必要である。(2)精神薄弱兒童に課する科目は大體現行法令に準じて取扱ふを本體とするも彼等の學習能力の實情と彼等の將來就べき職業範圍を考慮に入れて特に技能教科を重んずること。(3)取扱ふべき教科内容に關しては各自の精神發達の程度に應じて思ひ切つて斟酌を加へ努めて彼等の實際生活に即したる材料を選ぶやうにする。(4)精神薄弱兒童に對して取扱ふ教科内容はその6ヶ年間に於て其の兒童の到達し得る範圍内に於て成るべく纏つた知識體系となるやうに特別なる方案を立てて指導することが必要である。

5、身體養護

(1)精神薄弱兒童は普通兒童よりも發育に於て劣り又一層多くの身體的缺陷を有つてゐることが事實であるからその身體養護に關して特別の考慮を拂ふことが必要である。(2)特に營養不良五臓器の異狀現在の疾患等の心身の缺陷に對しては醫療的處置に俟つべきものが多いから學校醫及學校衛生婦とは特別に緊要な連絡をとるやうにする。(3)兒童日常の營養及休養に關して注意することは勿論教授時間の長さも適當に斟酌して決して過勞に陥らしめざるやうにする。(4)彼等の健康増進を圖るためなるべく新鮮なる空氣と日光とを考慮して適當なる運動をなさしめ尙日常の衛生習慣の養成には特別に留意して不斷の

努力を致すべきものとす。

6、設備 精神薄弱兒童を收容する教室にはその收容すべき兒童の種別に依つて多少の階級はあるも大體普通教室以外に左記の如き設備を必要とする。1、教室普通教室一教室以上(作業室にも兼用するを以てなるべく廣きもの)2、教室内設備及備品3、室外設備及用具4、精神検査用具5、精神薄弱兒童の教育に關する參考用書6、其他休養室(浴室等)

7、經 費
(1)公立中學校と同様地方に於て經費を負担すべきこと(2)特別學級設置の中等學校に對しては文部省耶に地方の監督官廳は其奨励の意味に於いて應分の補助を下附せられたきこと

(3) 其他保護者及後援會費中よりも支出して之れが設置經營を援助されるやうにする

8、卒業後の輔導

精神薄弱兒童に對しては小學校卒業後も特別に留意して將來の生活を懇切に指導誘成することを必要とする(1)小學校に在學中より各兒の性能並に趣味に應じて彼等の將來に就き得る職業範圍を豫知し努めて具體的な資料的訓練によつて誠實勤勉の良習慣を養ひ卒業後は直ちに職業に就き得る態度を養成しておく(2)彼等の就職指導に對しては特に將來の生活の安定についても深く考慮を拂ふべきである(3)就職したる後も雇主又は保護者と連絡して常にその動向について注意し成るべく頻りに訪問し監督及輔導を怠らぬやうにする

財團日本衛生會設立 法人

(大日本私立衛生會組織變更)
大日本私立衛生會第49次總會は5月23日麹町區大手町同會假會館に開催、事業報告、會計報告、役員の改選報告に次で議事に入り、會則一部改正案附議可決す終つて講演會に移り植松博士の「精神と肉體」と題する講演聴取。續いて11月25日評議員會を開催し、本會の組織を寄附行爲に基き財團法人に變更す尙組織變更に關する方法手續は副會頭及理事に一任す。右議案を評議、可決、此の結果を引續き開催されたる臨時總會に提議可決。かくて形式上財團法人大日本私立衛生會の解散となり、新に財團法人日本衛生會(組織名稱變更)設立を當局に申請中の處12月22日付を以て許可せられた。財團法人に變更後の定款は殆んど従來と變りはなきも、終身會員(1時30圓以上を寄附したるもの)を特別會員と改稱、通常會員の會費を4圓より3圓に低減することとなつた譯である。

日本精神衛生協會の發會

三宅謙一博士主唱の下に計畫中であつた、日本精神衛生協會は6月13日東京市芝日赤參事館に於て發會式を舉行、式後記念講演會を開催し、精神衛生運動に就て植松七九郎氏、社會と精神映略 鎌田榮吉氏、行刑の科學化 正木亮氏の各講演があつた。因に會則は次の如くである。

日本精神衛生協會々則

- 第1條 本會ハ日本精神衛生協會ト稱ス
第2條 本會ノ事務所ヲ當分ノ間東京市本郷區本富士町東京帝國大學醫學部精神病学教室ニ置ク
第3條 本會ハ次ノ事項ヲ達成スルコトヲ目的トス
1、國民精神健康ノ保持増進
1、神經精神病及ビ精神映略ノ發生防止
1、精神疾患者ノ保護ト治療ノ改善
1、低能兒異常兒特殊教育ノ促進及ビ其他ノ輔導
1、教育、産業方面ニ於ケル精神能率ノ向上
1、犯罪傾向者獨立不能傾向者其他ノ善導
第4條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
1、雜誌「精神衛生」及ビ「パンフレット」ノ刊行
1、講演會研究會展覽會等ノ開催
1、國際精神衛生運動派ニ海外ニ於ケル同種運動ニ參加
1、精神衛生的施設ノ促進運動
1、精神衛生ニ關スル調査研究
第5條 本會々員ハ左ノ3種トス
1、名譽會員 本會ニ特ニ盡忠セルモノ
2、贊助會員 1時金百圓以上ヲ寄附セルモノ
3、正會員 年額3圓ヲ納付セルモノ
(以下役員集會會計ニ關スル會則略)

第12回日本國民禁酒同盟大會

第12回日本國民禁酒同盟大會は4月3日より6日迄4日間奈良市に於て開催、協議、懇談、研究、宣傳に「無酒日本の建設」をスローガンに有意義に大會を終了した。尙同大會に於ける決定事項は次の如くである。

本部提出議案

- 1 1町村1禁酒會設立運動擴大の件
1町村1禁酒會完成促進の爲め、次の方針の下に擴大運動を起すこと
(1)郡單位運動開始 既設禁酒會は戰野を擴大し自郡を働きの範圍とすること(2)目的町村に、先づ中心となるべき適當の人物を發見し、之を基礎として、會の組織を進むること(3)1町村1禁酒會達成運動決死隊員を出来るだけ多からしむること(4)1禁酒會は

年度内に1禁酒會以上を作ること(5)各禁酒會に、1町村1禁酒會組織特別委員會を設けること(6)禁酒新聞の普及を計ること(7)地元の新聞を大に利用すること(8)藝術を利用すること(9)本部の活動寫眞を大いに活用すること(10)婦人排酒會・學生排酒會・禁酒少年團の組織を助成すること(11)先づ佛車禁酒を提唱し、之を會組織の誘因となすこと(12)萬人帳運動・違法運動等を動機として、其の背後より盛んに宣傳、結成に努むること(13)本部の講師派遣を潤澤にし、講演會を開くこと(14)本組織運動の状況は、時々(少くとも2ヶ月に1回)本部に報告すること 報告なき場合には、本部より問合をなし、禁酒之日本、禁酒新聞に發表すること

- 2 25歳禁酒法貫徹に關する件
次の議會に向つて、25歳禁酒法の必成を期すべく、左の方針の下に猛運動を起すこと第1、選挙區に於ける日常闘争第2、運動資金募集方法第3、議會開催中の運動方法
3 優良團體表彰審査の件
4 次回大會地決定の件
イ、次回(昭和7年度)大會は東京市に開催のこと

加盟團體提出議案

- 1、寄附行為細則第9條(加盟團體等級、貢獻金及び代議員割當)改正の件(北海道・札幌禁酒會)
1、禁酒新聞を月2回發行とする件(東京禁酒會)(以上本部一任)
1、小學校教科書に禁酒に關する事項を挿入する様其筋に建議する件(北海道・釧路禁酒會)1、未成年者を包含する學校に於ては酒類を用ひざる標榜局に建議すること(福岡・三井田川禁酒會)1、交通事業の従業者に對し禁酒を實行せしむること(山梨・甲府禁酒會)(以上可決)
1、昭和10年度の日本國民禁酒同盟大會を横浜市に於て開催せられたきこと(神奈川・横浜禁酒會)

道府縣社會課長會議

内務省社會局主催道府縣社會課長會議は5月11、12の兩日間社會局會議室に於て開催、諮問事項、指示事項は次の如くである。

諮問事項

- 1、救護法施行令制定に當りては委員、救護の程度及醫療組織等に關する規定は大體左記要綱に依らんとす之に關する各位の意見如何
(1)救護法第4條の委員は地方長官之を選任し其の任期を四年とし補缺に依り選任したる委員の任期は前任者の殘任期間とすること

(2) 市町村長は委員の選任又は解任に付地方長官に意見を具申し得ることを認むること

(3) 醫療又は助産は救護施設又は市町村長の指定したる醫師、齒科醫師若しは産婆に就き之を受けしめ醫師又齒科醫師處方箋を交付したるときは市町村長の指定したる藥劑師に就き藥劑を受けしむること

(4) 救護法第11條の場合に於て生活扶助の爲給與する金品の額を定むべき生活費は1人1日30錢以内、1世帯1日1圓20錢以内とし地方長官は特別の必要がある場合に於ては主務大臣の認可を受け右の額を増加し得ることを認むること

(5) 救護法第11條の場合に於て助産の爲支出する費用は10圓以内とすること

(6) 救護法第13條の場合に於て生活扶助、醫療又は助産の爲支出する費用の限度は主務大臣の認可を受け地方長官之を定むること

(7) 生業扶助の爲支出する費用は30圓以内とすること

(8) 埋葬の爲支出する費用は10圓以内とすること

2、浮浪者の收容その他の保護に關し最も適當と認めらるゝ施設如何

指示事項

- 1、救護法施行に關する件1、要救護者調査に關する件1、軍事救護に關する件1、罹災救助に關する件1、感化事業に關する件1、公益質屋に關する件1、社會事業低利資金に關する件1、地方改善施設中補助事業に關する件1、地方改善施設中育英奨勵に關する件1、失業救済事業の施行に關する件1、失業保護施設に關する件
次で救護法實施に關する事項を中心として10月19、20日の兩日間再び道府縣社會課長會議を社會局會議室に於て開催、指示事項、注意事項は次の如くである。
指示事項 救護法施行に關する件外6件
注意事項 失業救済事業施行成績報告に關する件外1件

全日本私設社會事業聯盟結成大會

東日本、關西、西日本の3大地方の私設社會事業團體を一丸とし、全國的聯盟を結成し聯絡統制、且つ事業の進展を期する爲の全日本私設社會事業聯盟結成大會は7月5日東京華族會館に於て開催、大會に於ける宣言、附議事項は次の如くである。

宣言

われらは現代日本における民間社會事業家の使命は極めて重大にしてその強固なる結束の緊要なること

を認め、こゝに本日をもつて全日本私設社會事業聯盟を遂ぐ、かくしてわれらはますます團結を固らし事業の展開、經營の刷新をはかるとともに和合共司の實を發揮しもつて時難民救済世興民の上に斯業の歴史的社會的任務を遂行せんことを誓ふ。

提出議案

社會事業助成法制定の件
右決議
政府は私設社會事業の發達を助成するため左記要綱により速やかに社會事業助成法を制定せられんことを望む(1)直接社會事業經營に必要な土地家屋に對して國家または公共團體の事業と同様一切の課税を免除すること(2)直接社會事業に使用する土地については土地收用法を適用するの道を開くこと(3)國家ならびに公共團體は社會事業の建設費および經常費に對して相當の補助を與へること(4)社會事業の建設費または増設費に對し低利資金の融通を圓滑ならしめること(5)公營の交通機關、水道、電燈、ガスなどの使用料を減免し得るの道を開くこと(6)各道府縣の慈善救済基金の利子はその金額を當該道府縣における私設社會事業團體に交附せられんことをその筋に建議すること(7)各道府縣設立の罹災救助基金の利子は私設社會事業に下附せられるやう法律の改正をその筋に建議すること

社會事業統制委員會設置の件

右決議
社會事業の統制を期するため左記要綱に依り政府は速かに各府縣に社會事業統制委員會を設置する法規を制定せられんことを望む1、委員は社會事業に關係ある官吏、議員、社會事業家及學識経験ある者を以て之に充つること2、公私社會事業の分野並に分布その他統制上必要な事項に付知事の諮問に應へ且つ建議すること。
役員決定副總裁2名理事長1名常務理事9名その他理事30名

全國救護事業協議會

中央社會事業協會主催、全國救護事業協議會は7月17、18の兩日間、内務省社會局に於て開催、協議事項は次の如くである。

協議事項

- 救護法實施に對する準備の件
救護事業發達促進に關する件
老齡者に殘疾者救護事業發達促進に關する件
身體並に精神映略者救済事業發達促進に關する件
院外救護事業發達促進に關する件

以上の内救療事業に關しては、委員會を設け、該委員會に於て協議の結果、次の如き建議を提出することに決定

建議

醫療の社會化普及は現下に於ける一般民衆の要望熱烈なるにも拘らず未だ其の普及の充分ならざるは甚だ遺憾とする所なるを以て下記要項を審議し政府は自ら救療に關する諸施設の整備擴充等を行ふと共に公共團體、公益法人、醫師會及特志者等を獎勵助成して各地方の實狀により適當なる醫療保護施設の完成を期せられたし右全國救療事業會議の決議により建議に及ひ候也要項救療事業發達促進に關する件

- 1、國家公共團體に於てなすべき事
イ、救療に關する法制の整備
ロ、救療施設に對する國庫補助金の支出
ハ、國營結核療養所並精神病院及診療機關の設置
ニ、健康保險の適用範圍の擴張
ホ、簡易保險に依る診療機關の普及
ヘ、府縣立結核療養所並精神病院及診療機關の設置
ト、市町村立病院の擴張
チ、町村醫及公設産婆設置普及
リ、町村組合病院の設置或は組合の巡回診療班巡回産婆の組織
ヌ、健康相談所の設置
ル、早期診察所並早期療養施設の設置
ヲ、病後休養設備の設置
ワ、公費診療券制度設立並普及
2、救療施設の擴充整備
イ、公益法人に依る療養病院の擴充(輕費診療を含む)
ロ、公益法人に依る實費診療施設の擴充
ハ、日本赤十字社支部或は済生會委屬に依る府縣の巡回診療班、巡回看護班、巡回産婆の普及
ニ、産業組合による醫療施設の設置
ホ、共済組合による醫療施設の普及
ヘ、細民地區に於ける診療施設、巡回診療班、巡回看護班の設置
ト、無料又は實費の産院巡回産婆の設置
3、救療施設内部の充實改善策
イ、救療事業従事者の社會事業精神を涵養すること
ロ、練達なる醫師産婆を得る事
ハ、救療施設に病院社會部を設置すること
ニ、病院社會事業相互の連絡を圖ること
ホ、病院社會事業とケースワークとの連絡協調を圖ること
ヘ、夜間診療制度の實施
ト、早期診療の實を擧ぐる方策を考究すること
チ、病後休養設備の設置
リ、健康相談所の設置
ヌ、結核其他傳染性疾患に關する豫防智識の普及
尙當日山崎保健課長の「救護法大要」と題する講演があつた。

全國刑務所長會議

司法省招集にかゝる全國刑務所長並に少年刑務所長

會議は6月3日より6日迄4日間同省大會議室に於て開催同會同に於ける注意事項並に各所長提出にかゝる協議事項中行刑衛生に關する諸事項は次の如くである

- 注意事項
1、傳染病發生並に豫防に關する件
協議事項
1、醫療器械の制式型錄配給の件(訓路刑務所)
1、少年受刑者の食糧増加の件(姫路刑務所)
1、精神異常者集禁刑務所特設の件(新潟、松江兩)
1、監獄法施行規則に檢便を具體的に規定の件(横浜刑務所)
1、保健助手講習の件(静岡刑務所)
1、結核患者集禁刑務所特設の件(三重刑務所)
1、醫師を配置せざる刑務支所に保健助手を置き備藥投與の件(水戸刑務所)
1、病者には飲食食物自費購求許可の件(新潟刑務所)
1、覆蓋運動場設置の件(同上)
尙從來各刑務所には醫務主任を置きて衛生事務を處理せしめつゝありたるが、行刑衛生の向上進取に伴ひ主任制度を廢して課長制度施行方に就き種々意見の交換を行ひたる結果、大臣宛改正方を建議することとなつた。

日赤病院長會議

日本赤十字社各支部病院長協議會は6月28、29の兩日間旭川病院に於て開催、協議事項の主なるものは次の如くである。

- 協議事項
1、救護員養成に關する事項
1、地方開業醫師との協議に關する事項
1、診療行為に關する事項
1、救療社會施設に關する事項
1、病院事務長及看護婦長に關する事項
1、病院營造物の保存に關する事項

全國方面委員代表者大會

全國方面委員代表者大會は5月17日、日比谷市政會館に於て開催大會に於ける決議事項は次の如くである

- 決議
内務省社會局立案の救護法施行細則に依りて方面委員に對し實費攤費をなす規定があるが上奏まで斷行して救護法の實施を要求した方面委員としては救護法の實施に依つて報酬を受くべきものにあらずとなして法規の如何に拘ららず絕對に報酬を受けざることを決議す

更に全國方面委員聯盟組織の望識に移り聯盟の會長に澤澤榮一子、副會長に大久保利武侯、林市蔵の兩氏を推挙して結成することを決議し同時に左の如き聲明書を發した。

聲明書

輒近の世情に鑑み我等全國方面委員は其に實狀を訴へ其の實施を要望して已まなかつた救護法は愈々昭和7年1月より施行の運びとなつた、邦社會のため誠に慶祝に堪へないと共に過去3ヶ年に亘る苦闘の跡を顧みて轉た感慨惜く能ざるものがある、殊に同法實施の效果は懸つて今後その運用の適否如何にあることに想到すば我等方面委員の職責は彌々且つ大を加へたことを痛感する。即ち此機會に於て我等全國方面委員は更に結成を固め相互の連絡を滑らかに互に相助して社會奉仕を基調とせる方面委員精神を高揚し且つ互に相勵めて政黨政派を超え同胞相扶を根幹とせる方面委員制度の健全なる發達を圖り以て廣大なる聖恩に報い奉り同胞の期待に副ふことを誓ふ。

社會調査協會發會

内外國調査事業の紹介、公私調査機關の聯絡、具體的な資料の蒐集等の目的の爲に社會調査協會が、1月31日東京市麹町東洋ビル中山文化研究所で發會式を舉行、式後、第1回講演會を開催、金谷重義氏の帝都中心地城に於ける晝間人口調査、圓地興四松氏の新聞の調査事業、の他文部省實業學務局長宮崎清氏、東朝調査部長土岐善賢氏、内閣統計局長條房氏等の講演があつた、尙同協會の假事務所は當分東京帝國大學文學部社會學研究室に設置することとなつた。

第24回中央統計委員會總會

第24回中央統計委員會總會は4月28日首相官邸に於て開會、諸問案第18號家計調査の施行に關する件を議題とし審議の結果次の通り家計調査要項を可決した。

- 第1 調査の地域 札幌市、仙臺市、東京市、金澤市、名古屋市、大阪市、廣島市、徳島市、八幡市、長崎市(必要によつては隣接町村を調査地域に加ふるべし)
第2 調査の客體 (1)家計簿記入者の範圍 給料生活者および労働者を世帯主とする世帯より左記のごとき各種の要件に適合するものを選定す (イ)平均50歳以上100歳未満の月收のある世帯なること (ロ)世帯主の勤勞所得を主たる収入とする世帯なること (ハ)世帯員數は世帯主を合せて2人乃至7人なること (ニ)白米(外國米を除く)を主食とする世帯な

ること (ホ)収入相應の生活を營む世帯なること
(2) 調査世帯數 總數は2000世帯としてうち給料生活者700世帯、労働者1300世帯とす、なほ各地方における調査世帯數の割合は左記のごとし
札幌市150、仙臺市150、東京市400、金澤市150、名古屋市250、大阪市400、廣島市150、徳島市100、八幡市100、長崎市150

- 第3 調査の事項 (1)収入支出 (2)世帯員に關する事項 (イ)世帯における地位 (ロ)男女の別 (ハ)出生の年月日 (ニ)配偶者の有無 (ホ)職業
第4 調査の方法 調査世帯に毎月家計簿を配布しこれを記帳せしめたる上報告せしむるものとす
第5 調査の機關 (1)家計調査の事務執行を指導せしむるため該當各府縣に家計調査指導員を置く (2)家計調査の事務を執行せしむるため家計調査員を置く (3)家計調査指導員および家計調査員は府縣知事の推薦により内閣においてこれを命じ名譽職とす
第6 調査の期間 毎年9月1日より翌年8月31日に至る1ヶ年間とす

日本學術研究振興會

帝國學士院會長櫻井錠二博士提唱にかゝる學術振興機關創立協議會は1月14日上野帝國學士院會館において開催、發起人側として學界代表櫻井錠二博士、工業界代表古市公威男、各大學代表小野塚喜平次博士の外學界の最高權威を網羅し、定刻櫻井博士は發起人を代表して提案の趣旨と今後の方針に付き意見を述べ、次で林春雄博士より、歐洲に於ける學術研究促進施設について、述べ参考に資し、それより出席者の意見を求め、結局下記の特別委員に附託(林春雄、長與文郎、慶松勝左衛門、北島多一)越えて第2回學術振興協議會は、5月20日上野公園帝國學士院に於て開催、先づ醫學博士林春雄氏より20日の委員會に於て決定の具體案たる財團法人日本學術研究振興會の件に就いて報告、原案通り承認し、次いで櫻井、小野塚、古市、新波、松岡、藤澤等六博士を實行委員として下記の建議を當局へ提出した。

建議

學術の研究は國家隆盛の基礎にして又國威宣揚の要素たり、乃ち國民の理想を確立し、國力の根本を充實し、更に世界の文化に寄與して人類の福祉を増進せんかためには、人文科學自然科學の兩方面にわたる獨創的研究を獎勵促進せざるべからず、殊に即今の思想界經濟界產業界にわたる諸種の難關の如きは學術研究の振興を借いて之を打開すべき根本的國策を求むべし

らず、學術研究の振興は實に我國今日の急務なり、而かも今や我學界に在りては獨創的研究の機運大に動かんとするに當り、政府が特に意を學術研究の振興に用ひ適切にして積極的の施設を爲し、以て國家百年の大計を樹立し、人類永遠の進歩に貢獻せられんことは吾人の切望に堪へざる所なり右建議候也。

尙ほ財團法人設立の要項は次の通りである。

- 1、寄附金及政府の補助金を資産とする法人を設立する事
- 2、名稱、財團法人日本學術研究振興會
- 3、目的、學術研究の振興を目的とすること
- 4事業、學術研究費の補助、學術研究者の養成、聯合研究獎勵援助、學術文献の出版費補助、學術探検旅行費の補助、其他適當の事業
- 5、獎勵援助又は補助を受くべき研究、研究者の旅行、文献等に付き審査を爲す爲め各種の審査委員會を設ける事

日本統計學會創立

我國に於る純學術的研究團體としての統計學會組織の必要を識者に認められてゐたが愈々其機運熟し4月27、28の兩日京都帝大樂友會館に於て發會式を兼ねた第1回總會が開催され、先づ27日に於て 1、會則審議(會則原案可決) 1、日本統計學會成立宣言(設立可決) 1、評議員の選任(會務打合會に一任)以上を以て總會を閉ち、繼いで公開講演會を開催、景氣循環の特色 郡菊之助、財政整理と統計 沙見三郎、我國の國富に就いて 藤本幸太郎、各氏の講演があつた。28日は會務打合會を開催、議事として 1、事務所の件(事務所を東京商科大学内に置き別に關西事務所を京大經濟學部内に置く) 1、會計年度の件 1、次回總會の件(第2回總會を昭和7年4月中旬 東京に於て開催すること) 1、研究報告總會(第2回總會に於ける研究報告を方法論、人口統計、經濟及社會統計の3部會に分つこと) 1、統計學術語統一調査の件(調査委員3名依頼) 1、年報の件 1、評議員及幹事の選任(評議員21名幹事10名)茲に創立總會を終了した。

諸學會

- 第3回日本聯合衛生學會は4月1日より3日間、東大醫學部新館講堂に於て開催。
- 第10回大日本生理學會は3月31日、4月1、2の3日間長崎醫科大學病理學講堂に於て開催。
- 日本民族衛生學會第1回學術大會は10月11日東大醫學部第1號館講堂に於て開催。
- 第2回日本保險醫學協會總會は4月17日、東京市觀

町區丸ノ内生命保險協會に於て開催。

第4回癩學會總會は3月31日、東京帝國大學東講堂に於て開催。

第2回日本兒童學會總會は5月23日麹町區内山下東洋ビル内、中山文化研究所に於て開催。

第3回日本心理學會大會は4月3日より6日迄4日間東京帝國大學内に於て開催された。

第1回應用心理學會は6月14日駒場帝大航空研究所會議室に於て、引續き同學會第2回を10月25日、日本大學に於て開催。

第9回關西應用心理學會は6月7日倉敷労働科學研究所に於て引續き同學會第10回を10月17日名古屋高等商業學校に於て開催。

第4回民俗學大會は6月6日丸ノ内日本工業俱樂部大講堂に於て、繼いで同學會第5回大會を11月24日松本市松本高女に開催。

第7回日本社會學會大會は10月31日、11月1日の兩日間東京帝國大學講堂に於て開催。

第7回日本學術協會大會は11月1日より3日間大阪市中央公會堂に於て開催。

體育展覽會

文部省主催の體育展覽會は3月15日より同月29日迄15日間、東京科學博物館に於て開催、陳列出品物は下記3部に分ち、猶開會中附帶事業として身長、體重、握力、肺活量、血球等の測定、乳幼児學童等の身體並に精神に關する衛生相談、體操、體育ダンスの實演、各種強健術の實演、音楽映畫等が併催された。

第1部 體育運動

- 1、各種運動の狀況 2、郷土體育 3、運動場
- 4、運動器具 5、體育運動團體 6、運動醫事
- 7、體力検査 8、運動美術 9、體育運動ポスター 10、體育運動に關する玩具

第2部 學校衛生

- 1、設備と衛生 2、教授と衛生 3、榮養と學校給食 4、疾病異常 5、看護施設 6、衛生教育
- 7、學校診療 8、身體検査 9、職業選擇適性検査 10、學校醫學校看護婦 11、乳幼児保護 12、精神衛生 神經質兒童 13、學校衛生團體事業概況

第3部 體育研究機關

體育研究所、關東廳體育研究所、榮養研究所、理化學研究所、倉敷労働科學研究所、愛知縣兒童研究所等の組織、研究事業の大要等

寄生蟲展覽會

日本赤十字社は5月3日より同24日に至る22日間、

日赤参考館に於て寄生蟲展覽會を開催した、陳列品は各種寄生蟲の形態、發生、寄生症狀、豫防法及び治療法等に關する標本、模型、繪畫、寫真、圖表等であつた。尙開會中附帶事業として専門家の講演及び活動寫真映寫等を行つた。

婦人體育衛生展覽會

11月1日より29日迄日赤参考館に於て婦人體育衛生展覽會を開催、陳列品種目は次の通り、尙開會中附帶事業として、婦人體育に關する講演、映寫等を併催した。

- 1、本邦婦人の健康状態 2、婦人の健康と生活様式の改善 3、婦人の健康と食事 4、婦人の健康と服装 5、婦人の健康と住宅、家具 6、婦人の健康と家庭作業 7、婦人の健康と運動 8、婦人の健康と睡眠休養 9、婦人の産後及皮膚の保護 10、處女の衛生 11、妊婦の衛生 12、産後の衛生 13、授乳婦の衛生 14、職業婦人の衛生 15、婦人と疾病

第2回産業安全衛生展覽會

産業福利協會、大阪府工場安全研究會、大阪府健康

保險課、京都府工業聯合會、兵庫縣工業懇談會、共同主催の第2回産業安全衛生展覽會は11月1日より8日間に亘り大阪府工業獎勵館に於て開催、蒐集展覽物は下記の如くである。尙開會中附帶事業として口腔衛生相談所に無料診療、血液型無料検査所、安全衛生相談所が併催された他、産業福利協會、大阪府工場安全研究會共同主催で産業福利講習會が開催された。

出品部類目録

- 第1部工場災害惹起物品及安全装置 第2部火災爆發豫防消火装置 第3部工場建築 第4部労働衛生 第5部福利施設

農村巡回衛生展覽會

内務省並に各府縣共同主催にて全国各地に催さるゝ農村巡回衛生展覽會は1月20日内務省會議室に於て開催された保健衛生調査會委員會に於て展覽會開催に關する資料目録其他具體的事項を決定した、因に展覽會資料目録は母性小兒、寄生蟲、飲料水、榮養、酒と煙草、農村住宅、農村の清潔保持、疾病豫防、傳染病、農家家庭救急藥品等であつた。



第四章

社會衛生に關する諸文献

(文献中ゴチックを以て表はしたるものは第5章に抄録を載す)

第一節 社會衛生學の方法及歴史

1 同 上 一 般

鶴見三三 豫防醫學と其實際 (醫海時報 昭和6年12月)

桑佐八郎 豫防醫學に就て (實驗醫報 200)

松岡憲固 金昌煥 大邱府に於ける細民の社會衛生學的研究 (日本公衆保健協會雜誌 7の8)

印具昭夫 現代に於ける社會衛生狀態の一瞥 (社會事業研究 19の9)

中濱東一郎 衛生上より見たる諸種の刊行物 (保險醫學雜誌 154)

下條久馬一 南支の醫事衛生の現状と我が對岸の醫療施設 (臺灣時報 140)

篠崎正幸 民國醫事衛生雜記(日本之醫界 21の38—39)

飯村保三 衛生組合と其の現状 (公衆衛生 49の7)

油谷治郎七 瑞典の社會衛生政策 (廓清 21の8)

比企能之 第8回極東熱帶醫學會概況並に暹羅國情一般に就て (日本醫事新報 446—448)

クルト・マウ 醫學對話 (尚文堂 昭和6年1月)

佐藤 正 疫病蔓延と個人的條件 (東西醫學大觀 51)

佐藤 正 疾病の蔓延に及ます社會的事情 (東西醫學大觀 50)

2 醫事法制 (醫育を含む)

山崎 佐 醫療規約研究 (日本醫師協會事務所 昭和6年2月 日本醫師協會雜誌 7の11)

山村正雄 醫業難打開策としての非割一制業務報酬規程を提唱す (醫海時報 1916)

池田清志 醫師法改正に對する私見 (醫海時報 1942—1947)

森種太郎 醫師法第7條を如何にすべきや (日本醫事新報 468—470)

龜山孝一 醫業の法律漫談(東京醫事新誌 2707—2757)

飯村保三 醫師法第7條全削除論 (日本醫事新報 400)

山崎 佐 醫療規約の展望に就て (醫海時報 1904—1905)

柿内三郎 我國の學制に關する一卑見 (日本醫事新聞 2の24—25)

丸岩關彌 醫事法制概要 (齒苑社 昭和6年2月)

谷内 肇 所謂調劑代行問題に對し司法家の名裁斷を期待す (日本醫事新報 462—465)

加藤寛二郎 當面の醫業問題 (醫事公論 1004)

川崎 丞 醫業廣告、特に診療所の名稱に就て (醫海時報 1931)

高田義一郎 醫藥分業と醫業の將來 (法律春秋 6の10)

井口乘海 法定傳染病取扱に關する法規 (臨床醫學 19の7)

龜山孝一 醫師法改正に就ての二三の考察 (醫海時報 1903—1904 醫政 6の8 日本醫事新聞 2の3)

土井十二 醫師の不應招義務の責任に就て (日本醫事新聞 2の24—25)

佐藤 正 衛生行政の組織並に機關(東西醫學大觀 40)

土井十二 醫師の書類作成權認に就て (醫事公論 1004—1008)

宮崎太一 豫防法規の研究 (醫海時報 1902—1917)

宮崎太一 醫師法改正意見に對する一考察 (日本醫事新報 445)

水口耕治 醫師辯護士報酬制度の比較 (關西醫事 3の25)

エーベル・マイエル 醫業に關する法律問題 (日本醫師協會雜誌 7の12-8の10)
 龜山孝一 醫業の法律問題 (日本醫師協會雜誌 8の3-4)
 醫師法第7條改正案に就ての會員座談會 (日本醫師協會雜誌 8の2)
 山崎 佐 専門科名の適法性と妥當性 (日本醫師協會雜誌 8の7)
 水口耕治 産産法(産婆法)原案は醫業權を侵害す (醫政 6の7)
 北野豊治郎 醫家にも藥劑師にも調劑の代行權なきは藥劑師法制定前後と同様 (醫海時報 1918)
 久良木喜一 醫師法第7條の檢討(日本醫事新報 465)

3 統計の方法

上田常吉 左右兩側ヲ測定セル場合ニ於ケル標準誤差、確率誤差等ノ計算法ニ就テ (解剖學雜誌 4の5)
 杉山繁輝 誤差論(生物測定學 第2篇) (日新醫學 20の9)
 上田常吉 確率積分ノ計算ニ使用スル函數尺度ニ就テ (朝鮮醫學會雜誌 21の10)
 松井 勇 統計的簡便法に依る地或計測方法に關する二三の吟味 (地理學評論 7の12)
 最上孝敬 統計學大綱 (章華社 昭和6年9月)
 蛭川虎三 統計學研究 第1卷 (岩波書店 昭和6年6月)
 蛭川虎三 統計系列の基礎概念 (經濟論叢 32の6)
 杉山繁輝 偶然誤差ノ境界ニ就テ (十全會雜誌 36の10)
 蛭川虎三 統計利用の意義と問題 (經濟論叢 33の2)
 長澤武雄 實驗觀測計算法 (丸善株式會社 昭和6年10月)
 武政太郎 續曲線方程式 (教育心理研究 6の1)
 内館泰三 「グラフ」應用的統計審査 (統計集誌 604)
 竹下清松 保險數理雜稿 (生命保險會社協會々報 20の1-4)
 沼田忠範 生産指數作成に關して (資源 1の1)
 福田省三 需要曲線の統計的導出法 (統計集誌 590)

益田熊雄 保險と統計及統計學 (經濟論叢 32の1)
 横山雅男 費線學と統計學との關係(統計學雜誌 537)
 ハンス・ユルゲンゼラフイム 農林省譯 統計と社會經濟學(上) (農林統計時報 2)
 コラド・ヂニ 統計學に於ける將來の領域 (經濟論叢 32の1)
 コラド・ヂニ 農林省譯 統計の現状と將來 (農林統計時報 2)
 エー・エル・パウレ 主要國に於ける經濟豫測より見て最も有益なる統計要素の研究 (統計時報 34)
 猪間驥一 地方統計の規格統一 (都市問題 13の2)
 三浦運一 醫學に必要な統計的研究方法の常識 (國民衛生 8の12)
 横山雅男 伊能忠敬と統計年鑑 (統計學雜誌 542)
 第11回國際統計協會會議報告 (柳澤統計研究所季報 30)
 柳澤保惠 第2回國際統計協會會議報告 (柳澤統計研究所季報 31)
 第19回國際統計協會會議後國際統計協會々報及び各國の學會報告其他の發表せられたる有力なる會員の會議報告 (柳澤統計研究所季報 30)
 柳澤保惠 日本統計事業史(佛文) (柳澤統計研究所季報 30)
 小島幸治 英國國民統計の史的概観 (社會事業 15の5)

4 醫學史

小川政修 泰西醫學史 古代中世篇 (第一書房 昭和6年9月)
 丸岩陽彌 醫事法制概要 (齒苑社 昭和6年2月)
 山崎正董編 肥後醫史 肥後醫史補遺 (瀨西醫海時報社 昭和6年8月)
 ルネ・アランヂイ 櫻澤如一譯 西洋醫學の没落(先進社 昭和6年12月)
 小川劍三郎 日本眼科書解題(實驗眼科雜誌114-117)
 小川劍三郎 三ヶ島眼科 (實驗眼科雜誌 114-119)
 滿洲醫科大學編 中國醫學書目 (同大學中國醫學研究室 昭和6年8月)

日本醫事新報編輯局 純學問的に觀たる大學派と北里派の衝突史 (日本醫事新報 468)
 高木友枝 北里先生を悼む (公衆衛生 49の7)
 綿引朝光 北里先生を懷ふ (日本醫事新報 465 醫事公論 930 關西醫事 3の17)
 諸家 諸家の語る北里男 (醫事公論 987)
 金杉英五郎 北里さんと拙者有りの儘 (東京醫事新誌 2735 日本之醫界 21の29-31 日本醫事週報 1835-1836)
 壁島爲造 恩師北里先生 (東京醫事新誌 2731)
 土肥博士追悼號(其他) (體性 17の6)
 片山國幸 片山先生の自叙傳 (日本醫事週報 1848)
 徳川蘭三 土肥雲軒先生と雪舟 (醫事公論 1011)
 田中香涯 鶴の羽根掻き(3-24) 未 (東京醫事新誌 2708-2755)
 下條謙太郎 醫文、醫語の過去及現在と國字國語問題 (軍醫雜誌 220)
 岡本良知 歐亞交通初期に於ける奇藥龍涎香 (中外醫事新報 1171-1178)
 石川光昭 歐米に於ける豫防醫學發達史觀 (中外醫事新報 1171-1176)
 佐藤恒二 嘉永年間に於ける順天堂實驗錄(續) (東京醫事新誌 2755-2757)
 アドルフ・グロート述 原田謙太郎譯 50年前に日本に於ける獨逸醫教授 (中外醫事新報 1167)
 吉岡博人 日本女醫史の研究(1) (東京女醫學會雜誌 1の3)
 白井光太郎 小野蘭山の著述 (中外醫事新報 1173)
 城西深史 醫學史觀 (日本醫事新報 482)
 小川劍三郎 山田大圓先生傳 (中外醫事新報 1167)
 永井 澄 キリアムハーバー (中外醫事新報 1178)

宮島幹之助 日本醫學者の世界への反映 (公衆衛生 49の1)
 澤 式 醫學者としての大村兵部大輔(益次郎) (中外醫事新報 1178)
 吳 秀三 徳川時代に渡來の外人と學術上に接觸したる日本人 (中外醫事新報 1167-1178)
 須藤末吉 他3名 醫老百話 (日本之醫界 21の33-44)
 板澤武雄 佐賀の蘭學者金武良哲先生に就いて (中外醫事新報 1177)
 葉々山人 杏菴雜記(末) (日本醫事新報 471-477)
 佐藤 正 國際衛生の進歩と國際聯盟の貢獻 (東西醫學大觀 48)
 アルフレド・グロチヤン述 吉田博人譯 社會衛生學 25年一回顧及び展望 (東京女醫學會雜誌 1の2)
 竹岡友三 醫家人名辭書 (南江堂 昭和6年10月)
 三木 榮 朝鮮版神經を通して見た日鮮醫學の交渉 (中外醫事新報 1176)
 清野謙次 日本古代住民の生活と疾病及醫術 (關西醫事 3の29)
 平光吾一 フォン・モノコフ先生追憶 (中外醫事新報 1176)
 田代義徳 我國に於るスクリバ外科以前の創傷療法史 (中外醫事新報 1169)
 小川劍三郎編 眼科史料 本田仲山 本田淑山 岩永養庵 須田長塚 富永春澤 田中周英(114) 今村松倫 本田江淳 三井氏世業記(115) 埃り眼鏡、霞隠鏡目食、三井道安(116) 橋本流 渡邊氏系譜 三井重信(117) 百眼米吉、眼科全書(118) 三井光慶 三井親兵衛重行、三井惟親(119) 高充國逸事上(120) 高充國逸事(下)串線法眼星をはくこと(121) 眼科細井家略系(122) 以上實驗眼科雜誌(114-122)

第二節 人口狀態

1 同上一般

林 惠海 人口流動量 (季刊社會學 第2輯)
 田邊哲彦 人口の自律 (社會事業研究 19の7)
 井上謙二 人口の重心 (統計集誌 598-604)
 宮本又次 アンドレアデス氏「日本の人口について」 (經濟論叢 33の2)
 沙見三郎 人口密度と經濟生活 (經濟論叢 32の5)

伊藤久秋 佛蘭西の人口動態 (長崎高商研究館彙報 18の3)
 今井時郎 露西亞人口の研究 (季刊社會學 第2輯)
 高橋誠一郎 マーカンチリズム時代の人口學說 (三田學會雜誌 25の11)
 岡崎文規 國勢調査に於ける人口の概念 (經濟論叢 32の5)

- 岡崎文規 國勢調査に於ける年齢の誤差 (經濟論叢 32の1)
- 益田熊雄 大都市人口の特性 (經濟時報 3の7)
- 石川榮耀 都市人口増加率を支配するもの (都市問題 13の5)
- 小田内通敏 日本の村落人口並に都市人口の地域的特質 (日本學術協會報告 6卷)
- 池田 宏 都市人口構成要素の基本研究に關する希望 (都市問題 12の1)
- 中澤辨次郎 都市と農村を繋ぐ人口紐帯及交換紐帯 (都市問題 12の6)
- 本庄榮治郎 幕末に於ける農村人口及農村状態に關する一推算 (經濟論叢 32の1)
- 岡崎文規 家族統計に就て (統計集誌 003)
- 内閣統計局 改正人口推計方法 (統計時報 37)
- メルヴィン・テイ・コーブランド 北米合衆國に於ける配給センサス (統計時報 37)

2 人口統計

- 内閣統計局 昭和5年國勢調査報告 第5卷 (市町村別人口 昭和6年10月)
- 内閣統計局 國勢調査速報 昭和5年 (世帯及人口 昭和5年12月)
- 内閣統計局 昭和5年國勢調査に依る男女別人口概要 (統計時報 36)
- 内閣統計局 昭和5年在外本邦人調査結果概要 (統計時報 36)
- 外務省通商局 昭和5年在外本邦人國勢調査職業別人口表 (昭和6年10月)
- 東京市役所 東京市世帯及人口 (各區町別) (昭和6年12月)
- 神戸市役所 昭和5年神戸市國勢調査概要 (世帯及人口)
- 京都府内務部統計課 京都府統計書 第1編 (土地氣象、人口其他) 昭和4年 (昭和6年3月)
- 朝鮮總督府官房臨時國勢調査課 昭和5年朝鮮國勢調査速報 世帯及人口 (昭和6年3月)
- 朝鮮總督府 昭和5年朝鮮國勢調査確定人口 (調査月報 2の7)
- 國勢調査課 朝鮮の國籍別人口 (統計學雜誌 537)

- 内閣統計局 昭和4年 日本帝國人口動態統計 (昭和5年12月)
- 内閣統計局 昭和4年日本帝國人口動態統計記述編 (昭和6年3月)
- 内閣統計局 昭和5年日本帝國人口動態統計速報概要 (統計時報 36)
- 内閣統計局 昭和5年全國人口動態統計概況 (統計學雜誌 543)
- 内閣統計局 昭和5年日本帝國人口動態統計 (昭和6年12月)
- 朝鮮總督府 昭和5年の結婚、離婚、及配偶數 (調査月報 2の6)
- 内閣統計局 昭和5年我國平均婚姻年齡 (統計時報 37)
- 内閣統計局 昭和6年推計人口 (統計時報 37)
- 内閣統計局 昭和6年4月乃至6月の内地人出生死亡概要 (統計時報 37)
- 臺灣總督官房調査課 昭和4年 臺灣人口動態統計 (昭和6年3月)
- 矢野恒太 白崎享一共編 日本國勢圖會 昭和5年版 (日本評論社 昭和6年7月)
- 勝木新次 本邦内地人口の男女構成に就いて (勞働科學研究 8の1)
- 鯨尾弘準 第一回國勢調査の數字に表わしたる府縣人口の社會的移動 (統計集誌 595-601)
- 猪間廣一 大東京に於ける人口増加に就て (都市問題 12の2)
- 岡崎文規 明治維新以後の人口調査 (彥根高商論叢 9)
- 岡崎文規 世帯統計に就て (經濟論叢 33の5)
- 東京市臨時市域擴張部 世界大都市の人口と面積 (統計學雜誌 545)
- 横山雅男 Censusの不具者に就きて (統計學雜誌 543-544)

3 出生率及死亡率

- 近藤常次 出生率の減退に就て (統計集誌 601-602)
- 古屋芳雄 本邦の兩性出生比率に關する社會生物學的研究 (日本醫事新報 481-482 民族衛生 1の4)

- 東京市統計課 昭和5年中の出生 (東京市の状況) (129) (昭和6年2月)
- 高田保馬 階級による差別出生率 (經濟論叢 32の1)
- 朝鮮總督府 昭和5年の出生 (調査月報 2の6)
- 内閣統計局 昭和6年1月乃至3月の内地人出生、死亡概要 (統計時報 36)
- 内務統計局 昭和5年7月乃至9月の出生死亡概要 (統計時報 34)
- 朝鮮總督府 昭和5年の死亡 (調査月報 2の7)
- 東京市統計課 細民街の死亡率 (統計學雜誌 537)
- 三井武三郎 診査後3年以内の死因觀察 (保險醫學雜誌 155)
- 池田 宏 東京がリードする本邦市政上重要な一新記録—最近東京市に於ける死亡率著減の事象に就て (都市問題 12の6)
- 藤原九十郎 帝都の死亡率減退原因に就ての一考察 (都市問題 13の5)
- 勝木新次 本邦に於ける兩性死亡率特に産業發達が青壯年の死亡率に及ぼせる影響について (勞働科學研究 8の3)
- 柳澤統計研究所 國際死因及疾病分類 (1929年協定) (柳澤統計研究所季報 31)
- 高田他家雄 腦溢血死者の統計的研究 (保險醫學雜誌 158)
- 岩崎壯男 日本氣候風土と乳兒死亡率 (勞働科學研究 7の2-8の4)
- 水島治夫 本邦に於ける乳兒死亡率に及ぼす社會生物學的諸因子の影響 (日本公衆保健協會雜誌 7の5 民族衛生 1の2-3)
- 島村三三郎 小兒死亡の統計的觀察 (臨牀小兒科雜誌 5の1)
- 岡崎文規 社會現象としての乳兒死亡率 (彥根高商論叢 9)
- 村田四郎 統計より觀たる各國乳兒死亡の趨勢 (日本公衆保健協會雜誌 7の5)
- 阪本 敦 乳兒の死亡率に就いて (柳澤統計研究所季報 31)
- 楠原祖一郎 輻近に於ける乳幼兒の死亡問題 (公衆衛生 49の7)
- 齊藤 潔 乳兒死亡原因の考察 (兒童研究 34の12) (醫事公論 979-980)
- 松林禮三 人類受胎と季節との關係 (民族衛生 1の1)
- 村田四郎 靜岡縣一地方に於ける乳兒死亡の研究、附死産の統計 (日本公衆保健協會雜誌 7の1)
- 國際聯盟事務局東京支局 南米に於ける乳兒死亡調査 (公衆衛生 49の3)

4 人口問題 (殖民及市民衛生を含む)

- 小松貞夫 マルサス人口理論に於ける似非真理性 (大會學會誌 4の2)
- ワーレン・エス・トムソン 石丸藤太譯 亞細亞の人口問題 (文明協會 昭和6年5月)
- 大規模太郎 ウォルフ氏の「世界大戰後に於ける人口問題とその文献」(長崎高商研究館彙報 17の2)
- 増田抱村 人口問題と金本位制 (社會事業研究 19の10)
- 國際人口問題研究會議組織一班、同會議議題 (柳澤統計研究所季報 31)
- 増田抱村 過剰人口の測定標準に就いて (社會事業 15の6-7)
- トンプソン 森田敏譯 人口過剰の對策 (改造社 昭和6年7月)
- 根岸勉治 ロシア農業過剰人口と農民階級の運命 (社會政策時報 127)
- 拓務大臣官房文書課 拓務省統計概要 第2回 (昭和6年1月)
- 本年の我移民界 (移民地事情 54)
- 穴田秀男 我が移民及移民政策の過去と其の將來に對する考察 (名古屋高商創立10周年記念論文集)
- 阪本龍起 移民問題について (糧友 6の7)
- 井上雅二 海外移住問題の實際 (昭和6年6月)
- 伊藤秀一 殖民政策と自由主義—英國植民政史上に於る自由主義の時代に就て (三田學會雜誌 25の8)
- 下山生譯 殖民政策より見たるポーランド及佛蘭西の農業組織 (帝國農會報 21の11)
- 池田實一 移民から見た佛蘭西、波蘭に於ける土地人口の構成 (統計集誌 605-606)
- 堀江保藏 アメリカ經濟の發達と移民の消長 (經濟論叢 32の3)
- 片山敬次 北海道拓殖誌 (北海道拓殖誌刊行後援會 昭和6年8月)
- 北海道廳 北海道移住關係諸法規 (昭和6年3月)
- 北海道廳拓殖部 北海道移住者戸口表 (昭和6年3月)
- 臺灣總督官房調査課 臺灣第2統計摘要 昭和4年 (昭和6年)
- 産業勞働調査所 殖民地問題特別資料 (1)朝鮮の經濟及び勞働者農民状態 (2)帝國主義の籠絡の下にある滿洲の經濟恐慌 (産業勞働時報 21)
- 東亞經濟調査局 間島問題の経緯 (東亞小冊 第10) (昭和6年10月)

西野政務調査局 滿蒙の人口及び資源等に就て (國政資料 1の5)
 拓務省拓務局 文部省實業學務局共編 最近の海外移住地 (明文堂 昭和6年11月)
 南洋廳 南洋群島現勢要覽 (昭和6年11月)
 臺灣總督官房調査課 比律賓の現状 (南支那及南洋調査 第190輯) (昭和6年3月)
 京野藩伯 南米旅行醫事叢談 (5-6) (中外醫事新報 1107-1171)
 上塚 司 我が人口食糧問題とアマゾン移民 (糧友 6の7)

第三節 罹病率、疾病の豫防及治療

1 同 上 一 般

氏原佐藏 國民保健の統計的觀察 (未) (公衆衛生 49の4-5)
 鶴見三三 豫防醫學と其實態 (醫海時報 1918-1932)
 田結宗城 貧困と疾病との因果關係 (日本醫事新報 461 優生學 8の7 醫海時報 1925-1926 社會事業研究 19の6 醫事公論 989-990)
 靜岡縣醫師會 病勢調査統計書 (昭和6年12月)
 西 成甫 若き臨牀家に (治療學雜誌 1の5)
 橋田邦彦 醫學と醫術 (治療學雜誌 1の3)

2 傳 染 病

眞島隆輔 傳染病學上の最近の進歩 (日本傳染病學會雜誌 6の1)
 竹内松次郎 近世細菌學及免疫學 (總論) (金原商店 昭和6年10月)
 井口乘海 法定傳染病取扱に關する法規に就て (日本醫科大學雜誌 2の8)
 內務省衛生局 傳染病 同局年報 昭和4年度 (昭和6年6月)
 井口乘海 冬季に流行する傳染病に就て (日本醫科大學雜誌 2の3 日本學校衛生 19の4 日本醫事新聞 2の5)
 熊谷謙三郎 都市と傳染病 (大大阪 7の8)

拓務省拓務局 ブラジル共和國民法 (海外拓殖事業調査資料 5) (昭和6年2月)
 拓務省拓務局 ブラジル移住者通信集 昭和6年8月)
 拓務省拓務局 秘魯國在留邦人の農業方面に於ける發展情況 (昭和6年2月)
 高崎佐太郎 熱帯病學 (笠原小兒保健研究所 昭和6年8月)
 穴澤顯治 華人移住集團政策とマラリア問題 (臺灣時報 143)
 下條久馬一 南支の醫事衛生の現状と我が對岸の醫療施設 (臺灣時報 138)

大島福造 日本中部に於ける風土病を訪ねて (日本醫事新報 482-483)
 昭和5年中傳染病患者者道別調 (調査月報 2の5)
 戶田正三 教室内の傳染と其豫防 (關西醫事 3の15-19 醫海時報 1921-1923 東京醫事新誌 27 27-2728 日本醫事新聞 2の10)
 藤田敏郎 漢口の出水と防疫に就て (醫海時報 1934)
 小島三郎 魚介類と傳染病 (糧友 6の6)
 文部省體育課 學校寄宿舎に發生せる傳染病に關する調査 (學校衛生 11の6)
 里見三男 急性傳染病の細菌學的診斷 (日新醫學 20の10)
 光瀨文志 動物血中の免疫體強度の差と其原因 (滿洲醫學雜誌 14の1)
 伊藤駒夫 發熱の意義に關する免疫學的研究 (岡山醫學會雜誌 497)
 關部和男 實驗的發熱動物の正常オプソニン量に就て (岡山醫學會雜誌 495)
 岡崎卓一 被動性免疫動物の血液並に諸臟器細胞中に於ける免疫體の量に關するに就て (岡山醫學會雜誌 490)
 正木信夫 抗人唾液免疫家兎血清の特異性に就て (犯罪學雜誌 5の2)
 小松周治 他1名 免疫血清に依る菌體の膨化に關する研究 (日本微生物學雜誌 25の2)
 木村 廉 組織培養法による濾過性病原體の研究 (日新醫學 20の10)
 高須正未 急性傳染病經過中に於けるツベルクリン皮膚反應につきて (日本傳染病學會雜誌 5の5)

田中秀穂 免疫と血糖との關係 (日本微生物病理學雜誌 25の8)
 田中秀穂 細菌毒の血糖に及ぼす影響 (日本微生物病理學雜誌 25の7)
 尹 日 善 過敏症とカルシウムとの關係に就て (關西醫事 3の18)
 桑名省郎 蔗糖の免疫反應及び補體に及ぼす影響に就て (岡山醫學會雜誌 400)
 士堅 謙 Studies on the Bacteriophage of Bacillus Coli. (乳兒學雜誌 9の13-10の1)
 細谷省吾 他2名 所謂 Ana-phage と其の抗原性に就て (傳染病研究所 研究業績報告 7)
 岩瀬祐一 沈降素價測定方法に關する研究 (臺灣醫學會雜誌 30の9-10)
 松本 薫 Ramon 氏沈降反應に就て (實驗醫學雜誌 15の7)
 三浦 孚 所謂 Depressionsimmunität に關する實驗的研究 (實驗醫學雜誌 15の7)
 井口乘海 ビリワクチンに就て (日本之醫界 21の28-29)
 鷲尾謙郎 經口免疫に關する實驗的研究 (第1編-第3編) (日本微生物學病理學雜誌 25の9)
 北浦保憲 アンチウイルス腹腔内應用に關する實驗的研究 (第2-3回報告) (滿洲醫學雜誌 15の2-4)
 北里兼三郎 免疫及び耐毒性に就て (醫事公論 988-990)
 警視廳衛生部 昭和5年腸チフス赤痢流行概況 (昭和6年7月)
 井口乘海 昭和5年度に於ける腸チフス、バラチフス流行概況 (日本醫事新聞 2の14)
 中山清彦 腸チフス死亡遞減に關する私見 (日本醫事新聞 2の7)
 飯村保三 長崎市の腸チフス爆發流行と其原因に就て (日本公衆保健協會雜誌 7の12 公衆衛生 49の7)
 山田弘長 昭和5年浦賀町に流行せし腸チフスに就て (日本醫事新報 443)
 高田小兵衛 當所發生のチフスに就て (行刑衛生會雜誌 6の7)
 東西醫學社文獻調査部 チフス (文獻總覽) (東西醫學大觀 48)
 村山博士 他9名 チフス (東西醫學社座談會) (東西醫學大觀 48)
 鐵本總吾 水産とチフス、コレラに就て (糧食研究 70)
 内野總一 南京總の腸チフス菌傳播に就て (日本之醫界 21の38 日本醫事新報 178 日本醫事週報 1854)

都築加壽保 内野氏の南京總の腸チフス菌傳播に就てを讀みて (日本醫事新報 481)
 大住義次 他1名 チフス菌の全血液内増殖に就て (日本傳染病學會雜誌 5の12)
 松山俊胤 余の経験せる異型チフスの二、三 (臨牀醫學 19の7)
 堀 民藏 チフス菌族の研究 (日本醫事新聞 2の21-2の29)
 城野、宮本 滿鐵衛生研究所腸チフス豫防錠の製集產出に及ぼす影響 (滿鮮之醫界 129)
 兒玉 誠 他2名 所謂滿洲チフスの動物實驗的觀察及び病原檢索に就て (細菌學雜誌 427 醫海時報 1911)
 星崎相馬 所謂滿洲チフス病毒の組織培養に就て (東京醫事新誌 2742)
 戴 神旺 腸チフス赤痢、疫痢及健康者の糞便に現るアルカリ性糞便菌の檢出率並に其臨牀的意義 (慶應醫學 11の6)
 崔 永泰 腸チフス菌及赤痢菌の簡易分離培養基に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の9)
 加藤亮作 糞便より腸チフス菌檢出に關する研究 (日本公衆保健協會雜誌 7の9)
 勝屋英夫 糞便檢査とチフス菌檢出 (行刑衛生會雜誌 6の12)
 伊藤吉雄 唾液に於けるウイダール氏反應 (日本傳染病學會雜誌 5の12)
 三澤敬義 他1名 ウイダール氏凝集反應の分析的研究 (日本傳染病學會雜誌 5の12)
 古保義之 腸チフス診斷上、診斷液の價値 (2) 完 (成醫會臨牀 3の1)
 石田克己 他1名 威興醫院に於ける腸チフス患者の臨牀統計觀察 (滿鮮之醫界 122)
 竹内 清 今春來解體したるチフスの病理解剖學的變化に就て (長崎醫學會雜誌 9の4)
 小野興作 聖扶斯、巴拉聖扶斯、赤痢及び大腸菌に因る實驗的家兎腸管變化の比較研究 (福岡醫科大學雜誌 24の8)
 高木逸磨 チフス菌保菌者に就て (傳染病研究所 研究業績報告、昭和6年度 26 日本傳染病學雜誌 5の8 醫事公論 985-991 日本醫事新報 458-462 醫海時報 1920-1923 日本之醫界 21の25-27)
 平野憲正 腸チフス菌保有者化學的療法 (醫學朝報 75)
 渡邊夏彦 日本に於けるチフス尿保菌者の疫學的意義に就て (日本傳染病學會雜誌 5の5-8)

眞江善雄 チフス保菌者の一異型菌に就て (愛知醫學會雜誌 38の3)

櫻井守貴 逆發性保菌者による腸チフス患者の爆發的發生の一例 (日本醫事新報 475)

谷口眞二 危険なる腸チフス恢復者(臨牀醫學 19の7)

上田揆一 腸チフス合併症の豫防と處置 (臨牀醫學 19の7)

服部編二郎 他3名 腸チフスの食餌療法 (臨牀醫學 19の7)

清岡博見 腸チフスの治療に就て (診察と治療 211)

齊藤 弘 腸チフスに対する肝臟製劑 (日本消化器病學會雜誌 6の10)

大坪徳一 チフスに對する經口免疫の研究 (日本微生物學病理學雜誌 25の9)

前田盛久 腸チフス豫防接種の効果に就て (鹿兒島醫學雜誌 8の7)

高野六郎 腸チフスの豫防と撲滅 (臨牀醫學 19の7)

熊谷謙三郎 腸チフスの豫防と撲滅 (臨牀醫學19の7)

兒玉 誠 所謂滿洲チフス及發疹チフス病原研究續報 (醫海時報 1918)

川村眞也 他1名 發疹チフス病原體の研究 (日本醫事新報 446 醫海時報 1905)

俞日濬 他1名 發疹チフスの細菌學的研究 (朝鮮醫學會雜誌 21の8)

佐藤 清 發疹チフス病原體の決定 (東京女醫學會雜誌 1の2)

安田誠之輔 大阪市に於ける赤痢及赤痢樣疾患に就て (日本傳染病學會雜誌 6の2-3)

瀧田俊吾 羅南を中心とする咸鏡北道地方の赤痢菌型に就て (軍醫雜誌 218)

片山 鼎 赤痢腸管の研究 (第1編-第4編) (乳兒學雜誌 9の2-10の2)

小野興作 赤痢各型菌及び大原菌田菌に因る小兒腸病變の差異 (福岡醫科大學雜誌 24の8)

神野三郎 他3名 健康者に於ける大原菌の檢索に就て (東京醫事新誌 2734)

渡部 猛 家兎抽出小腸(空腸)に及ぼす赤痢菌(志賀菌)毒素の影響 (十全會雜誌 30の9)

大城盛方 抗バクテリオファージ性赤痢菌株の研究 (第2編-第7編) (乳兒學雜誌 9の2-10の2)

島嶺順次郎 赤痢病免疫血清注射療法 (臨牀醫學 19の9)

久野脩三 赤痢の豫防と治療 (醫事公論 903)

渡邊 龍 赤痢經口免疫の統計的觀察 (東京醫事新誌 2748)

黒井思一 他2名 液體培養を濃縮丸劑としたる赤痢經口免疫の効果に就て (十全會雜誌 30の7)

警視廳衛生部 赤痢豫防内服藥實施成績 (日本醫事週報 1832-1834)

井口乘海 昭和5年赤痢、疫痢豫防内服藥實施成績 (日本醫科大學雜誌 2の6 日本醫事新聞 2の17)

比企能之 赤痢豫防錠使用に關する基礎的研究 (醫事公論 972-978)

松岡憲固 赤痢の經口免疫に關する實驗的研究 (朝鮮醫學會雜誌 21の6)

森島眞一郎 他2名 赤痢豫防經口免疫實施成績 (軍醫雜誌 213)

目黒鼎三郎 赤痢の經口免疫の實驗的研究及び人體應用の成績に就て (東京醫事新誌 2734-2735)

柳瀬嘉金 赤痢内服ワクチンの人體應用に就て (東京醫事新誌 2719)

飯村保三 疫痢と小兒赤痢 (公衆衛生 49の10)

室橋民衛 疫痢に就て (内外治療 6の7)

三宅高寛 疫痢に就て (内外治療 6の7)

齋藤 潔 疫痢患者に直面して (内外治療 6の7)

橋村篤三 疫痢の臨牀談話 (内外治療 6の7)

櫻井高吉 疫痢の治療法に就て (學校衛生 11の9)

杉野龍藏 疫痢の治療に就て (内外治療 6の7)

石橋長英 余カ疫痢療法の其後 (東京醫事雜誌 2744)

石橋長英 疫痢にその重症の場合に於ける療法 (内外治療 6の7)

端山 寛 所謂疫痢樣中毒症候と其治療 (内外治療 6の7)

松原謙一 疫痢の臨牀的早期診斷 (内外治療 6の7)

鬼傳仁衛 疫痢の早期發見10篇 (内外治療 6の7)

井口乘海 疫痢原因としてのバナナと私 (内外治療 6の7)

大島節哉 疫痢のインシュリン葡萄糖併用療法に於ける生化學的研究 (熊本醫學會雜誌 7の6)

千葉英一 他1名 培養赤痢アメーバの病原性に就て (廣) (朝鮮醫學會雜誌 21の8)

大浦 策 アメーバ赤痢肝膿瘍に就て 附 其の白濁による汎發性腹膜炎の1例 (グレンツゲベート 5の7)

田邊 操 赤痢アメーバに關する轉近の知見 (日本之醫界 21の17-21)

大内 恒 上海に於けるコレラの疫學的研究 (日本公衆保健協會雜誌 7の9)

北島多一、渡邊義政 日本に侵入したるコレラ菌株の研究に就て (未) (日新醫學 241-242)

細川正勝 ベスト豫防上除鼠作業に對する考察 (日本公衆保健協會雜誌 7の8)

關係諸家 チフテリアの法定傳染病除根問題の展望 (日本醫事新報 483)

山崎 佐 チフテリア豫防制度 (耳鼻咽喉科 3の5-4の4)

中村 登 他1名 鼻腔チフテリアに就て (耳鼻咽喉科 4の10)

渡邊正照 チフテリア抗毒血液採取法の免疫法に就て (中央獸醫會雜誌 44の?)

久保忠夫 人類に於けるチフテリア抗毒生産能力の遺傳に就て (日本醫事新報 473)

杉江四郎 チフテリア・フォルモワクチンを以てせる經濟的免疫に就て (日本傳染病學會雜誌 5の11)

目黒鼎三郎 チフテリアの豫防接種とシツク反應に就て (關西醫事 3の24)

大庭榮雄 北海道に於けるシツク氏反應の成績並にチフテリア自然感染に依る活動性免疫とシツク氏反應との關係に就て (北海道醫學雜誌 9の8)

高崎壽市 シツク氏反應及びアナトキシン豫防接種施行成績 (日本醫事新報 470-477)

肥田吉市 チフテリア豫防法(チフテリアアナトキシン)に就て (日本醫事新報 464)

井上重喜 シツク氏反應と實扶率豫防 (日本醫科大學雜誌 2の8)

長竹正春 實扶的里復期に於ける實扶的里菌消失に對する人工太陽燈照射の影響に就て (日本醫事新報 463)

米田正生 百日咳と痲疹性素質との關係に就て (乳兒學雜誌 9の3)

壽 星 今春流行せる痲疹の注意點 (實地醫家と臨牀 8の11)

泉田和武 痲疹の豫防に就て (内外治療 6の5)

竹内篤兵 痲疹豫防と大人血注射 (臨牀醫學 19の9)

井口乘海 猩紅熱の疫學的研究 (醫事公論 903)

警視廳衛生部 昭和5年猩紅熱チフテリア流行概況 (昭和6年7月)

小山武夫 他2名 猩紅熱と痲疹(診察と治療)出版部 昭和6年11月)

上田揆一 猩紅熱の流行と治療に就て(醫事公論 903)

田中英英 京城府學校兒童に施行せし猩紅熱豫防注射成績 (滿鮮之醫界 125)

安東洪次 猩紅熱の連鎖狀球菌病原説に就て (日本傳染病學會雜誌 5の11)

安東洪次 猩紅熱の豫防注射並に其効果 (日本傳染病學會雜誌 5の6)

西野忠次郎 流行性腦脊髄膜炎 (實驗醫報 17の21)

飯田嘉久 靜岡縣三島地方に發生せる嗜眠性腦炎の臨牀的觀察 (成醫會臨牀 3の1)

大阪府衛生課 昭和5年中大阪府下に於ける流行性腦炎に就て (日本公衆保健協會雜誌 7の6)

加藤義夫 本年流行の流行性感冒の二、三の特徴に就て (附、療法に就て) (日本醫事週報 1816)

加藤義夫 本年の流行性感冒の特異狀二、三及(其の他) (第2報) (成醫會臨牀 3の1)

入山武雄 昭和6年1月名古屋地方に流行せるインフルエンザに就て (日本傳染病學會雜誌 6の2)

奥村尚輔 肺炎の統計的觀察 (醫事公論 901-903)

奥村尚輔 肺炎双球菌の研究(第4編)肺炎双球菌の皮下注射による流行性感冒豫防成績 (軍醫雜誌 218 號外)

西浦慶信 濃縮破傷風及同チフテリアアナトキシンの經口免疫に就て (醫事公論 985-988)

近藤眞治 眼瞼挫傷に依る破傷風の一例 (實驗眼科雜誌 122)

渡邊正照 破傷風アナトキシンの研究 附 毒素抗毒素間に於ける沈降反應に就て (日新醫學 20の10)

渡邊正照 破傷風毒素抗毒素間に起る沈降反應に就て 附 該反應に依る毒價抗毒價及アナトキシン抗原價の測定法 (中央獸醫會雜誌 44の2)

渡邊正照 炭疽菌の Mutationsform に就て(1) (日本微生物學病理學雜誌 25の3)

鈴江 懷 本邦に於ける流行性腺熱(鏡熱)の研究 (1篇) (日本傳染病學會雜誌 5の12)

原 重熊 再び野兎病原體大原一芳實験菌の染色性に就て (國民衛生 8の8)

大原八郎 他1名 野兎病の病原體並に病原體に關する實驗的研究(第2回報告) (國民衛生 8の8)

鈴木定藏 野兎病の流行地帯に於ける扁蟲の媒介作用に就て(第2報) (國民衛生 8の8)

鈴木定藏 野兎病の媒介者扁蟲の動物學的研究 (國民衛生 8の8)

増田知貞 他1名 健康邦人糞便大腸菌叢の生物學的分類に關する研究 (軍醫雜誌 213)

城井尚義 Alasrtim 略説 (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 31)

福田邦治郎 水及び糞便より分離せるプロテウス菌の比較研究 (衛生學傳染病學雜誌 27の5)

岩倉信彌 ゲルネル菌による肺炎の一症例 (臨牀醫學 19の7)

水原 廣 大正以降大阪市に流行せし痘瘡に就て (醫事公論 975-978)

太田原豊一 痘瘡の實驗的診斷法 (日新醫學 20の10)
 藤澤義雄 痘毒の組織發育に及ぼす影響 (日本微生物學病理學雜誌 25の6)
 近野壽男 種痘が痘瘡罹患及其の豫後に及ぼす影響に就て (軍醫雜誌 217)
 助川喜四郎 痘瘡病原體の研究 (日本醫事新報 458—459)
 佐藤邦雄 他1名 再種痘不善感後の免疫更新に就て (千葉醫學會雜誌 9の9)
 廣瀬泳龜 牛痘毒に關する實驗的研究 (5—10) (大阪醫學會雜誌 30の1—9)
 緒方正 他1名 種痘後に發生せる口腔炎に就て (耳鼻咽喉科 4の10)
 中原善樹 他1名 狂犬病 (春秋社 昭和6年11月)
 近藤正一 狂犬病免疫に關する研究 (日本學術協會報告 6卷)
 朝鮮總督府警務局衛生課 朝鮮に於けるワイル・フェリックス反應に就て (滿鮮之醫界 12)
 樋口修輔 黃疸出血性スピロヘータ菌に就ての研究 (福岡醫科大學雜誌 21の1)
 飯田喜久 昭和5年靜岡縣三島地方に流行せるワイル氏病 (醫海時報 1902 日本醫事新報 44)
 飯田喜久 靜岡縣のワイル氏病 (醫海時報 1948)
 倉學 一 ワイル氏病の白血球數に就て (臨牀的並に實驗的研究) (軍醫雜誌 218)
 吉田春濟 スピロヘーター免疫の研究 (第5回報告) 鼠咬症免疫家兎靜脈内に注入されたる鼠咬症スピロヘーターの運命に就て (皮膚科紀要 17の1)
 織島秀男 網狀織内被細胞系統と鼠咬症スピロヘーターの血液内及び腹腔液内出現との關係 (南京鼠に就ての實驗) (熊本醫學會雜誌 7の9)
 齋藤國一 南京鼠咬症中に出現する鼠咬症スピロヘーターの研究 (2) (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 46)
 緒方規雄 トリパノゾーマの免疫學的研究 凝集反應に就て、補體結合反應に就て (日本微生物病理學雜誌 25の8)
 飯村保三 沖繩のデング熱流行に就て (日本之醫界 21の34 公衆衛生 49の8)
 森下 薫 デング熱 (特に近代に於ける其研究) (未) (臺灣醫學會雜誌 30の9—11)
 細谷吾吾 他1名 沖繩縣に流行せるデング熱に就て (醫事公論 1008—1009)
 沖繩縣衛生課 昭和6年沖繩に流行せるデング熱狀況報告 (日本公衆保健協會雜誌 7の12)
 賴 武夫 實驗的家兎再熱熱の免疫學的研究 (皮膚科紀要 17の5—18の1)

豊田秀造 再熱熱 (日新醫學 20の12)
 板谷孫市 臺灣地方病性甲狀腺腫の病因的遺傳的觀察に就て知見補遺 (臺灣醫學會雜誌 30の6)
 石川光昭 黃熱研究の事績と野口博士の功業 (中外醫事新報 1174)
 西村盛暢 統計上より見たる臺灣のマラリアに就て (軍醫雜誌 220號外)
水島治夫 マラリアの豫防 パリス・グリーンによるアノフェレス撲滅 (東京醫事新誌 2750)
 穴澤顯治 臺灣產アノフェレスの種類のマラリア原蟲感染に關する實驗的研究 (臺灣醫學會雜誌 30の3—6)
 穴澤顯治 臺灣產アノフェレスのマラリア原蟲自然感染に各種の流行學的價値 (臺灣醫學會雜誌 30の10)
 小林晴治郎 朝鮮に於けるアノフェレス蚊の習性 (日本醫事新報 484)
 小林晴治郎 朝鮮のマラリアの特性 (東京醫事新誌 2750)
 長興又郎、佐藤 清 恙蟲病々原體リツケツチャ、オリエンタリスの培養に就て (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 1 實驗醫學雜誌 16の1)
 川村麟也 他1名 恙蟲病々原決定 (醫海時報 190 日本醫事新報 44)
 佐藤 清 組織培養法による恙蟲病々原體の培養成績の回顧と其批判 (醫事公論 1001)
 木村 廉 他2名 恙蟲病原體の組織培養による研究 (日本微生物病理學雜誌 25の9)
 西部増治郎 他2名 恙蟲病々原體 (Rickettsia orientalis) の累代組織培養の改良法に就て (東京醫事新誌 2755)
 西部増治郎 他2名 恙蟲病原體の三證明法 (長興緒方 西部の比較試驗) (東京醫事新誌 2757)
 緒方規雄 恙蟲病原體が、リツケツチャと確定する迄 (臨牀醫學 19の7)
 緒方規雄 動物屍體内に於ける恙蟲病原體 Rickettsia tsutsugamushi の生存期間 (千葉醫學會雜誌 9の6)
 緒方規雄 他2名 恙蟲病々毒特に患者血液を以ての家兎睾丸接種法 (緒方) 並に前眼房接種法 (長興) による該病原體 Rickettsia tsutsugamushi の檢出比較試驗 (千葉醫學會雜誌 9の6)
 緒方規雄 他3名 恙蟲病々原體 Rickettsia tsutsugamushi の生物學的檢索、特に其抵抗力に就て (千葉醫學會雜誌 9の6)

田宮猛雄 病原性 Rickettsia に就て (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 8)

3 性 病

星 信一郎 晩近世相と性病問題 (體性 16の4)
 竹内松次郎 性病豫防の國際運動 (體性 17の1)
 篠原昌治 國際労働總會に於ける性病問題 (體性 16の6)
内務省衛生局 花柳病豫防に關する調 (昭和6年3月)
 土肥章司 皮膚及性病學 (克誠堂 昭和6年3月)
 徳永覺二 臨牀婦人花柳病學 (彙編上卷) (金原商店 昭和6年8月)
 上村行影 都市と花柳病 (大大阪 7の8)
 飯田英作 花柳病豫防法案の實踐 (體性 17の3)
 宮崎太一 花柳病豫防と法律 (醫海時報 1941—1946)
 高島米峯 公娼廢止の理論的根據 (社會事業 15の3)
 栗本霜勝 娼婦運動の現状 (社會事業 15の3)
 天 俠 社 醒めよ公娼 (昭和6年11月)
 油谷治郎七 婦人警察官制度の現勢 (廣清 21の6)
 廣清會婦人矯風會廢娼聯盟 廢娼決議一覽 (昭和6年2月)
 山室重平 娼婦とその家庭 (社會事業 15の3)
 高野六郎 社會衛生上より見たる賣淫制度 (社會事業 15の3)
 草間八十男 我國に於ける公娼及び私娼の現状 (社會事業 15の3)
 加藤寛二郎 東京の賣笑婦 (公衆衛生 49の12)
 松宮彌平 郡馬縣の賣笑婦 (資料) (廣清 21の8)
 佐々千吾 本縣下に於ける接客營業者 (藝妓、娼妓、音娼) 花柳病統計的觀察 (日本公衆保健協會雜誌 7の9)
高木乙熊 癩癩地方に於ける花柳病と賣笑婦 (日本公衆保健協會雜誌 7の4—5)
 高木乙熊 癩癩地方の私娼其他の花柳病及娼婦と花柳病問題の考察 (實地醫家と臨牀 8の4—8)
 望洋學人 我邦に於ける檢査の置賜 (體性 17の3)
 根岸 博 巴里に於ける性病豫防診療所 (日本醫事新報 445—447)
 根岸 博 佛蘭西に於ける性病豫防實況 (日本學術協會報告 6卷)
 根岸 博 佛蘭西に於ける性病豫防網と其實績 (醫事公論 1001—1005)

氏原左藏 英國花柳病豫防事業の近況 (體性 16の1)
 田宮貞亮 性病豫防の線上に立つ梅毒血清診斷 (體性 17の5)
 三田定則 ワツセルマン反應物質發生機轉の本態 (關西醫事 3の27)
 鈴木才助 梅毒患者の血清並に腦脊液に對する腦及睾丸梅毒反應の抗原性に就て (皮膚科泌尿器科雜誌 31の2)
 村田正太 村田反應の改良した術式 (東京醫事雜誌 2715)
 太田篤男 梅毒血清診斷法の統一を考慮し誤反應に於ける比較試驗に就て (日本鐵道協會雜誌 17の6)
 大貫公光 余の改良せる梅毒沈降反應器械 (醫科器械學雜誌 8の12)
 大橋保一郎 ワツセルマン反應出現の機轉に就て (社會醫學雜誌 534)
 並木重郎 梅毒と結婚 (優生學 93—94)
 遠山郁三 脱毛から見た梅毒と癩 (體性 16の1)
 森山義六 興味ある傳染徑路を取れる無辜亂毒に就て (診斷と治療 18の6)
 齋藤助四郎 家兎梅毒の鼠咬症療法に關する研究 (十全會雜誌 36の7)
 茅野要治 實驗的家兎梅毒の研究補遺 (千葉醫學會雜誌 9の9)
 長谷川宗憲 潜伏梅毒 (日本醫事新報 453—457 日本之醫界 21の19—22 東京醫事新誌 2720—2722)
 長谷川宗憲 潜伏梅毒の診斷 (診斷と治療 18の7)
 長谷川宗憲 梅毒の潜伏と再發 (醫事公論 981)
 横山 結 他1名 潜伏梅毒に於ける淋巴腺腫脹の診斷的價値 (慶應醫學 11の6)
 植松七九郎 變質梅毒の本態 (日本之醫界 21の20—22 日本醫事新報 454—457)
 師岡四郎 先天梅毒の治療方針に就て (診斷と治療 18の4)
 遠山郁三 遺傳梅毒の話 (公衆衛生 49の1)
 五島匡一 娼妓亂毒に對する余の治療方針と其の成績に就て (日本公衆保健協會雜誌 7の9)
 小塚喜四郎 胃腸梅毒 (内外治療 6の8)
 眞鍋嘉一郎 肺腫瘍及急性性貧血 (日本醫事新報 475)
 内田勇三郎 麻痺性癡呆症の精神作業曲線 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)
 林 暉 麻痺性癡呆症のマラリア療法 (現代の醫學 13の10)
 江口 恒 癩癩性癡呆のマラリア療法に關する二、三臨牀的見聞 (福岡醫科大學雜誌 21の10)

- 林 暲 麻痺性痙攣症の早期診断 (現代の醫學 13の10)
- 樋口 榮 保護少年及青年の毒物に之に因する主なる神經症候に就て (東京醫事新誌 2738)
- 岡崎平一 最近10年間に於ける角膜實質炎の統計的觀察 (實驗眼科雜誌 123)
- 梅津小次郎 淋疾の病理及治療法 (吐鳳堂 昭和6年10月)
- 沼田丘二 淋菌性疾患の血清學診斷 (東京醫事新誌 2748)
- 西澤行藏 淋疾の血清診斷に就て (日本醫事新報 465)
- 山本 麗譯 妊娠、分娩、及び産褥と淋疾の關係 (最新治療 7の2-3)
- 西澤行藏 淋菌及膿膜炎菌感染に關する二、三の業績 (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 11)
- 李田久三 淋菌性頸管炎に應用せる銀スプーマンの効用に就て (治療及處方 139)
- 梶原一雄 淋菌性疾患に淋菌性關節炎に對する硬「レ」線の應用及其作用機轉に就て (日本婦人科學會雜誌26の7)
- 村田辰次 實驗的家兎淋菌性結膜炎に對する淋菌コクテジンの治療並に豫防的効果 (京都醫學雜誌45の4)
- 下村四郎 他1名 アクリヂン系色素製劑の殺菌力に就いて (1) 淋菌に對する殺菌力試驗 (皮膚科紀要 18の2)
- 村田辰次 淋菌コクテジン及ワクチンの豫防治療効果の比較 (東京醫學會雜誌 46の6)
- 廣瀬正孝譯 マラリヤ接種による小兒淋疾の療法 (治療醫學 8の9)
- 高杉新一郎 淋疾の豫防法 (臨牀醫學 19の11)

4 アルコール問題

- 三宅謙一 酒精中毒 (臨牀講義) (臨牀醫學 19の4)
- 石川俊郎 急性酒精中毒による眼瞼腫と同時に半身不隨症を合併せる症例に就て (實驗眼科雜誌 122)
- 久保喜代二 他1名 慢性酒精中毒者の研究 (神經學雜誌 33の4)
- 諸岡 存 酒精中毒者の病理解剖及化學的基礎 (禁酒の日本 137)
- 中村隆治 酒精中毒の小實驗 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

- 久龍六郎 酒精中毒知見補遺 (第1回報告) 第1編 慢性酒精中毒に於ける中樞神經の病理組織學的變化に就て (千葉醫學會雜誌 9の6)
- 長谷和三 メチール酒精中毒 (中外治療 6の7)
- 齋藤玉男 酒と性病と精神病 (社會事業 15の3)
- 小南又一郎 他1名 飲酒と犯罪及禁酒 (自然科學叢書 第2編) (日本評論社 昭和5年12月)
- 田村於兎 飲酒は慢性の自殺である (禁酒の日本 141)
- 内田徳志 飲酒と病氣の關係 (禁酒の日本 142)
- 松浦有志太郎 酒の説 (連帶時報 11の9)
- 池田清志 醫師とアルコール (公衆衛生 49の10)
- 菅 義夫 アルコールの勞働能率に及ぼす影響 (禁酒の日本 141)
- ヴァンダーヴェルト 勞働問題とアルコール問題 (禁酒の日本 134)
- 平 輝雄 臺灣に於ける酒專賣制度と其の現況 (臺灣時報 140)
- 山崎傳之助 酒と人生 (昭和6年5月)
- 小野清一郎 25歳禁酒法の合理性 (禁酒の日本 136)
- 小鹽完次 25歳禁酒法は何故必要か (連帶時報 11の9)
- 内務省警保局調査 未成年者禁酒禁煙法違反調 (禁酒の日本 144)
- 禁酒同盟調査部 世界各國の禁酒政策 (禁酒の日本 137)
- 三浦伊助 不景氣の對策としての禁酒問題の重要性 (連帶時報 11の9)
- 波多野貞夫 佛、獨、英、米の禁酒運動一般 (禁酒の日本 142)
- 泉二新熊 禁酒立法論 (禁酒の日本 136)
- 禁酒問題の興味 (日本之醫界 21の2)
- 妹尾義郎 佛教徒と禁酒運動 (禁酒の日本 144)
- 國運振興協會 禁酒亡國論 (昭和6年11月)
- 池澤文夫 大酒家の家系に現れたる相對的進行性黃斑部變質症の一例に就て (日本眼科學會雜誌 35の8)
- 櫻田五郎 アルコールと俊彦 (日本醫事新報 444)
- 雨宮保衛 兒童とアルコール問題 (社會事業 15の6)

5 神經及精神病

- 精神病者 (内務省衛生局年報 昭和4年度) (昭和6年6月)
- 内務省衛生局 精神病者收容施設調 (昭和4年7月末現在) (昭和6年3月)

- 久保喜代二 他1名 朝鮮に於ける精神病に關する研究(其の1)躁鬱病、麻痺性癡呆、癲癇の罹病率統計による比較精神學的考察 (神經學雜誌 32の8)
- 山崎 佐 精神衛生發達の大要 (日本醫事新報 484)
- 植松七九郎 精神衛生運動 (日本醫事新報 443-444 日本醫事新聞 2の17)
- 雨宮保衛 精神病の分類と類型區別 (日本の醫界 21の39-42)
- 小關光尚 都市と精神病 (大大阪 7の8)
- 西井 烈 精神病者と性慾 (體性 16の6)
- 李田久三 妊娠と精神病に就て (長崎醫學會雜誌 9の2)
- 萩 章 他1名 精神病者の血液型に就きて (東京醫事新誌 2753)
- 村松常雄 心理學的プロファイルの臨牀診斷上の價值 日本之醫界 21の16 關西醫事 3の8)
- 齋藤玉男 精神變質の有用型 (日本之醫界 21の2)
- 平塚俊亮 神經衰弱患者の對語記憶力に就きて (神經學雜誌 33の7)
- 菊地甚一 神經衰弱者の殺人事件 (刑政 44の12)
- 下田光造 他1名 癲癇 (診斷と治療 18の10)
- 佐多芳久 癲癇の本態に關する見解 (醫學醫學 19の6)
- 佐多芳久 治療學上より觀たる癲癇の本態に就て (治療學雜誌 1の7)
- 三宅謙一 癲癇に就て (東京醫事新誌 2730)
- 大峽 巖 早發性癡呆の内臟の體質的研究 (1) 心臟の大きさの測定 (完) (神經學雜誌 33の2)
- 長谷川虎男 赤面、恐怖、強迫觀念記憶不良の外來治療 (神經質 2の2)
- 左座金藏 男子ヒステリー大發作の2例 (刑罰衛生會雜誌 6の12)
- 島嶺順次郎 外傷性ノイローゼに就て (日本醫事新報 178)
- 渡邊房吉 詐病論 (日本醫事新報 482-486 醫海時報 1942 醫政 7の3-4)
- 横山鐵夫 精神病癲癇療法に就て (現代の醫學 13の8)
- 前田忠重 社會事業としての精神病院 (社會連帶 1の1)
- 秋山彌助 國立腦病院設置の急務 (臨濟 21の9)
- 櫻田五郎 精神病者救濟會の勃興を望む (醫事公論 968)
- 長山泰政 獨逸公立精神病院に於ける精神病者の看護並に保護事業 (醫事公論 962-966)
- 小關光尚 國立精神病院養護所の設立を提唱す (醫事公論 965)

6 結 核

- 天兒民博 結核研究史概観 (中外醫事新報 1178)
- 舟岡省吾 結核問題に就て (關西醫事 3の8)
- 高田新安 結核の話 (白十字 230-241)
- 高野六郎 國防と結核 (公衆衛生 49の9)
- 今村荒男 結核税 (醫事公論 968)
- 香掛 諒 肺結核の病理 (東京醫事新誌 2732-2736)
- 池田三千敏 成人肺結核の出發點に關する論争 (醫事公論 1005)
- 角尾 晋 成人肺結核の早期診斷に就て (長崎醫學會雜誌 9の1)
- H O 生 結核の新しき血清診斷法 (臨牀小兒科雜誌 5の9)
- H O 生 活動性結核の診斷 (臨牀上の應用) (臨牀小兒科雜誌 5の8)
- 小林諒雄 肺結核に於ける血期に就て (第1報) (完) (東京醫事新誌 2742)
- 村山豊一 結核と妊娠 (醫學輯覽 75)
- 鈴木忠興 眼結核と全身結核 (他臟器の結核)との關係に就て (日本眼科學會雜誌 35の9)
- 前田三郎 世外狂人氏の「結核の正體」を讀みて (東京醫事新誌 2735)
- 堀地四朗 肺結核症の病理解剖學的並に組織學的研究 附、氣管支の態度並に空洞形成に就て (十全會雜誌 36の9)
- 關 政則 肺結核屍下肢骨の人類學的研究 (人類學雜誌 46の10附録)
- 千葉俊夫 老人の肺結核 (實驗醫報 17の201)
- 笠原道夫 結核性腦膜炎 (實驗醫報 17の201)
- 古賀明彦 小兒結核 (4-8) (臨牀小兒科雜誌 5の1-3)
- 今村荒男 結核アレルギー (日本醫事新報 450)
- 大西清治 石綿塵と結核 (内外治療 6の1)
- 井上周次 食餌の結核病成立に及ぼす影響に就て (大阪醫學會雜誌 30の3-4)
- 田代重護 實驗的肺結核の經過に對する食鹽加食餌飼養の影響 (慶應醫學 11の6)
- 田代重護 結核免疫に對する加味食餌飼養の影響 (結核菌過敏症の實驗的研究) (慶應醫學 11の8)
- 猪俣登藏 各感染機轉 (吸入、點眼及び皮下接種)に由る結核症の肺と氣管枝腺との結核性變化は何か、原發なるか (1) 噴霧結核菌の吸入に因する氣道感染結核は肺と氣管枝腺と何か、原發なるか (2) 結

核菌の結核感染に因する結核症の肺と気管枝線との結核性變化は如何に源發なるか (3) 結核菌の皮下接種に因する結核症の肺と気管枝線との結核性變化は如何に源發なるか (結核 9の8)

平澤三郎 他1名 實驗的結核家兎及び海狗に及ぼす人工光線の影響に就きて (十全會雜誌 30の8)

向野定一 肺結核の赤血球沈降速度の知見補遺 (十全會雜誌 30の7)

松岡久藏 結核(家兎等丸結核)に對するX線放射作用に關する實驗的研究 (成醫會雜誌 50の3)

中野岩吉 實驗的海豚結核に及ぼす日光光線、紫外線及び熱線の影響に就て、第5編 再び日光浴の影響に就て、第6編 日光中の紫外線並に熱線の影響に就て (京都府立醫科大學雜誌 5の2)

浴風園 老齡者の結核皮膚反應 (浴風園調査研究紀要 2輯)

小林義雄 ツベルクリンアレルギーと肋膜炎 (結核 9の10)

小林義雄 ツベルクリン反應の陽性轉化に就て (日本醫事新報 445)

小林義雄 ツベルクリン反應に就て (大阪醫事新誌 2の6)

貴島定和 若年女子に於けるツベルクリン反應陽性率其轉化及結核罹患の觀察(特稿)(結核 9の1)

小林諒雄 重症肺結核患者のツベルクリン反應消失の本態並に肺結核患者喀痰中のツベルクリン物質に就て (結核 9の9)

吉田憲吉 胸膜炎に於ける植物性神經系統の機能に就て (海軍軍醫會誌 20の4)

小林義雄 胸膜炎の成因及び豫防に關する研究 (第6—11 報告) (東京醫事新誌 2724—2754)

小林義雄 胸膜炎發病と氣候との關係 (臨床醫學 19の7)

江口有 海軍胸膜炎滲出液中の結核菌培養成績 (第2報 完) (東京醫事新誌 2733)

春木秀次郎 肺結核の診斷と咯血 (治療醫學 8の9)

川村六郎 他若干名 咯血の豫防及手當法 附 體験集 (療養叢書 14) (自然療養社 昭和6年8月)

佐藤眞治 咯血と氣象との關係に就て (北陸醫學會雜誌 46の6)

松本本松 喉頭結核は治る (實驗醫報 17の204)

内務省衛生局 昭和4年結核死亡統計(昭和6年3月)

平田實 長崎三菱造船所病室に於ける肺結核患者の統計的觀察並に氣管支炎肋膜炎等との關係に就て (長崎醫學會雜誌 9の1)

野瀬善三郎 再び(最近11箇年)本邦結核死亡の統計的研究 (結核 9の5)

野瀬善三郎 學童の結核 (優生學 8の1)

大繩謙郎 都市と結核 (大大阪 7の8)

原新太郎 近代我國婦人と結核問題 (社會福利 15の6)

前田信吉 肺結核、肺炎の患者除役離障後の現況 (軍醫團雜誌 217)

神奈川縣衛生課 屍置検査より發見の牛結核 (日本公衆保健協會雜誌 7の5)

三友義雄 轉近に於ける結核の内科的療法 (治療及處方 12の1—12)

小田部三三郎 肺結核患者に對する運動療法の實際化とその治療價値に就て (日本醫事週報 1824)

W. Flinn 肺結核の特殊療法 (日本之醫界 21の35)

住吉彌太郎 結核のアウトインムニゲーションの効果 第1報 (結核 9の8)

震和田益二 結核治療の根本方針 (内外治療 6の8)

佐藤正 結核治療に對する開業醫の責任 (内外治療 6の1)

西川義方 肺病全治早道強肺 健康法 (主婦之友社 昭和6年6月)

西川義方 肺病全治への早道 (家庭醫學社 昭和6年6月)

本間純 肺結核の光線療法 (東西醫學大觀 43)

内田平次郎 肺結核の逸れと實驗 (續) (日本醫事新報 465)

佐久間延二 肺病初期之病症及其の療法 (日本醫事週報 1827—1833)

清水清輔 含水炭素代謝と肺結核 (結核 9の3)

高洲謙一郎 肺結核榮養法 (實驗醫報 196)

北山啓助 肺病患者の胃腸障害に就て (療養叢書 15) (自然療養社 昭和6年6月)

高田重正 結核と石灰 (診斷と治療 211)

小野寺直助 他1名 結核患者の榮養に就て (實地醫家と臨牀 8の5—11 東西醫學大觀 42—45)

藤井美知男 副腎皮質製劑インテレンの結核菌毒力減弱作用に就て (細菌病理學的研究) (内外治療 6の9)

小津孟 結核治療藥ヤトコニンに就て (日本之醫界 21の23)

柳原亨 他1名 單閉胸に據る外科的肺結核療法に就て (グレンツゲベート 5の7)

山田基 肺結核と人口氣胸 (實驗醫報 201)

向野定一 肺結核の人口氣胸療法及二、三の知見補遺 (十全會雜誌 30の7)

向野定一 肺結核の氣胸療法經過中に於ける血液像及赤血球沈降速度に就て (十全會雜誌 30の8)

河内專二 喉頭結核に對するラヂウム線の作用に就ての實驗 (大日本耳鼻喉科會々報 37の3)

村尾圭介 結核看護法 (白十字 230—237)

遠藤繁清 他10名 結核豫防に就て (醫海時報 1808)

中村不獨兒 結核豫防について (臺灣時報 140)

田澤敏二 結核豫防救護事業の完成と經費の能率 (結核 9の8)

田澤敏二 他5名 結核豫防に就て (醫海時報 1808—1900)

田澤敏二 結核豫防具體案 (醫事公論 903—909)

日本之醫界社 全國衛生課長會議に於て詢問せる結核豫防に關する答申 (日本之醫界 21の32—33)

日本之醫界社 公立結核療養所長會議に於て詢問せる結核豫防に關する答申 (日本之醫界 21の32)

佐藤正 結核豫防宣傳に新方向を拓け(白十字 235)

佐藤正 最近に於ける本邦結核豫防状況(結核9の9)

佐藤正 各國に於ける結核豫防施設 (公衆衛生 49の8)

佐藤正 最近に於ける各國結核豫防事業 (公衆衛生 49の7—10)

佐藤正 瑞典國の結核豫防經費 (醫海時報 1802)

紀本參次郎 結核豫防對策實施に就ては先づ財源を確保すべし (共存 7の11 醫海時報 1835 濟生 8の10)

遠藤繁清 我國の結核撲滅策と其財源 (關西醫事 3の2—3 東京醫事新誌 2707—2708 結核 9の1 濟生 8の2)

永井秀太 本邦の結核豫防撲滅實行策 (醫事公論 908 白十字 230)

進藤升 歐米各國に於ける結核事業の概況 附、各國陸軍に於ける結核豫防施設並に結核罹患下士卒に對する救濟制度の概要 (軍醫團雜誌 217 日本醫事新報 2の22)

進藤升 伊國陸軍に於ける結核豫防施設 附、同國に於ける結核事業の概況及結核罹患下士卒に對する療養施設 (軍醫團雜誌 217)

羽生田潔 軍隊に於ける肺結核の豫防に就て (日本醫事新報 2の20 日本之醫界 21の31)

神林浩 伊國に於ける結核豫防事業の變遷並に現狀 (軍醫團雜誌 217)

中橋幸吉 市の結核豫防施設に就て (醫海時報 1834)

安達謙藏 結核豫防對策確立の要 (公衆衛生 49の8)

竹内松次郎 社會事業としての結核療養所設立企劃を論ず (日本醫事新報 446)

松田毅 結核豫防の成否は民衆の正しき理解が第一である (社會事業研究 19の9)

日本醫事週報社 結核豫防施設改善策 (日本醫事週報 1839—1840)

赤木朝治 結核豫防對策の要項 (公衆衛生 49の8)

牧野虎次 社會事業家の見たる結核問題 (優生學 8の1)

末永敏事 結核の豫防 (白十字 235—237)

日本醫事會編 急速に實現し得べき結核豫防に關する各府縣醫師會の意見 (醫政 7の2)

大谷岩亮 結核豫防對策の根本問題 (日本醫事新報 471)

鈴木芳夫 社會問題としての結核豫防施設に其の一策に就いて (社會事業研究 19の10)

佐藤正 結核菌出問題 (日本醫事新報 440—442)

北山生 結核菌出問題に就て (關西醫事 3の1)

近藤乾郎 結核菌出問題反對の理由 (醫事公論 904)

百崎太一 結核豫防は急務中の急務也 (濟生 8の10)

小田俊三 兒童期に於ける結核豫防に就て (關西醫事 3の9—10)

長島豐次 乳幼児期に於ける結核豫防に就て (母性愛 3の3)

今村荒男 他1名 結核家庭よりの乳幼児隔離事業 (Placement Familial des Tout-petits) (關西醫事 3の25)

内務省社會局保險部 健康保險の實踐より見たる結核病に就て (日本醫事新聞 2の20 健康保險時報 5の9)

豊島烈 夏期社癩劑使用上の一考察 (醫海時報 1923)

天兒民博 柏林所在結核療養所に於ける治療方針並に其治療法 (實地醫家と臨牀 8の6)

神戸市立屯田療養所 神戸市立屯田療養所年報 昭和4年—5年 (昭和6年12月)

内務省衛生局 公立結核療養所状況 (昭和6年2月)

7 脚 氣

横 弘 日本内地に於ける脚氣 死亡に關する統計的觀察 (慶應醫學 11の7)

秋元 稔 脚氣と氣象の關係 特に産米期の雨量と米穀の乾燥に就て 第2編—第4編 (國民衛生 8の1—3)

秋元 稔 濕潤米と乾燥米との保存によるビタミン含有量の変化に就て (續編完) (國民衛生 8の7)

白木 武 脚氣の年次と氣候の植物性神經に及ぼす影響との關係 (内外治療 6の7)

照内 豊 脚氣オリザトキシン中毒説 (2) (完) (臨牀醫學 19の7)

大森憲太 他4名 脚氣の原因に關する研究 所謂オリザトキシンに就て (日本醫事新報 458—459) 日本內科學會雜誌 19の7 日本之醫界 21の23)

中村京亮 オリザトキシンの經口投與による人體實驗追試 (東京醫事新誌 2739)

佐藤秋夫 白米病場の末梢神經の官能的變化 (岡山醫學會雜誌 492)

鹽澤總一 他3名 松村博士脚氣菌に就て並びに同菌を以てせる人體感染試驗 (第1—2報) (東京醫事新誌 2752—2753)

有山 恒 松村博士の所謂脚氣菌とビタミンB缺乏症との關係 (日本學術協會報告 6卷)

谷川久治 脚氣菌の特異性に就て (臨牀醫學 19の7)

宇田川興三郎 所謂脚氣菌の脚氣患者血清に對する凝集反應 (衛生學傳染病學雜誌 27の7)

大塚俊雄 他1名 松村博士の所謂脚氣菌に就て (京都醫科大學雜誌 5の3)

松村 豊 脚氣菌研究實驗上の注意事項 (臨牀醫學 19の7)

大森憲太 脚氣病の原因 (科學 1の1)

島 順次郎 脚氣の病原及豫防 (臨牀醫學 19の7)

柳 金太郎 脚氣及ビタミン缺乏症の診斷と治療 (臨牀醫學 19の7)

柳 金太郎 脚氣の豫防に就て (糧友 6の6)

田中宗治 脚氣患者のエルゴグラム (日本內科學會雜誌 19の7)

宮崎宮丸 他1名 脚氣と生殖腺に就て (東京醫事新誌 2731)

香川昇三 軸性視神經炎と脚氣との關係に就ての研究 (東京醫學會雜誌 45の1—4の6)

香川昇三 脚氣と視力障礙 東西醫學大觀 48)

石松 榮 脚氣に因する聽器障礙に就て (大日本耳鼻喉科會々報 37の2)

森岡信太郎 乳兒脚氣に於ける脚氣菌の檢出 (臨牀醫學 19の7)

小原芳樹 乳兒脚氣の療法 (臨牀醫學 19の7)

前田裕四郎 他2名 照内末注射液による脚氣治療成

績に就て (治療醫學 8の8)

箕田 貢 乳兒脚氣 (現代の醫學 13の9)

8 寄生蟲病

橋川 定、森下 薫、人體寄生蟲學 第1卷 (壯圓堂書店 昭和6年1月)

中村八太郎 寄生蟲に就て (學校衛生 11の1)

日本寄生蟲學會 日本寄生蟲學會記事第3年 (昭和6年) (昭和6年7月)

吉田貞雄 保健と寄生蟲 (關西醫事 3の1)

宮川米次 寄生蟲豫防の心得 (内務省社會局保險部 昭和6年7月)

内藤和行 寄生蟲の豫防 (公衆衛生 49の10)

宮崎太一 寄生蟲病豫防に就て (公衆衛生 49の10)

杉本 學 寄生蟲病豫防に就て (日本醫事週報 184)

佐藤 正 寄生蟲病豫防と新法律の制定 (東西醫學大觀 45)

内務省衛生局 全國寄生蟲病の蔓延及豫防施設に就いて (日本之醫界 21の9)

宮川米次 寄生蟲の話 (公衆衛生 49の2)

小泉 丹 寄生蟲に關する常識の誤謬 (博愛 533)

武藤昌知 寄生蟲検査に對する被検査者の感想態度に被寄生者の寄生蟲に關する知識 (醫事公論 1002—1003 關西醫事 3の29)

岡田良一 改良便所に於ける寄生蟲に關する實驗的研究に就て (實驗醫學雜誌 15の4)

南崎雄七 新案糞便検査器 (醫科器械學雜誌 9の3)

岡田良一 寄生蟲豫防に關する調査報告 (上卷) (昭和6年3月)

内務省衛生局豫防課 昭和5年中に於ける人體寄生蟲卵保有者検査並驅除に關する調 (昭和6年3月)

谷口慶二 腸管内寄生蟲検査並驅除成績に就て (鹿兒島醫學雜誌 8の3)

石井嘉祥 農村住民に於ける年齢別寄生蟲卵保有率に對する實驗公式及び寄生蟲相互間の關係 (日本公衆保健協會雜誌 7の11)

藤巻茂夫 秋田縣八郎湯沿岸一日市町及び其附近に於ける寄生蟲の分佈 (北越醫學會雜誌 40の4)

石井信太郎 他1名 廈門に於ける消化器系寄生蟲の蔓延狀況に關する野榮類との關係に就て (臺灣醫學雜誌 30の8)

鐵道大臣官房保健課 従事員寄生蟲検査成績に就て (日本鐵道協會雜誌 17の8)

伊藤慎一 帝國海軍下士官兵腸内寄生蟲卵調査成績並驅除成績に就て (海軍軍醫會雜誌 20の4)

鈴木愛助 中等學校生徒寄生蟲に關する調査 (學校衛生 11の12)

村上 晋 東京市四谷區學童寄生蟲検査成績 (慶應醫學 11の4)

周 廷 深 東京市小學校兒童寄生蟲卵検査報告 (日本醫事新報 462—463)

市田賢吉 他1名 京都市内學童の寄生蟲調査 (國民衛生 8の2)

門馬健次 學齡兒童に於ける驅蟲効果に就きて (日本學校衛生 19の4)

栗橋吉夫 乳幼兒の寄生蟲卵検査成績に就て (熊本醫學會雜誌 7の1)

磨井春龜 旅順に於ける日支學童の糞便内寄生蟲卵検査成績 (兒科雜誌 373—375)

井關 期 南洋群島パラオ島コロール公學校兒童寄生蟲検査成績 (國民衛生 8の10)

内藤和行 寄生蟲の濕體驅除に就て (學校衛生 11の3)

名越猛熊 Vitamin 缺乏食餌を以て飼養せる固有宿主犬に經口的及び經腸的の感染せる犬十二指腸仔蟲の運命に就て (傳染病研究所研究業績報告 昭和6年度 3—6 實驗醫學雜誌 15の1)

階堂嘉市 屎尿に混ざる人工肥料が十二指腸蟲卵並に蛔蟲卵に及ぼす影響に就て (國民衛生 8の4)

階堂嘉市 土壤に混入せる人工肥料が十二指腸蟲卵の孵化及び其の仔蟲に及ぼす影響 (國民衛生 8の6)

北村包彦 十二指腸蟲仔蟲の重可作用に因る實驗的皮膚炎 (皮膚科及泌尿器科雜誌 31の6)

北村包彦 十二指腸蟲仔蟲の生體皮膚侵入に關する知見補遺 (皮膚科及泌尿器科雜誌 31の5)

松崎義周 アンキロストーマ種並にネカトル種十二指腸蟲卵に對する自然力の影響 (慶應醫學 11の10)

松崎義周 免疫に依る十二指腸蟲病感染豫防の研究 (1) (慶應醫學 11の10)

北村包彦 十二指腸蟲仔蟲物質皮内注射に因る同仔蟲に對する皮膚感受性の變化 (皮膚科及泌尿器科雜誌 31の10)

中島勝美 十二指腸蟲の發育に關する實驗的研究 (第1編) 人體驅蟲にて處置せられたる人十二指腸蟲 *Anchylostoma duodenale* 仔蟲の家庭體內に於ける發育に就て (傳染病研究所研究業

績報告 昭和6年度 32) (第2編 犬十二指腸蟲 *Anchylostoma Caninum*; *Ercolani* 仔蟲に至る發育状態に就て (傳染病研究所研究業績報告 昭和6年度34) (實驗醫學雜誌 15の8) (犬十二指腸蟲 *Anchylostoma Caninum*, *Ercolani* 仔蟲の固有宿主たる犬及非固有宿主たる家兎、モルモット、白鼠體內に於ける發育状態に就て (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 39)

眞下俊一 十二指腸蟲病 (診斷と治療 18の1)

太田馬男 北海道鐵道従事員に於ける腸内寄生蟲検査成績特ニ十二指腸蟲に就いて (附 十二指腸蟲及び肝臟デストマ保卵者の血液型並に唾液及び糞便法の比較試驗) (日本鐵道協會雜誌 17の9)

岡田良一 十二指腸蟲及蛔蟲の再感染に就て (實驗醫學雜誌 15の3)

岡田良一 蛔蟲及十二指腸蟲驅除薬の効果に就て (實驗醫學雜誌 15の4)

豊田一長 寄生蟲卵特に蛔蟲卵の人工孵化に關する研究 (東京醫事新誌 2748)

深尾信雄 幼兒の蛔蟲寄生率と其體格の比較調査 (國民衛生 8の2)

藤井元四郎 蛔蟲寄生に依り未だ文獻に見ざる眼症状を呈せる一例 (中央眼科醫報 23の10)

阿部四郎 蛔蟲と外科 (醫事公論 987—991)

岡部直己 蛔蟲體液の皮膚反應に關する研究 (慶應醫學 11の9—12)

山本宗三郎 蛔蟲症の二、三の症候に就て (内外治療 6の8)

橋本 亨 蛔蟲に起因せる膽石症の一例に就て (東京醫事新誌 2739)

古森善五郎 興味ある蛔蟲症の二例に就きて (實地醫家と臨牀 8の9)

景山 直 北海道に於ける蛔蟲寄生の分布を健康保險被保險者に就て見たる調査 (産業福利 6の7)

中川雅美 蛔蟲卵發育とメヂウムとの關係研究補遺 (慶應醫學 11の2)

野村舜治、土橋靜江 諸種瓦斯體の蛔蟲卵發育に及ぼす影響 (慶應醫學 11の8)

栗橋吉夫 蛔蟲感染時に於る感染動物腸内潜在性出血に就ての實驗的研究 (熊本醫學會雜誌 7の9)

土屋 均 他1名 腹壁皮下大網膜に多數の袋嚢を形成せる稀有なる肺臟デストマ病の一例 (慶應醫學 11の6)

栗橋吉夫 蛔蟲感染の感染動物の肝臟外分泌機能に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (熊本醫學會雜誌 7の7)

赤岩八郎 他2名 肺チストマ蟲の大腸寄生に因する腸腫瘍症候を呈せし一症例に就て (日本外科學會雜誌 32の4)

吉田稻太郎 肝臟チストマ病家現肝臟に於ける尿酸糖化酵素に關する實驗的研究 (第1-2報告) (岡山醫學會雜誌 494)

松浦三郎 日本住血吸蟲中間宿主宮入貝の生物學的研究 (第2報) (東京醫學新誌 2742-2743)

小林英一 Manson氏裂頭蟲の發育に關する研究 (第3-第4) (臺灣醫學會雜誌 30の1-4)

階堂嘉市 Necator americanus の生物學的性質を論じて豫防撲滅法の考究に及ぶ (國民衛生 8の6)

西村福太郎 東洋ゴンギロネマ Gongyocma orientale Yokogawa の發育に伴ふ終宿主體組織的變化に就て (臺灣醫學會雜誌 30の5-6)

兒玉利國 小學校生徒の寄生蟲検査 (糞便検査) にて發見せるラブデイチス屬寄生蟲に就て (日本公衆保健協會雜誌 7の12)

清水精一 全羅北道に於けるイヘダニの蔓延に就て (朝鮮之醫界 12の1)

友野 清 蠅幼蟲症の一例 (東京醫學新誌 2738)

兒玉利國 人の糞便中に見出されるチログリフィデ科に關するミルベに就て (日本公衆保健協會雜誌 7の11)

千葉英一 朝鮮に於ける人體腸管寄生原蟲の研究 (其6-8) (朝鮮醫學會雜誌 21の4)

高村弘量 高度の寄生蟲エオジノフィリーに影響を及ぼせし一條件 (愛知醫學會雜誌 38の8)

栗栖吉夫 日本産野兎に家兎に於ける内臟寄生蟲の研究 (熊本醫學會雜誌 7の9)

村上 晋 他1名 蠟標突起炎、蠟標突起内に於ける寄生蟲及び其卵の統計的觀察 (慶應醫學 11の9)

森田林次 サントニンの藥理學的知見補遺 (朝鮮醫學會雜誌 21の9)

9 癩

田宮貞亮 最近日本に於ける癩研究の狀勢 (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 48 實驗醫學雜誌 15の12)

長興又郎 Recherches sur la Lepre au Japon. (實驗醫學雜誌 9の5)

青木大勇 癩の遺傳 (治療及處方 12の11)

村田正太 癩の遺傳説に對する批判 (社會事業研究 19の7)

寺尾三千春 癩患者の血液ヨード量に就て (熊本醫學會雜誌 7の10)

大田原豊一 他1名 癩の研究鼠癩の統計的觀察 2、癩菌と鼠癩菌との異同 3、白鼠の年齢が鼠癩菌の感受性に及ぼす影響 (東京醫學新誌 2729-2741)

太田原豊一 癩の研究 (上) (醫事公論 908)

林 芳信 癩患者の骨發育障礙に就て (レントゲン線による研究) (東京醫學新誌 2730-2731)

鈴木新助 神經癩患者に見たる眼眼狀に就て (日本眼科學會雜誌 35の8)

内田 守 鈴木氏の「神經癩患者に見たる眼眼狀に就て」なる論文を讀みて癩の病型と眼疾患との關係を論ず (醫事公論 1008)

林 芳信 癩性結節性紅斑の臨牀觀察 (東京醫學新誌 2742)

林 芳信 癩性結節性紅斑の血液像に就て (東京醫學新誌 2742)

青木大勇 癩の早期診斷及治療法 (日本醫學新報 450 東京醫學新誌 2718)

高野六郎 癩から結核へ (日本公衆保健協會雜誌 7の2)

望洋學人 國際聯盟と癩問題 (醫海時報 1941)

青木大勇 國際聯盟問題としての癩 (醫海時報 1928)

宮島幹之助 癩豫防に關する一私見 (醫海時報 1904)

光田健輔 癩の豫防と根絶に就て (日本醫學新聞 2の18)

赤木朝治 癩の根絶に就て (醫事公論 903 日本醫學新報 438)

高野六郎 癩の根絶 (公衆衛生 49の8)

青木大勇 癩の豫防撲滅法に關する改善意見追報 (醫海時報 1924-1925)

北村精一 癩に於ける癩の觀察 (東京醫學新誌 2738)

内務省衛生局 癩豫防の狀況並に癩豫防法改正の要點 (日本之醫界 21の9)

宮崎太一 改正癩豫防法に就いて (日本醫學週報 1843-1848 醫海時報 1933-1939)

齋藤壽雄 癩豫防法の思ひ出 (日本之醫界 21の35)

丸田一男 改正癩豫防法管見 (共存 7の10)

原 泰一 癩豫防協會の設立まで (社會事業 14の12)

澁澤榮一 癩豫防事業の確立に就いて (社會事業 14の12)

林 文雄 官立癩療養所の爲に辭す (1) (醫海時報 1901)

原口一徳 林氏の「官立癩療養所の爲に辭す」を讀みて (醫海時報 1906)

林 文雄 再び官立癩療養所のために辭す (醫海時報 1908)

原口一徳 林氏の「再び官立癩療養所のために辭す」を讀みて (醫海時報 1921-1922)

内田 守 九州癩療養所の爲に辭し併せて輕快患者解放問題を論ず (醫海時報 1908-1909)

京都市立宇野野療養所 年報 (8) (昭和5年) (昭和6年4月)

宮島幹之助 各國に於ける癩豫防事業と國際協力 (醫海時報 1900-1903)

太田正雄 シヤム及フィリッピンに於ける癩療養所 附 支那石叻の癩收容所 (東京醫學新誌 2722-2724)

10 癌

平田胤春 他1名 九大病理學 教室に於ける剖檢例500例に於ける胃潰瘍並に胃癌の統計 (實地醫家と臨牀 8の10)

大島宗二 我が教室に於ける癌の統計的觀察 (實地醫家と臨牀 8の1-6)

長興又郎 癌の統計的研究に就て御願ひ (癌 25の1-2)

林 學 腸癌の統計的觀察 (東京醫學新誌 2717)

大村重信 榮養の人工的癌發生に及ぼす影響 (大阪醫學會雜誌 30の3)

井坂 英 癌發生に關する二、三の要約に就て (保險醫學雜誌 153)

濱野次郎 癌免疫血清を以てて處置せる人體子宮癌の病理組織學的所見 (慶應醫學 11の9)

中村高重 癌種の骨髄筋に於ける多發性轉移に就て (千葉醫學會雜誌 9の10)

Sunao, Ito, Hatukanazumi Zinko Hyôhi-gann no Isyu'syoku. (癌 25の1)

眞島隆輔 消化器癌の早時診斷 (日本消化器病學會雜誌 30の8)

齋藤大雅 胃癌の豫後 (日本レントゲン學會雜誌 9の1)

蓮見四郎 胃癌に就て (實地醫家と臨牀 8の9)

鹽田廣重 胃癌 (日本醫學新聞 2の19)

松橋正格 原發性肺癌 (診斷と治療 211)

石原俊士 癌腫發生原因の假説と P. O. U. ホルモンに據る癌腫の治療例 (日本醫學新報 476)

宮坂六雄 手術不可能性子宮頸部癌に對する P. O. U. ホルモンの價值に就て (東京醫學新誌 2736)

白木正博 P. O. U. ホルモンの使用に就て (治療學雜誌 1の9)

11 助産及婦人病

石井雪人 昭和5年度に於ける産婦人科學界の業績 (日本之醫界 21の4-8)

小川 順 The Duration of Menstruation and the Development of Newly Born Infant. (近畿婦人科學會雜誌 14の1)

萬 興信 月經に關する二、三の調査 (生理學研究 8の8)

西崎得三 他1名 金澤地方女生徒月經に關する統計的研究 (日本學校衛生 19の9)

中川純一 月經週期と妊娠期間 (1-2) (近畿婦人科學會雜誌 14の3)

岩田正道 各種異常月經の原因及治療方針 (日本醫科大學雜誌 2の3 日本醫學新聞 2の22 日本醫科大學雜誌 2の7)

池井柳藏 性週期に影響すべき外因に關する實驗的研究 (日本内分泌學會雜誌 6の11)

辻 明俊 本邦女學生の月經 (第2編) 初回月經後次回月經迄の期間及月經持續日數並に月經週期日數 (日本婦人科學會雜誌 23の6)

辻 明俊 女子は初經以前に於て月經に關する智識を知らざりや (臨牀産科婦人科 6の3)

菊地俊雄 月經の生理学と其の産婦人科に於ける臨牀的意義 (近畿婦人科學會雜誌 14の3)

中西弘康 各月經週期に於ける血清コレステリン含量消長に就て (日本婦人科學會雜誌 23の10)

横森實治郎 更年期障礙の診斷 (醫學輯覽 72)

細野尚是 更年期障礙の療法に就て (治療醫學 8の6)

加納知男 日本に於ける子宮筋腫患者年齢の統計的觀察 (愛知醫學會雜誌 38の6)

松岡秀夫 巨大子宮筋腫の一例 特に其遺傳的關係に就て (近畿婦人科學會雜誌 14の3)

加納知男 子宮内腫瘍に就て(愛知醫學會雜誌 38の6)
 白木正博 白木助産婦學(前編)(南山堂 昭和6年5月)
 土肥 衛、渡邊範介 日新産科學(上、下巻)(日新醫學社 昭和6年3、8月)
 安藤畫一 産科學(下巻)(圓鳴堂 昭和6年4月)
 警瀬雄一 新選産科學(下巻)(南山堂 昭和6年1月)
 土肥 衛、渡邊範介 日新産科學 上巻 (日新醫學社 昭和6年3月)
 木下正中 正規分娩の處置(治療及處方 12の3—4)
 石倉猛夫 ベルノクトンに依る無痛分娩(東京醫事新誌 2738)
 佐伯誠一 母の健康と妊娠分娩(公衆衛生 49の3)
 下平 尚 非妊時、妊娠時及び産時における糖代謝の研究(日本婦人科學會雜誌 29の4)
瀬田信一 妊娠時に於ける母體の榮養が胎兒の骨系統に及ぼす影響に就て(日新醫學 21の3)
 矢田城太郎 妊娠時胎盤の感受性に関する研究(1) 妊娠時胎盤のアドレナリン及びピロイトリンに対する感受性に就て(2) 喉管に對するイソヒノリン誘導體の作用と妊娠との關係に就て(3) 妊娠時に於ける滑平筋のクリアチン含有量に就て(千葉醫學會雜誌 9の5—6)
 日下定四郎 妊娠分娩産時における新陳代謝見補遺(第1—第3編)(愛知醫學會雜誌 38の10—12)
 幸田久三 妊娠時に於ける網狀織内被細胞系統機能研究(第1報—第4報)(長崎醫學會雜誌 9の2)
 藤川 淳 他1名 妊娠浮腫及妊娠腎臓に就ての說(日本婦人科學會雜誌 29の7)
 藤川 淳 妊娠性浮腫子體に對する硫マの價値(東京醫事新誌 2734)
 糸井一良 卵巣濾胞水に對する黃體の拮抗的作用に就て(3編諸種内分泌腺器(生殖腺以外)に於ける組織學的所見より見たる濾胞水と黃體との拮抗作用(傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 2)
 三井孝夫 胎兒毒血中に胎兒浸出液の分娩後來に及ぼす影響(北海道醫學雜誌 9の2)
 川口 浩 妊娠と血漿反應との關係に就て(千葉醫學會雜誌 9の4)
 富士川游 子宮外妊娠(中外醫事新報 1168)
 島居松次郎 産褥熱預防に關する産科的研究(日本婦人科學會雜誌 29の2)
 佐藤隆房 産褥性乳房炎の原因及び其一新療法に就て(醫事公論 190)

警瀬雄一 ツオンデックアツシユハイム氏妊娠診断法(東西醫學大觀 46)
 下津浦忠助 ツォア氏妊娠反應の成績に就て(東京醫事新誌 2741)
 佐伯誠一 妊娠診断、排卵試験法(日本婦人科學會雜誌 29の10)
 白木正博 早期妊娠確診に關する最近の進歩(治療及處方 139)
 淺井國康 本邦授乳婦人の血色素量に就て(兒科雜誌 375)
 杉田 博 他1名 健康授乳婦乳房の細菌に就て(兒科雜誌 375)
 佐藤 彰 母乳荒川氏反應は何を教ふるか(實驗醫學報 195)
 金山達也 産褥婦乳汁の荒川氏反應(日本鐵道醫協會雜誌 17の4)
 濱崎邦夫 アレキサンダーアダムス氏手術の成績及び同手術後不妊症に對する輸卵管通氣術に子宮輸卵管造影術所見(日本婦人科學會雜誌 29の7)
 瀬木嘉一 レントゲン避妊に就て(螢光 5の7)
 照内洞亮 女性不妊症に關する研究總攬(大阪醫學會雜誌 30の5)
 結核妊婦の人工流産手術失敗に因る業務上過失致死事件判決 治療代は治癒しなくとも支拂へと東京地方裁判所の判決(醫政 6の9)
 小坂五兵衛 産婦保護に關する意見(昭和6年11月)
阪口義三 母の多産性とその娘の分娩數との相關關係に就て(日本婦人科學會雜誌 29の4)
 西村重樹 胸腺及下垂體混合エキス注射による妊娠中絶並胸腺エキスの子宮筋疲勞に對する作用に就て(東京醫事新誌 2746)

12 眼病、耳病、鼻病、盲啞

島居吉 明々堂昭和5年新來患者統計に現れたる眼疾患の現況(實驗眼科雜誌 121)
 浴風園 老齡者眼疾患の統計的觀察(浴風園調查研究紀要 2輯)
 高野三嘉雄 最近熊本醫科大學に於ける外來患者10000人に對する眼疾患の統計的觀察(熊本醫學會雜誌 7の1)
 上野直美 最近3箇年間に於ける我教室近視の統計的觀察(日本眼科學會雜誌 35の11)

島居吉 統計上より見たる遠視性近視(實驗眼科雜誌 122)
 桑名義廣 近視成因に關するレイインゾーン説の一反証例に就て(北越醫學會雜誌 312)
 渡邊義人 屈折異常と頭蓋計測(附)屈折異常と食餌との關係(大阪醫學會雜誌 30の8)
 小口忠夫 近視中に其の眼底異常の統計(日本眼科學會雜誌 35の2)
 近藤忠雄 先天性全色盲患者のスペクトルに於ける明度分布計測(日本眼科學會雜誌 35の2)
 周々木三千太郎 共動性斜視の遺傳例(實驗眼科雜誌 120)
 竹村慶治 瞳孔徑に關する研究(1) 瞳孔徑測定の生理學的條件について(勞働科學研究 8の1)
 武藤直也 自家考案の閉像器に就て(中央眼科醫報 23の10)
 川上理一 他1名 Kohlrausch の方法を以てせる小口氏病眼の聴聽器經過の研究(中央眼科醫報 23の1)
 大塚美代四郎 トラホームに就て(附) 其豫防法と撲滅法(日本醫事新報 445—456)
内務省衛生局豫防課 昭和5年壯丁 トラホーム患者表(昭和6年3月)
 柴田元喜 トラホームと體質及び體格問題(中央眼科醫報 23の10)
 寺田 和 トラホーム病因に關する綜説(醫事公論 974—976)
 脇坂健次郎 トラホーム豫防の現況に對する不満(眼科臨牀醫報 307)
 中村文平 トラホームの傳染経路に就きて(大阪醫事新誌 2の1)
 田村茂美 春季加答兒と光との關係に就て(實驗眼科雜誌 114)
 水足豐來 家兎眼に於ける實驗的老年性變化中に白内障に就て(大阪醫學會雜誌 30の8)
 片山 雄 ヴイタミン破壞飼養による視器の變化(日本眼科學會雜誌 35の9)
 雨宮保衛 瞳孔の對光強直(治療醫學 8の8)
 石原 忍 探光と眼の衛生(公衆衛生 49の2)
 石原博士 他8名 視力障礙座談會(東西醫學大觀 46)
 古見嘉一 視力保存に就て(公衆衛生 49の12)
 庄司義治 眼科診療の實際(南山堂 昭和6年10月)
 中泉行正 國產義眼の製造に就いて(日本醫事新報 445 内外治療 6の6)
 高安 晃 同一縣下に於ける盲の成因相違に就て(熊本縣下芦北、阿蘇兩郡に於ける盲人眼検査成績)(中央眼科醫報 23の7)

井上圓治 失明防止國際協會に就て(博愛 532)
緒方 潔 各國に於ける盲人保護事業に關する報告(1929年國際聯盟衛生部)(實地醫家と産科 8の4—12)
緒方 潔 昭和4年調査にかゝる福岡縣在住の盲人に關する統計的觀察(日本眼科學會雜誌 35の12)
 赤木朝治 失明防止について(日本醫事新聞 2の29)
 佐藤達彌 失明の豫防に就て(治療及處方 12の7)
 石原 忍 失明防止と豫防に就て(博愛 533)
 宮島茂次郎 盲人の職業問題と高等教育(社會事業研究 19の7)
 川本宇之介 失明者の保護及職業的特權の確立(社會事業 15の7)
 細谷雄太 細谷耳鼻咽喉科學(南山堂 昭和6年3月)
 田上一忠 鼓膜の高氣壓に對する抵抗力に就て(熊本醫學會雜誌 7の8)
 城所信五郎 他1名 遺傳性運動失調症(Friedreich 氏病)に於ける聽覺障礙に就て(大日本耳鼻咽喉科會々報 36の11)
 浴風園 老齡者聽力検査(浴風園調查研究紀要 2)
 大島松三 最新權威吃音矯正全書(中京吃音學會 昭和6年3月)
 今井三六 聾啞者の救済(連帶時報 11の7)
 川畑宗次郎 聾啞者の社會的保護事業に就て(連帶時報 11の7)
 樋口長市 振はざる聾啞教育(連帶時報 11の7)
 小河重右衛門 聾啞者の社會的保護(連帶時報 11の7)
 鎌田榮八 聾啞者の保護と職業的地位(連帶時報 11の7)
 井上久之丞 聾啞者の社會的保護に就て(連帶時報 11の7)

13 齒科的疾患

川上爲次郎 齒科醫學史(金原商店 昭和6年8月)
 柴田 信 齒科形態學(金原商店 昭和6年4月)
 正木 正 齒科學の研究は如何にすすむべき可能なりや(1—4)(3)(齒科學報 36の9—12)
 奥村鶴吉 齒の衛生に就て(公衆衛生 49の1)
 山田越二 日本人齒牙の人類解剖學的研究(十全會雜誌 303)

森 忠男 本邦人に於ける第3大臼齒の發生狀態及該齒根の化灰完了時期に就て(日本齒科學會雜誌 24の2)

山田越二 日本人齒牙の磨滅と年齢的關係に就て(十全會雜誌 303)

加藤清治 胎那質象牙質の波狀境界線の成因及びその年齢的差異(日本齒科學會雜誌 24の2)

樽垣麟三 齒牙發育中に見たる胎那質の吸收に就て(口腔病學會雜誌 5の3)

深江三代治 諸種食餌の齒牙組織に及ぼす影響に就て附 齒牙萎縮の内因(日新醫學 20の5)

正木 正 種々なる食餌飼養に依るラッテ齒牙及び顎骨の組織學的變化の研究 特に食餌中のCaとPとの比の影響に就て(齒科學報 36の9-10)

岡田 正 實驗的ビタミン缺乏症に於ける齒牙及び顎骨の生化學的研究(實地醫家と臨牀 8の7)

永峯雄介 地方病的異常齒牙の研究(日本齒科學會雜誌 24の5-7)

黒田教徳 健康保險に於ける齒科診療に就いて(日本之齒界 135)

樋口 榮 他1名 尋常少年及不良少年の「齒」に就て(關西醫事 3の27-29)

小藤英夫 他1名 齒槽膿腫と血液型との關係に就て(大日本齒科醫學會々誌 41)

通井正一 齒槽膿腫の細菌學的研究(1)(日本之齒界 141-142)

三村勝隆 海兵の累年の齶齒發生變化的統計的觀察(齒科學報 36の8)

岡田 正 支那人の齒石と之と本邦人、朝鮮人齒石との比較 附 齒石の見解(朝鮮齒科醫學會雜誌 7の3)

岡田 正 實驗的ビタミン缺乏症に於ける齒牙及び顎骨の生化學的研究ビタミンA又Bの缺乏症に於ける所見(朝鮮齒科醫學會雜誌 7の3)

14 中 毒

小池 重 中毒症の數例に就て(日本醫事新報 466)

内務省衛生試驗所 阿片成續(昭和5年度)(昭和6年11月)

ガビット 安藤明道譯 阿片(日本評論社 昭和6年11月)

大澤 勝 慢性モルフィン中毒と其療法(最新治療 7の1-2)

西川 襄 阿片モルヒネ中毒者血清の凝集作用に就て

1 窒扶斯菌に對して 2 赤痢菌に就て(朝鮮之醫學 123-127)

守中 清 慢性阿片及モルヒネ中毒症に就て(日新醫學 20の8)

堀田新三 モルヒネ習慣の成因に就て(東京醫學會雜誌 45の6)

菊地西治 モヒ中毒患者救済の急務(社會福利 15の4)

松岡杏太郎 モルヒネの血液像に及ぼす影響とその原因に就て(滿洲醫學雜誌 15の2)

黒田啓次 慢性モヒ中毒症の原因に就いて(續)(行刑衛生會雜誌 6の12)

中村正太郎 幼兒急性コカイン中毒例(臨牀小兒科雜誌 5の9)

柿沼晃作 他1名 急性ペロナル中毒(實驗醫報 195)

吉岡彌生 婦人煙草に絶對反對(禁酒の日本 144)

標田五郎 煙草の話(海の世界 25の9)

川原傳吉 他1名 ニコチンの刺激性眼球炎に及ぼす影響に就て(滿洲醫學雜誌 15の1)

藤岡洋一 コフェイン習慣性の本態に就て(東京醫學會雜誌 45の7)

二本松 錠 中樞神經系統に於ける鉛中毒に就て 脳中、脈絡叢、腦膜、腦實質、脊髓膜、脊髄實質及び之等血管に於ける病的變化並に其の臨牀的關係(愛知醫學會雜誌 38の5)

藤澤 清 鉛注射による犬腎系統に於ける變化に就て(大阪醫學會雜誌 30の3)

富島嘉門 他2名 實驗的鉛中毒知見補遺(大阪醫學會雜誌 30の5)

松森 明 鉛中毒に因る嬰兒の二例(東京醫事新誌 2741)

佐藤隆二 鉛中毒に於ける骨髄、線像と其症例(臨牀小兒科雜誌 5の9)

村上 隆 實驗的鉛中毒に關する知見補遺特に膠液及び血清液注射並に脾臟の別出が鉛中毒に及ぼす影響に就て(熊本醫學會雜誌 7の10)

草野與二 膏藥に因る所謂膿膜炎の一例(日本醫科大學雜誌 2の8)

小林 貞 乳兒鉛中毒患兒の頭形應曲に其の體格に就て(乳兒學雜誌 9の2)

篠原 順 乳兒慢性鉛中毒症(所謂膿膜炎)に於けるチスマタリンの血液像より見たる治療的價値(臨牀小兒科雜誌 5の6)

澤田敬義 他1名 慢性砒素中毒(診斷と治療 18の3)

皆見省吾 他1名 サルワルサン副作用に就て(日新醫學 20の10)

中島榮太郎 蒼鉛中毒に就て(日本醫科大學雜誌 2の11)

細野四郎 急性昇汞中毒症(實驗消化器病學 8の8)

伊原重彦 水銀中毒の實驗的研究(第1回報告)(岡山醫學會雜誌 492)

岡島晋一 賴尙和 カドミウムの循環器系統に及ぼす影響特に心臓並に血壓(日本內科學會雜誌 19の4)

中村八太郎 鹽鹼中毒の例(犯罪學雜誌 4の4)

玉田政助 有毒瓦斯吸着能比較試驗の一新方法に就きて(軍醫雜誌 218)

連水保彦 白髮染リハ中毒症(醫事公論 1007)

鹿兒島縣衛生課 飯匙蛇に關する調査(日本公衆保健協會雜誌 7の10)

鯉沼非吾 一體化炭素中毒とその處置(臨牀醫學 19の10)

宮崎義郎 他1名 乳牛のビスマス中毒に就て(日本公衆保健協會雜誌 7の2)

工藤祐三 肉中毒症(Botulismus)に關する實驗的研究(傳染病研究所 研究業績報告 15)

三宅 儀 諸種藥物の毒作用に及ぼす甲狀腺の影響に就て(日本內分泌學會雜誌 7の4)

15 疾 病 の 雜

吉岡博人 非醫者時代(東京顯微鏡學會雜誌 38の2)

稻田龍吉 治療及治療學に就ての所感(治療學雜誌 1の1)

吉本清太郎 他數名 轉近に於ける治療界の進歩(9-37)患者の處置と疾病の治療(日本醫事新聞 2の1-29)

川井銀之助 民間療法に就て(中外醫事新報 1174)

森田次郎 素人で出来る診斷及治療法(朝日書房 昭和6年2月)

森山幸門 他2名 診斷療法叢書(同濟書房 昭和6年1月)

中山忠直 漢方醫學の新研究(改訂版)(寶文館 昭和6年4月)

城 一格 再び漢方醫學と五行說に就て大塚氏へ(日本醫事新報 476)

駒井一雄 灸法の科學的證明と其の將來(生理學研究 8の1)

平林敬滋 體と人生、體療治の方法(三光書院 昭和6年2月)

三浦謙之助 治療學雜誌の發刊を祝して治療の合理化に及ぶ(治療學雜誌 1の1)

大里俊香 光線療法(金原商店 昭和6年5月)

井上正賢 諸病食餌療法(曙書房 昭和6年8月)

井上正賢 胃腸の營養療法(曙書房 昭和6年8月)

原 弘毅 慢性癩癩癩癩に果實汁特にバナ、粥を與へた小經驗(治療醫學 8の8)

宮川米次 呼吸器病者の營養療法に就て(日本醫事新報 466)

吳 健 坂本恒雄 內科書(上卷)(南山堂 昭和6年3月)

藤森雄平 他3名 新內科學(金原商店 昭和6年4月)

額田 豐 額田 晋 簡明內科學(上、下卷)(金原商店 昭和6年4月)

三輪徳寛 吉川春次郎 實驗外科學(南江堂 昭和6年7月)

小川 蕃 簡明外科各論(下卷)(金原商店 昭和6年10月)

木村男也 小病理解總論(金原商店 昭和6年5月)

費川哲夫 簡明皮膚科學(金原商店 昭和6年5月)

稻田龍吉 呼吸器疾患の病理總論(實地醫家と臨牀 8の5)

荒武不二男 最近5年間に於ける九大整形外科來患者の統計的觀察(關西醫事 3の18)

三好高彦 老人病の臨牀及び治療(未)(行刑衛生會雜誌 6の7-11)

角尾 晋 他2名 血友病(診斷と治療 18の10)

小田部正三郎 呼吸器病は働きたから治せ(實業之日本社 昭和6年3月)

小田平義編 脾臟病篇(日本內科全書3)(吐瀉堂 昭和6年5月)

武田直敏 糖尿病と性的關係(愛知醫學會雜誌 38の9)

長谷川雅雄 インシュリンの影響の年齢的差異に就て(兒科雜誌 373)

宮川米次 動脈硬化症の營養療法に就て(日本醫事新報 468)

宮川米次 動脈硬化症の療法(治療學雜誌 1の9)

稻田龍吉 黃疸の治療に就て(日本醫事新報 473-474)

中川知一 水利尿に就て(2)(大阪醫事新誌 2の1)

丹羽長太 百下り病に於ける二、三の新知見(愛知醫學會雜誌 38の3)

丹羽長太 筋性進行性筋萎縮症の遺傳學的並に臨牀的觀察 (日本內科學會雜誌 18の11—12)

吾妻俊夫 胃腸病の話 (三省堂 昭和6年2月)

新井俊雄 アビタミン—セ性口唇炎 (東京醫事新誌 274)

皆見省吾 傳染性紅斑 (診斷と治療 211)

志賀 亮 泌尿器科學 (金原商店 昭和6年4月)

村上清作 痔疾の外科的治療法に關する二、三の知見 (醫事公論 989)

和田 圃 貧血の鐵療法 (内外治療 6の9)

大倉 誠 レントゲン診斷學提要 (南山堂 昭和6年9月)

杉下秀一 特發性レントゲン潰瘍の一例 (螢光 5の8)

三羽兼義 他2名 輸血危險の本態に關する研究 (關西醫事 3の15)

伊藤四郎 臨牀上より見たる給血者の選擇に就て (醫事公論 994—995)

大島福造 腫瘍の發育と生殖腺問題 (東京醫事新誌 2723)

森 茂樹編 腫瘍と内分泌 上卷 (體質病理學研究 第1卷) (熊本醫科大學病理學教室 昭和6年12月)

草間常三 白血球反應に關する臨牀的及實驗的研究 (4) (福岡醫科大學雜誌 24の7)

水口半吉 類症官症の四例 (日本內分泌學會雜誌 6の11)

西川義方 內科診療の實際 (南山堂 昭和6年9月)

眞島隆輔 疾病及び患者の治療に就いて (東京醫事新誌 2741)

板倉 武 治療學の概念 (治療學雜誌 1の1—11)

研醫社編 現代之診療 (1の1) (研醫社 昭和6年7月)

吉本清太郎 患者の處置と疾病の治療 (日本醫事新聞 2の22)

馬場和光 人の病理學と人の治療とに就て (治療學雜誌 1の7)

眞島隆輔 治療上の所謂個人化 (治療學雜誌 1の2)

山崎長齋 最新鍼灸醫學教科書 (2) (日本醫書株式會社 昭和6年3月)

緒方知三郎 三田村篤志郎 病理學總論 (中) (病理學總論の上) (南山堂 昭和6年2月)

大村清二 日本人松果腺の解剖學的組織學的並に病理學的研究 (日本醫科大學雜誌 2の1—2)

篠部信一 瓦斯代謝に及ぼす硫黃の影響並之と甲状腺との關係に就て (日本內分泌學會雜誌 7の4)

増田吉人 口腔疾患に因つて起りたる敗血症の臨牀的考察 (大日本齒科醫學會雜誌 61)

坂本 寛 アドレナリン及びコカインの合併作用殊に交感神經の抑制を司る臟器に於ける關係に就て (岡山醫學會雜誌 490)

横田群三 超生體染色による健常血液白血球並に實驗的白血球增多症に於ける白血球染色體狀態に就て (大阪醫學會雜誌 30の7)

大村重信 甲状腺製劑及び甲状腺半抽出の食餌性骨病に及ぼす影響に就て (大阪醫學會雜誌 30の8)

丸野 保 溶脂性ビタミン、ビオステリン及び肝油過剩供給家兎赤血球の抵抗に就て (實驗消化器病學 6の9)

藤本弘治郎 腦下垂體前葉並卵巣ホルモンの雌性生殖器に及ぼす影響に關する實驗的研究 (1) 腦下垂體前葉を移植せる幼若雌性白鼠の生殖器に於ける所見の時間的變移に關する研究 (十全會雜誌 36の9)

三谷 登 他2名 鐵療法に實驗的發熱犬鼠白代謝及びその葡萄糖兼ヤ—ノール注入による影響に就て (日本內科學會雜誌 19の6)

河合龜太郎 日本產タラ肝油の生藥學的研究 (10—12) (藥學雜誌 51の3—8)

白井 保 赤血球鹽基嗜好性顆粒出現の診斷的價値 (日本醫事週報 1837)

西垣明治 他1名 血清中に血液内アドレナリン分解に就て (大阪醫學會雜誌 30の8)

16 藥劑藥店

石戶谷 勉 大觀本草に所載する藥物の原植物に關する考察 (29—30) (中外醫事新報 1170—1176)

芳賀榮次郎 衛生材料代用品の研究に就て (軍醫團雜誌 217)

川手敏郎 醫藥の利得 (經濟往來 6の8)

川端男勇 東西藥用植物考 (文久社 昭和6年4月)

陸軍省醫務局 陸軍藥局方改正要綱 (軍醫團雜誌 213號外)

井上善十郎 消毒藥に就て (日本醫事週報 1809—1812)

小川劍三郎 妙藥博物考解題 (中外醫事新報 1172)

奥島貫一郎 藥物の效果と其要約 (醫局及藥局 8の9)

的場克己 各種酵母製劑の酵量に就て (1) (東京醫事新誌 2736)

久保田眞種 藥毒による萬病の治療と食療法 (金星堂 昭和6年9月)

武田信一郎 山口友善 賣藥處方全書 (藥業時報社 昭和6年1月)

17 看護學

18 醫療機關 (醫療の社會化を含む)

城西壽史 醫業史觀 (日本醫事新報 480—486)

佐藤秀三 社會と醫療機關 (橋手社會衛生叢書 第11冊) (金原商店 昭和6年4月)

醫師數 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

齒科醫師數 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

藥劑師數 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

藥局及び藥業者數 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

產婆數 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

療 屬 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

病院數 (內務省衛生局年報 昭和4年度 昭和6年6月)

醫師 齒科醫師 產婆數調 昭和5年末現在 (內務省衛生局)

內務省衛生局 藥劑師看護婦及看護人數調 昭和5年末現在

內務省衛生局 開業醫師齒科醫師及產婆の缺如原因その他に關する調 昭和5年10月現在

內務省衛生局保健課 全國醫師齒科醫師產婆數調及藥劑師看護婦及看護人數調 (日本醫事新聞 2の24)

龜山孝一 開業醫師齒科醫師產婆なき町村 (醫海時報 1916 濟生 8の6—7)

本田六介編 日本醫籍錄 (醫事時論社 昭和6年2月)

高崎雅雄編 最近調査、大日本醫師名簿 (光明社 昭和6年5月)

諸 家 生産的經營的に觀たる醫師過剩問題の檢討 (日本醫事新報 471)

峰須實信之 醫師無き村落に於ける保健狀態 (日本公衆保健會雜誌 7の6)

病院醫師齒科醫師その他醫療機關調 (調査月報 2の5)

宮入慶之助 醫師 (日本傳染病學會雜誌 5の4—6の3)

中村孝太郎 我國醫療の概観 (濟生 8の2)

柴田義彦 醫師の權利及義務 (晴文堂 昭和6年12月)

佐藤秀三 學究の醫業觀 (日本醫事新報 440)

北島多一 近代都市醫療問題 (濟生 8の3)

生江孝之 我國現在の醫療觀 (濟生 8の3)

水口耕治 醫業は何處へ行く (關西醫事 3の5)

嘸酸義等 最近に於ける社會的的發展と醫術及び醫業に就て (醫海時報 1904—1905)

小南又一郎 醫業、醫師會及び醫術過剩の關係(承前) 完 (醫政 6の5)

鈴木梅四郎 日本醫業經營法の革新—醫業の合理化 (實生活社出版部 昭和6年10月)

大澤源之助 病院醫院の建築と其の設備 (圓鳴堂書店 昭和6年6月)

加藤寛二郎 當面の醫業問題 (醫事公論 1004—1007)

加藤寛二郎 當面の醫業問題批判 (醫海時報 1940)

ドレーセル 小川劍三郎譯 醫師階級の機體化的努力 (日本醫師協會雜誌 7の12—8の10)

山村正雄 醫業難打開策としての非劃一制業務報酬規程を提唱す (日本醫事新報 455 醫海時報 1915—1916)

近藤乾郎 開業醫生活難打破と金再禁止問題 (醫海時報 1946)

柿本庄六 醫業合理化に關する若干の私見 (日本醫事新聞 2の17)

宮崎太一 醫業難の打開策 (醫政 6の6)

森 種太郎 醫業難原因の—か (日本醫事新報 451)

中村孝太郎 醫業のトラスト化と對策 (濟生 8の9)

野田利七 日醫の醫師法第7條改正案に就て (醫海時報 1913)

白上佑吉 侵略主義時代の思想を排せ (日本醫事新報 444)

助川裕次郎 八王寺事件を解剖す (關東々北醫師大會の記事を讀みて) (醫海時報 1948 日本醫事新報 488)

ハ—ローレンツ 謝禮の請求 (日本醫師協會雜誌 8の5)

嘸酸義等 最近に於ける社會政策の改善と醫術及醫業に就て (日本醫事新聞 2の3)

岡本 千 醫師會と健康保險 (醫海時報 1921)

宮島慶之助 獨逸醫業界の近狀 (醫政6の7 日本醫事新聞 2の6 日本醫事週報 1817)

山崎 佐 ソヴェトロシアの醫療狀態 (日本醫師協會雜誌 8の8—10)

牧賢一 勞農露西亞に於ける醫務制度 (關西醫事 3の12-13)

紀本參次郎 医療の機會均等と医療問題の歸趨 (社會事業 15の5)

紀本參次郎 医療保護普及の緊要と我國に於ける醫師數 (醫事公論 981)

藤田小五郎 外科醫より見たる醫業官營の私見 (醫事公論 964)

金子念阿 医療は國營へ (濟生 8の2)

川上貫一 開業醫制度の本質及醫療社會化の不可能に就て (醫海時報 1000)

藤田小五郎 外科醫より見たる醫業官營論の私見 (醫事公論 983)

井上作郎 大衆醫療問題の將來 (社會事業研究 19の9)

岩崎益子 醫療社會化の限界性 (濟生 8の1)

植田正雄 醫療社會化の將來 (社會事業研究 19の1)

内務省衛生局 救療事業調 (昭和4年12月末日現在) (昭和6年3月)

紀本參次郎 東京市内重なる官公私立病院に於ける治療入院患者數に就て (濟生 8の7)

海野幸徳 病院社會事業 (濟世 8の4)

鈴木梅四郎 救療事業と醫師會制度の相剋に就て (濟生 8の1)

I. V 生 医療普及と組合的診療の傾向 (公衆衛生 49の9)

西川與助 巡回診療班の誕生 (共存 7の9)

川崎 丞 輕費診療普及に關する吾人の感想 (醫海時報 1938)

溝淵忠雄 醫藥分業に就て藥劑師團に質す (醫海時報 1938)

三吉豐久 溝淵博士の分業論を讀みて (醫海時報 1947)

齊藤唯地 醫藥分業妥協の好期 (醫海時報 1932)

上田欽作 日醫の分業反對論に就て (醫海時報 1941)

水口耕治 再び醫藥分業に關して田代博士の教を仰ぐ (醫海時報 1903)

加藤寛二郎 醫療類似業雜觀 (醫政 6の6)

日本醫事新報社 徹底的に掃滅の必要ある有害有益の診療機關 (日本醫事新報 474)

平山 坦 醫藥類似業問題 (醫政 7の3-4)

山村正雄 非醫師の診療機關經營問題に就て (醫海時報 1946 醫事公論 1011)

土井十二 無免許醫業に就て (日本醫事新聞 2の27-29)

池田清志 醫師免許と國籍變更 (醫事公論 1008-1010)

三枝真哉 醫籍回顧 (日本醫事新報 475-476)

山崎 佐 醫師の族籍變更と轉籍 (日本醫師協會雜誌 8の9)

日本赤十字社 日本赤十字社各病院患者統計 (昭和5年度) (昭和6年11月)

日本赤十字社 日本赤十字社各病院患者統計 (昭和4年度) (昭和6年5月)

19 犯罪と自殺

司法省 第31行刑統計年報 (昭和4年度) (昭和6年8月)

京都府内務部統計課 京都府統計書 第4編 警察衛生其他 昭和4年 (昭和6年3月)

安東系村 犯罪人定型説とその否定説 (犯罪學雜誌 5の1)

小南又一郎 齷齪と性格異常及び犯罪 (犯罪學雜誌 4の1-2)

安東系村 病的衝動と犯罪について (犯罪學雜誌 4の2)

左座金藏 犯罪と精神病との關係に就ての統計的觀察 (福岡醫科大學雜誌 24の5)

吉益脩夫 不良兒童の調査 (刑政 44の1-8)

内村祐之 精神病患者と犯罪 (保護時報 15の10)

佐野熊翁 癡癡と犯罪 (生理學研究 8の3-8)

左座金藏 犯罪者の精神障礙に就て (行刑衛生會雜誌 6の6)

南條博和 指教學上より見たる犯罪指教 (犯罪學雜誌 4の4)

林 潤吉 不良少年に行ひたる知能其他の検査 (行刑衛生會雜誌 6の1)

高瀬安貞 青少年犯罪者に施行したる道徳判斷検査に就て (兒童研究 35の1)

吉益脩夫 青少年犯罪者の道徳的心情 (心理學研究 6の1)

辻山義光 刑務所と精神異常 (犯罪學雜誌 5の2)

左座金藏 受刑者に於けるヒステリー性格出現の頻度に就て (行刑衛生會雜誌 6の11 實地醫家と臨牀 8の12)

松本高三郎 迷信と犯罪 (東京醫事新誌 270)

丸山郁雄 受刑者と文身に就て (行刑衛生會雜誌 6の4-5)

澤田順次郎 犯罪の原因に就て (刑政 44の8-9)

池永 博 犯罪の豫防と犯罪原因 (法曹會雜誌 9の9)

原 嘉道 犯罪防止と司法機關 (犯罪學雜誌 4の1)

岩野 稔 どうすれば犯人は少くなるか (犯罪學雜誌 5の1)

北條春光 鑑定例に現るゝ犯罪證據に就て (日本醫事新報 440)

高橋清一 犯罪心理學に於ける「犯罪」の意味 (社會事業研究 19の1)

近藤貞次 行刑に於ける社會心理學的諸問題 (刑政 44の1)

小南又一郎 實測法醫學と犯罪捜査實話 (人文書院 昭和6年9月)

仁科正次 指教上より觀たる強盜致死傷血に偽造犯人に對する調査に就て (犯罪學雜誌 4の3)

田原利崇 犯罪捜査と紫外線の應用 (日本醫事週報 1800)

黒田啓次 自殺か他殺か (行刑衛生會雜誌 6の2 醫事公論 973)

北條春光 殺人事件に見らるゝ二、三の傾向 (關西醫事 3の24)

紀武 良 少年釋放者の再犯期間 (保護時報 15の4)

黒田啓次 「死刑臺に載るまで」を讀む (行刑衛生會雜誌 6の9)

黒田啓次 犯罪學研究者たるには (犯罪學雜誌 5の2)

瀧川政次郎 死刑臺斷片 (犯罪學雜誌 5の1)

小熊龍之助 刑事統計年報に基く女性犯罪者に關する種々の統計的調査 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

東京市統計課 内外大都市に於ける犯罪統計 (統計學雜誌 539-541 日本醫事新聞 2の18-23)

尾後實壯太郎 刑罰の本質より觀たる不起訴處分と執行猶豫 (刑政 44の6-7)

武藤文雄 個人的刑法と社會的刑法 (刑政 44の10)

辻 敬助 現代行刑の方針と實際 (社會事業研究 19の10)

正木 亮 行刑法改正の基本問題 (刑政 44の6-8)

泉二新熊 犯罪防止策と刑法 (犯罪學雜誌 4の1)

佐瀬昌三 イタリア新刑法に於ける少年及青年の處遇 (法曹會雜誌 9の12)

大石貞夫 不法の預防を如何に取締るべきか (日本醫事新報 463-465)

岡本二雄 墮胎罪の廢止 (法律春秋 6の10)

松井晟千代 釋放者保護事業に就て (保護時報 142)

石清水一雄 思想犯釋放者の保護問題 (保護時報 15の11)

寺島久松 司法保護事業經營論 (保護時報 15の11)

宮城長五郎 司法保護事業經營論 (保護時報 15の1)

佐藤郎八郎 司法保護事業と一般社會事業 (保護時報 15の11)

富井隆信 假出獄と收容保護 (保護時報 15の4)

辻 敬助編 釋放者保護列規集 (大阪毎日新聞社慈善團 昭和6年11月)

岩村通世 思想犯釋放者の保護對策 (保護時報 15の7)

鹽野季彦 行刑の社會化と保護思想の向上 (刑政 44の5)

木村龜二 刑務作業の教育的任務に就て (刑政 44の5)

不知火生 拘禁者の體重に付考察 (行刑衛生會雜誌 6の8)

石清水一雄 行刑と體育運動の施行に就て (刑政 44の6)

木下唯一 在所者給與食糧に就て (行刑衛生會雜誌 6の2)

小山謙吉 飲食物に關する注意點に就て (行刑衛生會雜誌 6の7)

阪本 敦 受刑者の嗜好別統計に就いて (柳澤統計研究所季報 31)

樋口 榮 他1名 尋常少年及不良少年のトラホームに就て (關西醫事 3の31-33)

第四節 産業及労働の衛生

1 同上一般 (産業合理化を含む)

石渡信太郎 炭坑生活の回顧 (石炭時報 6の2)

工業教育會 夏季慰安と安全衛生設備 (職工問題資料 P 185)

岸 武八 人造絹絲工業及其應用工業事情 (工業調査彙報 9の1)

産業労働調査所 主要産業の最近の情勢 (産業労働時報 20)

東京商工會議所 事務所の騒音防止方法 (産業合理化資料 11) (昭和6年2月)

東京商工會議所 軌道に由らぬ水平運搬 (1) 經濟的水平運搬の基礎 (産業合理化資料 28) (昭和6年6月)

東京商工會議所 軌道に由らぬ水平運搬 第2部(手力車輦) (産業合理化資料 29)(昭和6年5月)
 東京商工會議所 機械的動力傳達装置 (産業合理化資料 34) (昭和6年8月)
 大阪市社會部調査課 本市に於ける浴場労働者の生活と労働 (社會部報告 146) (昭和6年10月)
マネジメント社 作業の強度化と労働者の壽命 (未) (マネジメント 8の6-7)
 東京商工會議所 海上運送用包装 (産業合理化資料 35) (昭和6年9月)
 東京商工會議所 木製包装の合理化 (産業合理化資料 6) (昭和6年1月)
 東京商工會議所 郵便小包の包装及發送 (産業合理化資料 7) (昭和6年1月)
 東京商工會議所 厚紙包装の合理化 (産業合理化資料 12) (昭和6年3月)
 東京商工會議所 包装用器具及び安全装置 (産業合理化資料 13) (昭和6年3月)
 東京商工會議所 閉鎖空気設備の設計と運轉 (産業合理化資料 25) (昭和6年5月)
 東京商工會議所 組織及操作諸原則 (産業合理化資料 26) (昭和6年5月)
 東京商工會議所 給油の合理化 (産業合理化資料 36) (昭和6年9月)
 東京商工會議所 プリキ製及び金屬製包装の合理化 (産業合理化資料 23) (昭和6年4月)
 東京商工會議所 輸取出引の仕方 (産業合理化資料 8) (昭和6年2月)
 東京商工會議所 豫算に依る企業の統制 (産業合理化資料 9) (昭和6年1月)
 東京商工會議所 米國に於ける恩給制度の研究 (産業合理化資料 14) (昭和6年3月)
 東京商工會議所 商品の回轉率と手許在高の統制 (産業合理化資料 15) (昭和6年3月)
 東京商工會議所 職長の資格 (産業合理化資料 16) (昭和6年3月)
 東京商工會議所 製造業に於ける出費の統制 (産業合理化資料 27) (昭和6年5月)
 東京商工會議所 生産豫算及び手許在高豫算 (産業合理化資料 31) (昭和6年6月)
 東京商工會議所 團體的獎勵法と個人的獎勵法 (産業合理化資料 32) (昭和6年6月)
 東京商工會議所 産業上の適職選擇 (産業合理化資料 22) (昭和6年4月)
 東京商工會議所 實業界に於ける大學卒業生の採用と其の適所選擇 (産業合理化資料 24) (昭和6年4月)

東京商工會議所 販賣配給費の計算方法 (産業合理化資料 30) (昭和6年6月)
 東京商工會議所 貸銀支拂事務の管理 (産業合理化資料 37) (昭和6年11月)
 東京商工會議所 筋肉労働者に對する基礎賃率の決定 (産業合理化資料 18) (昭和6年3月)
 全米商業會議所編 配給の方法(東京商工會議所) (産業合理化資料 10)
 東京商工會議所 中央配給制度に依る經費節約 (産業合理化資料 21) (昭和6年3月)
 東京商工會議所 販賣員の訓練 (産業合理化資料 20) (昭和6年3月)
 木村修三 同一の農業經營者の成果の年による變動について (九大農學部農業經營學教室研究資料 4)
 東畑精一 生産方法の發展と農業恐慌 (帝國農會報 21の4)
 宇都宮秀夫 丁抹の農業合理化の原因と日本 (帝國農會報 21の11)
 高龜良樹 農村生活の合理化 (藝備選事 413-422)
 境野恵佐 最新畜産製造論 (有誠堂 昭和6年8月)
鈴木久藏 賃銀の合理化 (産業合理化講座 8) (日東社 昭和6年8月)
 櫻内幸雄 重要産業の統制に關する法律制定の根本趣旨 (産業合理化 3輯)
 關 乾次 産業合理化と労働者の關係 (産業研究 5)
 中島久萬吉 産業合理化に於ける三大基調 (産業合理化 2輯)
 向井鹿松 産業合理化とは何か (産業合理化講習録) (日本商工會議所 昭和6年7月)
 山下興家 我國に於ける生産管理の改善 (産業合理化講習録) (日本商工會議所 昭和6年7月)
 小野盛一 産業合理化と失業問題 (産業研究 6)
 荻野元太郎 公正なる販賣協調 (産業合理化講習録) (日本商工會議所) (昭和6年7月)
 依 孫一 我國産業界の時勢と之の對策 (産業合理化 2輯)
 服部東一 産業合理化と科學的管理 (産業合理化講習録) (日本商工會議所 昭和6年7月)
 吉田永助 我國及び諸外國に於ける規格統一 (産業合理化講習録) (日本商工會議所 昭和6年7月)
 上田武人 生産部における工具統制の實際 (産業能率 4の4)
 松岡均平 重要産業統制法に就て (産業合理化 3輯)
 増田幸一 人事管理 (岩波講座 教育科學 第3册) (岩波書店 昭和6年12月)
 大河内正敏 製造工業經營の合理化 (産業合理化講習録) (日本商工會議所 昭和6年7月)
 太田哲三 財務管理と標準貸借對照表 (産業合理化講習録) (日本商工會議所 昭和6年7月)
 下河邊 良 歐洲諸國に於ける炭礦労働費と出炭率 (産業福利 6の9)
 高橋正雄 『官』業の合理化 (經濟往來 6の7)
 谷口吉彦 第二の産業革命 (經濟往來 6の7)
 中島久萬吉 我國工業の合理化に就て (工政 141)
 田中康夫 資本主義合理化とプロレタリア的社會保險施設の要求 (法律時報 3の11)
 波多野貞夫 歐米各國の産業合理化 (マネジメント 8の10 産業能率 4の10)
 植田正雄 英國の産業合理化と労働者 (社會事業研究 19の3-4)
 東京商工會議所 不景氣が労働に及ぼす影響を最小にする方法 (産業合理化資料 33) (昭和6年8月)
 名古屋高商産業調査室 景氣循環の調査研究(1) 本邦礦産物の生産數量循環指數(調査報告 12 昭和6年8月)
 名古屋高等商業學校産業調査室 本邦鋼鐵器調査(1) (昭和6年5月)
 企業の合同と作業能率 (マネジメント 8の1)
 磯崎俊次 獨逸産業合理化の發展 (社會政策時報 130)
 工業評論社調査部 獨逸重工業合理化概観 (工業評論 17の1)
 協 調 會 英國産業の合理化問題 (昭和6年4月)
三浦鐵太郎 他11名 中小商工業問題 (社會政策時報 129)
 美濃口時次郎 我國中小工業の地位 (臺灣時報 143)
 日本産業能率研究所 生産統制の實際 (産業能率 4の8-11)
 工務局工業課 主要工業概況調査 (工業調査彙報 8の5)
 商工省編纂 全國工場通覽 昭和4年末現在 (日刊工業新聞社 昭和6年9月)
 燃料協會編纂 我國に於ける燃料節約の實際 (昭和6年11月)
 東京商工會議所 會社重役及び幹部の職務 (産業合理化資料 19) (昭和6年3月)
 臨時産業合理局生産管理委員會 燃料節約 (日本商工會議所 昭和6年4月)
 臨時産業合理局 生産管理に關する提案 1 生産管理委員會提案の根本趣旨 2 従業員互換制度 3 企業者間の相互啓發 (産業合理化 2)
 臨時産業合理局 我國の製鐵事業と其の合理化 (産業合理化 2)

臨時産業合理局 工業品規格統一及商品單純化に就て (産業合理化 2)
 臨時産業合理局生産管理委員會 業務改善研究會要旨 (日本工業協會 昭和6年10月)
 臨時産業合理局生産管理委員會 生産管理委員會提案の根本趣旨 (日本商工會議所 昭和6年4月)
 臨時産業合理局生産管理委員會 従業員互換制度 (日本商工會議所 昭和6年4月)
 臨時産業合理局生産管理委員會 企業者間の相互啓發 (日本商工會議所 昭和6年4月)
 大阪府立産業能率研究所 燃焼指導 (大阪府立産業能率研究所報告 22 昭和6年5月)
 大阪府立産業能率研究所 我國に於ける産業統制に就て 並に商工省臨時産業合理局各種機關の内容 (昭和6年1月)
 大阪府立産業能率研究所 燃料特別講演録 (昭和6年3月)

2 労働の心理學及生理學

(産業經營法を含む)

淡路聖治郎 産業心理叢話 (應用心理 1の4)
 上野陽一 いまゆる精神労働について (應用心理 1の6)
 浦生俊文 工業と心理學の分野 (其2) (産業福利 6の1)
増田幸一 産業心理學の新轉向と其主要問題 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)
 海津明彰 仕事と環境 (應用心理 1の5)
桐原葆見 作業の形式と標式に就て (松本博士在職25年記念論文集 心理學と藝術の研究 上) 別刷 (岩波書店 昭和6年4月)
桐原葆見 工場作業に於ける習熟過程 附工場に於ける工人養成の實際上への若干の忠言 (労働科學研究 8の1)
 寺澤最男 長期練習と作業能の進歩 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 上) (昭和6年4月)
 千葉 浩 練習効果の心理學的研究 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 上) (昭和6年4月)
 淡路聖治郎 休憩の配分並に挿入法 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 上) (昭和6年4月)

ヴァーノン 小川忠藏譯 産業疲労と能率 (大同書院 昭和6年6月)

西江浪二 作業型と勢力型及び體型との關係 (應用心理 昭和6年9月)

桐原茂見 労働時間と作業能率 (應用心理 1の8)

若林米吉 能率調査に於ける「斯くあり」と「斯くあるべし」(選信能率 8)

寺澤巖男 疲労増進率の遞減性 (教育心理研究 6の12)

金子 弘 労働事故の心理的研究に就いて (國民經濟雜誌 51の2)

松行翁介 不眠の影響に就いて (應用心理 1の3)

福岡縣鐵工聯合會調査 工場労働者は安全運動を如何に見るか? (福岡縣鐵工聯合會々報 6の5)

上野陽一 販賣心理 (商學全集 第40卷) (千倉書房 昭和6年6月)

濱中濱太郎 電話交換手の仕事に就いて (選信能率 8-9)

狩野廣之 活版植字作業の特徴に就いて (應用心理 1の8)

川島鹿藏 電報配達作業に於ける休息時間 (選信能率 9)

川島鹿藏 電報配達作業に於ける自轉車の速度 (選信能率 8)

濱中濱太郎 電話交換手の所要性能 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

マネジメント社調査部 適性考査の評價法—ドイツ聯邦鐵道工場の見習工検査 (3) (マネジメント 8の1)

マネジメント社 我國の科學的適材選擇 (マネジメント 8の1)

若林米吉 適性選擇法として面談 (選信能率 9)

鈴木 信 百貨店小売員の適性に關する研究 (職業指導 4の9)

花水 猛 工手の選擇と作業訓練について (産業能率 4の6)

谷本揆一 紡績女工の適性検査 (應用心理 1の1)

吉田 博 外交販賣係の適性検査 (應用心理 1の9)

選信能率研究会編 作業能率講話 (寶文館 昭和6年6月)

山口達郎 能率に關する體験的新法則 (共榮 4の6)

鶴田昌親 能率増進に對する若干の考察 (マネジメント 8の9)

坂本重昭 事務能率増進法 (上野陽一監修 能率叢書) (同文館 昭和6年6月)

I 生 T工場能率法實施(完) (産業能率 4の1)

加藤威夫 他1名 時間研究による作業標準決定法 (マネジメント 8の2-12)

マネジメント社 作業研究について (マネジメント 8の7)

マネジメント社 標準化とその効果 (マネジメント 8の8)

國房彌吾 作業標準の設定と割増賃銀制の實施 (産業能率 4の1)

木村修三 牛馬を使ふ作業に要する時間に就いて (九大農学部農業經營學教室研究資料 3) (昭和6年6月)

寺田武夫 織物工場の高湿度下作業時における稼働の高さに關する研究 (産業能率 4の11)

瀧 時智 米國文官勤務能率測定方法 (産業能率 4の4)

金子利八郎 事務管理總論 (商學全集 第17卷) (千倉書房 昭和6年10月)

蒲生俊文 工場管理の訓練 (産業福利 6の2)

君島清吉 所謂労働者工場管理問題 (社會政策時報 124)

蒲生俊文 管理の心理學的觀察 (産業福利 6の9)

大阪市社會部調査課 労働者管理工場に就いて (社會部報告 135) (昭和6年4月)

上野陽一編 合理的小賣經營法 (能率叢書) (同文館 昭和6年6月)

臨時産業管理局生産管理委員會 企業經營者の資格についての注意及職員の適材登用 (日本工業協會 昭和6年11月)

小島 憲 公營事業論 (明治大學創立50年記念論文集 政治經濟學部 昭和6年11月)

東京市政調査會公益企業調査局 公益企業の經營に關する諸意見 (都市問題 13の1)

北川宗藏 企業と經營 (1) (國民經濟雜誌 51の6)

池内信行 經營經濟學と限界科學(會計 28の2-5)

坂本重昭 二宮尊徳の經營學と會計學(會計 29の1)

宮田嘉代藏 經營原理 (春陽堂 昭和6年11月)

名古屋市中ノ町商業實修學校 施設經營の實際 (昭和6年11月)

桐淵潤藏 經濟的生產單位の決定につきて (産業能率 4の5)

増地康治郎 會計學と經營經濟學 (會計 28の2)

二階堂正治 工場經營の技術的研究の諸題目に就いて (産業能率 4の4)

山下興家 工場經營上の改善すべき諸點 (工政 141)

二階堂正治 工場經營の技術的研究の諸題目について (産業能率 4の9)

山田秀三 工場經營研究資料 (資源 1の2)

上野陽一 バチャ靴會社における經營法 (産業能率 4の2)

瀧川政次郎 日本上代に於ける筐籠の起源と其の使用 (思想 111)

ブリックマン 大關正男譯 農業經營及經濟學 (西ヶ原刊行會 昭和6年11月)

播孝三郎 農村學(前篇) (建設社 昭和6年4月)

北海道廳 閉墾及耕作の策 (昭和5年9月)

西澤基一 甘蔗耕作に於ける大農經營 (經濟時報 3の8)

江木清一 農村振興と農會經營 (昭文社 昭和6年4月)

平井泰太郎 百貨店の現在及將來 (國民經濟雜誌 51の1)

堀江保藏 グラスの工業發達概説 (經濟論叢 33の1)

西澤基一 最近5ヶ年に於ける工業の推移 (經濟時報 3の9)

商工省保險部 保險年鑑 甲 内國會社 乙 外國會社 (昭和4年度) (昭和6年4月)

現代職業總覽 (春秋社 昭和6年4月)

岡崎文規 キョロジの職業分類法 (彥根高商論叢 10)

福田敬太郎 閉市令における市場制度 (國民經濟雜誌 51の3)

美濃口時次郎 我國中小工業の組合 (社會政策時報 133)

ジェ、ピ、ワーパツス 中央會調査部譯 産業組合民主制 (産業組合中央會 昭和6年7月)

石川知福 力量計概観 (醫器器械學雜誌 8の7)

鈴木喜世 他2名 懸垂力に關する研究 (海軍軍醫會雜誌 20の5)

日立鑛山健康保險組合 鑛山労働者身體の諸相 (昭和6年7、10月)

島 誠郎 本邦兒童起立位に於ける脉搏數 (日本學校衛生 19の2)

世古口延光 心臟効率並に其の臨牀的意義 (日本内科學會雜誌 19の3)

大谷潤一 基礎新陳代謝と心臟の勞作に就いて (日本内科學會雜誌 19の7)

野田信茂 他1名 炭石肺者の心臟の大きさに就いて (東京醫事新報 2711)

橋本龍雄 勞作能力の數量的測定に就いて (十全

會雜誌 36の3-10 日本内科學會雜誌 19の2)

馬淵秀夫 山口 貢 筋勞作の生體機能に及ぼす影響に關する實驗的研究 (1) (大阪醫學會雜誌 30の10)

田中作次郎 曲柄の最適腕長及び最適軸高に就いて (農業及園藝 6の3)

田中作次郎 耕作の動作研究 (鳥取農學會報 3 昭和6年4月)

田中作次郎 頭肩腰及び手に於ける負擔能率の比較 (農學關係諸學會聯合大會講演集抜刷 昭和4年10月 京城)

柳沼三吉 送信好適作業面高及び送信姿勢に關する研究 (勞働科學研究 8の1)

柳沼三吉 無線電信作業に關する實驗的研究 (豫報) (勞働科學研究 8の4)

中 脩三 腦に於ける乳酸の研究 (1) (福岡醫科大學雜誌 24の9)

大西清治 労働の生理 (産業福利 6の7)

大西清治 労働醫學概論 (自然科學叢書8編) (日本評論社 昭和6年11月)

安田純夫 馬の正常 Hämoglobin 含有量並に之に及ぼす労働の影響に就いて (滿鮮の醫界 127)

平松忠雄 含水炭素新陳代謝知見補遺 (1) 筋内労働の血糖量に及ぼす影響に就いて (愛知醫學會雜誌 38の8)

平松忠雄 蛋白質及び脂肪新陳代謝の知見補遺—筋内労働の血液内窒素及び脂肪量に及ぼす影響に就いて (愛知醫學會雜誌 38の11)

岡島 壽 渡邊勝海 各種高氣壓内に於ける健康者の聴力に就いて (日本鐵道醫協會雜誌 17の7)

岡山 巖 高氣壓のもとに生活したる家兎心臟の肥大に就いて (日本鐵道醫協會雜誌 17の5)

榎木健次 高層汚染空氣呼吸時に於ける生理的變化に就いて (海軍々醫會雜誌 20の5)

村上三郎 潜水作業の人體に及ぼす影響及存揚法に就いて (海軍々醫會雜誌 20の3)

田中肥後太郎 低氣壓内に於ける瓦斯代謝 (海軍々醫會雜誌 20の1-2)

田中肥後太郎 低壓の血液 PHに及ぼす影響 (霞空隊研究資料 8 昭和6年2月)

竹内義夫 高氣壓と聽器 (醫學公論 1005-1006)

秋元龜次 高氣壓に於ける新陳代謝と發汗との關係に就いて (日本内科學會雜誌 19の2)

福田 豊 呼吸瓦斯代謝に及ぼす環境温度の影響に關する實驗的研究 高氣壓と呼吸瓦斯代謝 (日本内科學會雜誌 19の8-9)

高梨利助 暑熱時寒冷時に於て體の内外より温熱寒冷

刺戟を與へたる場合 血糖、脈搏、瞳孔の變化に就て (日本外科學會雜誌 32の9)
 松島周藏 精神行作時の至適環境條件について (4) (勞働科學研究 8の3)
 松島周藏 精神行作時の酸素消費量について (續) (勞働科學研究 8の3)
 三宅宗詮 新陳代謝に就ての應用生理學 (生理學研究 8の1-5)
 西島 龍 坑内稼働者尿窒素代謝に關する研究 (産業福利 6の12)
 安田純夫 馬の労働の血液 Creatinin 量に及ぼす影響に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の6)
 マネジメント社 工場内の運搬と運搬用具 (マネジメント 8の7)
 永雄重郎 石炭の沖荷役に就て (石炭時報 6の2-3)
 勝所正俊 蒸氣機車乗務員に就ての研究 (2) 模型火車投炭機 (過勞労働) の身體に及ぼす影響に就て (日本鐵道協會雜誌 17の3)
 下山政人 機關兵作業後の血液像に就て (海軍々醫會雜誌 20の1)
 名古屋鐵道局濱松工場 機關車修繕工場における作業研究について (産業能率 4の5)
 北川 順 自動車震動の測定に關する關係 (軍醫雜誌 219)
 輝岐義等 産業疲労の研究方法に關する批判的考察 (勞働科學研究 8の2)
 浦生良遠 産業疲労と食事時間の配當に就て (醫事公論 966-967)
 梶川嘉四郎 女工の月經に就て (日本婦人科學會雜誌 24の5)

3 産業衛生、職業的疾患及災害

豊沼 吾 産業衛生 (東西醫學大觀 40-51)
 松下正信 労働衛生拾年 (工業 8の1)
 大坂府警察部工場課 工場衛生調査 (第1編) (昭和6年5月)
 豊沼 吾 本邦に於ける工場醫に就て (日本醫事新聞 2の16)
 板津庄五郎 船員診療に際し留意すべき諸點及必要なる船員病學並に熱帯病學的常識 (日本醫事新報 44 7-461)
 南 俊治 工場鐵道醫局の組織と機能 (勞働科學研究 8の1)

日本鐵道協會 坑内通氣施設とカタ寒設計 (鐵道講話 27) (昭和6年2月)
 水野史朗 改良された女工服 (産業福利 6の10)
 鈴木隆治 纖維工場の温湿度問題 (産業福利 6の11-12)
 土居 巖井 照明と生産能率の關係についての考察 (産業能率 4の5)
 滿鐵總務部勞務課 三次代勤務制の本質と實際 (勞務時報 14)
 鈴木隆治 米國船業に於ける深夜業禁止問題 (産業福利 6の7)
 大西清治 罹病率より見たる工場作業交替制度の比較 (醫海時報 1902)
 日本鐵道協會 坑内空氣の冷却力と採炭夫稼働時間及び體重減少量の關係 (日本鐵道協會資料 19 昭和6年6月)
 社會局労働部 深夜業禁止の影響調査 (勞働保護資料 37 昭和6年3月)
 社會局監督課 深夜業禁止の影響調査 (産業福利 6の5-6)
 浦生俊文 安全と生産能率との相關關係 (産業福利 6の3)
 上田芳子 深夜業廢止後に於ける紡績婦人労働者の状態 (社會事業研究 19の11)
 松元裕惠 働く人の體操 (國民體育 17の5)
 黒木豊坊 工場體育に就て (國民體育 17の9)
 村岡正夫 職業的姿勢及筋作業に基因する疾患と體育の必要 (國民體育 17の5)
 赤間雅彦 工場體操 (國民體育 17の10)
 鐵道大臣官房保健課 職員疾病統計 自昭和2年至同4年 (昭和6年3月)
 鐵道大臣官房保健課 昭和4年從事員健康診斷成績統計 (昭和6年2月)
 遞信大臣官房保健課 遞信部内職員衛生統計 (20) (昭和6年2月)
 鐵道大臣官房保健課 衛生試験所試験成績抄録 (昭和6年7月)
 國香哲三郎 過去1ヶ年の從業員の麻痺狂 (日本鐵道協會雜誌 17の5)
 河合純三 鐵道從業員の被害に關する研究 (日本鐵道協會雜誌 17の12)
 ファーエー 職業病に對する豫防施設に就て (日本鐵道協會雜誌 17の7)
 岡部康喜 穿孔性外傷眼 (統計的觀察) (中央眼科醫報 22の10)
 岡部康喜 工業用諸金屬に因る眼球の外傷特に此等金屬の毒眼に及ぼす影響に就て (日本眼科學會雜誌 35の7)
 豊沼 吾 工場用保護眼鏡の耐力試験 (産業福利 6の10)
 三田 弘 角膜錐錐症に受害形成を來せる鐵片外傷の一例 (實驗眼科雜誌 120)
 恒川亮彦 鐵の角膜に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (日本眼科學會雜誌 35の11)
 大庭武雄 眼外傷の一例 (軍醫雜誌 217)
 日隈俊雄 外傷に因る化膿性角膜炎と肺炎球菌との關係 附 涙袋膿漏と肺炎球菌との關係 (熊本醫學會雜誌 7の6)
 西 龍城 一眼失明に因る作業能率低下に關する實驗的研究 (大阪醫學會雜誌 30の9)
 藤井 巖 鐵片に因る眼外傷 (診斷と治療 18の7)
 楠 或承 外傷による結核性眼疾患 (實驗眼科雜誌 122)
 櫻井英一 電擊雷撃の症候と處置 (臨牀醫學 19の10)
 松岡 譯 飛行機墜落に依る外傷性近視の一例 (日本眼科學會雜誌 35の8)
 大西清治 セメント塵肺に就て (東京醫事新誌 2708)
 大西清治 石棉塵と結核 (内外治療 6の1)
 野田信茂、白川玖治 炭石肺者の心臓の大きさに就て (東京醫事新誌 2711)
 島田謙吾、山川保城 職業上發生したるレントゲン癌の一例 (癌 25の1)
 櫻田義七 我國に於ける工業性鉛中毒に就て (北海道醫學雜誌 9の1 日本醫事新聞 2の7-17)
 玉田政助 有毒瓦斯適用面の差異が心臓機能に及ぼす影響に就て (軍醫雜誌 218)
 玉丸 勇 實驗的鉛中毒に於ける神經組織の變化に就て (福岡醫科大學雜誌 24の2)
 徳原正種 人造絹糸工場内空氣中の二硫化炭素定量法に就て (國民衛生 8の11)
 小林 晃 急性水銀中毒症例 (臨牀小兒科雜誌 5の4)
 池山 清 他1名 急性水銀中毒症二例 (軍醫雜誌 216)
 向野定一 隧道内にて起れる急性煤塵中毒症に就て (十全會雜誌 36の9)
 村田 明 隧道内煤塵中毒症の三例 (日本鐵道協會雜誌 17の12)
 古閑義之 職業性癩癩に就て (日本醫事週報 1810-1811)
 河合純三 鐵道從業員の被害に關する研究 (日本鐵道協會雜誌 17の12)

加藤 恭 他3名 第一種煤炭面に石炭使用の機關車による隧道内有害物の衛生的觀察 (日本鐵道協會雜誌 17の5)
 長崎光國 労働者と下肢神經痛 附 ミエログラフイ (治療及處方 140)
 日本鐵道協會 炭坑夫の公傷に關する統計的觀察 (鐵道講話 25) (昭和6年1月)
 白川玖治 炭肺と肺結核 (炭礦の肺結核) (結核 9の2)
 白川玖治 炭坑夫の疾患 (瘵疾疾患と特異疾病) (日新醫學 20の12)
 牛尾修平 塵肺より觀たる關係連絡船機部從業員の觀察 (日本鐵道協會雜誌 17の5)
 原田彦輔 坑夫眼球震盪症に就て (石炭時報 6の3-4)
 色川三男 化學的危害の實例 (産業福利 6の3)
 プレッシュ 職業病としての塵埃沈着肺及びその賠償義務 (日本醫事協會雜誌 8の6)
 齊藤玉男 外傷性神經症に關する一、二の考察 (日本醫科大學雜誌 2の1)
 池山 清 外傷性皮膚下運動性失語症の實驗例 (軍醫雜誌 217)
 大西清治 所謂「業務上」の判定例 (醫海時報 1935-1936)
 渡邊房吉 健康保險と所謂外傷性神經症に就て (醫政 6の9-7の1)
 馬渡一得 業務上の負傷、疾病及死亡に關する鑑定 (續) (東京醫事新誌 2713-2719)
 小嶋茂三郎 外傷性神經症の分類と賠償 (臨牀醫學 19の6)
 高折 茂 工場法及び健康保險法に於ける外傷性神經症の取扱に關する疑義 (勞働科學研究 8の1)
 王 園 生 その後の災害神經症 (日本鐵道協會雜誌 17の5-6)
 高折 茂 外傷性神經症管見 (實驗醫報 200)
 齊藤玉男 外傷性癱瘓状態 (内外治療 6の8)
 島廣順久郎 外傷性神經症 (臨牀講義) (實驗醫報 200)
 草刈春逸 他1名 特殊職業に見出された癩癩の法醫學的意義 (社會醫學雜誌 535)
 外傷性神經症研究に關する第2回打合せ會々況 (關西醫事 3の19-20)
 明年1月より實施さるゝ労働者災害扶助法と労働者災害扶助責任保險法 (日本醫事新報 463)
 岩田 櫻 業務上傷病の取扱を否定したる審査例 (工場パンフレット 808)

關の毒眼に及ぼす影響に就て (日本眼科學會雜誌 35の7)
 豊沼 吾 工場用保護眼鏡の耐力試験 (産業福利 6の10)
 三田 弘 角膜錐錐症に受害形成を來せる鐵片外傷の一例 (實驗眼科雜誌 120)
 恒川亮彦 鐵の角膜に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (日本眼科學會雜誌 35の11)
 大庭武雄 眼外傷の一例 (軍醫雜誌 217)
 日隈俊雄 外傷に因る化膿性角膜炎と肺炎球菌との關係 附 涙袋膿漏と肺炎球菌との關係 (熊本醫學會雜誌 7の6)
 西 龍城 一眼失明に因る作業能率低下に關する實驗的研究 (大阪醫學會雜誌 30の9)
 藤井 巖 鐵片に因る眼外傷 (診斷と治療 18の7)
 楠 或承 外傷による結核性眼疾患 (實驗眼科雜誌 122)
 櫻井英一 電擊雷撃の症候と處置 (臨牀醫學 19の10)
 松岡 譯 飛行機墜落に依る外傷性近視の一例 (日本眼科學會雜誌 35の8)
 大西清治 セメント塵肺に就て (東京醫事新誌 2708)
 大西清治 石棉塵と結核 (内外治療 6の1)
 野田信茂、白川玖治 炭石肺者の心臓の大きさに就て (東京醫事新誌 2711)
 島田謙吾、山川保城 職業上發生したるレントゲン癌の一例 (癌 25の1)
 櫻田義七 我國に於ける工業性鉛中毒に就て (北海道醫學雜誌 9の1 日本醫事新聞 2の7-17)
 玉田政助 有毒瓦斯適用面の差異が心臓機能に及ぼす影響に就て (軍醫雜誌 218)
 玉丸 勇 實驗的鉛中毒に於ける神經組織の變化に就て (福岡醫科大學雜誌 24の2)
 徳原正種 人造絹糸工場内空氣中の二硫化炭素定量法に就て (國民衛生 8の11)
 小林 晃 急性水銀中毒症例 (臨牀小兒科雜誌 5の4)
 池山 清 他1名 急性水銀中毒症二例 (軍醫雜誌 216)
 向野定一 隧道内にて起れる急性煤塵中毒症に就て (十全會雜誌 36の9)
 村田 明 隧道内煤塵中毒症の三例 (日本鐵道協會雜誌 17の12)
 古閑義之 職業性癩癩に就て (日本醫事週報 1810-1811)
 河合純三 鐵道從業員の被害に關する研究 (日本鐵道協會雜誌 17の12)

井口幸一 工場公害問題 (産業福利 6の5)
 矢野兼三 工場災害扶助論 (工場扶助法令解説) (三省堂 昭和6年3月)
 高野瀬宗吉、山崎元英編 工場危害防及衛生規則實務圖解 (大阪府工場安全研究会 昭和4年12月)
 上野義雄 上達程度と災害並に作業態度 (應用心理 1の8)
 日本鑛山協會 各鑛山安全委員會の状況 (日本鑛山協會資料 21) (昭和6年10月)
 産業福利協會 第3回全國安全週間報告 (昭和5年) (昭和6年5月)
 日本鑛山協會 堅坑捲揚に因る災害調査報告 (資料 15) (昭和6年1月24日)
 日本鑛山協會 鑛業主要災害原因別責任別統計 (自昭和2年至昭和4年) (日本鑛山協會資料 21) (昭和6年9月)
 日本鑛山協會 鑛夫宿舍の建築に関する調査報告 (日本鑛山協會資料 17) (昭和6年3月)
 日本鑛山協會 金屬鑛山に於ける鑿岩機使用状況調査報告 (日本鑛山協會資料 22) (昭和6年12月)
 日本鑛山協會 鑛山用鋼索の性質及使用法 (日本鑛山協會資料 16) (昭和6年2月)
 鈴木隆治 力織機材の安全装置 (産業福利 6の8)
 マネジメント社 災害防止設備と廢物の利用 (マネジメント 8の8)
 日本鑛山協會 災害防止方法の實際 (鑛山講話 34) (昭和6年12月)
 日本鑛山協會 發破變災に就て二、三の考案 (鑛山講話 28) (昭和6年3月)
 神尾不二太郎 炭坑の災害防止と安全標語 (鑛山講話 33) (昭和6年10月)
 滿鐵總務部人事課 内地諸工場に於ける安全委員會の功績 (勞務時報 19)
 福岡縣工場調査 危害防止新施設 (福岡縣鑛工聯合會會報 6の5-7)
 吉川岩喜 坑道の通氣的考察 (石炭時報 6の4)
 日本鑛山協會 鑛山講話 31 (斜坑に於ける災害事故) (昭和6年9月)
 日本鑛山協會 落盤防止に就て (鑛山講話 29) (昭和6年3月)
 大西清治 産業災害と救急處置 (臨牀醫學 19の10)
 日本鑛山協會 瓦斯炭塵の爆發 (鑛山講話 29) (昭和6年2月)
 日本鑛山協會 岩鑛變災實例の二、三 (鑛山講話 32) (昭和6年10月)

昭和5年上半期工場重大傷害調 (勞務時報 8の4)
 社會局勞働部 昭和5年自1月至12月 工場重大傷害者調 (勞務時報 8の7)
 日東社調査部 工場に於ける火災爆發の事例 (工場パンフレット 900)
 高野瀬宗吉 燃焼室内に於ける重油の爆發に就て (産業福利 6の9)
 工業新聞社 工場安全運動座談會記 (昭和6年12月)
 太田正隆 溺死の救急處置と救助者の溺死豫防 (臨牀醫學 19の7)
 浦生俊文 協力は安全より (産業福利 6の7)
 日本鑛山協會 鑛山用網の焼入に就て (鑛山講話 30) (昭和6年3月)
 模範工場の設備補遺 (職工問題資料 F 180)
 鈴木隆治 織物工場の機械的災害並に力織機材の安全装置に就て (産業福利 6の1-2)
 前田静夫 行刑作業と災害問題について (刑政 44の3)
 日本鑛山協會 斜坑並に堅坑捲揚に因る災害調査概要 (石炭時報 6の2)
 山中正枝 昭和6年警視廳管下に於ける工場安全運動と團體に就て (産業福利 6の12)
 數江雄二 船荷作業の災害豫防規則の範例 (産業福利 6の12)
 大日本消防協會 防火講演集 (昭和6年9月)
 日本鑛山協會 炭鑛災害防止方法の實際 (鑛山講話 33) (昭和6年12月)
 佐山總平 北海道諸炭坑の坑内支柱法 (石炭時報 6の10)
 小山十一郎 合理化と災害防止 (福岡縣鑛工聯合會會報 6の7)
 色川三男 避難用梯子の一種類 (産業福利 6の9)
 西牟田豊民 石炭山災害統計の二、三 (石炭時報 6の11)
 色川三男 化學的災害の實例 (産業福利 6の3-6の10)
 勝木壽一 炭坑用瓦斯救命器に就て (石炭時報 6の11)
 産業福利協會 門司鐵道局小倉工場に於ける安全委員會と其の實績 (産業福利 6の8)
 愛媛縣工場研究會 第4回工場安全週間舉行の概況 (會報 10)
 山井明彦 安全週間と單一安全運動に就て (産業福利 6の3)
 産業安全衛生展覽會の概況 (産業福利 6の2)
 ロバート・エフ・バンド 海運業と傷害防止施設に就て (海之世界 25の11)
 三村起一 住友伸銅鋼管株式會社に於る非常事變對策

(産業福利 6の10)
 海津明形 産業に於ける災害 (應用心理 1の7)
 菊池勇夫 労働者の災害に関する新立法 (福岡縣鑛工聯合會會報 6の4)
 千種達夫 自動車事故に因る損害賠償と其立法 (法律時報 3の12)
 池田 克 自動車と交通事故の統計 (法曹會雜誌 9の6)
 永野馬太郎 改正國際海上衝突豫防規則に就て (海の世界 25の9)
 三木威勇治 交通事故の外傷二、三例 (臨牀醫學 19の10)
 島田孝一 自動車交通政策に関する一考察 (早稻田商學 7の2-3)
 東京市統計課 帝都の交通事故 (東京市の状況 125) (昭和5年12月)

4 社會統計及勞働統計

内務大臣官房文書課 日本帝國國勢一斑 (一成社 昭和6年12月)
 内閣統計局編纂 列國國勢要覽 (昭和6年)
 社會局社會部 第9回社會事業統計要覽 (昭和6年3月)
 東京府統計課 東京府勢一覽 (昭和6年6月)
 東京市役所 東京市社會局年報 (昭和5年度) (第11回)
 東京市統計課 東京市勢提要 (18回) (昭和6年10月)
 大阪府内務部統計課 昭和4年統計上より觀たる大阪府の概況 (昭和6年9月)
 大阪府内務部統計課 昭和4年大阪府生産統計之概要 (選報) (昭和6年3月)
 北海道廳 北海道概況 (昭和6年1月)
 朝鮮總督府編纂 昭和4年朝鮮總督府統計年報 (昭和6年3月)
 朝鮮總督府 朝鮮總督府施政年鑑 (昭和4年度) (昭和6年5月)
 朝鮮總督府 昭和5年水産業者戸口調 (調査月報 2の7)
 内閣統計局 第5回日本帝國統計年鑑 (昭和6年)
 青木節一編 國際聯盟年鑑 (1931-2年) (大阪朝日新聞社 昭和6年11月)
 朝鮮總督府 昭和5年農業者戸口調 (調査月報 2の7)
 遞信省官船局 日本船員統計 昭和4年 (昭和6年3月)

商工大臣官房統計課 工場統計表 前編 生産 後編 設備 昭和4年 (昭和6年3月)
 内閣統計局 第3回勞働統計實地調査概要 (統計學雜誌 535)
 内閣統計局 勞働統計要覽 昭和6年版 (昭和6年8月)
 日本銀行調査局 昭和5年勞働統計概説 (第9回) (昭和6年4月)
 社會局勞働部 昭和5年自1月至12月鑛夫50人以上使用鑛山に於ける坑内女子鑛夫移動調 (勞務時報 8の3)
 東京府知事官房調査課 第3回勞働統計實地調査概要 昭和5年10月現在 (昭和6年4月)
 大阪府社會部調査課 第3回勞働統計實地調査概要 (社會部報告 129)
 大阪府社會部調査課 本市に於ける朝鮮人工場労働者 (社會部報告 131) (昭和6年3月)
 京都府内務部統計課 第3回勞働統計實地調査結果表 (昭和5年10月現在) (昭和6年3月)
 商工省商工大臣官房統計課 賃銀統計表 (昭和5年) (昭和6年3月)
 滿鐵總務部 勞務時報 (1-22) (昭和6年1月-12月)
 滿鐵勞務課 南滿洲鑛山労働事情 (昭和6年7月)
 國際勞働局 支那労働者の労働状態に関する調査 (世界の労働 8の11)
 協調會調査課編 海外労働年鑑 昭和6年版 (昭和6年3月)
 大阪府社會部調査課 大阪府労働年報 (社會部報告 134) (昭和6年5月)
 大原社會問題研究所 日本労働年鑑 昭和6年版 (昭和6年12月)
 内閣統計局 賃銀物價統計月報 65-76 (昭和6年1月-12月)
 商工大臣官房統計課 賃銀統計月報 (昭和6年1月-12月)
 朝鮮總督府 昭和5年工場賃銀調 (調査月報 2の7)
 フリードリヒ、ツアーン 國際勞賃統計 (經濟論叢 32の1)
 商工大臣官房統計課 第6次商工省統計表 昭和4年 (昭和5年10月)
 商工大臣官房統計課 會社統計表 昭和4年 (昭和5年12月)
 日本銀行調査局 本邦經濟統計 昭和5年 (昭和6年4月)
 日本銀行調査局 外國經濟統計 昭和6年 (昭和6年7月)

神戸商業大學商業研究所 重要經濟統計 第7輯(大正2年乃至昭和5年)(大阪實業館 昭和6年6月)
 農林大臣官房統計課 第6次農林省統計摘要 昭和4年(昭和6年1月)
 東京市統計課 第2回東京市産業統計年鑑 昭和4年(昭和6年3月)
 東京府學務部社會課 東京府下5郡に於ける小商業者の現在並其開發状態に關する調査(社會調査資料13)(昭和6年11月)
 内閣統計局 産業分類(統計學雜誌 530)
 中澤彦吉 産業統計改善に就て(統計集誌 508)
 商工省鑛山局 昭和5年本邦鑛業の趨勢(昭和6年12月)
 福岡縣鑛山監督局 福岡縣鑛山監督局管内鑛區一覽(昭和6年7月)
 日下部義太郎 昭和6年の年頭に際し我鑛業大勢の觀察(鑛業 8の1)
 臺灣總督府殖産局 臺灣農業年報 昭和6年版(昭和6年12月)
 滿鐵總務部勞務課 滿洲華工事情(昭和6年3月)
 啓明會 佛獨白諸國農村の實見(紀要 10)(昭和6年9月)
 富民協會編 日本農業年鑑 昭和7年(明文堂 昭和6年10月)
 鈴木一雄 勞働統計に用ゆる産業及職業分類の方法解説に就て(11-12)(統計集誌 507-508)

5 生計費問題

社會局社會部 生活標準調査に關する資料(昭和5年12月)
 名古屋商工會議所 經濟資料(5) 名古屋生活費指數の作成について(昭和6年8月)
 滿鐵總務部 生計費調査の方法に就いて(勞務時報 18)
 大阪市社會部調査課 本市に於ける朝鮮人の生計(社會部報告 143 昭和6年7月)
 神田孝一 勤勞生計費の動態に關する考察(社會政策時報 128)
 益田熊雄 生計費指數に就て(經濟論叢 32の4)
 内閣統計局 家計調査報告(榮産に關する統計表 昭和6年2月)
 山田保治 英國生活費指數について(名古屋高等商業學校産業調査室)

新野鐵吉 諸國の生活費指數に就て(石炭時報 6の2)
 宇都宮仙太郎 家計調査から(應用心理 1の9)
 商工大臣官房統計課 小賣物價統計表 昭和5年(昭和6年3月)
 商工大臣官房統計課 卸賣物價統計表 昭和4年及昭和5年(昭和6年3月)
 日本銀行調査局 東京物價調(昭和6年1月-12月)
 伊藤誠輔 賃金の適否を吟味する方法(工場パンフレット 917)
 米澤源亮 船員給料低下の要求を承認せる理由(海員 10の2)
 國際勞働局調査 石炭鑛業に於ける賃金決定の原則並に方法(石炭時報 6の11)
 國際勞働局 1929年に於ける各國石炭鑛夫の賃金並に勞働時間(石炭時報 6の8)
 大石和衛 デンソソ會社の賃銀制度を語る(産業能率 4の8)
 大阪市社會部調査課 學校卒業者初任給調査 社會部報告 137(昭和6年4月)
 社會局勞働部 三多摩地方所在工場に於ける職工賃金並貯蓄金狀況(勞働時報 9の6)
 氏家貞一郎 米國瀝青炭田に於ける賃金決定問題(石炭時報 6の7)
 花水 猛 職業の價值評價-職工生計並賃金に關する實際的研究(1-7未完)(マネジメント 8の2-3)
 西谷政雄 最低賃銀切下無用論の現價的根據(海員 10の1)
 武田長太郎 大阪市に於ける所得の集積と分散(經濟論叢 32の6)
 猪間謙一 高所得者の人口及所得の國際的比較(都市問題 13の4)
 鈴木茂三郎 農民大衆と消費稅問題(法律時報 3の2)
 アムステルダム市に於ける家計調査(統計時報 34)

6 勞働に關する法制

孫田秀春 改訂勞働法論(有斐閣 昭和6年1月)
 勞働組合法案(勞働時報 8の2)
 森田良雄 勞働組合法案問答(社會政策時報 125)
 前田多門 勞働組合法案の受難(社會政策時報 125)
 炭坑勞働時間に關する條約案草案(勞働時報 8の4)
 炭坑勞働時間を制限する條約案(世界の勞働 8の5)
 國際勞働局東京支局 炭坑勞働時間條約案の正文

(世界の勞働 8の8)
 婦人夜業條約の部分的改訂案の正文(世界の勞働 8の5)
 井上貞藏 商業使用人の最低年齢(法律春秋 6の3)
 島根縣警察部保安課 工場取締要覽(昭和6年11月)
 社會局勞働部監督課 勞働者災害扶助法及勞働者災害扶助責任保險法(日本醫事新聞 2の17)
 社會局勞働部 勞働者災害扶助法施行命令(勞働時報 8の11)
 社會局發表 勞働者災害扶助法要綱及勞働者災害扶助責任保險法要綱(産業福利 6の1)
 社會局勞働部 勞働者災害扶助法令及勞働者災害扶助責任保險法令說明(昭和6年11月)
 鈴木隆治 危害豫防規則の施行解説(昭和6年6月 紡織雜誌社)
 北岡壽逸 勞働者災害扶助責任保險法施行命令要綱に就て(社會政策時報 131)
 北岡壽逸 勞働者災害扶助法に就て(國政 6の12)
 産業福利協會 勞働者災害扶助法令及災害扶助責任保險法令說明(昭和6年12月)
 鈴木楠藏 災害扶助法命令案要綱に就て(社會政策時報 132)
 富田愛次郎 勞働者災害扶助法及勞働者災害扶助責任保險法に就て(法律時報 3の6)
 全國産業團體聯合會事務局 勞働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見並に參考資料(産業經濟資料 2)(昭和6年8月)
 社會局發表 勞働者災害扶助法要綱審問に對する答申(産業福利 6の1)
 愛媛縣工場研究會 勞働者災害扶助法、同法施行命令案(會報 10)
 浦 勝佑 工場法令要覽(昭和6年12月)
 瀬戸千太郎 工場法規に就て(福岡縣鑛工聯合會々報 6の5)
 寺邑毅一 救護法及勞働者災害扶助責任保險の診療に就て(國政 7の4)
 柴田義彦 第59議會提出の勞働組合法案研究(弘文館 昭和6年5月)
 第59議會に提出されたる産業に關する重要諸法案(工業 57)
 岩井 肇 社會立法及社會施設完成の難點(共存 7の4)
 國際勞働局調 最近公布の本邦社會及勞働關係法令(世界の勞働 8の9-12)
 國際勞働條約批准登錄表-昭和5年12月現在(世界の勞働 8の1)

中村 武 最近に於ける國際勞働法及勞働一般に關する諸國文獻に就いて(法曹會雜誌 9の6)
 菊池謙二 團體交渉權の認容と經過に就て(社會政策時報 132)
 中村 武 勞働關係の基礎的觀念構成に就いて(法曹會雜誌 9の12)
 國際聯盟事務局東京支局 國際聯盟第11回總會に於て採擇せられたる決議並に勸告(國家學會雜誌 45の2)
 全國産業團體聯合會事務局 佛蘭西勞働組合法制(産業經濟資料 6 昭和6年12月)
 後藤 清 雇傭關係の解約告知に關するドイツの法制(社會政策時報 126-127)
 全國産業團體聯合會事務局 英國勞働組合法制(産業經濟資料 3 昭和6年9月)
 大阪商工會議所書記局 中華民國勞働法規(昭和6年4月)
 印度勞働立法の沿革及び現状(世界の勞働 8の2-3)
 河津 遷 勞働組合法制定について(經濟學論集 新巻 1)
 山中馬太郎 日本勞働組合法研究(森山書店 昭和6年3月)
 木村清司 本邦に於ける勞働協約立法問題 附 勞働協約法制文獻(社會政策時報 132)
 末弘嚴太郎 勞働協約立法に關する多少の考察(社會政策時報 132)
 孫田秀春 法律上より觀たる勞働協約の本質及職分(社會政策時報 132)
 河津 遷 産業上より觀たる勞働協約(社會政策時報 135)
 内藤義弘 我國に於ける勞働協約について(社會政策時報 132)
 今岡純一郎 勞働協約と協調精神(社會政策時報 132)
 星野長雄 勞働協約法の一考察(商學論叢 3 立教大學商學研究室)
 島本鬼世藏 勞働協約に就て(工業 54)
 三木治郎 我團體協約の成績(社會政策時報 132)
 勞働爭議調停法中改正法律案(勞働時報 8の2)
 澤村 康 小作法の大勢と獨逸の小作法草案(國家學會雜誌 45の7-8)
 山口正太郎 海員の雇傭と船員法改正問題(經濟時報 3の4)
 堀内長榮 船員法改正に就て(海員 10の1)
 宇野信三 工場管理法規論(日本能率技術協會 昭和6年6月)

中央社會事業協會 救護法の説明 (昭和6年11月)

7 労働者保護及工場監督

社會局労働部 昭和4年工場監督年報 附労働者募集年報 (第14回) (昭和6年3月)

橋本隆太郎 紡織人事の話 (工場世界社 昭和6年6月)

滿鐵調査課 東支鐵道の保健施設と社員の衛生状態 (ソヴェート聯邦事情 2の10)

渡邊勇吉 勞務不能に就て (醫政 6の7)

神谷義等 工場と醫師との關係—従業員の保健衛生状態管理の改善—(岡山縣工場協會會報 10)

大西清治 所謂「業務上」の判定例 (醫海時報 1935)

高柳真三 徳川時代の身元保證 (法律時報 3の5)

奥野健一 入替者職業保障法に就いて (法曹會雜誌 9の8)

矢野兼三 障害扶助料と解雇に就て (産業福利 6の7)

土富六好 職工職夫の解雇手當について (社會事業研究 19の9—10)

長谷孝之 退職手當制度の現状 (社會政策時報 125—126)

國際労働局 合衆國に於ける工業以外の最低年齢 (世界の労働 8の11)

矢野兼三 労働者災害扶助の打切期間 (社會政策時報 130)

氏家貞一郎 家族手當制度の研究 (社會政策時報 121)

日本海員救済會 歐米に於ける海員保護事業の近況 (海之世界 25の11)

海神窟主人 歐米の海員保護事業の近況 (海の世界 25の9—10)

酒井利男 店員の労働時間より見たる商店法 (大大阪 7の9)

昭和4年鑛山監督状況概要 (労働時報 8の1)

社會局労働部 鑛夫扶助統計 (昭和5年度)

森山武市郎 労働契約の基礎形態に關する若干の考察 (法律論叢 10の11—12)

栗原美能留 石炭坑労働時間條約の成立に就て (石炭時報 6の10)

國際労働局東京支局 炭坑労働時間條約案採擇せらる (世界の労働 8の8)

兵庫縣工業懇談會 工場の進路目標に就いて (職工問題資料 A 732)

岩手干雄 米國製造工業の1週5日労働研究 (財政經濟時報 18の2)

伊藤久秋 英國に於ける10時間労働運動の歴史 (續稿 1—4) (長崎高商研究館叢報 17の3—18の2)

8 労働者教育

大内經雄 我が教育制度の缺陷と労働者の教育 (社會政策時報 128)

長野長廣 農村教育新論 (同文書院 昭和6年2月)

協 調 會 工場鑛山に於ける訓言歌詞概況 (福利施設資料 4) (昭和6年3月)

落合節子 就業時間短縮に依る餘暇利用及之に對する職工の感想 (産業福利 6の1)

大阪労働學校出版部 大阪労働學校十年史 (昭和6年8月)

啓 明 會 歐米諸國補習教育の近況と我國教育制度の改善 (昭和6年5月)

愛媛縣工場研究會 職長講習録 (會報 10 附録) (愛媛縣工場研究會 昭和6年11月)

大内經雄 無産大衆の教育問題 (社會教育パンフレット 131)

臨時産業合理局生産管理委員會 見習工教育の改善 (日本工業協會 昭和6年9月)

權田保之助 民衆娛樂論 (高野博士還曆祝賀記念、社會、經濟、統計研究叢書 第12卷) (昭和6年9月 巖松堂書店)

マックス、アドラー 獨逸主義 階級教育論 (自由社 昭和6年4月)

山口英人編 農村教育の根本問題 (四條書房 昭和6年7月)

岩谷愛石 農村青年の行くべき道 (泰文館 昭和6年3月)

川本宇之介 社會教育の體系と施設經營 (經營篇) (北文館 昭和6年6月)

宮川蘭芳 他1名 映畫教育の理論と實際 (厚生期 昭和6年5月)

文 部 省 全國農村娛樂狀況 (民衆娛樂調査資料 1 昭和6年2月)

文 部 省 映畫番組に關する調査 (教育映畫研究資料 6 昭和6年6月)

文 部 省 興行映畫調査 (1) (民衆娛樂調査資料 2 昭和6年4月)

木村正義 大都市に於ける實業教育 (大大阪 7の11)

森河敏夫 大學セツルメントの諸問題 (共榮 4の6)

梯 英雄 作業主義的教育 (教育研究會 昭和6年8月)

文部省社會教育局編 現代家庭教育の要諦 (寶文館 昭和6年5月)

野田義夫 勞作教育の倫理的意義 (丁酉倫理會倫理講演集 349)

淺野研眞譯 マルクス主義と教育問題 (自由社 昭和6年3月)

入澤宗壽 教育學概論 (甲子社 昭和6年10月)

シュタウデインガー 草間平作譯 道德の經濟的基礎 (岩波書店 昭和6年3月)

帆足理一郎 ソヴェエツト、ロシアの倫理的批判 (丁酉倫理會倫理講演集 344)

辻幸三郎 各國教育學の現状 (藤井書店 昭和6年6月)

田村佐重 教育社會學講話 (文教書院 昭和6年7月)

宮原義見 獨逸の社會教育に就て (國民體育 17の7—8)

小池藤八 辨證論的考察教育の思潮と實際 (勝田書店 昭和6年7月)

思想問題研究會編 思想問題の展望と批判 (文部省社會教育會 昭和6年8月)

廣島師範附屬小學校編 勞作と教育 (寶文館 昭和6年10月)

川本宇之助 社會教育の體系と施設經營 (體系篇) (北文館 昭和6年3月)

教育思潮研究會編 教育思潮研究 5の4 (目黒書店 昭和6年10月)

啓 明 會 東洋文化の世界的意義 (第14回講演集) (昭和6年7月)

大關正一 社會問題と道德教育 (目黒書店 昭和6年9月)

三宅雄二郎 最善の生活法 (丁酉倫理會倫理講演集) 342)

菅原龜五郎 人物の出現地とその教育 (昭和6年1月)

龜井貫一郎 貴族、資本家、労働者 (忠誠堂 昭和6年3月)

龍 含雄 教育道 (法藏館 昭和6年2月)

木村龜二 教育と教育刑の觀念 (刑政 44の9—10)

上島直之 高等小學校の實業化に就て (大大阪 7の7)

ペンネット 原元助譯 職業教育の起源 (2) (職業指導 4の9)

小原國芳編 日本の勞作學校 (1) (玉川學園出版部 昭和6年10月)

爲藤五郎 教育の社會性 (自由社 昭和6年2月)

9 婦人及幼年の労働

暉峽義等 婦人労働に關する生物學的見解 (労働科學研究 8の2 關西醫事 3の6 日本之醫界 21の15 東京醫事新誌 2718 醫海時報 1912 日本醫事新聞 2の8 日本醫事新報 451—452 女人藝術 4の10 日本醫事週報 1822)

産業労働調査所 婦人労働者の状態 (産業労働時報 19)

産業労働調査所 經濟闘争への婦人労働者の参加 (産業労働時報 19)

大阪市社會部調査課 大阪の新進女子 社會部報告 123 (昭和6年1月)

ドイツに於ける婦人労働者の状態 (世界の労働 8の3)

國際労働局東京支局 婦人夜業條約の部分的改訂問題 (世界の労働 8の8)

婦人夜業條約に關する改正案 (労働時報 8の4)

東京市役所 婦人職業戦線の展望 (白鳳社 昭和6年12月)

豫防時代社 現代女子職業總覽 (昭和6年6月)

婦人公論大學 (婦人職業篇) (中央公論社 昭和6年3月)

大西清治 近代産業と婦人労働 (醫事公論 965—972)

櫻井安右衛門 店舖の營業時間制限に關する問題 (社會政策時報 127)

相良利爾 職業婦人の哲學 (改造 13の9)

松山鉄一郎 婦人の社會的活動に就いて (社會連帯 1の1)

大林宗嗣 女給と其の子 (共榮 4の6)

大阪市社會部調査課 工業以外の職業に於ける兒童の最低年齢 (社會部報告 136 昭和6年4月) (世界の労働 8の1)

國際労働局東京支局 工業以外の職業に於ける最低年齢 (世界の労働 8の8)

高村象平 英蘭兒童労働史研究上の一寄與 ロブソンの新著を讀みて (三田學會雜誌 25の11)

高村象平 少年労働に關する斷章 (産業研究 5)

遊佐敏彦 再び徒弟制度崩壊期に於ける少年労働に就て (社會事業研究 19の10—12)

田邊哲雄 幼年労働と失業に就て (2)完 (社會事業研究 19の3)

植原社一郎 少年労働問題とその若干事例について (産業福利 6の7)

淺利順四郎 年少労働者の國際的保護 (職業指導 4の11)

- 鈴木儀吉 最近の労働市場に於ける児童 (社會福利 15の4)
- 桐原葆見 労働児童保護の基底 (児童研究 35の5-7 連帯時報 11の5)
- 増田抱村 労働児童就職後の問題 (社會事業研究 19の7)

10 母性保護 (一般婦人問題を含む)

- 能勢克男 母性及小兒愛護の社會的意義 (母性愛 3の2)
- 西谷宗雄 本邦に於ける妊産婦保護事業に就て (母性愛 3の2)
- 荻原興久 近代婦人の傾向とその將來 (社會事業研究 19の11-12)
- 高野八重子 現代「女性」問題 (社會事業研究 19の10)
- 岩崎五子 母性保護に對する社會的任務に就て (社會事業研究 19の11)
- 長谷川時雨 古代史に現れたる女性と奴隷研究 (女人藝術 4の10)
- 富岡瑠璃子 當來社會と婦人の覺醒 (丁酉出版社 昭和6年10月)
- 渡邊義通 日本母系時代の研究 (白揚社 昭和6年12月)
- 東京市統計課 雇主側から見た職業婦人 (マネジメント 8の10)
- 三田谷啓 母性の教育 (連帯時報 11の5)
- 吉田熊次 女子教育の理念 (同文書院 昭和6年5月)
- 高橋嘉美子 婦人と託兒所 (法律春秋 6の10)
- 新川正一 女學校から職業へ (文蘭社 昭和6年5月)
- 長谷川初吾 母への感謝と要求 (昭和6年11月)
- 馬島 個 母よ賢明なれ (避妊法の實際指導) (實業之日本社 昭和6年9月)
- 後藤 直 人工不妊術に就て (日本之園界 21の35)
- 小川 順 The Effect of Artificial Interruption of Pregnancy upon the Next Labor. (近畿婦人科學會雜誌 14の4)
- 三輪田元道 女性黎明 (萬里閣 昭和6年2月)
- 松山常次郎 權主と娼妓との關係 (麗清 21の8)
- 山室軍平 廢娼運動と私 (麗清 21の10)
- 伊藤秀吉 氏原博士の賣笑論を評す (麗清 21の9)
- 草間八十雄 公娼の迫る途 (體性 17の2)
- 相良利爾 賣笑婦の哲學 (改造 13の10)

- 石井菊次郎 國際聯盟と婦人賣買問題 (體性 16の5)
- 末弘敬太郎 判例より見た人身賣買 (麗清 21の10)
- 市川壽三 結婚生活 (明治圖書株式會社 昭和6年6月)
- 堀部靖雄 中華民國娼妓法概説 (商業と經濟 12の1)
- 長谷川公一 本邦に於ける婦人労働運動の趨勢と其の檢討 (社會政策時報 135)
- 産業労働調査所譯 國際婦人運動の現勢 (希望閣 昭和6年3月)
- 長 壽吉 婦人參政權と現代世相 (共榮 4の10)
- 唐仁原景盛 婦人と公民生活 (社會教育協會 民衆文庫 53)
- 時田耕三 國家の児童福利増進計畫に於ける母親扶助の地位 (社會事業研究 19の2-3)
- 時田耕三 寡婦母親年金制に就て (4) 完 (社會事業研究 19の1)
- 河野富子 婦人と手藝 (社會教育パンフレット附録)

11 失業 職業紹介 附 職業指導

- 社會局社會部 獨逸生産的失業救済事業に關する法規 (失業問題調査資料 34)
- 國際労働局 英國失業保險制度の改革問題 (世界の労働 8の9)
- 東京市役所 東京市社會局時報 (9) (昭和6年4-6月)
- 東京府社會課 失業者の實狀に關する調査 (社會調査資料 16) (昭和6年12月)
- 協同會調査課 英國に於ける失業及其對策 (昭和6年10月)
- 大阪市社會部調査課 常時失業者とその率 (社會部報告 145) (昭和6年8月)
- 國際労働局調査編 ドイツ既婚婦人労働者と失業 (世界の労働 8の6)
- 國際労働局調査編 米國の失業政策 (世界の労働 8の6)
- 國際労働局東京支局編 1931年の失業問題 (同文館 昭和6年6月)
- 國際労働局 獨逸の失業對策に對する諸問題 (世界の労働 8の9)
- 福岡地方職業紹介事務局 門司市若松市屋外労働事情調査 (昭和6年9月)
- 日本工業俱樂部調査課 米國に於ける失業手當制度 (調査報告 24) (昭和6年6月)
- 海軍協同會調査部 就職船員の失業期間に關する調査

- (第4-5回) (昭和6年1-12月)
- 海軍協同會調査部 求職船員の失業期間に關する調査 (第11-14回) (昭和6年2-12月)
- 長岡隆一郎 先づ職業量を増せ (統計學雜誌 545)
- 北岡壽逸 失業防止策としての労働時間短縮問題 (社會政策時報 124)
- 永井 亨 都市問題と失業問題 (都市問題 12の1)
- 北澤新次郎 最近米國に於ける失業問題と其對策 (早稲田商學 7の3)
- 時田耕三 アメリカに於ける失業問題の展望 (社會事業研究 19の10)
- 松本 學 我國失業狀況と其對策 就中失業救済事業に就て (都市問題 13の6)
- 緒方肇雄 國營失業救済事業實施に當りて (社會事業研究 19の7)
- 鈴木儀吉 労働市場及失業保險の問題 (社會福利 15の11)
- トロンスキー 山本征夫譯 第三期と失業問題 (南豊書房 昭和6年10月)
- 安部磯雄 現下の失業對策 (社會福利 15の11)
- 山口舜治 名古屋に於ける失業救済事業と失業保險制度 (共存 7の7-8)
- 坂本綱市 方面委員の眼に映じたる失業家庭 (社會福利 15の11)
- 小笠平太 獨逸に於ける失業救済事業 (社會事業 15の7)
- 川西實三 我國現下の失業對策 (社會政策時報 125)
- 藤原銀次郎 智能労働者の失業問題と職業教育の改善 (職業指導 4の4)
- 中村孝太郎 失業對策に關する一考察 (共榮 4の10)
- 藤田進一郎 英國の新豫算と失業保險 (社會事業研究 19の10)
- 土富六好 失業問題の根本的解決策としての合理化への若干の疑惑 (社會事業研究 19の1)
- 宇都宮朋 産業合理化と不景氣 特に失業問題 (早稲田商學 7の1-3)
- 有澤廣己 階級競争、賃金引下、失業問題 (經濟往來 6の2)
- 世界各國に於ける失業者現在數 (世界の労働 8の1)
- 今田見信 醫師、齒科醫師の失業に就て (日本之園界 131-133)
- 高橋 修 世界各國に於ける失業保險制度の概観 (共存 7の7)
- 齊藤長三郎 失業者家族の困窮狀況 (社會福利 15の11)
- ホブソン 内垣謙三譯 合理化と失業問題 (同人社 昭和6年1月)

- 大野録一郎 最近に於ける失業問題と職業紹介事業 (社會福利 15の11)
- 内務省社會局 昭和5年3月小學校卒業児童の就業並に勤勞狀況 (職業指導 4の11)
- 中央職業紹介事務局 職業紹介成績 (自大正9年6月至昭和5年12月) (昭和6年11月)
- 中央職業紹介事務局 職業紹介年報 (昭和5年10月)
- 東京市統計課 職業婦人の調査 (統計學雜誌 543-544)
- 中央職業紹介事務局 職業紹介公報 昭和6年1月-12月 (第86-第97)
- 海軍協同會調査部 昭和5年中の紹介統計に就て (1-4) (昭和6年2-8月)
- 福岡地方職業紹介事務局 管内女工募集状況調査
- 鈴木儀吉 英國に於ける職業紹介及失業保險 (1-3) 末 (共榮 4の1-3)
- 遊佐敏彦 職業紹介法十年回顧して (法律時報 3の7)
- 阿部賢一 就職難に直面せる新卒生 (エコノミスト 9の7)
- サヴェート、ロシアの職業紹介事業 (世界の労働 8の1)
- 間部與平次 職業紹介と身元保證 (法律時報 3の5)
- 東京府社會課 求職婦人の環境調査 (社會課資料 15) (昭和6年11月)
- 東京地方職業紹介事務局 職業の解説及適性 (第5輯) 百貨店員銀行員 (昭和6年9月)
- 内閣統計局 職業分類 (統計學雜誌 537)
- 東京市役所 東京市職業紹介所求人事情調査 (昭和6年6月)
- 中央職業紹介事務局 昭和6年大學專門學校及甲種實業學校卒業生就職狀況調査
- 中央職業紹介事務局 會社銀行定期採用狀況調査 (昭和6年5月)
- 東京地方職業紹介事務局 東京市高等小學校並少年職業紹介所に於ける職業指導施設 (昭和6年1月)
- 大阪市社會部調査課 大阪市内職調査一花繭、紙袋 (社會部報告 151) (昭和6年12月)
- 社會調査協會 現代職業總覽 (11) 商業篇 (春秋社 昭和6年5月)
- 社會調査協會 現代職業總覽 (15) 公務自由業篇 (春秋社 昭和6年4月)
- 東京地方職業紹介事務局 職業の解説及適性 第4輯 絹絲紡績業毛絲紡績業 (昭和6年6月)
- 濱中濱太郎 職業指導と其方法 (職業指導 4の7)

小野啓彦 職業指導統計に關する二、三の研究 (職業指導 4の11-12)

緒方庸雄 夏季實習と職業指導 (社會事業研究 19の9)

山根眞住 職業別情意的特性の研究 (職業指導 4の11)

高峰 博 職業指導に必要な身體検査の方法とその規準 (職業指導 4の8-11)

カボット ニュージーランドに於ける職業指導 (職業指導 4の9)

上柳平三 教育の全機構に立てる我職職業指導の實際 (職業指導 4の5)

近藤唯一 職業指導の新學説は何を教へるか (職業指導 4の4-5)

小野啓彦 中華民國職業指導概況 (職業指導 4の8)

門司兒童研究所 親の職業別と兒童の智能 (職業指導 4の11)

水野常吉 中等學校の改正規程と職業指導 (職業指導 4の4)

三澤房太郎 融和事業に於ける職業指導の使命 (融和事業研究 15)

三橋 節 職業指導實施要綱 (文政堂 昭和6年2月)

小野啓彦 個性と軍隊と職業 (職業指導 4の3)

三澤房太郎 職業指導の本質 (職業指導 4の7)

紺戸廉平 醫學上より觀たる職業選擇 (國民體育 17の5)

水野常吉 獨逸の職業指導 (職業指導 4の7)

桐原保見 職業的作業に於ける個性調査 (應用心理 1の2)

桐原保見 職業指導への個性調査の一面 (心理學研究 6の5)

増田幸一 高等學校専門學校に於ける職業指導 (應用心理 1の1)

狩野廣之 百貨店小売員の希望と感想 (職業指導 4の8)

谷口政秀 職業指導上より見たる河口湖 (職業指導 4の9)

狩野廣三 ウキーンに於ける第12回職業指導大會 (職業指導 4の9)

小野啓彦 幼兒の遊戯中に於ける職業指導 (職業指導 4の9)

黒木春伯 職業指導の社會的必然性に就て (職業指導 4の3)

三澤房太郎 職業指導の敎室化を排す (職業指導 4の9)

水野常吉 兒童生徒の職業参加に就て (職業指導 4の10)

是利守衛 職業指導と身體検査 (職業指導 4の3)

春山作樹 職業指導の教育學上の原理 (職業指導 4の3)

小野啓彦 履歷書に於ける職業指導 (職業指導 4の6)

近藤唯一 職業指導上誤却され勝ちなる二、三の根本問題 (職業指導 4の6)

工業教育會 入社時の性格調査に就て (職工問題 資料 A 752)

矢野恒太 職業指導の素人觀 (職業指導 4の10)

木田徳郎 ヨハネスハウヅツク職業指導論 (職業指導 4の7)

大日本職業指導協會 學籍簿改正に關する建議案 (職業指導 4の7)

佐藤 忠 6箇年間繼續した兒童の志望調査 (職業指導 4の7)

丸山良二 性能の分化と職業指導 (教育心理研究 6の12)

廣田傳藏 東京市に於ける職業指導 (職業指導 4の12)

第3回全國職業指導協議會 (職業指導 4の2)

田中寛一 中學校に於ける職業指導 (職業指導 4の5)

三澤房太郎 職業指導とは何ぞや (融和事業研究 17)

桐原保見 小學校に於ける職業指導 (岩波講座 教育科學 3) (岩波書店 昭和6年12月)

狩野廣之 職業調査 (岩波講座 教育科學 3) (岩波書店 昭和6年12月)

下川兵次郎 小學校に於ける職業指導の實際 (三省堂 昭和6年2月)

大伴 茂 職業指導學 (同文書院 昭和6年10月)

谷口政秀 職業指導基礎論 (厚生館書店 昭和6年7月)

小林 剛 最新職業指導教本 (三鈴社 昭和6年12月)

桐原保見 職業指導資料選集 (大日本職業指導協會 昭和6年11月)

福岡職業紹介所少年部 職業選擇の策 (昭和6年3月)

東京市個性調査法委員會 東京市高等小學校個性調査票改訂に就て (職業指導 4の8)

12 社會保險

杉浦徳次郎 保險數學 (丁酉出版社 昭和6年7月)

生命保險會社協會 保險調查に關する參考資料 (昭和6年12月)

平田隆夫 和蘭に於ける社會保險 (經濟時報 3の5-6)

川越維弘 ソヴェット露西亞の社會保險制度に就いて (1) (社會事業 15の7)

社會局保險部 佛蘭西社會保險法 (社會保險調查資料 18) (昭和6年1月)

兒玉政介 社會保險論叢 (南郊社 昭和6年9月)

末高 信 社會保險による經濟的負擔とその研究方法に關して (早稲田學報 7の1-2)

瀧尾弘吉 社會保險體系に就て (法律時報 3の11)

國際勞務局 フランス社會保險法の施行狀態 (世界の勞働 8の7)

末高 信 社會保險の本質 (丸善株式會社 昭和6年12月)

森 克彦 骨董品となれる生命保險の乘換實戰の研究並批判 (保險春秋社 昭和6年11月)

渡邊 定 被保險者體格所見 (保險醫學雜誌 157)

澤田嘉吉 統計的に觀察したる診察報狀の真相 (保險醫學雜誌 157)

箱崎孝平 健康増進施設の實績 (生命保險會社協會會報 20の2)

寺邑毅一 健康保險運用上の根本的解決策如何 (醫政 6の12)

社會局保險部 スコットランド國民健康保險に於ける疾病率 (健康保險時報 5の10)

社會局保險部編 健康保險組合事務取扱例規集 改訂増補 (産業福利協會 昭和6年9月)

政府管掌の健康保險事業狀況 (昭和6年8月) (健康保險時報 5の13)

兒玉政介 健康保險の研究 (醫海時報社 昭和6年7月)

中川義次 健康保險に現れたる國民病 (工場パンフレット 852)

寺邑毅一 健康保險の根本的解決策如何 (日本醫事新報 408 日本醫事週報 1837)

日本醫事新報社編 健保改正問題の展望 (日本醫事新報 478)

清水 玄 健康保險業績の一瞥 (社會政策時報 129)

澤渡五郎 吾等の保險 (産業福利協會 昭和6年11月)

黒田教憲 健保の診察に就て (日本醫事新報 438)

森田良雄 失業保險雜感 (法律時報 3の11)

清水 玄 本邦健康保險と醫務問題 (法律時報 3の11)

鈴木梅哩郎 健康保險法の根本的病根 (法律時報 3の11)

石原雅二郎 健康保險管見 (醫海時報 1938-1940)

社會局保險部 健康保險事業年報 (昭和4年度) (昭和6年3月)

兒玉政介 健康保險の社會的効力 (社會福利 15の1)

社會局保險部 健康保險組合要覽 (昭和6年3月)

長瀬恒蔵 健康保險の實績に依る二、三疾病統計に就て (日本醫事新聞 2の2)

小山良知 健康相談事業雜感 (社會福利 15の9)

諸 家 關係各方面より觀たる健康保險法の改正問題 (日本醫事新報 473)

米澤貞二 我國に於ける健康保險法 (行刑衛生會雜誌 6の5)

上田秀雄 政府管掌健康保險とその手續 (實文館 昭和6年12月)

社會局保險部 エストニアに於ける労働者の疾病保險及災害保險 (健康保險時報 5の10)

社會局保險部 昭和6年に於て決定したる賃金等に準ずべき金銭以外の給與其の他の利益の標準價格 (健康保險時報 5の10)

日本醫師會編 健康保險法改正に關する各府縣醫師會の意見 (醫政 7の2)

石原雅二郎 健康保險の精神 (醫政 7の2 日本之醫界 21の30)

陸軍省人事局 昭和5年度陸軍共濟組合事業成績 (昭和6年3月末日現在調)

影近清毅 國有鐵道共濟組合の機構及實績に就て (日本鐵道協會雜誌 17の4)

朝鮮總督府 動農共濟組合の現況 (調査月報 2の9)

石原雅二郎 新に制定せられんとする船員保險 (日本之醫界 132-133 日本醫事新聞 2の2)

米窪亮亮 政府上提の船員保險法に反對する理由 (海員 10の4)

那賀原三郎 改定船員保險法案批判 (海員 10の4)

兒玉政介 歐洲各國に於ける老廢遺族保險の概観 (6-10) (醫海時報 1900-1900)

小泉徳郎 ドイツの廢疾保險概観 (日本醫事新聞 2の17-18 健康保險時報 5の5)

熊谷憲一 各國に於ける養老保險制度 (社會事業 15の5)

モーリス、スタック 合衆國に於ける養老年金 (健康保險時報 5の6-7)

山岡龍次 英國の國營強制失業保險 (法學論叢 26の1-2)

末弘嚴太郎 失業保險の必要と可能 (社會福利 15の11)
 鈴木徳吉 労働市場及失業保險の問題 (社會福利 15の12)
 藤本幸太郎 失業保險に就きて (國民經濟雜誌 50の6)
 高橋 修 世界各國に於ける失業保險制度の概観 (共存 7の8)
 社會局社會部 現行英國失業保險法概要 (失業問題調査資料 33)
 社會局社會部 現行世界各國失業保險法制一覽表 (失業問題調査資料 36) (昭和6年4月)
 安積得也 英國失業保險と失業保險論 (社會政策時報 133)
 前田多門 失業保險是非 (社會政策時報 133)

13 防貧及救貧

小澤 一 社會事業科學の成立と組織について (6) (社會事業研究 19の1)
 奥田とき子 社會事業の統制に就いて (社會事業研究 19の10)
 藤原重遠 隣保關係の起原と進化 (社會連帯 1の5)
 坂戸福太郎 プロレタリア文化と社會事業 (社會事業研究 19の1)
 古坂明彦 社會事業の職業化問題 (社會事業 15の7)
 大林宗嗣 社會事業の現代的様相と其解釋 (社會事業 14の10)
 山口 正 社會事業の政治的進出 (社會事業 14の10)
 吉村吉雄 社會事業に對する一、二の觀方 (共存 7の10)
 小山義孝 社會事業の階級性 (社會事業研究 19の1)
 生江孝之 社會事業の統制に關する一考察 (社會事業 14の10)
 三好豊太郎 他1名 公的社會事業と民間社會事業との關係 (共存 7の8)
 山崎 巖 實施期近き社會事業關係立法概観 (社會政策時報 129)
 中村孝太郎 全日本私設社會事業聯盟の創立に就て (社會事業研究 19の5)
 尾形榮造 社會事業の左右兩傾思慮は何處へ行く (社會福利 15の2)
 諸 家 精神衛生と社會事業 (社會事業 14の11)

村松義明 合理化は果して社會事業經營の危機を打開し得るか (社會事業 15の8)
 中村孝太郎 社會事業經營の合理化 (社會事業 15の8)
 篠崎篤三 社會事業經營の合理化 (社會事業 15の8)
 安田龜一 社會事業經營の合理化 (社會事業 15の8)
 吉田源治郎 社會事業の連絡統制機關についての一考察 (社會事業研究 19の9)
 塚本彌吉 社會事業視察報告 (東京府社會常置委員會 昭和6年11月)
 ブラドウェイ 田邊哲譯 法律と社會事業 (未) (社會事業研究 19の9-12)
 竹谷 榮 社會事業批判の態度に就て (社會福利 15の1)
 内木三郎 社會事業大衆化の再吟味 (共存 7の11)
 藤田進一郎 社會事業斷章 (共榮 4の6-7)
 竹中慈照 宗教と社會事業 (保護時報 15の11)
 野村泰岳 寺院と社會事業 (社會事業研究 19の10)
 諸 家 現代社會事業に於ける宗教の地位 (社會事業研究 19の3)
 原 泰一 新時代に於ける社會施設 (保護時報 15の11)
 矢吹慶理 昭和時代の社會事業と方面委員制度(1-2) (社會連帯 1の1-2)
 早崎八洲 社會事業統計の一考察 (社會事業研究 19の10)
 小崎茂之 精神醫學的社會奉仕事業 (社會事業 15の6)
 岩崎卯一 階級別觀念形態に於ける社會政策 (共榮 4の10)
 小林良雄 方面ベツトに就て (濟生 8の10)
 戸田貞三 方面委員と社會調査 (社會福利 15の7)
 磯村英一 社會事業より見たる帝都市域の擴張問題 (社會福利 15の12)
 高野教閑 老齡不具廢疾者の院生活考 (社會事業研究 19の10)
 兒玉兼道 本邦セメント工業労働事情概況 (社會政策時報 128)
 岩崎五子 セツルメントの役割に就て (社會事業研究 19の9)
 平田隆夫 創設時代の方面委員制度三、四に就て (經濟時報 3の2)
 小田恒光之輔 豫防方策の本義 (社會福利 15の1)
 大阪府學務部社會課 方面カード登録家庭の生活状態 (昭和6年12月)

井上作郎 日本救貧制度の發達に就て (社會事業研究 19の11-12)
 土高六好 貧困の研究 (社會事業研究 19の8)
 樺 堂 生 朝鮮の貧乏巡回診療 (糧友 6の10)
 神戸正雄 地方税に於ける貧者過重負擔傾向 (經濟論叢 32の6)
 大石三良 農村に於ける救護問題と方面委員の活動 (社會事業 15の2)
 田村克己 農村寺院の社會的進出 (共榮 4の10)
 三上孝基 農村社會事業と都市社會事業の差別點と共通點 (社會事業 15の2)
 三好豊太郎 農村文化の搖籃としての農村セツルメント (社會事業 15の2)
 浴 風 園 本邦に於ける養老救恤事業の史的概観 (浴風園調査研究紀要 3)
 浴 風 會 浴風會事業報告 (昭和5年度) (昭和6年6月)
 浴 風 會 浴風會事業概要 (昭和6年3月)
 雨宮一雄 社會事業に於ける救護事業の地位 (濟世 8の1)
 中村孝太郎 濟生會醫療の將來 (社會事業研究 19の9)
 海野幸徳 救護事業の將來 (濟世 8の1)
 鈴木海四郎 救護事業と醫師會制度の相剋に就て (濟生 8の1)
 田結宗誠 昭和5年の救護成績を顧みて (濟生 8の2)
 石原義治 醫療の社會化問題 (共榮 4の10)
 紀本參次郎 醫療保護の普及は救貧防貧の第一義たることを述べ併せて我國に於ける醫師數に及ぶ (濟生 8の3)
 岡 實 社會連帯と保護事業 (保護時報 15の8)
 山崎 巖 救護法の大意 (社會教育パンフレット 132)
 山崎 巖 救護法の實施に就て (社會事業研究 19の7)
 谷山惠林 救護法と吾邦賑恤法規の歴史的考察 (社會政策時報 129)
 小澤 一 救護法運用の基本問題 (社會事業 15の5)
 紀本參次郎 救護法と救護事業 (濟生 8の11 社會福利 15の10)
 河田 茂 救護法と救護團體 (社會福利 15の10)
 庄田順一 救護法と私設社會事業の轉換 (共存 7の10)
 磯村英一 救護法の實施と醫療社會化の問題 (濟生 8の10)

小林良雄 救護施設との關係に就て (濟生 8の9)
 小澤 一 救護法實施に對する救護事業當事者の準備如何 (社會事業 15の3)
 富山智海 救護法の實施とその運用 (社會事業研究 19の6)
 藤田進一郎 救護法の將來 (共存 7の1)
 岩田善如 救護法實施促進運動の過去と將來 (共存 7の1)
 西村哲夫 救護法の未來を語る (共存 7の1)
 大林宗嗣 救護法と失業者 (社會事業研究 19の7)
 井上作郎 救護法實施に伴ふ他の救護關係に就て (社會事業研究 19の10)
 中村孝太郎 全國救護事業協會に於ける救護法實施準備に關する決議に就いて (社會事業 15の6)
 小島幸治 1929年に於ける英國地方行政一改制問題及救護法研究序説 (共榮 4の8)
 内木一男 要救護後當者の家計アウトライン (共存 7の9)
 日井清造 救護法とルンペン (社會福利 15の10)
 海野幸徳 救護法實現の可能とその將來 (共存 7の1)
 小橋實之助 救護委員の任務に就て (社會事業研究 19の9)
 諸 家 救護法實施に際し社會事業家、方面委員の要望 (社會事業 15の4)
 京都市教育課社會課 要救護者に關する調査 (調査報告 13) (昭和6年11月)
 松島正徳 救護法と私設社會事業團體 (社會福利 15の10)
 東京府救護委員會 東京救護委員會報告書 (昭和6年10月)
 山口 正 獨逸救護統計とベルリン市に於けるその成績 (社會事業研究 19の3)
 富井隆信 保護制度問題の一考察 (保護時報 15の3)
 高木貞治 無宿者保護所の増設 (大阪市の新施設3) (大大阪 7の7)
 寺島久松 保護事業の國費經營を唱ふ (保護時報 15の3)
 富井隆信 保護の重點 (保護時報 15の10)
 吉田 律 司法保護を中心としての救護法論 (刑政 44の10-11)
 石清水一雄 司法保護と救護法に關して (保護時報 15の8)
 岩村通世 司法保護制度に就て (保護時報 15の1)
 鹽野季彦 行刑の社會化と保護思想向上 (保護時報 15の7)
 鬼頭壽隆 法廷に反映したる社會相 (保護時報 15の9)

東京帝國大學セツルメント 年報 自昭和5年4月至昭和6年3月 7 (昭和6年6月)
 社會局社會部 全國方面委員制度概況 (昭和5年12月末現在)
 日本赤十字社 昭和5年度事業年報 (昭和6年7月)
 日本赤十字社 昭和5年度救護事業概況 (昭和6年5月)
 磯野英一 財政上より見たる六大都市社會事業の批判 (社會福利 15の10)
 伊藤榮一 他1名 東京市社會事業施設を視察して (共存 7の9)
 雨宮一雄 帝都を中心とする社會事業の特徴 (社會福利 15の1)
 東京市統計課 帝都居住者の種々相 (統計學雜誌 535)
 草間八十雄 大東京の浮浪者と乞食 (共榮 4の8)
 東京府社會課 東京府管内社會事業施設便覽 (昭和6年4月)
 東京市役所社會局 東京市内外社會事業施設一覽 (昭和6年3月)
 東京市社會局 東京市社會局年報 (第8號) (昭和6年1—3月)
 東京府 東京府及社會事 協會事業一覽 (昭和6年度)
 濟生會 昭和4年度東京市内診療統計 (昭和6年4月)
 日本赤十字社大阪支部病院 日本赤十字社大阪支部病院統計年報 (昭和6年12月)
 大阪市社會部 今宮保護所の記録 (社會部報告 130)
 大阪市社會部調査課 都市と都市社會事業資料 (社會部報告 132) (昭和6年6月)
 大阪社會事業聯盟 大阪社會事業年報 昭和6年版 (昭和6年9月)

第五節 榮 養

1 榮 養 一 般

古武彌四郎 榮養の基礎知識 (醫事公論 906—907)
 高龜良樹 國民榮養講座 (篠山書房 昭和6年12月)
 川上登喜二 榮養及食品 (增訂第4版) (南江堂書店 昭和6年4月)

神戸市社會課 神戸市社會事業概況 (昭和5年度) (昭和6年12月)
 愛知縣社會課 愛知縣社會事業年報 (昭和4年度) (昭和6年3月)
 名古屋地方職業紹介事務局 蘇鐵町附近に於ける本質宿調 (昭和6年12月)
 名古屋地方職業紹介事務局 名古屋市内共同無料宿泊所宿泊者調 (昭和6年10月)
 岡山縣社會課 公益質屋の設置から經營まで (社會事業研究資料 25) (昭和6年3月)
 三浦精翁 埼玉縣に於ける救護事業の概観 (濟生 8の3)
 朝鮮總督府 窮民救濟事業調 (調査月報 2の9)
 清家唯一 國際聯盟に於ける社會事業 (社會事業研究 19の9—11)
 木村謙吾 國際盲人事業會議に參列して (臺灣時報 143)
 小島幸治 英國に於ける貧乏の減少と其の原因 (社會事業研究 19の9—10)
 笹川泰廣 アメリカに於ける社會事業從業道德の史的考察 (社會事業研究 19の10)
 小島幸治 ロンドン救貧行政の變遷 (社會政策時報 131)
 大阪都市協會調査部 倫敦の細民宿除去事業の今昔 (大大阪 7の2—3)
 小島幸治 英國の社會調査に現れたる貧乏の原因 (社會事業研究 19の8)
 社會局社會部 1930年英國救貧法 (昭和6年3月)
 宮坂宗 米國社會事業資金募集運動と我が社會事業の實況に就いて (社會事業 15の6)
 高橋清一郎 盛なフィラデルフィア市の社會事業 (社會事業研究 19の7)

佐藤 正 榮養衛生上の基礎知識 (東西醫學大觀 47)
 藤巻良知 榮養講座 (糧友 6の1—12)
 藤巻良知 榮養講話 (醫事公論 903—907)
 榮養研究所 榮養研究所報告 (3の1) (昭和6年2月)
 岐阜縣工場會 食品分析表 (工場榮養改善資料 2) (昭和6年10月)

内務省衛生局 榮養と嗜好 (昭和6年2月)
 内務省衛生局 榮養と嗜好 (日本學校衛生 19の10)
 藤巻良知 他1名 榮養と食品の化學 (丸善株式會社 昭和6年11月)
 大谷光瑞 食 (大乘社東京支部 昭和6年2月)
 篠田義市 食物と性慾との關係 (體性 17の2)
 眞島隆輔 健康者及び病者の榮養としての生食の意義 (日本消化器病學會雜誌 30の12)
 益田 孝 長壽と食養の體驗 (糧友 6の1)
 西村真次 原日本人の粒食的習俗 (糧友 6の8)
 永井 潛 實から見た日本食 (糧友 6の5)
 島 崎順次郎 本邦人食物の榮養價に就いて (醫局及藥局 8の8)
 尾崎準一 脂肪は榮養上絶対必要なりや (糧食研究 68)
 深江三代治 骨系統の組織學的變化より見たる脂肪榮養の基礎 (大阪醫學會雜誌 30の2)
 菅野寛一 本邦人の主食に就いて (關西醫事 3の5—9 優生學 90)
 石川日出鶴丸 米食に就いて (生理學研究 8の4)
 藤巻良知 米食の改善に就いて (日本醫事新報 487)
 丸本彰造 軍隊主食の變革、飯パン併給制の研究實施に就いて試論 (糧友 6の10)
 財部靜治 魚食論 (京都帝大經濟論叢 33の5)
 小山謙吉 いかものくひに就いて (行刑衛生會雜誌 6の11)
 陸軍省衛生課 帝國陸軍の兵食に就いて (國民體育 17の8)
 清水正雄 都市市民の食料 (糧食研究 60)
 松島周蔵 工場給食の榮養學的標準に關する問題 特に最少標準決定の件 (第4回 産業衛生協議會宿題報告) (關西醫事 3の31)
 大西清治 工場食の標準 (産業福利 6の3)
 星合基之助 工場食改善の理論と實際 (日本醫事新聞 2の18—19)
 岐阜縣工場會 工場食改善資料 (3) (岐阜縣工場會報 75) (昭和6年10月)
 村田四郎 農民の榮養問題に關する考案 (1) (日本公衆保健協會雜誌 7の2)
 三神三和 本校寄宿舎食餌の榮養調査 (東京女醫學會雜誌 1の3)
 太田正隆 日米對抗水上競艇選手の榮養問題に就いて (醫事公論 1001)
 朝原梅一 榮養物の兒童に及ぼす影響一考察 (社會福利 5の11)

邦須經雄 收容保護上の食事問題 (保護時報 15の8)
 有本邦太郎 某地區に於ける榮養概況と之が改善策 (都市問題 13の1)
 北井増枝 市民館に於ける給食状況 (社會福利 5の11)
 藤巻良知 他3名 東京市内某細民地區に於ける榮養調査 (第1—5報) (東京市衛生試驗所第7回學術報告)
 陳 鳩 水 臺灣人の基礎代謝に就いて (臺灣醫學會雜誌 30の4)
 滿鐵總務部勞務課 華工食物の榮養素及熱量 (勞務時報 4)
 柴藤貞一郎 下層中國人主食の榮養價值 (糧友 6の1)
 畑 久三 紫外線が蛋卵の變化に及ぼす影響に就いて (日本農藝化學會誌 7の1)
 原 弘道 骨の生化學的研究 (第1報) (日本農藝化學會誌 7の1)
 淺井國康 他2名 各種粉乳の仔犬消化管通過時間に就いて (兒科雜誌 376)
 朝鮮總督府法務局行刑課編 朝鮮に於ける受刑者の榮養並新陳代謝に關する研究 (第9回報告) (昭和6年6月)
 廣川幸三郎 朝鮮受刑者食(雜穀食)を試いて白米食に改めた場合の新陳代謝 (京城醫學專門學校紀要 1の7)
 Shibuya, Sigetos. Der Einfluss der Temperatur auf den Eiweissstoffwechsel. I. Die stickstoffhaltigen Extraktivstoffe der Krütenleber während der Sommerzeit. (The Journal of Biochemistry, Vol. 14, No. 1.)
 Uraki, Ziro. Bedeutung der Gallensäure im Kohlehydratstoffwechsel. XI. Ueber der Einfluss der Gallensäure auf die Synthese und Spaltung der Hexosephosphorsäure in der Leber, der Niere und im Muskel. (The Journal of Biochemist. Vol. 14, No. 1.)
 Takehiro, Sigeo. Einfluss des Adrenalins auf den Kohlehydratstoffwechsel. (京都府立醫科大學雜誌 5の5)
 Nakamura, Hachiro. Ueber den Einfluss von Phosphat und Glykose auf den Phosphatstoffwechsel de Blutes und der Muskel in des Kaninchens. (京都府立醫科大學雜誌 5の5)

大村重信 各主養素の添加飼養が成長家兎血液像に及ぼす影響に就て (大阪醫學會雜誌 30の4)

泉 正一 他1名 柿の特異成分シブオールの食物消化に及ぼす影響に就て (附) 柿の酵素 (日本消化器病學會雜誌 30の12)

佐藤佳一 白米中のエーテル可溶物の生理作用について (日本農藝化學會誌 7の7)

照内 豊 他3名 白米に含有せらるる毒物オリザトキシニンに就て (第8報) (日本内科學會雜誌 19の8)

平尾管雄 リゾレシチンの溶血作用 (糧食研究 6)

永井 潜 生理的食養法 (糧友 6の1)

慶應醫學部食養研究所編 食養療法 (吐鳳堂書店 昭和6年8月)

原 亨一 榮養療法に關する轉近研究の概要 (直線消化器病學 6の3)

大森憲太 食餌性榮養部同の食養療法 (治療學雜誌 1の6)

島崎順次郎 本邦人食餌の缺陷と其救濟方法 (學校衛生 11の6 國民體育 17の8)

朝原真一 榮養不良と家庭の悲劇實例 (社會福利 15の12)

磯田仙三郎 穀粉榮養部同 (東京女醫學會雜誌 1の3)

長濱宗信 食物の健康と疾病に及ぼす影響 (兒童教育叢書 22編) (日本兒童協會 昭和6年3月)

水足豐來 實驗的食餌性動脈硬變症に及ぼすアルカリ一及アルカリ一土類鹽並に野菜の影響 (大阪醫學會雜誌 30の2)

岡野史雄 慢性榮養不足に關する實驗的研究 (衛生學傳染病學雜誌 27の1-4)

行森 磯 白米飼養及職人家兎肉質營養量 特に之と筋肉 Ca量との關係 (大阪醫學會雜誌 30の6)

黒田茂二 偏食に因する臟器病變に就ての實驗的研究 (大阪醫學會雜誌 30の1-5)

片瀬 淡 他2名 各種含水炭素化合物の食餌性胃病に對する起病性の差異に就て (日新醫學 20の5)

正木 正 種々なる食餌飼養に依るラツテ歯牙及び顎骨の組織學的變化の研究 特に食餌中の CaとPとの比の影響に就て (齒科學報 30の9)

馬場爲藏 蛋白過剰攝取による犬骨系統の變化 (大阪醫學會雜誌 30の2)

奥谷博義 嗜好品及び果物が幼若家兎の骨發育に及ぼす影響並に此等が糖質食餌性アチド-ジス性骨病發生に及ぼす影響に就いて (大阪醫學會雜誌 30の12)

猿渡二郎 含水炭素、蛋白質及びビタミンCの扁桃腺に及ぼす影響 附 扁桃腺の消化機能説に關する考察 (大日本耳鼻咽喉科會報 37の7)

平谷信三郎 玄米或は半搗米主食の脚氣及び兒童の發育に及ぼす影響 (大阪醫學會雜誌 30の1)

永山武美 最近に於けるビタミン學の推移 (日本醫學週報 1849-1850)

櫻松勝左衛門 ビタミン學說の化學的概観 (臨牀醫學 19の1)

鈴木梅太郎 ビタミン化學の現状 (日本消化器病學會雜誌 30の8)

京都府工場衛生課 榮養上ビタミンは如何に體得すべきか (工場衛生資料 20) (昭和6年1月)

川上行藏 ビタミンAに關する研究(1)カロチノイドの紫外部に於ける吸收スペクトルに就て(2)ヒドロカロチンの性状及其の生理的作用に就て(3)ヒドロカロチノイドとビオステリンとの關係に就て(理化學研究所彙報 10の12)

香川昇三 ビタミンの多元性に關する諸業績 (日新醫學 20の12)

田中伴吉 Vitamin B に就て (日本農藝化學會誌 7の1)

大嶽 了 オリザニン“Antineuritic Vitamin”結晶の分離に就て (1) (日本農藝化學會誌 7の9)

劉 泰 朗 ビタミンBの熱に對する抵抗 (日本之醫界 21の38)

香川昇三 ビタミンと疾病 (糧友 6の10)

山田靜業 ビタミンを含有せざる種々の人口的飼料を以てせる動物の強制榮養試驗成績 附 脾臟と本試驗との關係 (社會醫學雜誌 532)

上野道故 ビタミンと雌性生殖器との關係 (日本醫學新報 451 醫海時報 1913 東京醫學新誌 2718 關西醫學 3の9 醫事公論 976-977)

藤卷良知 創傷並に骨折治療とビタミン (糧友 6の10)

水足豐來 副榮養素の類脂體新陳代謝に及ぼす影響 (大阪醫學會雜誌 30の4-7)

瀬田信一 ビタミンA、B、C、D、カ血清カルシウムに及ぼす影響 (大阪醫學會雜誌 30の12)

青木幸三郎 動物素因より觀たる實驗的 ビタミンA缺乏症に就て (千葉醫學會雜誌 9の1)

和田長作 他1名 ビタミンB含有食餌に於るオリザトキシニン家兎投與實驗 (日本之醫界 21の2 醫事公論 900)

篠部信一 ビタミンB缺乏症動物の瓦斯代謝に及ぼす諸種内分泌の影響 (2-5) (日本内分泌學會雜誌 7の4-5)

大西康夫 他1名 ビタミンB缺乏症の骨發育狀態特に之と甲状腺との關係に就て (日本内分泌學會雜誌 7の3)

西川四郎 ビタミンB缺乏症動物に於ける諸臟器のオキシダーゼ反應並に之に及ぼす甲状腺物質飼食の影響に就て (日本内分泌學會雜誌 7の7)

松岡富治 Vitamin に關する研究 (日本農藝化學會誌 7の12)

大村義信 ビタミンC缺乏が移植骨膜の骨形成に及ぼす影響に就て (大阪醫學會雜誌 30の4)

佐々木鐵吉 ビタミンCの間歇的投與と壞血病發生との關係に就て (大阪醫學會雜誌 30の12)

繁見瑞穂 榮養特にビタミンDに就て (日本消化器病學會雜誌 30の2)

星忠太郎 趣味の食養化學 (木里社 昭和6年12月)

福井正三 家庭料理と榮養價 (前篇) (内外出版印刷株式會社 昭和6年12月)

繁富保雄 團體炊事講座 (糧友 6の4-10)

大谷光瑞 庖厨の意義と日本料理の特徴 (糧友 6の5)

西岡文一 團體炊事季節狀立表 (糧友 6の7)

工業教育會 或る夏の獻立と調理法 (職工問題資料 B 242)

或る獻立の實例 (職工問題資料 B 240)

齋藤光子 調理に依る食品組成の變化に就て (醫事公論 982-983)

香川 綾 種々本邦食品のビタミンB含有量並に之に及ぼす調理の影響 (東京醫學會雜誌 45の9-10)

有本邦太郎 調理とビタミン (糧友 6の10)

市原奈良男 飲食物業者の心得と其手續 (雙龍書店 昭和6年2月)

中澤辨次郎 共同炊事組合の業績 (糧友 6の10)

原田博治 和蘭に於ける蔬菜販賣組織 (彙報高商論叢 9)

2 食 品

菊地 貢 食品の養價に就て (綜説) (日本生化學會々報 6の2)

愛媛縣工場研究會 本縣各種食品の蛋白質並に塩量 (經濟と榮養 2の6)

都築益世 二、三食品中のビタミンB含有量 (慶應醫學 11の11)

張谷潤一郎 重要食料品の腐敗に關する細菌學的研究 (2-5) (千葉醫學會雜誌 9の5-9)

坂根稔康 他1名 乾燥食品に附着せる絲狀菌の發育と氣温氣濕の關係に就て (國民衛生 8の6)

小泉浩吉 かてもの (東京醫學新誌 2729)

近藤高太郎 稻及米に就き御前御進講を奉仕して (大日本農會報 604)

志賀岩雄 玄米貯蔵貯蔵と罐内瓦斯組成の變化並に殺菌の死滅に就て (略報) (糧食研究 68)

森澤清一郎 穀物簡易火力乾燥裝置に就て (大日本農會報 612)

村松輝石 飯米の精白法に就て (糧食研究 67)

佐々木信義 精米機より考察したる胚芽米同精の能否 (日本醫學新報 461)

有本邦太郎 胚芽米の榮養價值 (糧友 6の7)

二瓶貞一 胚芽米の胚芽殘留率決定方法に就て (糧食研究 70)

河合隼人 白米の貯蔵に就て (糧食研究 66)

美木俊雄 米胚芽の生化學的研究(1)米胚芽の酵素に就きて (岡山醫學會雜誌 43の6)

西澤基一 朝鮮米に關する一つの考察 (經濟時報 3の1-2)

百塚定七郎 或種の粉末重湯と従来の重湯との榮養價比較に就て (關西醫學 3の28 グレンツゲベート 5の9)

村松輝石 他1名 大麥平麥と裸麥との比較 (日本農藝化學會誌 7の4)

植村秀一 軍用乾飯及食はん中の抗脚氣ビタミンに就て (國民衛生 8の1)

蕎麥の研究 (糧食研究 附録 47)

藤卷良知 有本邦太郎 榮研藤本君等の非を論ず (日本醫學新報 459 日本之醫界 21の18 醫事公論 981)

藤卷良知 重ねて榮研藤本君等の非を論ず (醫事公論 984 日本醫學新報 459)

藤本篤喜 他1名 藤卷氏等の米に關する研究の誤謬 (醫海時報 1917 醫事公論 981 日本之醫界 21の17)

藤本篤喜、松澤九二雄 藤卷氏等の米の研究に關する辯解を論ず (日本之醫界 21の21 日本醫學週報 1830 東京醫學新誌 2726 日本醫學新報 458 醫事公論 284)

新井 甫 艦内に於ける生糧品の長期貯蔵法に就て (海軍醫學會雜誌 20の4)

清水正雄 人工空換氣に依る植物性生食品の貯蔵 (日本農藝化學會誌 7の12)
 小山榮二 豆もやしのビタミンに就て (糧友 6の10)
岡村正雄 糖味増及び糖味増清の研究 (慶應醫學 11の6)
 二宮 護 大豆蛋白質の一精製法に就て (中央試驗所報告 15輯)
 金井眞登 滿洲産大豆(丸粒)の飼料的利用試驗成績報告(2-3) (中央試驗所報告 15輯)
 鈴木幸三 他1名 滿洲産大豆(丸粒)の養鶏飼料としての價值(2-3) 産家の肥育飼料としての滿洲産大豆丸粒の價值 (中央試驗所報告 15輯)
 金井眞登 滿洲大豆(丸粒) 養鶏飼料化の經濟的價值に就きて (中央試驗所報告 15輯)
 石井正泰 滿洲に於ける落花生 (滿鐵調査月報 11の12)
 登倉裕徳 豆乳の細菌學的研究 普通細菌の繁殖形態を溶解殺滅する作用を有する有機化學藥品に對するバクテリオファージの抵抗に就て (衛生學傳染病學雜誌 27の8)
 有働繁三 醬油の味に關する研究(2) (日本農藝化學會誌 7の9)
 鈴木幸三 滿洲産大豆(丸粒)の養鶏飼料としての價值(4) (日本農藝化學會誌 7の11)
 井爪清一 他2名 所謂酒精抽出法によりて製造されたる大豆粕粉の營養的価値に關する研究 第1報 油脂抽出工程の大豆蛋白質の消化率に及ぼす影響 第2報 大豆酒精抽出粕の營養價值に就て 第3報 澱粉の營養價值に及ぼす大豆粕粉添加の影響に就て (滿鐵中央試驗所報告 第15輯) (日本農藝化學會誌 7の2)
 岡野公次 他1名 大豆蛋白質に及ぼす抽油溶劑並溶劑の回收を目的とする蒸餾法の影響に就て(2) (中央試驗所報告 15輯)
 岡野公次 大豆脱脂粉中の磷酸形態並蛋白質形態の磷酸に就て (中央試驗所報告 15輯)
 大所文三 他3名 加水分解法による醬油の製造に就て (中央試驗所報告 15輯)
 榎原敏之 他1名 澱粉の定量法に就て (中央試驗所報告 15輯)
 山本隆次 他2名 高粱澱粉製造に就て(1) (中央試驗所報告 15輯)
三木昇二 高粱澱粉の理化學的性質に就て(2) (中央試驗所報告 15輯)

大阪乾物同業組合 乾物の知識 (昭和6年11月)
 平松食用苜蓿培所 食用苜蓿の人工栽培法 (昭和6年11月)
 高崎市 群馬郡農會 堆苜蓿栽培の新研究 (昭和6年11月)
 川村清一 食菌と毒菌 (岩波書店 昭和6年12月)
 西田屹二 他1名 蕈菌より得らるるグルコマンナンの化學的研究(5) グルコマンナンのメチル化に就て (日本農藝化學會誌 7の11)
 稻見 忠 砂糖に就て (糧食研究 10月附録)
 西澤基一 砂糖價格に對する若干の觀察 (經濟時報 2の11)
 佐藤龜太郎 北海道産糖業 (工政 142)
 糧食研究會 ジャム類の分析法と其組織 (糧食研究 昭和6年2月附録)
 山本 亮 他1名 熱帯果實の研究 (日本學術協會報告 6卷)
 臺灣總督府殖産局 第10臺灣糖業統計 (殖産局出版 587 昭和6年3月)
野須新一 人乳及び牛乳の化學的新鑑別法に就て (兒科雜誌 37の6)
 中山正巳 本邦婦人乳汁、牛乳及び牛乳代用品の物理化學的性質に關する總括的見聞 (京都府立醫科大學雜誌 5の2)
 松原四七 牛乳及乳製品の智識 (醫局及藥局 8の5-7)
 川島四郎 乳といふもの乳のビタミン(糧友 6の10)
 佐々木林治郎 牛乳の脂肪及類脂物質に關する化學的研究 (日本農藝化學會誌 7の7-12)
 猪飼正雄 北海道の牛乳製品 (工政 142)
 齋藤道雄 夏季の牛乳製飲料に就て (糧食研究 8の8)
 池田 錫 牛乳と細菌 (松本獸器器械店 昭和6年3月)
 淺井國康 粉乳の研究(4-5) (兒科雜誌 368-373)
 松本武一郎 他1名 金澤地方に於ける牛乳の化學的組成成分に其の有機成分の含量に就きて (東京醫事新誌 2713 十全會雜誌 36の6)
 池部博齋 他1名 チチ粉液の幼若動物消化管通過のレントゲン検査に就て (兒科雜誌 372-377)
 池部博齋 チチ粉に關する研究(7) チチ粉のカルシウム及磷含有量に就て(8) チチ粉養育の一、二動物の發育に及ぼす影響並に動物實驗に於けるチチ粉のビタミンB含有量に就て (兒科雜誌 380)
 池部博齋 チチ粉の鐵含有量に就て (兒科雜誌 372)

青木靜夫 紫外線照射牛乳による白鼠飼育試驗 (慶應醫學 11の5)
 佐々木林治郎 鶏卵の貯蔵に關する研究(糧食研究9)
 岸 良一 食卵の検査に就て (帝國農會時報 46-47)
 橋田義孝 醃漬食物について (糧友 6の9)
 住木諭介 醃の醃生産物(9報) (日本農藝化學會誌 7の9)
 中澤亮治 他2名 酒精醃酵母と温度の關係(2) (日本農藝化學會誌 7の1)
 大嶽 了 酵母酒精醃酵の諸成分(2報) (日本農藝化學會誌 7の10)
植村秀一 酵母の抗神經炎性 Vitamin に就て (國民衛生 8の1)
 長峰英藏 屠畜器具に關する其の後の實驗成績 (日本公衆保健協會雜誌 7の6)
 中原重樹 ハムの鹽漬法改良に關する試驗研究 (糧食研究 9の6)
 森脇茂 食用水産物の營養價值 (糧友 6の4)
曙臺嘉市 魚肉の水洗方法が貯蔵力に及ぼす影響に就て (國民衛生 8の3)
 最新工學普及會 冷蔵食品の凍結編 (最新工學パンフレット) (昭和6年11月)
 曙臺嘉市 海水と淡水、就中食鹽の濃度が魚肉の自家融解並に腐敗速度に及ぼす影響 (國民衛生 8の3)
 星野三郎 簡易魚糧乾燥機に就て (日本學術協會報告 6卷)
 多勢俊一 わかめの蛋白質に關する研究(1) (日本農藝化學會誌 7の8)
 高橋榮治 白濱 潔 寒天の研究(1) (日本農藝化學會誌 7の8)
 高橋榮治 他1名 寒天の化學(日本學術協會報告6卷)
 諸岡 存 國民飲料と文化 (禁酒の日本 134)
 衣笠 豐 清涼飲料水の話 (體性 17の2)
 山本 亮 他2名 紅茶の Nantlophyll に就て (日本農藝化學會誌 7の10)

3 食糧問題

農林大臣官房統計課 米統計表 昭和5年 (昭和6年3月)
 農林省統計課 昭和5年米收穫高 (統計學雜誌 53の5)
 農林省農務局 内地に於ける米需給事情及年度米穀輸移出入状況 (大日本農會報 610)

農林省官房統計課 昭和4、5年 統計速報(府縣別) 米、藁、鶏、鶩 (農林統計時報 2)
 農林省官房統計課 昭和5年農産物價額減少調 (農林統計時報 2)
 農林省官房統計課 米の收量と價格との關係 (農林統計時報 2)
 農林省官房統計課 率勢米價の話 (農林統計時報 2)
 東京府知事官房調査課 米統計 (昭和5年) (昭和6年2月)
 東京府知事官房調査課 麥作統計 (昭和5年) (昭和5年10月)
 北海道廳統計課 昭和5年農作業戸數 (統計學雜誌 54の3)
 臺灣總督府殖産局 米生産費調査(其の1) 昭和5年 2期作 農業基本調査 27 (昭和6年7月)
 朝鮮總督府 昭和5年産米價額調 (調査月報 2の10)
 臺灣總督府殖産局 本島耕地自小作別面積調査 (昭和5年4月現在) (昭和6年3月)
 農林省農務局 米穀法關係法規 (昭和6年7月)
 鈴木梅四郎 穀物專賣法草案 (昭和6年5月)
 農林省農務局 全國に於ける農村計畫實施の狀況 (大日本農會報 610)
 朝鮮總督府 昭和5年果實生産價額調 (調査月報 2の10)
 臺灣總督府殖産局 臺灣水産統計 昭和5年 (昭和6年10月)
 鈴木鼎三郎 過去20ヶ年内地に於ける作物作付面積の推移 (大日本農會報 607)
 石井春平 本邦内地に於ける主要植物性農産物の食用消費量の趨勢及生産統計の確さに關する一考察 (九大農學部學藝雜誌 4の4)
 商工大臣官房統計課 卸賣物價月報 (昭和6年1月-12月)
 商工大臣官房統計課 小賣物價月報 (昭和6年1月-12月)
 一色重夫 諸種糧食作物が段當生産物にて人を養ふ力及適否の比較 (農學研究 17)
 四宮恭二 食糧問題の二重的意義 (糧友 6の2)
 丸本彰造 食糧問題と吾等日常の食物 (統計學雜誌 542-544)
 紀平正美 我が食糧問題の根幹と日本精神 (糧友 6の5)
 大川周明 本邦の食糧問題と滿洲 (糧友 6の10)
 滿鐵調査課 日本の米穀問題と沿海州の米作との關係 (ソヴェート聯邦事情 2の12)
 小泉浩吉 南部鐵道史 (東京醫事新誌 2734-2735)

益田 孝 恵まれたる食糧國日本 (糧友 6の5)
 帝國農會 米穀專賣資料 (帝國農會報 21の10)
 諸 家 米穀專賣問題の可否 (財政經濟時報 18の10)
 小林隆平 昭和5年度産米の生産費 (帝國農會報 21の1)
 荷見 安 米穀生産費調査に就て (帝國農會報 21の8)
 河田藤郎 米穀生産費調査の必要と其困難 (經濟時報 3の1)
 岡田 温 米の生産費調査に關する説明 (帝國農會報 21の3)
 八木芳之助 米穀の生産費に關する一考察 (經濟論叢 33の6)
 岡田 温 米の生産費に關する見解の差違 (帝國農會報 21の3)
 石坂橋樹 農産物生産費低下問題 (日本農業 27の5)
 荒川五郎 米の最低價格を公定補償する法 (帝國農會報 21の1)
 蛭川龍三 米價に就いて (經濟論叢 32の2)
 新井隆治 米價調節の基準價格に就て (糧食研究 8の4)
 笠信太郎 米價問題の社會的含義 (改造 13の1)
 谷口吉彦 農家における米の販賣 (經濟論叢 33の2)
 高橋龜吉 農村破産を齎かす米政策の破綻 (經濟往來 6の6)

岡出幸生 米穀の増收問題と集約的耕種法 (大日本農會報 602-603)
 谷口吉彦 米の生産地と消費地との對立 (經濟論叢 32の5)
 車 恒吉 米の産地消費地間の取引 (帝國農會報 21の4)
 谷口吉彦 米の生産と消費の分離 (經濟論叢 32の4)
 谷口吉彦 米の生産と消費との連繫 (經濟論叢 32の6)
 谷口吉彦 消費組合による米の配給 (經濟論叢 32の2)
 八木芳之助 米穀を通じて見たる朝鮮と内地との關係 (經濟論叢 33の3)
 西澤基一 臺灣に於ける米穀問題 (經濟時報 2の10)
 八木芳之助 米穀の需要に就いて (經濟論叢 32の1)
 笹治庄次郎 長期貯蔵に適する農村穀物倉庫の建築に注意すべき要綱 (大日本農會報 605)
 笹治庄次郎 長期貯蔵に適する農村穀物倉庫の建築に注意すべき要綱 (大日本農會報 608)
 鷺尾久藏 主要食糧農作物品種改良事業の農業生産力及農産物生産費低減に及ぼしたる影響 (大日本農會報 612)
 白井紅白 食糧及營養問題から見たる畜産 (關西醫事 3の1)
 田邊勝正 ラトビア國の土地改革 (帝國農會報 21の11)

第六節 氣候風土並に衣服及住居の衛生

1 氣候風土一般

南瀧芳雄 氣候に對する新考察 (優生學 4の2)
 福井英一郎 平均氣温が或一定温度以上に達する日數の算定に就て (地理學評論 7の9)
 南瀧芳雄 本邦氣候に關する衛生學的的研究 (第2完) 暑熱氣温、温帯氣温、寒冷氣温の想定 (關西醫事 3の3-12)
 下村彦一 氣候學の圖式的研究 (ジョン・ビー・レーリ) (地理學評論 7の1)
 岡田武松 氣温の比較差に及ぼす海陸の影響に就て (地理學評論 7の3)

岡田武松 本邦氣温の地理學的分析 (地理學評論 7の4)
 佐々倉航三 東京市内外の氣温差に就て (地理學評論 7の7)
 白木 武 轉地の選擇 (臨牀醫學 19の7)
 有馬英三 高山療法と人工胸療法 (實踐醫學 1の1)
 田中親龍 他6名 高山環境並に温泉の人體に及ぼす影響に就て (第3報) 白山及び市の湧温泉の部 (其の3) (十全會雜誌 36の10)
 杉山直治郎 本多靜六 温泉研究 1輯 (日本温泉協會 昭和6年4月)

氏原佐藏 温泉と保健 (醫海時報 1901)
 賀川哲夫 皮膚病の温泉療法 (内外治療 6の6)
 佐藤幹治 温泉のラヂウム研究 (日本醫事新報 405)
 齊藤賢吉 ラヂウム線の血液に及ぼす影響に就て (滿洲醫學雜誌 14の5)
 吉村信吉 日本の湖水の水素イオン濃度 (地理學評論 7の10-11)
 志田元秀 日光紫外線の研究 (第1編) 日光紫外線最短波長の時間的並びに季節的變動に就て (日本外科學會雜誌 32の7)
 遠藤 賢 奉天に於ける日本紫外線量測定成績 (2) (兒科雜誌 378)
 小田正曉 紫外光線 (藝備醫事 420)
 須永 正 紫外線作用の分類に就て (承前) (東京醫事新誌 2721-2722)
 藤澤 清 太陽光線の生物學的的影響に就ての實驗的研究 (胸膈型に及ぼす影響) (日新醫學 21の4)
 小田正曉 紫外線の作用に就いて (日本之醫界 21の17)
 須永 正 皮膚色素沈着と光線波長との關係 (第2報) (日本醫事新報 440-447)
 須永 正 紫外線透過増強法に關する研究 (千葉醫學會雜誌 9の4-5)
 矢吹 舜 人工太陽燈の紫外線量に就いて (兒科雜誌 377)
 小津 尚 他1名 紫外光線照射の生物學的的作用 殊に其の植物神經系統に及ぼす影響に關する實驗 (岡山醫學會雜誌 492)
 大熊 政 日光光線の血中に及ぼす影響に就て (日本微生物學病理學雜誌 25の3-4)
 村上隆徳 紫外線の血液瓦斯特に一酸化炭素ヘモグロビンに及ぼす影響 (岡山醫學會雜誌 497)
 三好 泰 血液内有機磷酸合成機能に及ぼす紫外線の影響 (日本齒科學會雜誌 24の3)
 香川哲二郎 紫外光線 (人工太陽燈) の幼若家兎骨の發育に及ぼす影響に就て (大阪醫學會雜誌 30の3)
 黒住 久 太陽光線が人體の骨發育並にアチドーシス性骨病發生に及ぼす影響に就て (大阪醫學會雜誌 30の6)
 後藤 誠 二、三非特異性刺激體注射 Röntgen 線並に人工高山太陽燈放射の増進作用に及ぼす影響の臨牀的並に實驗的研究 (東北醫學雜誌 14の1-2)
 淺井 幸 痘毒に對する紫外線の影響に就て (北海道醫學雜誌 9の2)

伊藤駒夫 創傷治療に及ぼす紫外光線の作用機構に就いて (1) 紫外光線と白血球増殖作用 (岡山醫學會雜誌 496)
 伊藤亮一 短波長光線の藥物に及ぼす影響 (1) 紫外線照射グリコヒョール酸曹達の解毒作用に就て (日本藥物學雜誌 12の2)
 鈴木幸三 他3名 紫外線と動物營養の關係に就て (第1報) 特に紫外線の動物發育に及ぼす影響 (第2報) 特に紫外線の鵝卵孵化に及ぼす影響 (日本農藝化學會誌 4の11, 7の10)
 鈴木幸三 波多野 正 The Influence of Ultra-violet Rays upon the Hatching Quality of Eggs. (農藝化學會誌 Vol. 7, No. 4-8.)
 村上隆徳 可視光線の蠟毛運動に及ぼす2, 3の實驗 (岡山醫學會雜誌 492)
 岡 通 紫外線の殺菌作用 (實驗醫報 200)

2 衣服の衛生

川 勝恭 氣温、氣濕及び氣流の變化に對する和服と洋服との保温効果並に放熱効果に就て (國民衛生 8の5)
 鈴木秀夫 衣服下部圍氣の湿度測定法 (國民衛生 8の12)
 新谷二郎 本邦人の衣服重量に就て (國民衛生 8の5)
 陸軍被服本廠内被服協會 生活改善と被服經濟 (昭和6年12月)
 古屋貞造 本邦兒童服の衛生學的的研究 (國民衛生 8の9-10)

3 住居の衛生

佐藤功一 住宅建築衛生篇—佐藤住宅建築講座 (第1編) (早稻田大學出版部 昭和6年3月)
 城西學人 家庭衛生 住居の卷 (公衆衛生 49の7-10)
 及川 周 他1名 家屋内外の温度に就て (北越醫學會雜誌 46の8)
 加藤健一郎 無窓建築の空氣調整に就て (衛生工業協會誌 5の4)
 拔山四郎 保温材の厚さの經濟的分布に就て (衛生工業協會誌 5の10)

佐藤 正 空氣及び換氣の衛生問題(東西醫學大觀44)
 外山昇二譯 建築に施す熱絶縁物の經濟關係(抄録)(衛生工業協會誌 5の7)
 丹羽重光 他數名 建築暖房に関する座談會(衛生工業協會誌 5の4)
 山崎新久 鐵筋校舎の暖房及び換氣の検査成績(日本學校衛生 19の6)
 田中 貢 輻射熱の暖房効果及輻射暖房に就て(衛生工業協會誌 5の1)
 加藤健一郎譯 輻射暖房(抄録)(衛生工業協會誌 5の7)
 加藤健一郎譯 冷房装置に依る暖房法(衛生工業協會誌 5の11)
 永山太郎 病室の好感帯に就て(軍醫雜誌 221)
 京都市衛生試験所 南座の換氣暖房装置並劇場内空氣の衛生學的調査(日本公衆保健協會雜誌 7の11)
 衛生工業協會 朝日ビルディング暖房冷房換氣其他設備概要(衛生工業協會誌 5の12)
 小宮義孝 鐵筋コンクリート建築病室内空氣の理學的状態の研究 特にその冷却力に就て(第2報冬期)(東京顯微鏡學會雜誌 38の1)
 小宮義孝 鐵筋「コンクリート」建病室の衛生學的研究报告(關西醫學 3の21)
小宮義孝 鐵筋コンクリート建病室に於ける換氣に関する研究(日新醫學 20の6)
 小宮義孝 鐵筋コンクリート建築物の衛生(醫學公論 979-981 學校衛生 11の6-9)
 楚南元噴譯 衛生工事に必要な排水管の大きさ(抄録)(衛生工業協會誌 5の7)
 木下功一譯 各種建物に於ける給水及給湯量の算定(衛生工業協會誌 5の7)
 木下功一譯 田舎に於ける邸宅の給水法(抄録)(衛生工業協會誌 5の11)
二宮忠清 自然採光の研究(1-5)(國民衛生 8の6-7)
 最新工學普及會 建築照明の新研究(最新工學パンフレット)(昭和6年11月)
 二宮忠清 高層建築にて圍まれたる庭内建築物の採光に就て(國民衛生 8の7)
 照明學會第57回講演會(建築時潮 8號)
江田周三 携帶用照度計に関する一考察(勞働科學研究 8の4)
 中西義榮 市營神田浴槽庫の冷風設備に就て(衛生工業協會誌 5の12)
 余田高重譯 地中風道の熱損失の簡單なる近似計算法(抄録)(衛生工業協會誌 5の7)

余田高重 換氣風道内に於ける騒音吸收の研究(衛生工業協會誌 5の4)

4 住宅問題

神戸正雄 家屋税の累進(經濟論叢 33の3)
 大阪市社會部調査課 大阪家賃調査(西成區)(社會部報告 150)(昭和6年12月)
 藤谷謙二 最近の家屋税問題に就いて(經濟時報 3の6)
 佐々木彦一郎 民家の形態に現れたる地域の特性(地理學評論 7の9)
 三橋信三 都市に於ける住宅問題の考察(工政 134) 建築圖案研究會 市街線建築物法に關する申請及届出書式(昭和6年11月)
 京都市教育部社會課 借家に關する調査 昭和5年4月(昭和6年1月)
 關谷重直 借地借家法及調停法について(法律時報 3の1)
 長島 毅 借地借家調停法の申立件數に表はれたる二三の事柄(法律時報 3の1)
 岩田 新 地代及家賃値下げの問題(法律時報 3の1)
 神戸正雄 家屋税移管問題(經濟論叢 33の6)
 我妻 榮 判例に現はれたる敷金問題(法律時報 3の1)
 武藤運十郎 家主は如何に法律と裁判所を濫用して借家人を苦しめるか(法律時報 3の1)
 弓家七郎 住宅の改良問題(工政 134)
 吉川末次郎 米國の住宅政策(都市問題 13の3)
京都市社會局 京都市住宅調査(昭和5年6月現在 昭和6年3月)
 大阪市社會部調査課 大阪市住宅年報(社會部報告 147)(昭和6年10月)
 大阪市社會部調査課 大阪家賃調査(此花區)(社會部報告 142)(昭和6年7月)
 大阪市社會部調査課 大阪家賃調査(港區)(社會部報告 130)(昭和6年3月)
 大阪市社會部調査課 アパートの調べ(社會部報告 138)(昭和6年4月)
 廣瀬久彦 近代都市名古屋市と住宅問題(工政 134)
 井手 薫 臺灣に於ける住宅改良の難易(臺灣時報 143)
 伊東學位 ルンペン宿の研究(社會福利 15の9-11)
 レオニ、ピレウスキ ソヴェートに於ける住宅建築の近況(建築時潮 11)
 岡田平藏 材料より見たる現代の住宅(工政 134)

安田勇吉 現代建築と機械(臺灣時報 141)
 濱田 稔 他1名 建築材料學(丸善 昭和6年10月)
 中村達太郎 日本建築辭彙 改訂増補(丸善 昭和6年6月)
 須藤貫一 家を建てる費用の計算(太陽堂 昭和6年10月)
 森永達男 圖解日本建築雛形(金龍堂 昭和6年3月)
 建築研究會 建築設計資料圖集(商店建築設計編)(淀屋書店 昭和6年11月)
 高杉造酒太郎編 西洋建築史參考圖集(上下)(建築學會 昭和6年5-11月)
 チェンバース 中村興資平譯 洋風建築設計者の虎の巻(鈴木書店 昭和6年3月)
 金杉哲伊 市街地建築圖集(洪洋社 昭和6年7月)

山本拙郎 和洋住宅設備設計の智識(實業之日本社 昭和6年6月)
 東京家具之友社 昭和流行 家具圖案型錄(昭和6年11月)
 大濱一郎 小住宅の建て方(阿部留次 昭和6年11月)
 石原良三 すぐわかる和洋建築早圖解(建築書院 昭和6年2月)
 建築書院 8坪より70坪まで住み心地よき日本住宅の間取と外形圖集(建築書院 昭和6年2月)
 上原敬二 家の改造と庭の改造(金星堂 昭和6年11月)
 長谷川正五 簡易で經濟な電(大大阪 7の11)
 後藤 晋 近代の住宅と電氣設備(工政 134)

第七節 兒童及青年の衛生

1 同 上 一 般

棚橋源太郎 兒童と博物館とに關する諸問題(兒童研究 35の2)
 野瀬寛顯 幼児より成年まで家庭教育の實際(先進社 昭和6年1月)
 愛知縣兒童研究所 愛知縣兒童研究所紀要(第6輯)(昭和6年12月)
 菅原龜五郎 世界列國の青年運動(寶文館 昭和6年1月)
 瀧端保次 學校教育の現状と學徒の使命(國民體育 17の8)

2 乳 幼 兒 保 護

三宅宗詮 出生前及其出生後の小兒生理學(2-4)(生理學研究 8の3-12)
 弘 好文 新生兒の生理曲に病理(7-12)(臨牀小兒科雜誌 5の1-6)
 田川八郎 本邦小兒體溫研究(1)(兒科雜誌 372)
 濱田宗之助 他1名 健康乳兒並に先天性粘液水腫の瓦斯代謝研究(長崎醫學會雜誌 9の4)
 小山良修 乳幼兒の營養問題(社會福利 5の11)
 中鉢不二郎 乳幼兒の食餌に就て(兒童研究 35の3)
 小山武夫 乳兒人工營養(糧友 6の11)

根本四郎 本邦乳兒の營養及發育に關する觀察(兒科雜誌 378)
 矢野 雄 乳幼兒營養上の誘惑(實地醫家と臨牀 8の10)
 兒島俊亮 人工營養兒所要カロリーの臨牀觀察(臨牀小兒科雜誌 5の8)
 野須新一 各種乳汁の遊離アミノ酸量に就て(兒科雜誌 377)
 池部博齊 チ、粉液の比熱に就て(兒科雜誌 374)
 田中幸一 哺乳兒の營養と營養障礙の療法概要(診斷と治療 18の7)
 鉢中不二郎 牛乳營養兒營養障礙に對する食餌療法(治療醫學 8の6)
 三宅宗一 含水炭素の人工營養に關する研究 5. 蛋白質含水炭素の吸收に及ぼす影響 6. 含水炭素の吸收と腸管排泄物に就いて 7. 含水炭素の分解に關する一考察(乳兒學雜誌 9の1-3)
 東京市乳協會 牛乳と兒童の發育(糧食研究 89)
 黒須重兼 乳幼兒哺乳量の今昔觀(兒童研究 35の5)
 長濱宗信 二滲出性體質兒の哺乳時間に就て(兒科雜誌 371)
 四瀧清夫 哺乳量と乳兒體重との關係に就て(兒科雜誌 378)
 内村良二 天然營養兒の哺乳量に就て(兒科雜誌 378)
 長濱宗信 我國に於ける健康な自然營養兒の哺乳量と二滲出性體質兒の哺乳量に就て(兒科雜誌 371)

鎌田 尊之助 幼弱なる母乳児の消化不良症 (實驗醫學報 195)

田村 輝郎 母乳荒川氏反應の統計的觀察 (最新治療 7の3)

吉田 松一 他5名 健康乳児に於ける荒川氏反應成績 (此種の最初の試み) (兒科雜誌 372)

安井 慧之助 乳児中毒症 (Toxicose) と水分缺乏症 (Exsiccose) (診斷と治療 18の10)

須磨 憲司 乳幼児鉛中毒症 (廣義) の研究 (其2) チオ硫酸養連の影響に關する臨牀的研究 (兒科雜誌 371)

窪田 貢 離乳児に見たる鉛中毒性麻痺 (實驗醫學報 206)

篠原 順 乳児慢性鉛中毒症に於けるチヌメタリンの血液像より見たる治療的價値 (現代の醫學 13の9)

田中文男 哺乳児の腺様増殖症 (日本醫學新報 468)

北方了 廣 初生兒腺腫眼障防に關する實驗的研究 (大阪醫學會雜誌 30の1)

弘 好文 新生兒の養護法 (臨牀小兒科雜誌 5の8-12)

諸 家 乳幼児問題號 (社會事業 15の1)

余田 忠吾 歐洲に於ける妊産婦並に乳幼児保護事業 (社會事業研究 19の7)

生江 孝之 歐米に於ける乳幼児愛護週間運動プログラム (社會福利 15の5)

奥田 登喜 乳幼児保護事業の將來 (社會事業研究 19の11)

大延 榮三郎 乳幼児保護施設としての小兒保健所の機能及其用途 (共存 7の10)

余田 忠吾 都市の母性及乳幼児保護の問題 (大大阪 7の8-9)

福岡 文平 乳幼児保護週間運動の社會的意義 (社會事業研究 19の6)

福岡 文平 乳児晝夜保育の研究 (1) (社會事業研究 19の9)

久保田 喜代太郎 農村婦人と農繁託兒所 (社會連帶 1の2)

増田 抱村 近代日本の抱子對策 (共榮 4の8)

中央公論社編 婦人公論大學 育兒篇 (中央公論社 昭和6年9月)

田村 均 育兒讀本 (婦人之友社 昭和6年2月)

尾崎 清次 育兒上の緒起に關する玩具圖譜 (3) (笠原小兒保健研究所 昭和6年4月)

3 兒童の疾病

内村 良二 新小兒科學 (金原商店 昭和6年4月)

佐藤 彰 具體的小兒科學 (中卷) (南山堂 昭和6年5月)

長尾 美知 日常兒科臨牀の實際 (金原商店 昭和6年1月)

島 太郎 小學兒童の病氣缺陷に關する研究 (學校衛生 11の4)

東京市教育局 東京市兒童の疾病に關する調査 (學校衛生 11の6)

柴 矢信一 體質異常兒に關する研究 特にモノトローゼに就て (兒科雜誌 378)

多田 正俊 最近11年間に於ける慶應義塾大學醫學部小兒科教室實扶の里入院患者の臨牀的統計觀察 (東京醫學新誌 2750)

篠原 順 小兒結核傳染の機會 (内外治療 6の1)

Rosowsky 小兒淋疾の血清診斷 (日本之醫學 21の38)

井村 俊郎 佝僂病の成立と「ビタミン」A及びD並に磷酸鹽の缺乏の關係に就ての研究 (東京醫學會雜誌 45の9)

池田 清 實驗的佝僂病に於ける血液像並に造血器の所見に就て (傳染病學研究所報告 9)

泉 仙助 佝僂病に就いて (學校衛生 11の9)

阿部 恭一 九州附近に於ける佝僂病に就いて (實地醫家と臨牀 8の4)

郭 火 災 他1名 羣衆に於て發見せる佝僂病の一例追加 (臺灣醫學會雜誌 30の2)

阿部 恭一 室内換氣の佝僂病豫防効果に關する實驗的研究 (東京醫學新誌 2733)

三内 多喜治 小兒齒科總論 (小兒齒科學叢書 1) (齒苑社 昭和6年2月)

樋口 榮 尋常少年及不良少年の齲齒に就て (關西醫學 3の27)

佐藤 いく代 學校體格検査に表はれたる耳鼻咽喉科疾患の統計的觀察 (東京女醫學會雜誌 1の3)

笠原 功 口蓋扁桃腺被窩出兒童の其後の狀況調査 (日本學校衛生 19の11)

延川 靖 學校兒童の扁桃腺肥大に關する研究 (學校衛生 11の11)

根尾 敏雄 神經麻痺に於ける先天性耳聾孔の統計的觀察 (耳鼻咽喉科 4の2)

佐々木 統一郎 兒童の屈折器検査に就て (學校衛生 11の10)

草間 要 幼年近視者の眼鏡裝用の可否 (臨牀醫學 19の4)

高松 雄 本學學生、生徒眼屈折異常の統計的觀察 (十全會雜誌 312)

大塚 美代四郎 兩4個月10個月繼續せる學童眼屈折治療成績 (日本學校衛生 19の4)

雨宮 保衛 學齡兒童に於ける二、三神經系疾患に就て (日本之醫學 21の31)

信田 章太郎 夏季に現はれる小兒の皮膚病 (體性 17の2)

岩本 岩次郎 扁平足に關する調査と其矯正法 (日本學校衛生 19の5)

4 異常兒童

丸山 良二 兒童區別の効果 (社會事業 15の6)

式 雄三郎 異常兒童の診斷と處置 (治療及處方 12の4)

石濱 文雄 虛弱兒童に及ぼす紫外線療法の効果 (日本學校衛生 19の6)

井上 卓二 貧血兒童に對し肝臟製劑パンリパーを應用したる試驗成績 (醫海時報 1916)

島 昌三郎 新潟縣西蒲原郡に於ける難聴 (アデノイドに因る) 兒童治療事業 (關西醫學 3の27 醫學公論 1004)

神野 泰英 虛弱兒童に關する觀察 (1) (學校衛生 11の8)

東京學校衛生係 吃音兒童調査 (日本學校衛生 19の10)

宮原 立太郎 虛弱兒童の健康増進に就て (國民體育 17の1)

遠城 寺宗徳 虛弱兒と海水浴 (實地醫家と臨牀 8の7)

野井 謙 高原保養學園に於ける一つの醫學的考察 (學校衛生 11の11)

宮原 立太郎 虛弱兒童にX光線並に紫外線の應用 (日本醫學週報 1806)

宮原 立太郎 虛弱兒童の健康法としてのX光線診察治療並に紫外線治療の應用 (日本學校衛生 19の3)

杉田 直樹 精神薄弱兒童の體格看護並に治療 (日本醫學新聞 2の22)

青木 誠二郎 劣等兒低能兒心理と其教育 (中文館 昭和6年10月)

小林 佐源治 補助學級の實際 (學校衛生 11の6)

東京市學校衛生係 補助學級兒童に關する調査 (學校衛生 11の7)

三田 谷 啓 神經質兒童の救養 (治療學雜誌 1の9)

南谷 知徳 司法保護制度の考察 (保護時報 15の1)

菊地 俊謙 感化法と少年法との補充作用 (1) (社會事業研究 19の9-10)

前田 伸男 智能優秀なる少年犯罪者 (保護時報 15の9)

飯島 三安 感化教育不良少年の研究 (松華堂 昭和6年2月)

富士川 游 異常兒保護教育に於ける懲罰問題 (社會事業 15の7)

東 邦彦 少年行刑の基調 (刑政 44の10-12)

石川 謙 心理學的教化の本質並發達 (章華社 昭和6年10月)

林 鴻吉 不良少年に行ひたる智能其他の検査 (行刑衛生會雜誌 6の1)

菊地 俊謙 不良兒收容保護院に於ける懲罰優待問題 (社會事業 15の7)

米山 達雄 他1名 感化院兒童に於ける同性愛的傾向の觀察 (犯罪學雜誌 5の1)

中原 信武 不良青少年の時代的變遷 (應用心理 1の4)

三好 豐太郎 不良兒發生と社會關係の消滅及び分離 (犯罪學雜誌 4の1)

家庭科學大系刊行會編 何が彼を不良兒にしたか (家庭科學大系刊行會 昭和6年1月)

5 兒童保護

東京府學務部社會課 兒童關係法規集 (昭和6年3月)

京都市教育課社會課 京都市兒童院概要 (昭和6年版) (昭和6年11月)

神戸市社會課 神戸市立兒童相談所紀要 第7卷 (昭和6年4月)

日本赤十字社 日本赤十字社支部夏季兒童保養所實施概要 (昭和6年7月)

滿鐵地方部 兒童生徒保健狀態改善に關する實施計畫 (昭和6年9月)

福岡 文平 社會兒童保護の必要に就て (社會事業研究 19の7)

本邦に於ける兒童保護事業の狀況 (世界の勞働 8の2)

京都市教育課社會課 兒童保護に關する調査 (昭和6年3月)

岡山縣社會課 數字より觀たる兒童保護事業の必要 (昭和6年5月)

菊地 俊謙 兒童保護論 (玉川學園出版部 昭和6年1月)

- 原 胤昭 被虐待兒童に就て (兒童研究 35の4)
- 釋 靈 峰 社會事業と兒童問題 (社會連帶 1の4)
- 海野幸徳 兒童保護の方法 (母性愛 3の2-4)
- 姫井芳堂 誤られんとする兒童保育所 (共榮 4の9)
- 三田谷 啓 社會事業と兒童教育 (社會事業研究 19の7)
- 生江孝之 兒童愛護に關する希望數則 (連帶時報 11の5)
- 安藤專哲 獨逸に於ける公定幼少者扶護の行政的管理 (完) (社會事業 14の10)
- 小島幸治 乳兒死亡率及學童の體格検査に現れたる階級性に就て (社會福利 15の9)
- 中島信一 兒童愛護は兒童生活の理解から (連帶時報 11の5)
- 林 潤吉 要保護兒童に行ひたる聯合検査 (行刑衛生會雜誌 6の8)
- 高野敦開 救護兒の院と里預問題 (社會事業研究 19の7)
- 楠原組一郎 私生兒の保護問題 (社會事業 14の10-12)
- 竹井健藏 細民街の兒童に就て行へる心理的調査から (社會福利 15の9)
- 高野敦開 兒童監護法と孤兒行商の正體 (社會事業研究 19の9)
- 朝原梅一 兒童相談事業に就て (社會事業 15の2)
- 岩崎益子 デモクラシーより見たる私生子問題 (社會事業研究 19の7)
- 鈴木英男 水上兒童保護問題 (社會福利 15の7)
- 赤澤乾一 都市兒童の遊び場について (連帶時報 11の5)
- 狩野 力 兒童遊戯場の計畫 (共存 7の7-10)
- 小林省三 夏季兒童保育所を視察して (博愛 532)
- 大久保直博 夏季兒童保育所に於ける兒童の取扱と其効果 (博愛 533)
- 川上貫一 小兒保健所の機能に就て (母性愛 3の4)
- 伊藤敏次 幼稚園兒に對する營養劑ボリタミンの效果に就て (日本學校衛生 19の2)
- 權田保之助 公營兒童映畫館建設の提唱 (都市問題 12の5)
- 三田谷 啓 兒童ミアルコール問題** (禁酒の日本 139)
- 雨宮保衛 兒童とアルコール問題 (禁酒の日本 143)
- 岡田道一 日本兒童衛生學 (同文書院 昭和4年4月)
- 服部貞吉 兒童衛生の關心點 (共存 7の5)
- 栗山重信 小兒の衛生 (公衆衛生 49の1)
- 京都市教育會 家庭教育、母のために (幼兒の巻)

(明治圖書株式會社 昭和6年6月)

6 學校衛生

- 文 部 省 日本帝國文部省55年報 (昭和2年4月-昭和3年3月) 上下卷 (昭和6年7月)
- 文部大臣官房文書課 文部統計摘要 昭和3年度 (昭和5年11月)
- 文部大臣官房文書課 昭和4年度全國學事統計概覽 (昭和4年4月-昭和5年3月)
- 岡田道一 學校衛生の理論と施設** (明治圖書株式會社 昭和6年9月)
- 近藤政義 小學校衛生讀本 (日本學校衛生 19の9)
- 大西永次郎 學校兒童養護の諸問題 (學校衛生 11の9)
- 大西永次郎 學校衛生に就て (鹿兒島醫學雜誌 8の12)
- 小田部莊三郎 小學校兒童の健康増進について (日本醫事週報 1841-1842)
- 文部省體育課 學校診療施設の現況 (未) (日本醫事新聞 2の29)
- 吉田章信 學校醫及身體検査 (東西醫學大觀 44-51)
- 本岡晴之助 東京市學校衛生技術は斷じて廢すべからず (日本學校衛生 19の1)
- 醫海時報子 軍事教練と校醫 (日本學校衛生 19の10)
- 文部省體育課 全國學校看護婦に關する調査 (學校衛生 11の11 日本醫事週報 1846 日本醫事新聞 2の24)
- 本岡晴之助 學校看護婦の普及を要す (日本學校衛生 19の5)
- 滿鐵地方部衛生課 學生生徒兒童團兒身體検査成績** (昭和5年度) (昭和6年12月)
- 伊藤 春 他1名 學童保健調査に現れたる二、三の統計的觀察 (日本學校衛生 19の6-11)
- 村山午朔 靜岡縣學校衛生の現況 (學校衛生 11の11)
- 柳澤小松 昭和5年度に於ける體溫體重測定に就て (日本學校衛生 19の7)
- 野村禮之 學童の體溫維持等に關する二、三の調査 (日本學校衛生 19の1)
- 村尾圭介 中學校生徒の體溫測定に就て (學校衛生 11の12)
- 岩崎彌一郎 大阪某小學校兒童のツベルクリン皮内反應に就て (結核 9の10)

- 太田外正 富山縣永見郡人士の血液型及學校教育上より見たる血液型研究 (生理學研究 8の9)
- 東京市教育局 東京市小學校職員及兒童死亡調査成績 (公衆衛生 49の10)
- 東京市學校衛生掛 小學校教員並兒童の死亡に關する調査 (學校衛生 11の10)
- 富士岡重一 最近大阪市小學校建築の新傾向 (大大阪 7の7)
- 三國龍門 校舎に關する衛生學的的研究 其2、夏季に於ける濕湿度及びカタ率に就て (北越醫學會雜誌 46の2)
- 關口八重吉 教室用黒板及び白墨に關する研究 (日本學術協會報告 6卷)
- 井上善十郎 學校生活と傳染病豫防 (學校衛生 11の3-4)
- 戶田正三 教室内の傳染と其の豫防 (日本醫事新聞 2の15 學校衛生 11の7 醫海時報 1921-1924)
- 朝井 寛 小學校に於ける結核豫防 (學校衛生 11の5-6)
- 野瀬善三郎 學校衛生上の結核問題 (日本學校衛生 19の1)
- 思童學人 學童結核問題の解決 (日本學校衛生 19の10)
- 野村愛助 學齡兒童の口腔衛生に就て (學校衛生 11の3)
- 大塚壽雄 學校齒科實務としての衛生教育 (日本之齒界 135-141)
- 大塚壽雄 學校齒科實務としての衛生教育の提唱 (日本之齒界 134)
- 豐田一長 他4名 學齡兒童に於ける驅蟲效果に就て (日本學校衛生 19の2 寄生蟲學教室業報 120)
- 門馬健次 他2名 學齡兒童に於ける驅蟲效果に就て** (日本學校衛生 19の5)
- 藤巻良知 小兒營養問題 (糧友 6の11)
- 原 徹一 學校給食論 (社會事業 15の8)
- 谷川貞夫 兒童給食問題に就て (社會福利 5の11)
- 松島周藏 學童給食に關する實驗的研究 (連帶時報 11の11)
- 東京市教育局 要給食兒童の身體狀況 (公衆衛生 49の10)
- 東京府社會課 缺食兒童に關する調査 (社會福利 15の7)
- 高井俊夫 學童の辨當に就て (日本學校衛生 19の4)
- 廣瀬 興 兒童營養週間の意義 (社會福利 15の11)
- 岡 弘毅 第1回全國兒童營養週間の實施と東京府下給食事業の現況に就て (社會事業 15の8)

- 麴町小學校 肝油服用施設概要 (日本學校衛生 19の1)
- 栗山倉次郎 肝油服用狀況に關する調査 (日本學校衛生 19の11)
- 岡田道一 學童に應用せる肉鐵の効果 (日本學校衛生 19の1)
- アーノルド、ヒルツ 林間學校について (學校衛生 6の1 國民體育 17の2)
- 後藤國政 林間學校を尋ねて (共存 7の9)
- 岡田道一 高原聚落が兒童に及ぼせる影響 (日本學校衛生 19の11)
- 松林達三 學校に於て嘔弱兒童に肝油を支給したる成績 (學校衛生 11の7)
- 岡田道一 ラボカの學童に及ぼせる影響 (日本學校衛生 19の7)
- 岡田道一 人工高山太陽燈照射に關する調査 (學校衛生 11の5)
- 佐藤 正 夏季兒童營養聚落報告 (人生の幸福 14の5)
- 近藤正義 夏季聚落に對する卑見 (日本學校衛生 19の6)
- 白木兵吉 暑中休暇前後に於ける學校生徒體重の變動に就て (日本學校衛生 19の5)
- 浦 榮司 水上生活と水上學校 (社會福利 15の7)
- 關東產體育研究所 體育學園 (身體虛弱兒童の部) 成績報告書** (昭和6年6月)
- 宮田覺造 學校體育の施設と經營 (弘文堂 昭和6年1月)
- シーワードクラムプトン 飯塚品山譯 學校體育指導法 (37-43) (國民體育 17の2-7)
- 可兒 徳 體育學上より見たる小學校體育の要點 (國民體育 17の1-2)
- 吉田章信 生理衛生學上より見たる小學校體育の要點 (下完) (國民體育 17の1-2)
- 東京市學校衛生係 骨關節並に筋内の疾病異常による體操免除 (日本學校衛生 19の10)
- 安藤守元 學童の精神衛生に就て (東京醫事新誌 2742)
- 東京市教育局 私立學校幼稚園教員身體検査成績 (公衆衛生 49の10)
- 近藤政義 小學校教員の健康と身體歴に關する私案 (日本學校衛生 19の7)
- 文部省體育課 教員疾病療治料給與に關する調査 (學校衛生 6の1)
- 松村哲夫 小學校教員の俸給未拂問題と保護教育施設の必要 (共榮 4の8)
- 三田谷 啓 就學兒童問題 (日本學校衛生 19の5)

廣瀬文造 入學の際に於ける身體検査の一考察 (廣島衛生醫事月報 394)
 武田義昌 入學審査に於ける體力テスト (國民體育 17の1)
 和歌山縣師範附屬小學校 勞作による各教科各學級經營の實際 (章草社 昭和6年6月)

7 體 育

高峰 博 義務教育年限延長すべきや否や (日本學校衛生 19の7)
 大谷武一 他1名 體育學概論 (目黒書店 昭和6年12月)
 人見絹枝 女子スポーツを語る (人文書房 昭和6年11月)
 大谷武一 體育とスポーツの教育 (岩波講座 教育科學 第1册) (岩波書店 昭和6年10月)
 嘉納治五郎 國民體育の大方針 (國民體育 17の7)
 小寺豐一 將來への體育の一考察 (國民體育 17の8)
 赤間雅彦 獨逸の體育施設 (國民體育 17の1)
 石橋藏五郎 中世の歐洲體育 (國民體育 17の7-10)
 岸 清一 日本體育界の國際的地位 (國民體育 17の8)
 武藤 亘 ラヂオ體操の教化的價値に就て (刑政 44の10)
 日本體育聯盟 聯盟體操 (國民體育 17の2)
 柳田 亨 デンマーク體操 (三省堂 昭和6年8月)
 羅 芳 燕 丁抹式基本體操解説 (國民體操 17の7)
 玉川教育研究所編 ニルズブック體操 アルバム (玉川學園出版部 昭和6年10月)
 吉田 清 丁抹に於ける國民體操 (科學知識 11の10)
 伊藤エイ 體育ダンス (目黒書店 昭和6年1月)
 齊藤重雄 新體操と學校體育の新使命 (博文書院 昭和6年12月)
 松元裕穂 喜びの噴水 (國民體操研究所 昭和6年3月)
 東京工場協會 工場體育 (昭和6年12月)
 松元裕穂 働く人の體操 (國民體操研究所 昭和6年3月)
 澤田敏雄 プロレタリアスポーツ必携 (同人社 昭和6年1月)
 村上 豊 體育と第四階級問題 (國民體育 17の9)
 石清水一雄 再び行刑と體育運動の施行に就て (刑政 44の7)
 江上秀雄 興味と體育運動 (國民體育 17の9)

春日俊吉 他1名 スポーツとゲーム (寶文館 昭和6年9月)
 工場世界社 生活とスポーツ並に榮養調理手引 (ポケット社會問題資料 2) (昭和6年2月)
 中澤米太郎 陸上競技者に關する (日本體育學會 昭和6年8月)
 東京市統計課 スポーツ統計 (統計學雜誌 536)
 金谷重義 大東京のスポーツ統計 (都市問題 13の1)
 日本學生陸上競技聯合會編 歐洲陸上競技界行脚 (三省堂 昭和6年7月)
 岡部平太 スポーツ行脚 (日本評論社 昭和6年11月)
 全日本陸上競技聯盟編 日本陸上競技規則解説 (昭和4年6月 三省堂)
 山本忠興 陸上競技に於ける計時の問題 (科學知識 11の10)
 山本忠興監修 詳解スポーツ用語辭典 (實業之日本社 昭和6年10月)
 久保 隆 相撲の話 (生理學研究 8の7)
 渥美義雄 柔道極意獨習 (第一出版社 昭和6年11月)
 庄司彦雄 他1名 レスリング (三省堂 昭和6年11月)
 腰本 壽 私の野球 (スポーツ叢書) (三省堂 昭和6年5月)
 横井春野 野球の極意 (スポーツ極意叢書) (文藝閣 昭和6年3月)
 針重敬喜 日本のテニス (目黒書店 昭和6年11月)
 東京帝大山の會 スキーの理論と技術 (梓書房 昭和6年11月)
 小秋元隆邦 他1名 スキー、スポーツ (三省堂 昭和6年11月)
 長田 進 實用スキー術 (木里社 昭和6年11月)
 齊藤重雄 體育新心理學 (厚生閣 昭和6年5月)
 松井三雄 運動心理學の近況 (應用心理 1の8)
 小笠原道生 體育生理學 (岩波講座 教育科學 第1册) (岩波書店 昭和6年10月)
 河本誠助 スポーツ醫學 (國民體育 17の10)
 小島三郎 スポーツ醫學の領域 (科學知識 11の10)
 野津 謙 スポーツ醫學 (中央公論 525)
 笹川久吾 本邦に於けるスポーツ醫學研究 (學校衛生 11の3)
 笹川久吾 運動の醫學的研究の一端 (生理學研究 8の5)
 高木憲次 如何にして記録を向上すべきか (科學知識 11の10)
 東 龍太郎 競走及び競泳の「スピード」に就て (日本學校衛生 19の3 日本學術協會報告 第6卷)

小田俊郎 他2名 運動の生理及病理の研究 (6) 運動による血糖動向に關する臨牀的實驗 (日本內科學會雜誌 18の10)
 小田俊郎 運動の生理及病理の研究 (7) 直立時及び坐時の酸素消費量、脈搏及び血圧に就て (東京醫事新誌 2712)
 小田俊郎 運動の生理及病理の研究 (8) 階段昇降時の呼吸瓦斯代謝に就て (日本內科學會雜誌 19の5)
 淺野均一 他1名 運動選手の基礎新陳代謝と心臓の勞作に就て (日本內科學會雜誌 19の7)
 河本誠助 スポーツと新陳代謝 (科學知識 11の10)
 今村興善 他1名 ランニングに於ける瓦斯代謝研究 (兒科雜誌 374)
 高瀬義章 小學校兒童運動回復後の瓦斯新陳代謝に就て (慶應醫學 11の9)
 高橋 勉 體育及び學校衛生に關する基本的研究 (續) (民族衛生 1の2-3)
 霜島嘉逸 運動競技選手の身體検査成績に就て (日本學校衛生 19の10)
 吉田章信 第9回極東選手權競技大會出場選手體格測定成績報告 (醫事公論 1012-1014)
 吉田章信 極東選手權競技大會出場選手の體力 (日本學校衛生 19の3)
 岡 正 運動選手の血液學的研究 (科學知識 11の10)
 中込 亘 運動競技と體力測定 (科學知識 11の10)
 山田敏正 運動家の筋肉指數 (日本學校衛生 19の3)
 平山輝夫 運動選手と心臓の大きさ (科學知識 11の10)
 世古口延光 競泳の心臓効率に及ぼす影響に就て (日本內科學會雜誌 19の3)
 春名英之 運動と心臓 (科學知識 11の10)
 白石謙作 運動選手の心臓スポーツヘルツに就て (東西醫學大觀 42)
 小田俊郎 運動と心臓疾患 (日新醫學 20の7)
 小林義雄 スポーツと結核 (科學知識 11の10)
 緒方清躬 運動競技と眼瞼痙 (日本學校衛生 19の3 兒童研究 35の3 關西醫學 3の1-2)
 増田胤次 スポーツと聽器との關係 (科學知識 11の10)
 板津三良 スポーツマンの肘關節と過勞 (科學知識 11の10)
 神中正一 野球外傷と野球關節炎 (東京醫事新誌 2748)

久保田正治 スキー骨折に就て (軍醫雜誌 221)
 青山敬二 スポーツの極限に就て (醫海時報 1939)
 前田和三部 スポーツと脊柱 (科學知識 11の10)
 眞行寺朗生 體育異常の病理と矯正運動 (日本體育學會 昭和6年10月)
 須藤 求 海水浴と體質 (實地醫家と臨牀 8の7)
 小島三郎 夏期運動と衛生 (體性 17の2)
 吉田章信 選手の健康問題と運動衛生 (科學知識 11の10)
 木下東作 運動と醫學上の注意 (公衆衛生 49の7)
 小泉親彦 運動競技の衛生學的研究 (日本學術協會報告 6卷)
 内藤和行 スポーツの衛生的意義 (科學知識 11の10)
 大森東一郎 他1名 體操の衛生學的研究 (軍醫雜誌 220)
 神中正一 運動の骨格に及ぼす影響に就て (實地醫家と臨牀 8の9)
 鶴木秀二 小學校プール水泳三十日間の實施概況と其兒童に及ぼす影響に就て (日本學校衛生 19の9-11)
 武藤直也 熊本市營プールの衛生學的觀察 (熊本醫學會雜誌 7の2)
 加藤徳蔵 他2名 水泳用プールの衛生的觀察並にクロール溶液を以つてする消毒法 (日本學校衛生 19の5)
 山口節藏 水泳プールの液體鹽素消毒に就て (關西醫學 3の22)
 田中寛一 他2名 百メートル走力假標準 (教育心理研究 6の11)
 日比野 寛 正しき歩法及走法と其効用 (國民體育 17の1)
 秋富金藏 運動競技選手の日常生活狀況に就て (學校衛生 11の5)
 東郷昌武 運動競技に對する考察 (國民體育 17の9)
 武田義昌 學業成績と運動直後の脈搏との關係 (學校衛生 11の9)
 佐藤 正 筋肉と運動と人類進化 (海の世界 25の10)
 中條銳一 他1名 蛋白質の豫後に關する知見補遺 (保險醫學雜誌 156)
 齊藤一男 他1名 所謂健康人の胸部「レ」線に就て (2) (日本醫科大學雜誌 2の6)

第八節 軍 陣 衛 生

陸軍省醫務局衛生課 昭和4年陸軍省統計年報 (41回) (衛生の部) (昭和6年4月)

藤田定市編 海軍及海軍要覽 昭和6年版 (有終會 昭和6年6月)

細谷 清 第6回國際軍陣醫學會議報告 (軍醫雜誌 220)

武谷水城 舊陸軍軍醫學校の回顧 (軍醫雜誌 220)

安井 洋 戰時衛生勤務の經驗 (軍醫雜誌 211)

合田 平 滿洲派遣軍の衛生状態に就て (日本醫事新聞 2の28)

那賀源三郎 船員體檢方法改善の實績に就て (兵役法施行規則改正に伴ふ現象に關する調査) (海員 10の11)

倉田省三 徵兵検査に際して發見したる蛋白尿の統計的觀察 (軍醫雜誌 222)

岩瀬長平 亞熱帶地二期入營部隊の冬期及夏期入營兵第一期教練に於ける體温、脈搏、呼吸數の變化及恢復時間の比較研究 (1) (軍醫雜誌 210)

中本鶴一 他2名 軍艦扶桑夏期艦内空氣の状態に就て (海軍々醫雜誌 20の6)

中本覺二 兵衣色相の衛生學的研究 (軍醫雜誌 212)

木村正雄 平時海軍に於ける外傷の原因に就て (海軍

軍醫雜誌 20の4)

玉田政助 有毒瓦斯吸着に關する生物學的研究 (第1回報告) (軍醫雜誌 214)

玉田政助 有毒瓦斯適用面の差異が心臓機能に及ぼす影響に就て (軍醫雜誌 218)

玉田政助 有毒瓦斯吸着に關する生物學的研究 (3) 各種炭末による有毒瓦斯吸着作用に就て (軍醫雜誌 218)

西野政務調査局 毒瓦斯の大戦實績と將來戰に就て (國政資料 1の4)

柳澤宣賢 化學戰と毒ガス煙劑 (日本鐵道醫協會雜誌 17の7-9)

福井信立 毒瓦斯軍用毒瓦斯危險症の處理 (臨牀醫學 19の10)

梶井貞吉 瓦斯患者治療指針 (軍醫雜誌 216-220)

北野政次 我陸軍に於けるデング熱の統計的觀察 附昭和6年沖繩縣デング熱流行概況

羽生田 潔 軍隊に於ける肺結核の豫防に就て (東京醫事新誌 2738)

小林義雄 胸膜炎の成因及び豫防に關する研究 (1-10) (東京醫事新誌 2721-2744)

西山啓吉 天津歩兵隊に於ける脚氣の發生 (東北醫學雜誌 14の4)

第九節 公 衆 衛 生

1 同 上 一 般

內務省衛生局 衛生局年報 (昭和4年) (昭和6年7月)

東京市政調査會編 議事要録 (第2回全國都市問題會議) (東京市政調査會 昭和6年1月)

加藤源三 國際聯盟保健部の近況 (日本醫事新聞 2の20)

エル、ゴーチエ校 大内恒稿 國際聯盟保健部東局業務概要 (昭和6年4月)

大内 恒 國際聯盟保健部東局業務概要 (日本公衆

保健協會雜誌 7の8 日本醫事週報 1832 日本醫事週報 1833)

ライヒマン 衛生事業の國際的協力 (日本醫事新聞 2の4)

池田清志譯 公衆衛生教育に於ける行政の機能及制限 (醫事公論 1012)

佐藤 正 公衆衛生上に於ける藥事行政 (東西醫學大觀 42)

松本 榮 地方衛生問題と偶感 (日本公衆保健協會雜誌 7の3)

氏原佐藏 國民保健の統計的觀察 (公衆衛生 49の4)

安達謙藏 國民保健の改善に就て (日本醫事新報 470-480)

氏原佐藏 我國民の保健事業 (日本醫事週報 1813-1822)

滿鐵地方衛生課 衛生概況 (昭和5年度)

滿洲醫科大學診療部 第8回蒙古診療記 (昭和6年10月)

大阪市立衛生試驗所 創立25周年記念事業沿革誌 (昭和6年11月)

田福新三郎 所澤町衛生組合と其現況 (公衆衛生 49の8)

ブロウズニツツ 衛生學校々長會議に關する報告 (日本醫事週報 1800-1813)

氏原佐藏 各國中央行政組織衛生省設置の現況 (日本之醫界 21の28-31)

牧 賢一 英國に於ける公衆保健の現況 (濟生 8の10)

石川光昭 歐米に於ける豫防醫學發達史觀 (中外醫事新報 1171-1176)

堀 民三 獨逸共和國の公衆衛生及び中央官廳、州官廳補助機關の衛生制度組織と檢査廢止の運命併せて余の私見に及ぶ (2-6) (日本醫事新報 440-444)

片山光治 健康教育 (國民體育 17の10)

大日本家庭醫學研究會編 誰にも分る家庭醫典 (忠誠堂 昭和6年10月)

高野六郎 衛生上の怖れと警め (博愛 533)

富士川 游 衛生と迷信 (公衆衛生 49の3)

高野六郎 北里博士と公衆衛生 (日本公衆保健協會雜誌 7の8)

京都市衛生試驗所 劇場映畫常設館内空氣の衛生學的調査報告 (日本公衆保健協會雜誌 7の9-12)

勝田源次郎 劇場活動常設館公衆食堂内等に於ける炭酸瓦斯定量成績に就て (第1報) (日本公衆保健協會雜誌 7の2)

海野幸徳 病院社會事業 (濟生 8の4-9)

甲田良由 歐米に於ける病院社會事業の機能 (濟生 8の5-7)

柏 八里 日光を浴びて (文友堂 昭和6年9月)

三戸時雄 硝子窓と日光浴 (診斷と治療 18の4)

中村健三郎 簡易日光療法 (5-6) (保險醫學雜誌 154-155)

藤浪剛一 東西沐浴史話 (人文書院 昭和6年5月)

稻田清助 温泉に關する立法問題に就て (公衆衛生 49の9)

氏原佐藏 温泉と保健の利用 (公衆衛生 49の3)

眞鍋嘉一郎 温泉の醫治効用に就て (日本醫事新報 476)

吉村信吉 上諏訪温泉の泉質分布、諏訪温泉研究 (地理學評論 7の3-5)

松岡杏太郎 中華民國に於ける公衆浴場に就て (滿洲醫學雜誌 14の4)

楚南元暎譯 スウイミングプール (抄録) (衛生工業協會誌 5の7)

佐藤 正 鑛泉及び飲食物の公衆衛生 (東西醫學大觀 43)

藤田辰郎 漢口の水害と防疫措置 (日本醫事新聞 2の22)

警視廳衛生部防疫課 腸チブス豫防注射の效果に就て (第2報) (昭和6年7月)

飯村保三 小學校舎の良否とチフテリア發生 (日本公衆保健協會雜誌 7の6)

鬼木實之助 現況蔬菜洗滌場汚水並に汚泥中に於けるチブス菌生存期間に就て (國民衛生 8の9)

安川 隆 メツチニコフ氏菌含有海水中に於ける海水魚の汚染及該菌にて汚染せしめたる生魚を海洋に放置せる實驗 (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 24)

井上康治 高層建築物を繞ぐる細菌群 (都市問題 13の5)

坪内直道 各種の室内に噴霧せる泡沬菌芽の消滅經過に就て (國民衛生 8の11)

坪内直道 被服及び家屋材料の表面に撒布せられたる泡沬菌芽の自然死に就て (國民衛生 8の10)

坪内直道 菌芽の性質と之れを泡沬飛散後の自然消毒に就て (國民衛生 8の11)

村島鐵男 防護施設に就て (醫事公論 974-976)

小泉浩吉 蠅の研究 (日本醫事新報 447-468)

警視廳衛生部防疫課 蠅とりの知識 (昭和6年7月)

衣笠 豊 他1名 著色料の衛生試驗法 (南江堂 昭和6年9月)

吉崎義郎 日本歐米石鹼製造法實録 (下卷) (三社社 昭和6年8月)

戸田正三 頭上水囊の原理 (東京醫事新誌 2757)

中村啓三 清水屋道衛生狀況所見報告 (日本鐵道醫協會雜誌 17の11)

藤田辰郎 漢口の出水と防疫に就て (日本醫事週報 1845)

鹿兒島 茂 外國移民渡航者の眼検査に就て (醫事公論 908)

岡田清太郎 理容衛生學 (日本理容衛生學研究會 昭和6年7月)
 皆見省吾 接客業者檢診法と岡山縣に於ける保健組合 (體性 16の2)
 石原喜久太郎 衛生視察南米紀行 (博文館 昭和6年10月)
 半井朴 他1名 南米旅行醫事叢談 (3-7) (中外醫事新報 1167-1172)
 矢來里人 上海旅中の見聞 (3-12) (日本醫事新報 439-463)

2 殺菌及消毒

關 齊六 蒸氣消毒器の合理化に就て (醫科器械學雜誌 8の9)
 石黒仁助 煮沸消毒中の汚濁の意義に就て (日本公衆保健協會雜誌 7の10)
 坪内直道 弱抵抗性病原の消毒薬に對する抵抗力補遺 (國民衛生 8の12)
 三好富慈 リゾフォルムの消毒力に就て (東京醫事新誌 2716)
 鬼木寅之助 錢湯浴水の液體鹽素消毒に就て (國民衛生 8の1)
 鬼木寅之助 各種塩素劑の殺菌力の比較 (國民衛生 8の2)
 飯村保二 野菜のクロール消毒獎勵に關する疑義 (日本公衆保健協會雜誌 7の10)
 西村盛暢 野菜及果實の消毒に關する研究 (軍醫雜誌 220號外)
 隱明寺正夫 野菜及果物の熱湯消毒に就て (滿洲醫學雜誌 14の3)
 陸 濤 環 野菜消毒に就て (滿洲醫學雜誌 14の4)
 山口富藏 他2名 水泳プールの液體鹽素消毒に就て (關西醫事 3の23-24)
 加藤德藏 水泳用プールの衛生的觀察並にクロール溶液を以つてする消毒法 (日本醫事新報 444-445)
 梶塚隆二 他4名 陸軍衛生材料廠試製メルクローム殺菌力試驗成績 (軍醫雜誌 215)
 松岡杏太郎 驅蠅劑に關する實驗的調査 (滿洲醫學雜誌 14の2)
 兒玉得三 驅蠅劑(殺蛆劑)の効力檢定方法に關する實驗的研究 (日本公衆保健協會雜誌 7の3)
 會田安茂 殺蛆劑の選定法並に使用法に關する研究 (日本公衆保健協會雜誌 7の4)

野村三郎 市販殺蛆劑に就ての批判 (公衆衛生 49の4)
 河野通男 他1名 主なる市販殺蛆劑の効力比較試驗 (日本公衆保健協會雜誌 7の6)
 境 昇 殺蛆劑に就て (醫局及藥局 8の5)
 深水助八 日本酒の殺菌作用に就て (北海道醫學雜誌 9の12)

3 上水、下水、汚物掃除

木代嘉樹 上水道 (文藝社 昭和6年9月)
 青木市太郎 水質試驗に於ける簡便なる比濁的測定法 (北海道醫學雜誌 9の7)
 草間 偉 水道の話 (公衆衛生 49の2)
 佐藤 正 土壤と水の衛生學的關係 (東西醫學大觀14)
 阿部忠一 中間小礫に應用さるべき簡易濾過器に就て (日本鐵道協會雜誌 17の11)
 兒玉二郎 遼陽附近の水質試驗成績に就て (滿鮮之醫界 121)
 石下朝重 都市住宅と下水問題 (工政 134)
 平野眞三 下水道經營の自給策と使用料に就て (都市問題 12の6)
 階堂嘉市 下水に混入せる土壤の性質と其の沈降作用及び吸着作用の相違並に之が下水淨化力に及ぼす影響に就て (國民衛生 8の4)
 島崎孝彦 大阪府下水道の沿革と現況 (大大阪 7の6)
 石原房雄 歐米轉近の下水利用方法に就て (東京醫事新誌 2753-2754)
 佐藤 正 下水及尿尿の衛生的處理 (東西醫學大觀14)
 鬼木寅之助 水槽便所汚水消毒に對する所要塩素量の推定方法に就て (國民衛生 8の9)
 高野六郎 尿尿の衛生學的處理 (日本學術協會報告 6卷)
 工業教育會 便所一掃一傳染病 (職工問題資料 C 216)
 鈴木 央 屠場汚物處理にメタン瓦斯發生應用一例 (日本公衆保健協會雜誌 7の5)
 森本頼平 大阪市の汚物處理の狀況 (大大阪 7の8)
 櫻田義英 除塵塗油の研究 (學校衛生 11の10)
 志賀 潔 コットレル除塵について (大大阪 7の11)
 矢野雅雄 三機式原芥焼却爐に就て (衛生工業協會誌 5の9)
 岡崎靖恭 鹽芥腐敗作用の研究 (國民衛生 8の6)
 井口乘海 又生水飲むべからず還元か (醫事公論 1000)

石原房雄 歐米轉近の下水處分方法に就て (殊に下水より肥料及メタン瓦斯製作用に就て) (日本傳染病學會雜誌 5の10)

4 都市及農村の衛生

石濱知行 都市發達史 (經濟往來 6の4)
 東京市政調査會 日本都市年鑑 (昭和6年版) (東京市政調査會 昭和6年1月)
 伊部貞吉 我國都市の合理的改造 (經濟往來 6の4)
 池田 宏 新組織成りたる全國都市問題會議 (都市問題 12の5)
 池田 宏 都市の存立と支配する二大基本問題—全國都市問題會議第3回總會の議程 (都市問題 13の5)
 宮島幹之助 第13回國際住宅及都市計畫會議に出席して—不良住宅地區改善と交通問題對都市並地方計畫關係に就ての報告要旨 (都市問題 13の2)
 石原憲治 都市の住宅問題 (經濟往來 6の4)
 關 一 大阪都市計畫10年の回顧 (大大阪 7の7)
 草間良男 都市衛生改善施設としてのヘルス・センター (都市問題 12の3)
 佐藤彦助 東京防火地區の現況と住宅問題 (工政 134)
 藤原九十郎 歐米都市の保健施設 (大大阪 7の8)
 安達將總 都市の保健問題と大阪市の施設 (大大阪 7の8)
 氏原佐藏 都市市民の戶外休養施設 (公衆衛生 49の2)
 31市衛生局長 各市各様の夏季保健慰勞施設の展望 (都市問題 13の2)
 土居利三郎 都市と病院 (大大阪 7の8)
 森本頼平 都市將來の墓場はどうなるか (大大阪 7の4)
 大屋靈城 空中淨化の反面 (大大阪 7の11)
 小島康郎 空中淨化と電力問題 (大大阪 7の11)
 平塚米次郎 煤煙防止と電化 (大大阪 7の11)
 石川芳次郎 都市生活と電氣 (工政 134)
 武田義章 工業都市空氣の衛生學的研究 (大阪醫學會雜誌 30の4)

辻元謙之助 無煙燃焼と經濟關係 (大大阪 7の11)
 藤原九十郎 歐米に於ける空中淨化運動 (大大阪 7の11)
 安達將總 大阪煤煙防止調査委員會の運動經過 (大大阪 7の11)
 藤原九十郎 大阪市に於ける煙突噴煙狀況の觀測 (大大阪 7の11)
 大岡大三 都市計畫と土木の話 (10輯) (大日本聯合火災保險協會 昭和6年11月)
 佐藤武夫 都市と騒音 (科學知識 11の2)
 佐藤武夫 近代都市と騒音 (經濟往來 6の4)
 葛岡常治 騒音考 (社會教育パンフレット 民衆文庫 50篇)
 藤田進一郎 都市と自然 (大大阪 7の4)
 岡崎早太郎 美觀地區か風致地區か (大大阪 7の4)
 藤間 靜 街路樹及び瓦の防曇効果比較研究 (岡山醫學會雜誌 43の7)
 富岡朝太 綠化と植物 (大大阪 7の4)
 兒玉孝顯 綠化運動に際し市民諸君に望む (大大阪 7の4)
 關口純太郎 都市綠化の諸相 (大大阪 7の4)
 藤田進一郎 都市交通機關の統制 (都市問題 13の1)
 上田 寧 住宅の郊外進出と交通機關との關係 (工政 134)
 藤田進一郎 速度と都市生活 (都市問題 12の4)
 郡 菊之助 都市計畫と交通問題 (名古屋商工創立10周年記念論文集)
 東京市電氣局庶務課 世界大都市に於ける都市交通機關の研究 (ボストンの市内交通機關、グラスゴー市内交通機關現況、ベルリン交通事業の近況) (調査資料 12の1)
 中野金次郎 都市と運送 (都市問題 13の5)
 藤田進一郎 都市の娛樂政策 (都市問題 12の2)
 鶴見三三 農村衛生歐洲會議報告 (日本之醫界 21の35)
 高龜良樹 農村生活の合理化 (承前) (醫備醫事 417)
 南崎雄七 農村衛生の實狀と醫療普及 (社會事業 15の2)

第十節 體格、體質、遺傳及び性の衛生

1 同 上 一 般

- 千田嘉八 年齢による化學的差異研究補遺 (1-3) (愛知醫學會雜誌 38の2-4)
- 中井良平 骨所見に據る法醫學的年齡推定 (行刑衛生會雜誌 6の9 岡山醫學會雜誌 483)
- 古家一成 本邦人胎兒四肢の發生並に發育に就てのレントゲン解剖學的研究 (熊本醫學會雜誌 7の6)
- 中山福富 高齢者に関する統計的觀察 (生理學研究 8の5-8 岐阜縣學校衛生會々報 4-7)

2 生體測定 (發育を含む)

- 三宅宗詮 生長の生理學 出生前及び出生後の小兒の生理學 (生理學研究 8の2)
- 吉田實一 初生兒より發情期に至る日本兒童の身體各部の發育に関する研究 (殊に其相關性發育及近似發育曲線に就て) (櫻應醫學 11の1)
- 小林 貞 本邦健康哺乳兒身體の部分的發育に就て (乳兒學雜誌 10の1)
- 第1編 頭部及び顔面計測 (乳兒學雜誌 7の1)
- 第2編 軀幹計測 (乳兒學雜誌 7の2)
- 第3編 上肢及び下肢計測 (乳兒學雜誌 10の1)
- 第4編 體格の月齡的差異 (乳兒學雜誌 10の1)
- 保井コノ 女子の身體成長に関する研究一斑 (日本學術協會報告 6卷)
- 岡本規矩男 兒童の身體的發育に就て (學校衛生 11の1-2)
- 一丸忍吉 身體測定成績に就て (國民體育 17の7) (學校衛生 11の5)
- 梶村正義 朝鮮兒童の身體發育に就て 殊に軀幹及び四肢に關して (解剖學雜誌 4の3-5)
- 田中玄英 京城府學校兒童身體發育の統計的觀察に就て (3) (滿鮮之醫學 122)
- 關東廳體育研究所 日華男女生徒體力に関する調査 (1) (昭和5年12月)
- 西山伊織 神戶縣人發育に関する研究 (1-2) (回報告) (關西醫學 3の32-33)
- 植村秀一 大阪地方男子の發育に關する統計的觀察 附 壯丁の筋骨薄弱及主要疾病に就て (軍醫雜誌 214)

- 佐藤雅雄 青年の體格に關する統計的考察 (統計集誌 599)
- 吉田章信 日本壯丁の體格に關する統計的研究 (第2報) (民族衛生 1の1)
- 吉田章信 日本壯丁の研究 (民族衛生 1の1)
- 角田眞一 壯丁に於ける體格及び體質型に就て (十全會雜誌 36の1)
- 奥山正雄 初年兵の體格と運動能力との統計的觀察 (軍醫雜誌 229號外)
- 橋 覺勝 高年者の身長、坐高及體重測定結果に就て (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)
- 島 誠郁 兒童胸廓の測定 (十全會雜誌 36の2)
- 島 誠郁 兒童胸廓に關する研究 (日本學校衛生 19の3)
- 角田眞一 足背隆計測に就て (金澤醫科大學解剖學教室業績 2)
- 新谷二郎 本邦人の體表面積に就て 第2編-第4編 (國民衛生 8の4)
- H. Fujimori, Statistical Observation of the Ear Length and the Ear Width of the Mature Japanese New-Born; and an Instance of Microtia. (Japanese Journal of Obstetrics & Gynecology, Vol. 14 No. 1, 1931.)
- 角田眞一 身長の日差に就て (金澤醫科大學解剖學教室業績 2)
- 西村信彦 本邦初生兒體重と胎盤重量との相關關係に就て (日本婦人科學會雜誌 26の8)
- 石川日出鶴丸 日本人學校生徒の生長曲線とスポーツ (生理學研究 8の6)
- 中島銳雄 都市兒童の發育と課外運動に關する研究 (日本學校衛生 19の3)
- 石原房雄 米國に生育せし日本種族の終局體格 (殊に坐高が身長に及ぼす影響) (醫海時報 1917 東京醫學新誌 2727)
- 松村 恒 滿期退養後に於ける體格、體力及智能の推移に關する研究 (軍醫雜誌 216)
- 上田哲朗 體內寄生蟲の學童の心身に及ぼす影響に就ての研究報告 (1) (兵庫縣教育 488-493)
- 東京市教育局學務課 小學校兒童體格の變遷に就て (學校衛生 11の4)

- 文部省體育課 學生生徒兒童發育の變遷に關する調査 (學校衛生 11の9)
- 陸軍省醫務局衛生課 帝國壯丁の身長の移動に就て (軍醫雜誌 219)
- 下田 良 兒童發育と智能との關係に就て (日本學校衛生 19の11-12)
- 後藤壽作 足跡の長さより其の身長を算出する方法に就て (4-5完) (臺灣醫學會雜誌 30の4-5)
- 大山稻三郎 日本人の比胸圍に就て (保險醫學雜誌 155)
- 新谷二郎 邦人と白人との體表面積より觀たる體型比較 (國民衛生 8の4)
- 島 誠郁 兒童生徒の身長發育型の種類に就て (十全會雜誌 36の6)
- 青木外嗣 個體發育の途上に於ける家兔胎兒血球の型性に就て (東京醫學新誌 2731)
- 八木高次 榮養廉尺としての上膊圍の意義並に之の標準について (3) 上膊圍が榮養評價測定として優れたる因由について (勞働科學研究 8の4)
- 淺井 昇 身體各處の皮下脂肪層厚度の年齡的差異 (兒科雜誌 378)
- 吉田章信 日本兒童年齡及身長別標準體重表の作製並にその活用 (學校衛生 11の2)
- 吉田章信 日本兒童年齡身長體重相關表作製に就て (日本學校衛生 19の3)
- 西協得三 年齡身長別に據る體格榮養度數計算圖表の作製 (日本學校衛生 19の12)
- 佐々木鶴二 小兒身體發育係數の批判 (愛知醫學會雜誌 38の9)
- 弘 好文 體重身長標準價値換算法 (實驗醫學 197)
- 新潟市二葉高等小學校 我が校身長體重胸圍の標準設定の實際 (職業指導 4の5)
- 東京市役所 東京市高等小學校兒童身體發育評價に關する研究 (職業指導資料 16 昭和6年6月)
- 水島治夫 吉田章信氏の「壯丁身長に基く日本人種之二主元」に對する疑義 (東京醫學新誌 2726)
- 水島治夫 重ねて吉田章信氏に質す (測定値の單位變換に基く分布曲線の歪形に就て) (東京醫學新誌 2734)

3 遺傳及優生學

- 田中義壽 遺傳の研究は今後如何なる方面に發達すべきか (日本學術協會報告 6)

- 五斗笏吉 人類進化に及ぼす遺傳の影響 (治療醫學 8の10)
- 大山稻三郎 遺傳學によつて進化及び發生上に投ぜられたる光明 (保險醫學雜誌 153)
- 古屋芳雄 人類遺傳病の取扱ひ方とその數理 (東京醫學新誌 2750-2755)
- 川上理一 晩發性遺傳病に於ける罹病率計算法に就て (日本眼科學會雜誌 35の2)
- 川上理一 家族性先天性小眼球及虹彩脈絡膜缺損の遺傳型式に就て (優生學 8の6)
- 川上理一 レーベル氏家族性視神經消耗の遺傳に關する北島氏法則及び其の證明法に就て (民族衛生 1の2)
- 川上理一 レーベル氏家族性視神經萎縮症の遺傳に關する北島勳氏の論文を讀みて (日本眼科學會雜誌 35の1)
- 大家美代四郎 色盲の遺傳 (日本學校衛生 19の11)
- 莊司秋次郎 不同色盲に就て (民族衛生 1の2-4)
- 金子玄策 他1名 血友病の二大家系に就て (日本内科學會雜誌 19の2)
- 天笠節郎 他2名 血友病の3大家系と血型 (日本内科學會雜誌 19の8)
- 樋口 榮 副乳の遺傳及妊娠頻度に就て (社會事業研究 19の7)
- 井手政雄 癌の遺傳 (優生學 88)
- 和田三郎 早發性癡呆の遺傳關係 (優生學 94)
- 杉田直樹 遺傳と犯罪 (民族衛生 1の1)
- 橋 覺勝 人間の壽命とその遺傳に關する統計的研究 (民族衛生 1の4)
- 渡邊 定 高齢者の血族の壽命 (保險醫學雜誌 154)
- 渡邊 定 他2名 高齢者の健康調査 (第2回報告) (保險醫學雜誌 154)
- 氏原佐藏 複生兒管見 (醫事公論 963)
- 三宅實一 複生兒の出生率 (體性 17の1)
- 村田文二 日本人雙胎兒の身長並に體重 (日本鐵道醫協會雜誌 17の8)
- 奥 壽之助 雙胎の生物學的現象增補 (1) 雙胎兒の血液型 (岡山醫學會雜誌 497)
- 村田文二 日本人雙胎兒手掌紋理の研究 雙胎兒85組の統計的研究 (解剖學雜誌 4の9)
- 村田文二 日本人雙胎兒手掌紋理の研究 雙胎兒82組指紋統計的觀察 (日本鐵道醫協會雜誌 17の10)
- 村田文二 日本人雙胎兒指紋組合に就て (日本鐵道醫協會雜誌 17の10)
- 出口米吉 指紋の研究に就て (刑政 44の6-10)
- 仁科正次 我國に於ける指紋原紙の保管數と廳府縣別の指紋對照と其の成績に就て (法曹會雜誌 9の10)

仁科正夫 昭和5年中に於ける指紋對照血前科發見等に關する概況 (刑政 44の3)

森田秀一 精子構造の研究 (千葉醫學雜誌 9の10)

久永連江 性決定の原理 (中央矯風會 昭和6年12月)

吉岡俊亮 生物の雌雄別の決定は或程度まで人為的に支配し得る可能性があるだらうか (體性 17の3)

山元清一 神經毒が性決定に及ぼす影響に就て (日本婦人科學雜誌 26の3)

古畑種基 血液型の話 (日本醫事新報 440)

古川竹二 血液型に就て (生命保險會社協會々報 20の1)

本邦に於ける血液型に關する文献目録 (優生學 84-91)

上田春治郎 血液型及其査定法と遺傳 (東京醫事新誌 2715)

淺田一 他1名 血液型及び其検査法供覽 (藥學雜誌 51の12)

梶 賢雄 血液種屬區別の一新法 (社會醫學雜誌 528)

藤澤秀爾 血液型検査用標準試薬アボテストに就て (醫事公論 965)

壁島爲造 最新血型検査法 (優生學 90)

壁島爲造 明確にして簡易なる一新血型検査法に就て (東京醫事新誌 2723)

壁島爲造 誰にも出来る明確なる一新血型検査法に就て (關西醫事 3の14)

三田定則 陣着なる検査材料を以て血液型を決定する方法の原理 (醫事公論 965)

萩 章 數種の食品及藥品攝取後時間内の唾液と血液型との關係に就て (東京醫事新誌 2712)

松本俊四郎 血液型に關する一、二の觀察 (日本鐵道醫協會雜誌 17の5)

古畑種基 血液型に關する研究 (日本醫事新聞 2の12 東京醫事新誌 2719 日本之醫界 21の15-16)

宮崎重嗣 血液型の遺傳型式 (日本醫事新報 475 優生學 92)

奥 源之助 人血液型の遺傳學的研究 (3-5) (岡山醫學雜誌 433-435)

奥 源之助 母子間に於ける血液型種屬及其數量的關係 (優生學 94)

奥 源之助 血液型の人種學的應用價值及び東播地方に於ける血液型の分布状態に就て (岡山醫學雜誌 497)

岸 孝義 人血液型の遺傳による親子鑑別法の威力を疑ふものに対して (體性 17の5)

萩 章 唾液による雙胎兒の血液型に就て (東京醫事新誌 2731)

大庭士郎 人血型の形成機轉に就て (日本醫事新報 433-444)

大庭士郎 血液型の進化 (優生學 90)

淺田一 血液型の發生學的研究及血液型の簡易検査法 (日本學術協會報告 6卷)

秋吉良文 人胎兒の血液型に就て (行刑衛生會雜誌 (6)の4)

水 美登利 人血液型より觀察した母と其の初生兒及未熟胎兒に就て (犯罪學雜誌 4の3)

中島 精 他1名 同種血球凝集反應に就て (第2回報告) 胎兒血球凝集反應の意義及其の母體血型との關係に就て (日本婦人科學雜誌 26の1-2)

押田草子 邦人血液型の統計的觀察に親子及び雙胎兒血液型に就て (兒科雜誌 373)

西 弘二他2名 人血清 α , β より見たる家兎骨髓の血液に就て (長崎醫科大學法醫學教養室報 3の2)

山本千任 A型血清に於ける B¹ B² の別に就て (長崎醫科大學法醫學教養室報 3の2)

上道清一 動物血清の血球に對する異種血球凝集反應の型的差異並に其の應用に就て (犯罪學雜誌4の2)

山本千任 同種血球凝集現象に於ける阻止物質の研究 (長崎醫科大學法醫學教養室報 3の2)

小崎逸郎 血液型の凝集價に及ぼす影響に就て (軍醫雜誌 221)

澤崎嘉衛 赤血球沈降反應と血液型との關係 (東京醫事新誌 2744)

中富清隆 血液類型とワッセルマン反應に就て (東京醫事新誌 2752)

奥 孫四郎 産科婦人領域に於ける血液型の研究(4) 同型並に異型妊娠の母兒に及ぼす影響に就て (近畿婦人科學雜誌 14の5)

鈴木又七郎 不妊症と血液型に性的任意決定 (日本之醫界 21の27)

角田眞一、永山太郎 手掌紋と血液型との關係に就て (軍醫雜誌 219)

吉田寛一 血液型から人間性へ (優生學 85-87)

淺田一 個性と個人性との血液型 (生理學研究 8の1)

石川七五三二 血液型に基く個性型の研究 (第1報) (愛知縣兒童研究所紀要 6輯 昭和6年)

松井三雄 血液型と精神型 (優生學 90)

平野 專 金澤市歩兵第七聯隊兵員の指紋並に血液型に就て (1-2) (北海道醫學雜誌 9の7-8)

中山政之 愛媛縣出身歩兵第二十二聯隊兵員の血液型に就て (軍醫雜誌 220號外)

山田兵三 石川福井兩縣下隊兵の血液型に關する研究報告 (犯罪學雜誌 4の2)

栗下静雄 他2名 小學校兒童の血液型的調査補遺 (長崎醫科大學法醫學教養室報 3の2)

中山福富 唾液による兒童の血液型検査成績 (東京醫事新誌 2716)

太田外正 富山縣西北部に於ける血液型調査前に學校教育上より見たる血液型研究報告 (犯罪學雜誌 4の4)

丘頭生一 人血液型の遺傳に關し余のなせる南洋群島クサイ島土人 (ミクロネシア人) の家系的調査成績 (東京醫事新誌 2731)

永井 澄 民族衛生の使命 (續) (民族衛生 1の1-3)

古屋芳雄 民族衛生とその發達 (體性 16の6-17の1)

古屋芳雄 民族衛生學に關する種々の概念的思辨 (東京醫事新誌 2710-2711)

吉益脩夫 社會防衛としての斷種の問題 (日本犯罪學會出版部 昭和6年4月)

ロスウェル、ジョンソン 斷種問題に就て (殊に本邦事情に適切な事項) (日本之醫界 21の32-33)

ポール、ボベノー 斷種術の男子に及ぼす影響 (優生學 8の7)

北島顯太郎 去勢の沿革と豫防注射とに就て (醫科器械學雜誌 9の5)

金子準二 精神病者の斷種法に就て (優生學 94)

正木不知丘 結婚改造 (東京堂 昭和6年12月)

陶 希聖 支那に於ける婚姻と家族の發達 (滿鐵支那月誌 8の3-6)

太宰不二男 佛教の結婚觀 (優生學 8の7)

新城新藏 人類の將來は? (京都醫事衛生誌 446)

神川彦松 文化共同體としての民族 (國家學會雜誌 45の7)

石川千代松 親子夫婦兄弟 (一元社 昭和6年6月)

古屋芳雄 民族衛生學の方法論と産兒調節問題 (日本醫事新報 444)

安部磯雄 優生學上から見たる産兒調節 (廣清 21の3)

荻原興久 英國に於ける優生運動史 (社會事業研究 19の7-9)

名古屋長蔵 多産亡國論 (萬里閣 昭和6年5月)

マリー、ストーブス 奥村道介譯 妊娠調節の理論と實際 (齊家協會出版部 昭和6年8月)

大日本産兒制限協會 妊娠調節の問題 (昭和6年11月)

菱刈實雄 産兒調節と避妊法 (浩文社 昭和6年1月)

富田 彪 妊娠調節の秘訣 (生活舎 昭和6年8月)

古賀謙八郎 女性に對するホルモン性不妊法 (醫事公論 1007-1008)

瀨川昌世 産兒調節問題に對し國家に指導原理ありや (日本醫事新報 444)

中馬興丸 我議會政治と産兒調節問題 (日本醫事新報 444)

加藤録五郎 産兒調節公許すべからず (日本醫事新報 444)

龜山孝一 避妊及人工流産の法律的觀察 (日本醫事新報 444)

石川光昭 産兒調節運動の過去及び現在 (日本醫事新報 444)

安田徳太郎 産兒制限運動 (中央公論 46の1)

馬島 備 第7回國際産兒調節會議より見たる各國産兒調節運動の現況 (社會事業 14の12)

石原房雄 歐米に於ける産兒制限の實際 (東京醫事新誌 2713 日本醫事新報 444)

石原房雄 歐米に於ける産兒制限の實況 (日本醫事新報 485)

石本朋枝 日本に於ける産兒調節運動の今昔 (社會事業 14の12)

大石貞夫 産兒問題に就て (醫事公論 982)

大石貞夫 産兒問題に對する吾人の態度 (診療 3の1 助産學研究 6の6-8)

大石貞夫 産兒問題解決の根本 (體性 16の4)

大石貞夫 産兒問題 (優生學 90)

梅津小次郎 産兒制限、妊娠調節の問題 (體性 16の3)

淺川晴三 産兒制限か産兒ストライキか (醫事公論 969-972)

林 四朗 結婚と産兒制限 (共存 7の10-11)

高野六郎 社會衛生の立場より見たる産兒調節問題 (社會事業 14の12)

安部磯雄 生活問題から見た産兒調節 (東京堂 昭和6年12月)

稻垣陽一郎編 基督教より見たる産兒制限 (アタナシオ會 昭和6年11月)

氏原佐藏 有害避妊器具取締に就て (東京醫事新誌 2708)

保坂孝雄 ソヴェートロシアの人工流産 (醫事公論 1003)

4 體質及體質病理

小杉虎一 臟器素因と臟器機能と (日新醫學240)

鈴木 勇 出血性素因に就て (實地醫家と臨牀 8の4-9)

平井金三郎 滲出性素質に就て (實地醫家と臨牀 8の5)

中尾 純 他1名 老齢に關する統計的觀察 (東京醫事新誌 2721-2722)

平田久光 他4名 本邦最高年齢者の生理病理學的的研究 (愛知醫學會雜誌 38の3)

永井 潛 體質と氣質 (應用心理 1の2)
J, Nakigawa, Prolapsus Uteri and Constitution. (Japanese Journal of Obstetrics and Gynecology, Vol. 14, No. 2)

森田正馬 所謂神經質患者 (現代の醫學 13の10)

桑波田景雅 體質性胃症狀 (現代の醫學 13の7)

田 章吾 甲状腺腫瘍に對する感受性の年齢的差異 (兒科雜誌 373)

本間英史 興味ある鶏卵蛋白に對する過敏體質の一例 (治療及處方 12の7)

久保忠夫 チフテリアに對する感受性及不感受性の遺傳問題に就て (日本醫事新報 474)

五島匡一 九州人體質の研究(2) 頭髮の數並に頭有毛部面積の一測定法に就て (東京醫事新誌 2710)

宮田斯流 九州人體質の研究(3) 肝臟橫隔膜面に横行結腸腫脹を有する一例 (解剖學雜誌 4の1)

前島善吉 東西骨相學と人相學の研究 (狹原星文館 昭和6年5月)

安井 洋 再び氣質の分類に就て (神經學雜誌 33の8)

古川竹二 血液型と精神現象との關係並にその應用方面的研究 (心理學研究 6の1)

古川竹二 血液型と氣質の問題の批評に對して (優生學 89)

淺田 一 血液型と氣質 (診斷と治療 18の1)

岩田三史 他1名 血液型と氣質に就て (東京醫事新誌 2738)

樋口 榮 古川氏説の血液型と氣質の問題に關する異説 (社會事業研究 19の8-9)

樋口 榮 血液型と氣質の問題に關する異説 (優生學 91-92)

石川七五三二 血液型にもとづき進歩せる個性型の研究 (優生學 93)

藤井綾彦 精神病者の血液群型 (神經學雜誌 33の9)

中野 操 皮膚科領域と血液型 (治療及處方 12の11-12)

本多敏行 二、三の疾患に於ける血液型に就て (日本鐵道協會雜誌 17の2)

樋口 榮 他1名 肺結核と血液型の關係に就て (關西醫事 3の14-17)

住友 曄 肺結核患者の血液型 (結核 9の5)

小川雄三 他1名 結核と血液型 (關西醫事 3の22)

石丸銀雄 血液型より見たる學校生徒兒童の氣質並に學科成績の調査補遺 (長崎醫科大學法醫學教室業報 3の2)

菊池三通男 血液型と體型との關係 (關西醫事 3の30)

5 人類學及人種學

北村直躬 人類學の概要 (生理學研究 8の10)

北村直躬 人種學の概要 (1-2) (生理學研究 8の10-12)

松本彦七郎 續古人類學講話 (人類學雜誌 46の3)

佐藤武雄 他數名 朝鮮人の血液型に就て (1報) (社會醫學雜誌 539)

森 繁春 中國人の血液型に就て (1報) (滿洲醫學雜誌 15の6)

古川竹二 血液型より見たる臺灣蕃人と北海道アイヌ人の民族性 (犯罪學雜誌 4の2)

西 弘二 沖繩縣人の血液型及血液型から見た性質學業成績並に那覇市里南市在住内地人の血液型 (長崎醫科大學法醫學教室業報 3の1)

桑島直樹 日本人指紋の研究(9) 甲種暗狀の出現率及降線數に關する研究 (犯罪學雜誌 5の2)

角田眞一、永山太郎 北陸地方人の手紋に就て (軍醫雜誌 219)

栗下靜雄 沖繩縣人の指紋の人類學的研究 (長崎醫科大學法醫學教室業報 3の2)

佐野 好 アイヌ人の上肢筋に就て (福岡醫科大學雜誌 24の1)

左座金藏 再び腦の重量に就て (行刑衛生會雜誌 6の10)

左座金藏 退化と優等人の腦重量と迴轉の構造 (行刑衛生會雜誌 6の9)
Uweda, Tsunekichi. Physisch-anthropologische Untersuchungen über den Schädel der ostasiatischen Völker. 1. Mitteilung. (The Keijo Journal of Medicine, Vol. 2, No. 1, 1931.)

小濱基次 朝鮮人骨盤の研究(1) 朝鮮人腸骨に就て (解剖學雜誌 4の5 人類學雜誌 46の12)

荒瀬 進 現代朝鮮人胫骨の人類學的研究 (人類學雜誌 46の11)

柴田 至 現代朝鮮人肱骨の人類學的研究 (京城醫學專門學校紀要 1の4)

高橋善雄 現代朝鮮人上肢骨の人類學的研究 (解剖學雜誌 4の2)

佐山光章 支那人喉頭の研究 (滿洲醫學雜誌 15の6)

關 政則 樺太アイヌ人骨の人類學的研究 第4部 樺太アイヌ人四肢管狀骨橫斷面の人類學的研究 (人類學雜誌 46の5-7 附録)

喜々津恭胤 他1名 樺太アイヌ人の肋骨に就て (人類學雜誌 46の3 附録)

關 政則、今道四方爾 オロツコ人一女性の全身骨盤に就て (人類學雜誌 46の9 附録)

堀 泰二 那人の胸骨に就て (金澤醫科大學解剖學教室業報 1)

齊藤義直 北陸日本人肢骨の人類學的研究 (金澤醫科大學解剖學教室業報 2-5)

大槻嘉男 北陸日本人頭蓋骨の人類學的研究(8) (顔面頭蓋角度計測) (金澤醫科大學解剖學教室業報 2)

砂田外治 北陸日本人下肢骨の人類學的研究(1-6) (金澤醫科大學解剖學教室業報 2-4)

二井一馬 日本人鼻の研究補遺(共7) 鼻骨縫合に就て (十全會雜誌 303)

横尾安夫 Da jak 骨盤の人類學的研究 (人類學雜誌 46の10)

グリュズノフ 平竹傳三譯 アルタイの古代文化 (1-2) (人類學雜誌 46の3-7)

關 政則 旅順牧羊城屯牧羊城址東方丘陵より出土せし鐵砲丁を伴出せる人類大腿骨に就て (人類學雜誌 46の3)

石澤命達 關 政則 ツングース人男子全身骨盤の一例に就て (人類學雜誌 46の4-6)

石澤命達 北見國網走町アイヌ地貝塚出土の石器時代人骨に就て (人類學雜誌 46の2)

石澤命達 吉胡貝塚人骨の人類學的研究 第3部 下肢骨 其1 大腿骨、膝蓋骨、胫骨及腓骨の研究 (人類學雜誌 4の1 附録)

三宅宗悅 今道四方爾 備後國太田貝塚人の外髌道骨種に就て (人類學雜誌 46の11)

エ. リサン 松本信廣譯 天津北番博物館に代表されし新石器時代の遺跡 (1-3) (人類學雜誌 46の2-4)

6 性の衛生

喜多兵太郎 月經週期と血液カタラーゼ及び基礎新陳代謝との相互關係に關する臨牀的研究 (愛知醫學會雜誌 38の7)

日下定四郎 妊娠、分娩、産褥時に於ける新陳代謝知見補遺(3) 血液及び尿に於ける無機成分の消長に就て (愛知醫學會雜誌 38の12)

増原由一 妊娠時に於ける網狀織内被細胞系統と免疫體產生との關係(1-4) (長崎醫科大學 9の1)

岩田正道 各種異常月經の原因及び治療方針(2) (日本醫事新聞 2の24 日本醫科大學雜誌 2の3-7)

河本禎助 性の化學的相違 (體性 17の2)

三島康七 生理理論 (春秋文庫) (春秋社 昭和6年4月)

福井正憲 性の神秘(15) (體性 17の2)

中野江漢 支那の老若回春術(1-5) (體性 17の1-5)

ハヴェロツク. エリス 荒川芳三譯 性と文明 (カオリ社 昭和6年4月)

西村眞次 人類性文化史 (性科學全集 4) (武俠社 昭和6年4月)

赤井米吉 性愛の進化、方向 (厚生閣 昭和6年11月)

エリス 増田一郎譯 結婚史 (春秋文庫) (春秋社 昭和6年3月)

高橋桂二 日本性生活史 (春秋社 昭和6年3月)

杉田直樹 近代文化と性生活 (性科學全集 2) (武俠社 昭和6年1月)

土田杏村 家族制度と性問題の動向 (經濟往來 6の1)

杉田直樹 性の享樂と國民の精神力 (體性 16の1)

永井 潜 性慾及びその生起 (體性 16の2)
 永井 潜 性的生活の調節 (體性 16の3)
 永井 潜 性的享樂の極るべき半面 (體性 16の5)
 高野六郎 安全地帯 (體性 16の1)
 高木武三郎 ルンペンの性生活の展望 (社會連帶 1の4)
 福島東作 腐蝕の花に實あらしめよ (體性 16の4)
 マグヌス・ヒルフェルト 現代に於ける性病學の進歩 (日本之醫界 21の14 體性 16の5)

星野鐵男 性教育の實際 (金澤醫大内 衛生文化思想普及會 昭和6年12月)
 瀧原覺了 性教育のテキスト (日々書房 昭和6年5月)
 保坂孝雄 月經來潮前に於ける女子性教育は果して効果を擧げ得るか (日本之醫界 21の39)
 辻 明俊 女子の月經常識は誰より與へらるゝや (日本學校衛生 19の11)

第十一節 自然科學上に於ける参考文献

1 自然科學一般

建 議 學術研究振興機關設立要旨財團法人日本學術研究振興會設立趣意書 (昭和6年7月)
 日本學術協會 學士院受賞者講演集 (昭和5年度) (昭和6年4月)
 田丸節郎 獨逸學術研究維持振興會に就て (日獨文化協會) (昭和6年8月)
 デポーリン 笹川正孝譯 辨證法と自然科學 (白揚社 昭和6年3月)
 石原 純 自然科學及び社會科學に於ける因果的必然性の概念 (思想 105)
 石井悅郎 科學概論 (厚生閣書店 昭和6年6月)
 巴陵宣祐 古代科學の發生 (1) (生理學研究 8の9)
 石川日出鶴丸 自然科學の理論化に就いて (生理學研究 8の2-8)
 栗原嘉名芽 科學史の或る觀點 (科學 1の3)
 田制佐重 科學者を通じて科學の精神を語る (文教書院 昭和6年5月)
 本多謙三 近代自然科學と實踐 (理想 5の2)
 石原 純 自然科學及び社會科學に於ける因果的必然性の概念 (思想 105)
 伊豆公夫 現代自然科學の辨證法による反省 (同人社 昭和6年5月)
 科學畫報社 科學文明の驚異 (昭和6年4月)
 中山太郎 日本民俗學 (隨筆篇) (大岡山書店 昭和6年1月)
 岩佐善太郎 支那本土の原住民は日本朝鮮滿洲同族である (信陽館 昭和6年11月)
 松 村 蝦夷往來 (人類學雜誌 46の3)
 清野謙次 他1名 ムイグル人と稱する頭蓋骨の人類學觀察 (人類學雜誌 46の8)

大槻嘉男 北陸日本人頭蓋骨の人類學的研究 (7) 一下顎骨計測法に就て (十全會雜誌 36の1)
 米村喜男編 アイヌ人と其史前 (北見郷土研究會 昭和6年3月)
 佐々木長左衛門 アイヌの話 増補 (佐々木豐榮堂 昭和6年6月)
 石川千代松 人間 (京文社 昭和6年11月)
 チェイス 北野浩譯 人間と機械 (モナス 昭和6年8月)
 石川日出鶴丸 男女の差別 (生理學研究 8の11)
 Adams, A. E. カヘル、ヒキガヘルの産卵と腦下垂體前葉ホルモンの特異性 (動物學雜誌 513)
 安田貞雄 Letunia Vi. laeica の受精力に關する生理學的研究(A) 雌蕊内に存し自家受精を妨ぐる特異物質の性質に關する二、三の新しい實驗 (1) (植物學雜誌 45の6)
 岡本彌一郎、木場一夫 日本に於ける動物分布に關する考察 (動物學雜誌 510)
 上野一晴 人體の科學 (春秋社 昭和6年12月)
 家原毅男 他4名 現代醫學大辭典 25(補遺篇) (春秋社 昭和6年2月)
 正木不如丘 人生醫學 (性科學全集 12) (武俠社 昭和6年5月)
 内田 亨 宮下義信譯 オスボーン生命の起源と進化 (岩波書店 昭和6年9月)
 岩波講座 地質學及古生物學礦物學及岩石學 地理學 (岩波書店 昭和6年2月)
 進士鐵平 生物進化の機構に關する一考察 (日本學術協會報告 6卷)
 河田四郎 甲府盆地に關する二三の地理學的考察 (地理學雜誌 7の12)

金子英助 生物物理學要論 (培風館 昭和6年5月)
 野村七郎 生物物理化學 (共立社 昭和6年11月)
 吉村壽人 他1名 生物の物理化學 (日本評論社 昭和6年12月)
 石川光春 生物學大觀 (内田老鶴圃 昭和6年3月)
 巴陵宣祐 アリストテレスの生物學 (生理學研究 8の10)
 末松直次 生物學雜誌 (成美堂 昭和6年5月)
 立田鐵二 生物科學概論 (朝野書店 昭和6年3月)
 兒玉 昌 生命現象の勢力學的考察 (醫事公論 967-968)
 關 露香 誰にでも分る生物進化論 (大同館 昭和6年8月)
 田所哲太郎 他1名 性別の酵素化學的研究 (第4報) (日本農藝化學會誌 7の3)
 田中茂徳 生物學上より觀たる性の問題 (體性 16の6)
 横山桐郎 自然界の兩性生活 (性科學全集 5) (武俠社 昭和6年2月)
 伊藤好爲 簡明胎生學 (金原商店 昭和6年4月)
 日野 巖 聖上陛下の生物學御研究 (新光社 昭和6年9月)
 飯塚 啓 飯塚動物發生學 (博文館 昭和6年10月)
 日野 巖 微生物學汎論 (善賢堂 昭和6年4月)
 八田三郎 比較發生學 (刀江書院 昭和6年10月)
 三好 學 最新植物學 (上中卷) (高山房 昭和6年6、9月)
 見波定治 顯微鏡的植物學實驗法 (成美堂 昭和6年10月)
 木原 均 他2名 植物染色體數の研究 (善賢堂 昭和6年10月)
 朝比奈泰彦 他1名 植物藥學名典範 (春陽堂 昭和6年6月)
 寺尾 博 植物育種要説 (岩波書店 昭和6年8月)
 逸見武雄 食用菌の知識 (生理學研究 8の1-3)
 藍村光雄 アメリカに於ける農業工學の發達 (大日本農會報 605)
 後藤格次 農藝化學汎論 (共立社 昭和6年11月)
 愛知縣立農事試驗場内則天會 大根の加工法 (昭和6年11月)
 及川公平 きばふんたけの性について (植物學雜誌 45の5)
 大友豐美 東京市内に於ける住家性鼠類の繁殖に就て (動物學雜誌 508-509)

小坂正行 教授資料としての世界數學史 (モナス 昭和6年9月)
 池田芳郎 高等數學諸論概要 (正興館 昭和6年10月)
 田中増太郎 微積分綱要 (東洋圖書株式會社 昭和6年9月)
 小平吉男 計算法及計算器械 (岩波書店 昭和6年1月)
 杉山繁輝 誤差論 (日新醫學 20の9)
 諸戸北郎 諸戸測量學 (成美堂 昭和6年9月)
 編輯雜誌 科外特別題目 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年2月)
 編輯雜誌 科外特別題目 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)
 編輯雜誌 科外特別題目 (物理學 14) (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年3月)
 新城新藏 宇宙進化論 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)
 本田親二 天文學史 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)
 關口龍吉 變光星 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年2月)
 藤原英平 氣象光學 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年3月)
 内藤卯三郎 他2名 物理學實驗法講義 (下卷) (培風館 昭和6年10月)
 松本橋治、片岡秀吉 物理學實驗基礎 (ハヤシ社 昭和6年6月)
 編輯雜誌 總索引 (物理學及び化學) (岩波書店) (岩波書店 昭和6年7月)
 東京天文臺編 理科年表 (昭和7年) (東京帝國大學 昭和6年11月)
 遠藤美壽 原子構造論 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年2月)
 加藤 勉 金屬と人生 (内田老鶴圃 昭和6年5月)
 小野登之助 物質接觸に依る物理現象 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)
 池邊常刀 微小時間 測定裝置 (理化學研究所彙報 10の8)
 石野又吉 一般熱學 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)
 木下正雄 低溫物理學 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)
 大貫慈二 傳熱論と其適用 (岩波書店 昭和6年9月)
 河本重次郎 寒暖計の歴史 (中外醫事新報 1169)

津村利光譯 空氣の溫度、濕度及び其の速度に依る水の溶解率 (抄録) (衛生工業協會誌 5の11)

木村正路 分光學 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年2月)

杉江重誠 窓ガラスの話 (科學叢書 11の2)

石丸重信 検眼レンズ及び板付レンズの正確さに就て (中央眼科醫報 23の10)

飯塚慶二 試作麻孔寫真機及び其應用 (千葉醫學會雜誌 9の8)

竹内時男 光の粒子説に就て (日本學術協會報告 6卷)

松永義明 紙の可視光線の透過率について (名古屋高商創立10周年記念論文集)

大平得三 日光に照らされた衣服地及建築材料より出る一種のエネルギーに就て (日本學術協會報告 6卷)

西村源吉 鳩の糞食と諸臓器の重量消失に就て (動物學雜誌 514)

本多光太郎 磁性體に關する學說 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年2月)

中谷亨吉郎 氣體内電氣現象 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)

石原 純 電子理論 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年3月)

木下季吉 他1名 放射性現象 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年7月)

竹内時男 最新應用X線分析 (工業物理學 4) (内田老鶴園 昭和6年3月)

齊藤大推 レントゲン學日本文獻 (日本レントゲン學會雜誌 9の1)

小室英夫 X放射線の實用的價値に就て (科學 1の3)

遠藤美壽 X線 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年3月)

岡田陽一 選炭法の最近の趨向 (2) (石炭時報 7の6—10)

大島義清 燃料研究の重點 (鑛業 8の9)

木下正中 醫科器械工業の發達 (醫科器械學雜誌 8の1)

萬國工業會議 萬國工業會議報告 (昭和6年9月)

山口 昇 材料強弱並に土質論 (物理學及び化學) (岩波書店 昭和6年3月)

橋田邦彦 物理化學大綱 (富倉書店 昭和6年10月)

一瀬雷信 倉橋治助 化學熱力学 (上卷) (裳華房 昭和6年5月)

石井新次郎 理論應用膠質狀態學 (カニヤ書店 昭和6年2月)

北岡 肇 化學概説 3 非金屬 (岩波書店 昭和6年11月)

山岡 望 化學史傳 (修正第2版) (裳華房 昭和6年9月)

石川總雄 無機化學 (共立社 昭和6年10月)

木村健二郎 無機定性分析 (共立社 昭和6年9月)

鈴木金一 應用定量分析法 (養賢堂 昭和6年4月)

板野新夫 鹽素の電氣的定量法 (日本農藝化學會誌 7の8)

山藤一雄 煙草の成分 (第1報) (日本農藝化學會誌 7の2)

土屋 弘 一酸化炭素の接觸的分解 (3—4) (炭化ニッケルの行爲) (理化學研究所彙報 10の7—11)

龜高徳平 他1名 要説有機化學 (丸善株式會社 昭和6年2月)

加納清三 近世有機化學講義 下卷 (内田老鶴園 昭和6年3月)

化學工業時報社 化學工業年鑑 昭和7年 (化學工業時報社 昭和6年9月)

中島武太郎 實用色染學 (續編) (丸善株式會社 昭和6年10月)

堀内利器 實用化學工業叢書 (香料の知識) (誠文堂 昭和6年9月)

佐久間哲三郎編 最新化學工業概説 (科學知識普及會 昭和6年5月)

田中芳雄編 染料工業 (誠文堂 昭和6年9月)

大谷武夫 酵素研究 (自然科學叢書 5) (日本評論社 昭和6年3月)

黒澤俊祐 酒ビールの製法並に納豆菌による凝集阻止帯現象 (北海道醫學雜誌 9の6)

細井一六 道路の分布現象に關する考察 (地理學評論 7の3)

青野壽郎 九十九里濱海岸平野に於ける聚落の移動 (地理學評論 7の1)

2 遺 傳 學

松浦 一 遺傳學原理 (中文館 昭和6年2月)

宇田 一 實驗遺傳學講義 (養賢堂 昭和6年6月)

古屋芳雄 優生學原理と人類遺傳學 (雄山閣 昭和6年12月)

見波定治 遺傳學と品種改良 (純眞社 昭和6年12月)

小口忠太 血族結婚に弊害なき場合ありや (醫事公論 964)

小口忠太 眼病の遺傳 (優生學 83)

川上理一 眼遺傳學に於ける最近の進歩 (科學 1の3)

平野 專 他1名 Kolbe daumen の遺傳とその出現率に就て (犯罪學雜誌 5の1)

盛永俊太郎 他1名 栽培植物の染色體數 (第3) (植物學雜誌 45の3)

吉川秀男 乘遠現象に於ける Synapsis theory の概略 (遺傳學雜誌 7の3)

千野光茂 他1名 Sciara 遺傳學の概観 (遺傳學雜誌 7の3)

竹中 要 すいぼの細胞學的遺傳學的研究 (續報) (1) 新染色體と染色體片 (植物學雜誌 45の10)

小黒 捍、牧野佐二郎 脊椎動物染色體數の表 (動物學雜誌 508—509)

荻内 収、岸本 涉 ショーリョーバツタの精子發生 (豫報) (動物學雜誌 508—509)

石井友幸 染色體の構造に就て (豫報) (遺傳學雜誌 7の3)

下斗米直昌 菊の二種間雜種の減數分裂に於ける染色體間の結合に就て (植物學雜誌 45の4)

杉浦寅之助 被子植物 染色體數表 (植物學雜誌 45の7)

中島吾一 栽培並に野生顯花植物の染色體數 (植物學雜誌 45の1)

3 生理學 一般

足達哲次郎 尿蛋白及體液蛋白の研究 (第1—2報) (日本內科學會雜誌 19の5)

龜井盛隆 人體直立時の動脈に關する研究 (軍醫團雜誌 218)

二井一馬 胸骨筋に就て (十全會雜誌 303)

奥山美佐雄 生體の重心に關する研究 (2) 妊婦の重心の測定 (勞働科學研究 8の4)

古澤一夫 運動生理學最近の發達 (13完) (關西醫事 3の3)

小田俊郎 運動時の呼吸瓦斯代謝に就て (日本內科學會雜誌 19の2)

東 龍太郎 競走及競泳スピードの生理學的考察 (日本學術協會報告 6卷)

坂口康藏 臨牀上基礎代謝測定時に注意すべき事項二三に就て (診斷と治療 18の1)

川上六馬 日本婦人の基礎新陳代謝の年齢變化について (勞働科學研究 8の3)

大谷周一 基礎新陳代謝と心臓の勞作に就て (日本內科學會雜誌 19の2)

大谷周一 基礎新陳代謝測定法 (附) 瓦斯分析操作 (東京醫事新誌 2726)

茂在 照 他4名 水分代謝に關する研究 (日本內科學會雜誌 19の2)

佃 毅 中樞神經の水分代謝に及ぼす影響に就て (日本內科學會雜誌 19の2)

千葉俊夫 肝臟と筋内及腎臟との新陳代謝上の關係に就て (日本之醫界 21の25—27)

宮崎 哲 他1名 肝臟製劑と含水炭素代謝 (岡山醫學會雜誌 494)

平松忠雄 含水炭素新陳代謝の知見補遺 (第2—3報告) (愛知醫學會雜誌 38の10)

飯塚 保 妊娠各月及び産褥に於ける血清リパーゼ作用の消長に就て (日本婦人科學會雜誌 26の12)

早坂得奈治 尿中還元物質の増減と季節との關係 (保險醫學雜誌 156)

液内水分及鹽素量との關係 (朝鮮醫學會雜誌 21の6)

浦本政三郎 刺戟生理學に於ける一、二の問題 (科學 1の3)

服部芳郎 他2名 刺戟生理學管見 (日本醫事週報 1835—1849)

大塚藤吉 悉無律 G.s.t.s に對する疑義 (3) (日新醫學 21の3)

多田正俊 神經の恢復曲線に就て (末梢神經に於ける制止現象研究補遺 (1—4) (慶應醫學 11の7—8)

春田丑雄 刺戟と興奮に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の12)

春田丑雄 超極大牽縮の成因に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の12)

春田丑雄 再び平流電氣作用時に於ける神經の興奮性に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の12)

三透俊一 興奮性と收縮性 (東京醫事新誌 2746—2752)

石母田文彦 最小時間間隔に就ての研究 (成醫會雜誌 50の7—10)

盤海元則 神經纖維切斷の刺戟としての價値に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の2)

永光軍一郎 骨筋纖維の悉皆或は絶無律に就て (岡山醫學會雜誌 502)

佐藤秋夫 麻酔神經の瓦斯代謝に就て (岡山醫學會雜誌 502)

風間義雄 筋新陳代謝と刺戟との關係 (1—2) 筋の無酸素的乳酸生成變化相に及ぼす筋下刺戟の効果 (慶應醫學 11の3—4)

風間義雄 筋恢復反應に及ぼす麻酔藥の影響に就て (慶應醫學 11の5—6)

田中 醇 硫酸マグネシウムの家兎血液に筋肉磷酸新陳代謝に及ぼす影響 (京都府立医科大学雑誌 5の3)

水口末松 筋の興奮電位に影響を及ぼす諸因子に就て (1)連続刺激の影響 (2)炭酸瓦斯及びアンモニア瓦斯の影響 (3)温度の興奮電位に及ぼす影響 (大阪醫學會雜誌 30の11)

北原榮恵 紅彩滑平筋の別出進生標本に對する各種自律神經毒の作用に就て (日本眼科學會雜誌 35の12)

佐々貫之 骨筋痛トノスに關する研究 (東京醫學會雜誌 45の12)

多田正俊 特發性筋收縮に於ける關下刺激の疏通及び制止に就て (應慶醫學 11の6)

坂東三範 筋收縮の本態に關する研究 (3) 水産筋の温度に就て (十全會雜誌 36の5)

小田倉廣 自發性筋收縮に關する研究 (第1回報告) 健康人に於ける二頭筋自發性收縮發現に就て (軍醫雜誌 22)

吳 健 隨意筋緊張及び榮養支配に就て (1-6) (グレンツゲビート 5の5-11)

大澤 勝 骨筋筋疲勞の研究に就て (續報) (日本學術協會報告 6卷)

北原静雄 骨筋筋疲勞の研究 (1) 刺戟強度と疲勞との關係並に作業筋を灌流せる液の性質に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の2)

北原静雄 骨筋筋疲勞の研究 (2-4) 水素イオン濃度と疲勞との關係に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の6-7)

谷 尚一 疲勞の藥物作用に及ぼす影響 (岡山醫學會雜誌 43の11)

Chong Ryun Ri Beiträge zur Kenntnis über die Innervation der roten und weissen Muskeln. (The Keijo journal of Medicine, Vol. 2, No. 4.)

Nakanishi, M. Ueber den Einfluss des regulatorischen (autonomen) Nervensystems auf die Skelettmuskeln. 4. Die technis he Korrektion meines früheren Versuches an Fröschen wo ich in die Wirkung der regulatorischen Nerven auf den tätigen Gastrocnemius untersuchte, indem ich den Spinalnerv zentral und peripher von den Rami communicantes reizte. 5. Der Kontraktio srückstand (Tonus) der Skelettmuskeln und das regulatorische Nervensystem. (The Keijo

Journal of Medicine, Vol. 2, No. 4.)

守 成一 種々の保育温度に於ける蛙の神經及筋の低温に於ける興奮性に就て (東北醫學雜誌 14の3)

林 義雄 筋の呼吸作用に及ぼすイオン量の影響 (慶應醫學 11の7)

連田清治 レントゲン骨端放射の血小板に及ぼす影響に就て (北海道醫學雜誌 9の7)

金井徳二郎 他4名 動脈硬化症成立機構に關する生化学的研究 (第2回報告完) (日新醫學 23)

飯塚 保 硬レ線の臓器組織に及ぼす作用の生化学的研究補遺 (日本レントゲン學會雜誌 8の5)

齊藤大雅 心臟レントゲン診斷機の研究 (レントゲン學講義集 8輯)

飯田義士 レントゲン線照射が性決定に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (日本婦人科學會雜誌 23の3)

前田清一郎 生體肺臓に於ける氣管枝分布状態のレントゲン線學的研究 (東京醫學會雜誌 45の5)

河野省二 硬放射線の血液成分に及ぼす影響に關する生化学的研究 (日本婦人科學會雜誌 26の2-4)

小穴正徳 心臟機能に關する實驗的研究 (2) 紫外線 Röntgen 線 Radium 等にて照射せる横紋筋成分及び Kalium 等の別出量に於ける影響並に横紋筋浸出液有效成分の性状に就て (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 4)

中川知一編 大阪帝國大學醫學部生理學教室論文集 第6卷 (昭和6年)

宮崎彪之助編 生理學論文集 (第3卷) (北海道帝國大學部生理學教室)

慶大醫學部理學的診療科教室内藤光曾編 醫學論文題目索引集 (自明治45年 至昭和4年) (南山堂書店 昭和6年12月)

九州帝國大學醫學部學位論文審査要旨 第5輯 (自昭和5年9月至昭和6年3月)

小峰研究所 小峰研究所紀要 (2卷) (昭和6年12月)

Fukuda Tōshū Arbeiten aus dem Pharmacologischen Institute der medizinischen Universität zu Göttingen. (Uebersetzte Referate aus japanischen Originalien 1926 bis 1931.) 藤塚理一郎 生理植物學 (一般植物學の生理的解説) (明文堂 昭和6年8月)

柿内三郎 實驗生化学 (克誠堂 昭和6年4月)

額田 豊 新醫化学 (金原商店 昭和6年4月)

畑 文平 新眼科學 (上卷) (鳳鳴堂 昭和6年12月)

伊澤好爲 他2名編 最新人體解剖圖譜 (上卷) (金原商店 昭和6年9月)

伊澤好爲 簡明解剖學 (金原商店 昭和6年4月)

胎生組織學 (野一色電氣醫學出版部 昭和6年10月)

濱野松太郎 他1名 唾液の水素イオン濃度に就て (第1報) (日本齒科醫學會雜誌 24の3)

世古口延光 心臟効率に及ぼす二、三藥物の影響に就て (日本内科學會雜誌 19の3)

上野一晴 兩棲類心臟の期外收縮に於けるエレクトログラム一殊にT波の變化に就て (十全會雜誌 36の2)

上野一晴、中島 獸 蜆殼心臟の房室傳導の恢復並に之に及ぼす交感神經の影響に就て (十全會雜誌 36の5)

眞下俊一 血行器の機能検査に就て (保險醫學雜誌 158)

Nakano Hidetaka, Ueber der Einfluss des T. trihydro-naphtylamins auf das Zirkulationssystem und das Wesen der blutdrucksenkenden dieses Giftes. (京都府立医科大学雑誌 5の4)

世古口延光 末梢血流速度に及ぼす藥物の影響に就て (日本内科學會雜誌 19の7)

朴 泰 煥 血液循環時間測定に關する研究 (1-2) (愛知醫學會雜誌 38の8)

三宅 儀 血管及び氣管枝筋の緊張に就ての研究 (第4の1) 諸臓器血管に及ぼすヒスタミンの作用 (第4の2) 摘出臓器乳劑のヒスタミン破壊作用に就て (日本内分秘學會雜誌 7の4)

服部光平 植物性機能検査に對する灌流實驗の可否 (北海道醫學雜誌 9の8)

藤田秋治 他1名 檢尿法並びに沃度法による窒素定量法に就て (東京醫事新誌 2747)

世古口延光 他1名 聽診法による血脈の各期に就ての臨牀的研究 (日本内科學會雜誌 19の7)

黒川 巖 血脈に就て (醫備醫事 413)

平野 治 血脈診斷治療學 (金原商店 昭和6年5月)

浴 風 閣 老齡者の血脈に就て (浴風閣調査研究紀要 2輯)

藤井省三 酒、煙草、運動、食餌より見たる血脈統計的觀察 (日本醫事新報 488)

頼 尚和 家兎血脈に及ぼす精神的影響に關する實驗的研究 (日本内科學會雜誌 19の7)

富永司司 他2名 脾臟機能に及ぼす性ホルモンの影響 (關西醫事 3の17)

笠原鶴夫 血小板の豫防機能に關する知見補遺 (第1-2編) (大阪醫學會雜誌 30の5)

山本宗平 赤血球沈降速度に影響する諸種物理學的條件に關する研究 (3回報告) 血球の荷電的關係と赤血球沈降速度に及ぼす影響に就ての實驗補遺 (岡山醫學會雜誌 50)

岡 正 赤血球に諸臓器細胞成分の實驗的貧血の恢復に及ぼす影響 (2) 諸臓器細胞成分の非經口的投與實驗 (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 45)

寺尾敏行 各型血球の寒冷に對する抵抗力 (長崎醫科大學法醫學教室報 3の1)

林 録 血液検査法 (續) (醫學概覽 76-77)

賈 雨 田 中華民國人の健康時に於ける血液像に就て (瀋陽醫學雜誌 14の4)

堤 庸三 生理的變動並に測定誤差の範圍と見做すべき赤血球數に就て (治療及處方 139)

小西興一 血液呼吸に關する研究 (1) オリゴチナミー性作用に就て (2) 血液呼吸に及ぼすアルカロイドの影響、特に其オリゴチナミー性作用に就て (3) 水素イオン濃度と血液呼吸との關係、酵素に及ぼす金屬オリゴチナミー性作用に就て (日本内科學會雜誌 19の6)

有馬宗雄 白鼠の生理的血液像及發育に伴ふ血球の生理學的態度並に其の意義に就て其1 白鼠の發育に伴ふ體重の消長 (慶應醫學 11の2)

平松忠雄 健康日本人の血糖量に就て (愛知醫學會雜誌 38の11)

浴 風 閣 老人性貧血に就て (浴風閣調査研究紀要 2輯)

浴 風 閣 老齡者の血液型に就て (附) 毒毒罹患率並に其相互的關係 (浴風閣調査研究紀要 2輯)

奥村尚輔 他1名 隊兵血液型の分布状態並に之が個人の免疫反應產生能及性格との關係に就て (軍醫雜誌 218號外)

堀内 洪 血液乳酸と、K, Ca イオンとの關係 (社會醫學雜誌 535)

大瀧忠利 直接ネスレル化に依る血液非蛋白窒素及尿酸簡易定量法 (日本之醫界 21の29-30)

佐藤千三郎 乳糖に關する臨牀的検査及實驗 (1) 諸疾患血液乳糖量 (附)血糖に就て (2) 乳糖定量による肝臟機能不全診斷法に就て (東北醫學雜誌 14の4)

伊藤文吾 他1名 健康及餓餓家兎の血清尿酸値と殘餘窒素量に (1-2) 單糖類の輸入に因する其變化 (大阪醫學會雜誌 30の8)

松本武一郎 動物體液中に於ける尿素の微量測定法に就きて (十全會雜誌 30の7)

野手雅信 諸種色素に依る血液細胞の生體染色に超生體染色に關する知見補遺 (十全會雜誌 36の8)

杉本 彪 他4名 乳酸代謝に關する研究 (日本内科學會雜誌 19の2)

千田嘉八 年齢による化學的差異研究補遺 1、家畜生育に伴ふ體內コレステリン量の變化 2、家畜の發育に伴ふ臟器コレステリン量の變化 (愛知醫學會雜誌 38の2-3)

都筑千秋 桑蚕の胎兒性決定に及ぼす影響の實驗的研究 (日本婦人科學會雜誌 26の3)

丸田實喜 諸種腺組織による沃度排泄に關する實驗的研究 (岡山醫學會雜誌 498)

村上隆徳 二、三螢光物質の作用機轉に關する研究 (岡山醫學會雜誌 498)

星野行恒 齒牙よりする音傳達の研究 (第1編) (耳鼻咽喉科臨牀 26の1)

兒玉 昌 生命現象の勢力學的考察 (醫事公論 907)

小口忠夫 點及び線の見え方に就て (日本眼科學會雜誌 35の3)

山本宗平 各種動物の眼の調節度安寧時に於ける屈折状態 (岡山醫學會雜誌 473)

山本宗平 鳥類の眼の調節機轉に關する實驗的研究 (岡山醫學會雜誌 498)

山本宗平 哺乳動物の眼の調節機轉に關する實驗的研究 (岡山醫學會雜誌 499)

山本宗平 爬蟲類中殊に蛇類の眼の調節機轉に關する實驗的研究 (岡山醫學會雜誌 500)

國田傳八 酸による視紅の褪色に關する知見補遺 (日本眼科學會雜誌 35の3)

川上理一 他1名 Kohlrausch の方法を以てせる小口氏病眼の暗適應經過の研究 (中央眼科醫報 23の1)

中島 實 他1名 新案複視検査法 (中央眼科醫報 23の1)

竹村慶治 瞳孔徑に關する研究 (2) 瞳孔徑の性的年齡的相異について (勞働科學研究 8の4)

莊司秋次郎 人眼の生理的機能性左右不相稱 (實驗眼科雜誌 116-118)

飯塚慶二 瞳孔運動の潜伏期に關する研究(1回報告) (千葉醫學會雜誌 9の10)

篠田 坦 眼瞼閉鎖反對に關する研究 (生理學研究 8の8-12)

河本重次郎 眼科小言 (眼に於ける光線の屈折史) (日本眼科學會雜誌 35の5-8)

賀 維彦 中樞神經に於ける制止現象の研究 (1) (愛知醫學 11の5)

末岡 悟 1年有餘生存せる脊髄横斷犬の1例 (岡山醫學會雜誌 502)

陶 烈 人腦皮質下神經核の細胞容量に就て (第4報) (神經學雜誌 33の2)

久保嘉代二 睡眠と開眼中樞説 (日新醫學 20の5)

角田靜男 所謂睡眠中樞に關する研究 (千葉醫學會雜誌 9の8)

伊藤俊一 灰白結節と睡眠(福岡醫科大學雜誌 24の5)

吉田至孝 痛覚の感温度と皮膚温度との關係 (心理學研究 6の4)

馬場武夫 天竺鼠の精養、攝護腺拉輪精管の神經支配知見補遺 附 ヒスタミン及びアドレナリンの作用 (岡山醫學會雜誌 497)

柿沼晃作 體溫調節の生理及病理 (醫事公論 977 日本醫事新聞 2の10 日本醫事新報 451 日本内科學會雜誌 19の1 醫海時報 1911 東京醫事新誌 2718 關西醫事 3の8)

原田要一 他1名 發熱と血液變化 (岡山醫學會雜誌 497)

伊藤駒夫 發熱の意義に關する免疫學的研究 (岡山醫學會雜誌 497)

末岡 悟 體溫調節中樞に關する實驗的研究 (岡山醫學會雜誌 43の1-6)

坂元貞俊 左右腋窩温度の統計的觀察 (行刑衛生會雜誌 6の6)

田村實真 體溫上昇並に下降時の水分及鹽素移動特に皮膚に於ける増減に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の6)

田坂定孝 體溫の研究 (第2回報告) (自律神經毒及内分泌腺製劑が人體に及ぼす影響に就て) (健康者、脚氣及バセドウ氏病患者に就ての實驗) (東京醫學會雜誌 45の1)

田坂定孝 正常及病的状態に於ける體溫に就ての研究 (日本内科學會雜誌 19の2)

岩淵長平 亞熱帶地二期入營部隊の冬期及夏期入營第一期教練に於ける體溫、脈搏、呼吸數の變化及恢復時間の比較研究 (第1回報告) (軍醫雜誌 219)

信夫主税 人體の手掌及手背皮膚血管の精神的血溫熱的動機に因る變動に就て (滿洲醫學雜誌 14の2)

岩竹 博 環境氣温の變化に基く皮膚温の變化に就て (滿洲醫學雜誌 14の3)

郭 光 武 高氣温時に於ける精神性發汗並に手汗發汗の奇現象に就て (滿洲醫學雜誌 14の4)

岩竹 博 温度環境の變化に對する温度感覺の動搖に就て (滿洲醫學雜誌 14の5)

須永 正 皮膚色素沈着増強法に就て (實踐醫學 1の4)

須永 正 紫外線透過増強法に關する研究 (千葉醫學會雜誌 9の4)

島 誠郎 呼吸の變化に伴ふ心搏頻度の變化に關する研究 (第2-3編) (十全會雜誌 36の5-10)

小岩井宗忠 呼吸描測定用吸入瓦斯混合裝置に就て (北越醫學會雜誌 46の7)

小田俊三 山嵐病の原因、病狀及び治療法 (治療及處方 12の7-12)

歸 倫 生 ヒマラヤ連山中のエベレスト最高峰を登攀するに際して生理學上の艱苦と闘ふ (生理學研究 8の11)

須永 正 日焼けの原因及び其の防止法に就て (治療學雜誌 1の11)

照井 保 胸腺の形態學的研究 (愛知醫學 11の6)

土本 重 腦下垂體前葉の白鼠卵巣に及ぼす影響に就て (豫報) (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 19)

山本太郎 腦下垂體と含水炭素代謝 (3) Titutin の中樞性作用に就て (岡山醫學雜誌 493)

筒井 忠 腦下垂體前葉の雌性生殖腺並に胎兒の性別に及ぼす影響 (日本婦人科學會雜誌 26の3)

中島東雄 腦下垂體前葉に關する實驗的並に臨牀的研究 (1-2) (日本婦人科學會雜誌 26の9-11)

宮川米次 心臓ホルモーン及心臓アウトホルモーンに關する研究の現況 (1-8) (東京醫事新誌 2745-2752 東西醫學大觀 47-49)

宮川米次 心臓 Hormone に關する研究の趨勢 (傳染病研究所 研究業績報告 昭和6年度 40)

辻 寛治 甲状腺ホルモーン及び其分泌に就て (日本内分泌學雜誌 7の7)

増田豐一 著名なるホルモンの發見 (1-4) (醫局及藥局 8の6-9)

北原靜雄 アドレナリン肝臟糖移動に及ぼす乳酸の影響に就て (朝鮮醫學會雜誌 21の8)

篠部信一 瓦斯代謝に及ぼす副腎皮質の影響並に之と甲状腺との關係に就て (日本内分泌學雜誌 7の5)

稻葉 勤 一例卵巣及睾丸摘出の胎兒性別に及ぼす影響の實驗的研究 (日本婦人科學會雜誌 26の3)

宮崎辰亮 胸腺の雌性生殖腺に及ぼす影響に就ての實驗的研究 (1-3) (日本婦人科學會雜誌 26の9-10)

小川 順 ホルモン性不妊症 特に副腎の生殖機能に及ぼす影響に關する實驗的研究 (1-3) (近畿婦人科學會雜誌 14の5)

馬場武夫 子宮筋内に及ぼす Histamin の作用並に之より見たる子宮の神經支配に關する考察 (岡山醫學會雜誌 492)

大西康夫 胎兒發育に及ぼす諸種内分泌の影響 (3-6) (日本内分泌學雜誌 7の6-8)

菊地捷二 ホルモンと乳酸代謝 第1編 ホルモンの血中乳酸量に及ぼす影響に就て、第2編ホルモンの血液諸成分に及ぼす影響に就て、特に血中乳酸量と血液濃度との相互關係 (東北醫學雜誌 14の3)

日下定四郎 妊娠分娩產褥時に於ける新陳代謝知見補遺 (1-3) (愛知醫學會雜誌 38の10-12)

小宮悦造、古庄乙彦 臨牀血液圖説 (完) (克誠堂書店 昭和5年12月)

河石九二夫 生體日本人に於ける腸の走行及び長さに就て 腸ゾンデによる立體寫眞的検査 (グレンツゲベート 5の1)

伊藤正光 他1名 胃液抗ペプシンに關する研究補遺 (東京醫事新誌 2737)

後藤文彦 饑餓に關する研究 (日本消化器病學會雜誌 30の6)

4 衛生學一般

高田義一郎 長壽は望み得るか (糧友 6の1)

二本謙三 健康長壽と經濟生活 (日本學術協會報告 6卷)

長谷川卯三郎 皮膚學際線による健康増進 (日本學校衛生 19の10)

飯塚島山 人生觀と健康體 (國民體育 17の8)

川副綱吉 絕對健康法 (アルス 昭和6年9月)

清水正光 健康増進呼吸哲學 (人文書院 昭和6年10月)

化堂學人 健康價值と生命科學 (日本醫事新報 462-467)

佐藤恒丸 人の壽命 (東京醫事新誌 2707)

關西醫事社 日本聯合衛生會々誌 (昭和6年3月)

內務省衛生試驗所 衛生試驗所發報 (38) 及目次索引 (1-38) (昭和6年3月)

Shoji kanai, Results of work, Vol. 1 (1926-1930) (Hygienic Institute, S. M. R. CO)

大阪市立衛生試驗所 事業成績概要 (昭和5年) (昭和6年3月)

鶴見三三 豫防醫學に對する臨牀講義 (醫事公論 1000)

峰島尚志編 衛生相談 (千倉書房 昭和6年6月)

ラトラ社 最新健康講座 (昭和6年7月)

安達謙蔵 國民保健の改善に就て (東京醫事新誌 2747)
 橋本寛敏 婦人と衛生 (婦人講座 14)
 中山忠直 日本に適する衣食住 (昭和5年1月 賢文館)
 産業振興研究會 衣食住に関する生活改善産業改善 (昭和6年2月)
 井口乘海 輸入衣食住様式の日本化 (公衆衛生 49の10)
 大西清治 粉塵の生物學的性狀 (内外治療 6の7)
 森 平三郎 他1名 空気洗滌器に関する實驗 (衛生工業協會誌 5の2)
 野口光嘉譯 空気濾過機の機能 (抄録) (衛生工業協會誌 5の7)

三國精門 雨水に就て (北越醫學會雜誌 46の4)
 小泉浩吉 蠅の研究 (日本醫事新報 447-469)
 鈴木 貞 客車の温度調節装置試驗に就て (衛生工業協會誌 5の1)
 松永徳之助 他1名 歩行の衛生學的研究 (1) (軍醫雜誌 211)
 小坂精二 客車の蒸汽暖房装置に就て (衛生工業協會誌 5の1)
 喜瀬義章 他1名 沐浴の生理機能に及ぼす影響 (慶應醫學 11の11)
 武藤昌知 汽車旅行の病者に及ぼす影響に就て (日本鐵道醫學會雜誌 17の5)
 吉田治良 他1名 飛行機内の爆音計測 (耳鼻咽喉科 4の4)

第十二節 文化科學上に於ける参考文献

1 史 學

西村眞次 世界古代文化史 (第1册) (東京堂 昭和6年12月)
 瀧本誠一 歐洲經濟學史 (春秋社 昭和6年1月)
 ウェルス 北川三郎譯 世界文化史 3 (世界大思想全集 28) (春秋社 昭和6年3月)
 田邊壽利 フランス社會史研究 (南堂書房 昭和6年10月)
 サイモンズ 難波浩 他1名譯 アメリカ社會運動史 (春陽堂 昭和6年3月)
 陶 希聖 野原四郎譯 支那封建社會史 (四海書房 昭和6年5月)
 下澤瑞世 日支歐世紀比較文化史 (博文堂 昭和6年10月)
 加田哲二 獨逸經濟思想史 (改造社 昭和6年1月)
 ヴァインデルバント 河合 謙譯 西洋哲學史 (下卷) (改造社 昭和6年7月)
 和田軌一郎 ロシア社會運動史 (解放社 昭和6年2月)
 小野武夫 土地經濟史考證 (巖松堂 昭和6年2月)
 關 榮吉 社會發展史觀に就て (社會學 2)
 波多野 鼎 經濟學史概論 (2) (巖松堂 昭和6年10月)
 松村武雄 民間傳承と自然的環境 (民俗學 3の8-10)

木村精二 農村社會經濟史 (白揚社 昭和6年2月)
 田川大吉郎 社會改良史論 (教文館 昭和6年4月)
 東洋文化協會編 幕末明治文化變遷史 (武相新報社 昭和6年9月)
 東洋文化協會 幕末明治文化變遷史 (續編) (昭和6年4月)
 櫻井庄太郎 日本封建社會史 (白揚社 昭和6年4月)
 横溝光輝 増訂日本社會主義運動史講話 (松華堂 昭和6年9月)
 青木愚一 日本農民組合運動史 (大衆公論社 昭和6年3月)
 小泉策太郎 日本經濟變遷史 (先進社 昭和6年9月)
 自治沿革史昭和風土記 (都新聞社 昭和6年10月)
 野村兼太郎編 日本經濟學史資料 (第1分册) (昭和6年5月 慶應義塾出版局)
 瀧川政次郎 日本社會史の特性 (丁酉倫理會倫理講演集 342)
 海野幸徳 日本社會政策史論 (赤澤閣 昭和6年7月)

2 心理學一般 (實驗心理學を含む)

松本亦太郎 日本に於ける心理學の發達 (岩波講座 教育科學 第1册) (岩波書店 昭和6年10月)
 増田惟茂 心理學研究法 (岩波講座 教育科學 第2册) (岩波書店 昭和6年11月)

安藤文郎 心理學の根本問題と最近の趨勢について (教育心理研究 6の5)
 桑田芳蔵 新心理學と社會及び文化 (丁酉倫理會倫理講演集 344)
 矢田部達郎 複合心理學と形態心理學 (岩波講座 教育科學 第2册) (岩波書店 昭和6年11月)
 松本亦太郎 心理學應用の發展の段階 (應用心理 1の1)
 宇都宮仙太郎 「ヴント」の心理學より具體的心理學へ (2) (名古屋商學創立10周年記念論文集)
 橋崎淺太郎 新心理學と物理學に関するケーレル教授の見解 (教育心理研究 6の5-7)
 黒田 亮 On the Counting Ability of a Monkey (Macacus Cynomolgus) (The Journal of Comparative Psychology, Vol. 12, No. 2.)
 黒田 亮 Stereopsychology: its scope and method. (京城心理學彙報 1の2)
 吉田至孝 熱痛感覺及熱痒感覺の反應時と皮膚温度との關係 (心理學研究 6の1)
 黒田 亮 改良 Actograph に就て (京城心理學彙報 1の3)
 岩竹 博 火傷部に於ける温度感應に就いて (心理學研究 6の3)
 安倍三郎 總的比較判斷の本質について (續) (精神科學 3卷)
 鈴木舜一 視知覺に及ぼす經驗の影響に就て (1) 刺戟圖形の形態性質に関する實驗的研究 (心理學研究 6の3)
 安倍三郎 二時程比較に於ける休止時の影響に関する余の實驗的研究 (1) (心理學研究 6の6)
 吉田至孝 熱痛感覺の互復生起に就て (心理學研究 6の3)
 天野利武 圖形の知覺と其再生 (3) (心理學研究 6の3)
 宮 孝一 見える動き、見える速さの現れ方に就て (心理學研究 6の6)
 橋崎淺太郎 自然の状態に於ける用器運動の速度の發達と人生の時期 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)
 山根 薫 練習條件の實驗的研究 (1) 白鼠の迷路學習 (心理學研究 6の2)
 青木誠四郎 全習と分習とに関する實驗的考察 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 上) (昭和6年4月)

久保舜一 リズム形態中に einbetten された視覺的 Scheinbewegung の現象的變化に就て (心理學研究 6の4)
 富塚 清 機械操作の實驗心理學的研究 (日本學術協會報告 6卷)
 平塚俊亮 視覺並に聽覺に依る記憶力の臨牀實驗 (神經學雜誌 33の8)
 久保良英 聯想反應の信頼性 (應用心理 1の4)
 梅津八三 描畫作用の機能的考察 (心理學研究 6の4)
 小保内虎夫 双生兒の Mirror-image と左利との關係 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)
 吉田 博 讀字に関する豫備的小實驗 (應用心理 1の2)
 武政太郎 書字に於ける運動方向の難易について (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 上) (昭和6年4月)
 正木 正 アイデチークに就て (應用心理 1の6)
 黒田 亮 Beiträge zur vergleichende Kinderpsychologie. 1. Teil. Die körperliche und geistige Entwicklung der weisen Ratten vom ersten bis zum zwanzigsten Lebensstage. (Acta Psychologica Keijo, Vol. 1, No. 3.)
 小松鳳三 兒童に於ける圖形の再生に就て (心理學研究 6の4)
 城戸輔太郎 兒童語の表現形態について (教育心理研究 6の9-10)
 植松 正 兩親の年齢とその子の知能 (教育心理研究 6の9)
 山下俊郎 家庭に於ける子供の數とその習能との關係 (應用心理 1の9)
 城戸輔太郎 小學校兒童に於ける助詞表現の發達 (教育心理研究 6の5)
 田寺篤雄 兒童畫に於ける影法師に就て (教育心理研究 6の8)
 兼子宙 他2名 兒童の學級内に於ける友人關係について (學級形態の研究 第1報) (心理學研究 6の2)
 高良富子 幼小兒童精神發育の研究 (兒童研究 35の8)
 西江道二 幼兒心理學の轉進の傾向 (應用心理 1の7)
 幼兒の心理と教育 他3編 (子供研究講座 3) (先進社 昭和6年1月)
 關 寛之 教授の實際に應用したる兒童心理學 (文化書房 昭和6年9月)

中西 章 兒童に於ける童話の表現と理解 (教育心理研究 6の10)

古河千代美 農村兒童の智能に就て 第1編 智能検査成績に就て (北越醫學雜誌 46の6)

石川七五三二 兒童の精神的發達と家庭教育 (共存 7の5)

小野島右左雄 最近の兒童研究に於ける機能分析の擧頭と位相分析の意義とに就て (教育心理研究 6の7-8)

富永信定 智能検査法の信頼度と利用 (應用心理 1の7)

武政太郎 學習に於ける速度對正確度の比較 (教育心理研究 6の6)

三宅謙一 兒童の検査に就て (社會事業 15の7)

丸山良二 幼兒の心理 (三友社 昭和6年7月)

門司兒童研究所 (同所第1部) 尋常科第2學年團體智能進捗検査報告 (昭和5年10月)

波多野完治 兒童思考の本質 (教育心理研究 6の6)

兼子 宙 兒童の遊戯に於ける集團の形式 (教育心理研究 6の7)

丸山良二 特殊性能の分化 (應用心理 1の4)

田中寛一 筆蹟の巧拙が縦方成績考査の上に及ぼす影響 (教育心理研究 6の7)

青木誠四郎 作業主義的學習指導の心理的根據 (應用心理 1の3)

玉置 修 教師の生徒に及ぼす影響に関する調査 (教育心理研究 6の8)

依田 新 ツイリッヒ兒童の信用性についての實驗的研究 (教育心理研究 6の7)

大森保平 道德意識に関する發達的研究 (教育心理研究 6の9)

橋 覺 勝 老年期心理の研究 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

久保良英 高年者の精神機能の検査 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

江上秀雄 青年の心理と思想問題 (犯罪學雜誌 4の4)

依田 新 青年期に於ける追憶 (教育心理研究 6の1)

浴 風 園 入園者の幼少年期に関する事件 (浴風園調査研究紀要 3輯)

綿貫哲雄 思想と年齢との關係 (日本學術協會報告 6卷)

浴 風 園 高年者の心理學的研究 (浴風園調査研究紀要 3輯)

橋 覺 勝 高年者に於ける迷路學習過程の實驗的研究 (心理學研究 6の2)

村松常雄 三宅式智能検査法 (昭和2年改訂) を精神健康者並に精神薄弱者に對し個別的且時間無制限のに行ひたる時の成績 (神經學雜誌 34の1)

中島信一 検査器とテスト紙による目測検査 (應用心理 1の5)

多田農久 ロッソリモ氏智能検査に就て (刑罰衛生雜誌 6の3)

並井 潔 智能検査法に於ける速度と力の因子 (應用心理 1の4)

丸山良二 智能検査に於ける速度と精度 (教育心理研究 6の9)

古賀行義 相關心理學に於ける最近の成果に就て (精神科學 6の1)

桑田芳藏 精神發達の法則 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

相良守次 精神分析學と文藝 (教育心理研究 6の2)

石川澄子 精神分析學と生活行動 (生理學研究 8の6-12)

堀口潤一郎 夢の心理と其の論理的價值 (兒童研究 35の2)

岡部彌太郎 内向型外向型判定の一つの試み (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

古川竹二 血液型と情意個性 (職業指導 4の12)

正木 正 人間の類型の研究 (心理學研究 6の1)

依田 新 自叙傳の性格學的意味 (教育心理研究 6の4)

正木 正 性格學 (岩波講座 教育科學 第2册) (岩波書店 昭和6年11月)

村松常雄 心理學的プロフィールの臨牀診斷上の價值 (醫學公論 977)

小野島右左雄 態度と性格 (教育心理研究 6の4)

山崎 博 形式的個性類型の觀察と意志氣質検査法の試み (應用心理 1の7)

高良武久 性格學 (三省堂 昭和6年6月)

渡邊 徹 先決問題としての個性の概念 (心理學研究 6の5)

千輪 浩 個性研究法に對する基本的な問題 (心理學研究 6の5)

橋崎淺太郎 個性調査の原理 (心理學研究 6の5)

青木誠四郎 個性調査に就て (心理學研究 6の5)

岡部彌太郎 個性調査 (岩波講座 教育科學 第1册) (岩波書店 昭和6年10月)

丸山良二 個性指導に於ける性格調査 (教育心理研究 6の4)

増田惟茂 個性調査につき (心理學研究 6の5)

山根眞住 中等學校に於ける個性調査 (心理學研究 6の5)

淡路園治郎 學校兒童個性調査法の一案 (心理學研究 6の5)

岡部彌太郎 個性調査法の基礎問題 (應用心理 1の5)

横濱市磯子尋常高等小學校 郷土に立脚せる本邦各都市の個性研究 (昭和6年12月)

鈴木舜一 内申書審査及評價の問題について (教育心理研究 6の12)

水野常吉 個性調査法に對する要望 (心理學研究 6の5)

山極武利 東京市小學校に於ける個性調査票 (心理學研究 6の5)

田中寛一 中學校に於ける選抜考査法について (兒童研究 35の4)

吉澤六雄 私の個性調査觀 (職業指導 4の9)

安藤遙次郎 教育上の個性調査に適應検査の應用 (教育心理研究 6の2)

武政太郎 個性調査法 (培風館 昭和6年5月)

田中寛一 選抜考査法 (培風館 昭和6年3月)

カール、レーウイト 龍野健次郎譯 フォルケルト「個性の問題」 (思想 112)

青木誠四郎 壯丁の思想傾向についての調査 (教育心理研究 6の8)

近藤貞次 社會心理學の領域に就いての文献的研究 (教育心理研究 6の9-10)

桑田芳藏 民族精神の發達 (岩波講座 教育科學 3 岩波書店)

赤神良讓 社會心理學と心理社會學 (政經論叢 6の2)

村落社會學會編 村落社會の知能構成に関する調査 (同會報 2輯) (昭和6年3月)

松井三雄、中村弘道 スポーツの心理 (心理學叢書 2) (教育研究會 昭和6年 月)

青木誠四郎 學習の實驗的研究 (第1報) (心理學研究 6の2-6)

金子 弘 労働心理と集團心理 (國民經濟雜誌 50の2)

常盤大定 活動の遊戯化生活の藝術化 (丁西倫理會倫理講演集 340)

富士川 游 迷信の現象 (應用心理 1の7)

石井俊瑞 犯罪心理學の組織について (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)

淡路園治郎 人格學的心理学と生命心理学 (岩波講座 教育科學 第3册 岩波書店)

三宅謙一 醫學的心理學 (28-30) (中外醫事新報 1167-1178)

ダーウキン 濱中濱太郎譯 人及び動物の表情について (岩波文庫) (岩波書店 昭和6年2月)

稻毛金七 統一心理学 (學政用) (世界堂 昭和6年10月)

小保内虎夫 心理学概要 (下卷) (培風館 昭和6年11月)

ブレブス、リーグ 小宮義孝譯 心理学概論 (改造文庫) (改造社 昭和6年3月)

青木庄左衛門 心理学二十一講 (雄文閣 昭和6年2月)

安達 久 最近教育心理学提要 (啓文社 昭和6年6月)

城戸福太郎 心理学概説 (岩波書店 昭和6年4月)

波多野完治 兒童心理学 (同文館 昭和6年11月)

久保良英 兒童心理学 (藤井書店 昭和6年11月)

坂崎 侃、橋崎淺太郎 論理学、現代心理学問題 (哲學講座 2) (誠文堂 昭和6年5月)

シュテルン 渡邊徹譯 人格學概論 (中興館 昭和6年10月)

グリフィス 可兒徳 他1名譯 競技心理学 (日本體育學會 昭和6年12月)

松井三雄 運動心理学 (岩波講座 教育科學 第1册) (岩波書店 昭和6年10月)

久保良英 個性指導講話 (應用心理 1の1-7)

橋崎淺太郎 余の觀たる精神科學界の基本潮流 (教育心理研究 6の1)

3 經濟學 (附 社會問題)

ヴァルガ經濟批判會譯 世界經濟年報 (11) (叢文閣 昭和6年1月)

寺田貞次 經濟地理世界物産編 (古今書院 昭和6年3月)

東亞經濟調査局 數字を以て表せる世界のエネルギー經濟 (經濟資料 17の2)

深見義一 世界經濟總論 (麻文堂 昭和6年10月)

藤本幸太郎 我國の國富に就て (統計學雜誌 540)

大阪朝日新聞社 朝日經濟年史 昭和6年版 (大阪朝日新聞社 昭和6年4月)

三菱合資社資料課 本邦財界情勢 (昭和6年1—12月)
 東洋經濟新報社 日本經濟年報 3 (昭和6年2月)
 全國經濟調查機關聯合會編 日本經濟の最近十年 (改造社 昭和6年1月)
 日本社會運動通信社 社會運動年鑑 (1931年版) (三進社 昭和6年9月)
 中央融和事業協會編纂 第2回全國融和團體聯合大會紀要 (昭和6年6月)
 中央融和事業協會 融和事業年鑑 昭和6年版 (昭和6年9月)
下地寛令 融和問題の社會心理學的研究 (融和問題研究叢書 第3編) (中央融和事業協會 昭和6年3月)
 關東消費組合聯盟編 消費組合必携 (上) (鐵塔書院 昭和6年1月)
 大阪商科大學經濟研究所編 經濟學辭典 (4) (岩波書店 昭和6年10月)
 神田正義 所謂經濟的難局にある農民の現状 (大日本農會報 606)
高橋龜吉 農村行跡原因現狀對策 (昭和6年6月 先進社)
原 祐三 現代農村の解剖 (ダイヤモンド社出版部 昭和6年5月)
 石坂橋樹 本邦農業利益代表團體の過去、現在、將來 (日本農業 27の9)
 奥井復太郎 「社會政策學會」の成立とシュモリアの社會政策原理 (獨逸社會政策思想史叢篇) (三田學會雜誌 25の10)
 武井秀吉 社會主義批判 (大日本昭和聯盟本部 昭和6年4月)
 ソカル氏 國際社會政策の新意義 (世界の勞働 8の7)
 松元竹二編 日本學生社會運動史外9篇 (社會科學講座 2) (誠文堂 昭和6年5月)
 マルクス、エンゲルス 堺利彦譯 共產主義とは何ぞや (新版) (白揚社 昭和6年7月)
 渡邊義通 日本原始共產社會の生産及び生産力の發展 (思想 110—112)
 エンゲルス 堺利彦譯 社會主義の發展 (白揚社 昭和6年6月)
 森島 恒 日本に於ける奴隷經濟時代の存在に關して 瀧川政次郎氏の駁論に答ふ、1 「玉齒子」は奴隷齋血の象徴に非ず」に對して (思想 105)
 本庄榮治郎 近世の經濟思想 (日本評論社 昭和6年10月)

日本經濟學會編 中小工商業問題 (經濟學論集 5) (同文館 昭和6年9月)
 立谷清治 英國に於ける生産論の史的發展 (丸善株式會社 昭和6年6月)
 新渡戸稻造 都市の社會に及ぼす影響 (大大阪 7の7)
 海野幸徳 社會政策概論 (赤響社 昭和6年5月)
 安部磯雄 社會政策と社會主義 (廓清 21の6)
 ゲオルグ、ハルム 西原重吾譯 社會主義は經濟的に可能なりや (社會文庫) (日本評論社 昭和6年6月)
 ロシア問題研究所編 勞農革命の真相 (ロシア大革命史 7) (平凡社 昭和6年8月)
 アイヘン、バリット 村井賢一郎譯 ソヴェット同盟の經濟建設 (共生期 昭和6年2月)
 河津 暹 他2名 經濟政策 (上) (經濟學全集 15卷) (改造社 昭和6年4月)
 有澤廣己 美濃部亮吉 カルテル、トラスト、コンツェルン (上、下) (經濟學全集 47 上、下) (改造社 昭和6年7—8月)
 山室宗文 金解禁を中心とする我國經濟及金融 (經濟學全集 46) (改造社 昭和6年5月)
 小島 憲 社會政策と公益主義 (政經論叢 6の2)
 ウォルガ 入江武一譯 資本主義の蓄積と崩壊 (南響書房 昭和6年3月)
 加田哲二 近代唯物論的發展 (春秋社 昭和6年5月)
 加田哲二 明治20年前後の社會問題に關する自由黨左翼の見解—明治30年代の社會思想史の一節 (三田學會雜誌 25の10)
 猪俣津南雄 日本の獨占資本主義 (南北書院 昭和6年10月)
 北澤新次郎 スタンレー、ヂェヴボンスの第2次産業革命論 (早稻田商學 7の2)
 吉本眞一 歐米岩礦視察所感 (石炭時報 6の9)
 本位田祥男 我國消費組合運動の情勢と消費組合協會の設立に就て (經濟學論集 新卷3)
 河津 暹 配給組織の改善について (經濟學論集 新卷7)
 茂森唯士 農業革命の理論と實際 (春陽堂 昭和6年5月)
 山崎勉治 消費組合物語 (同人社 昭和6年4月)
 菊川忠雄 勞働組合組織論 (無産社 昭和6年9月)
 晋文學會編 經濟學要覽 (法律要覽叢書 20) (清水書店 昭和6年1月)
 井關孝雄 生活經濟學 (先進社 昭和6年4月)
 田中 貢 經濟界展望 (日本醫師協會雜誌 7の12—8の1)

西村文太郎 「國民經濟學の主要原理論」を通じてなすシュバンの一考察 (明治大學創立50年記念論文集 政治經濟學篇 昭和6年11月)
 アダム、スミス 竹内謙二譯 國富論 (上、中) (改造文庫) (改造社 昭和6年4、9月)
 白柳秀湖 日本富豪發生學 (下土階級革命の卷) (千倉書房 昭和6年10月)
 三枝博普 資本論の辨證法 (刀江書院 昭和6年11月)
 奥田忠雄 理論經濟學方法論叙説 (三田學會雜誌 25の8)
 米田庄太郎 數學的經濟學の論理的構造の批判 (經濟論叢 32の3)
 日本經濟研究會 日本經濟現狀の分析 我國人口の階級構成 (中央公論 525)
 高田保馬 經濟的變動的分析 (經濟論叢 33の2)
 田中寛一 價值評價の尺度構成法に關する研究 (松本博士在職25年記念論文集 心理學及藝術の研究 下) (昭和6年4月)
 山川 均 他4名 マルクス經濟學說の發展(下) (經濟學全集 27) (改造社 昭和6年10月)
 宇野弘藏、山田盛太郎 資本論體系(中) (經濟學全集 11卷) (改造社 昭和6年10月)
 向坂逸郎 資本論體系(下) (經濟學全集 12卷) (改造社 昭和6年3月)
 福田徳三 經濟學原理 (流通篇上、下) (經濟學全集 3、4) (改造社 昭和5年10、12月)
 野村兼太郎 他4名 商業學(下) (經濟學全集 38) (改造社 昭和6年1月)
武田鼎一 社會經濟新原理 (敬文堂書店 昭和6年4月)
 木村 毅編 社會科學概論 外七篇 (社會科學講座1) (誠文堂 昭和6年3月)
 松平齊光 支那の社會科學的研究に關する二、三の文獻 (國家學會雜誌 45の2)
 河合米治郎 フェビアン社會主義の經濟理論 (經濟學論集 新卷 1)
 石橋 義 社會科學に於ける統計的方法の普遍的適當性に就て (統計集誌 604)
 ブルードン 鎌田研一譯 財產とは何か (社會思想全集 23) (平凡社 昭和6年4月)
 レーニン 河野重弘譯 浪漫派經濟學批判 (共生期 昭和6年2月)
 栗原信一 ベレー教授の價值論に就て (明治大學創立50年記念論文集 政治經濟學篇 昭和6年11月)
 シュムタラー 國松久彌譯 唯物史觀批判 (日本評論社 昭和6年6月)

アドラー 井原乱譯 マルクス主義の國家觀、カントとマルクス主義 (世界大思想全集 42) (春秋社 昭和6年6月)
 平館利雄譯 マルクス主義地代論入門 (叢文閣 昭和6年10月)
 パウエルク 竹原八郎譯 マルクス學說體系の終焉 (社會文庫 日本評論社 昭和6年6月)
 ラビダス 入江武一譯 プロレタリア經濟學(下) (白揚社 昭和6年1月)
 石川興二 デイルタイ哲學と經濟哲學 (經濟論叢 32の4)
 河田嗣郎 都市の中産階級問題 (大大阪 7の7)
 高田保馬 效用經濟と勢力經濟 (經濟論叢 33の1)
 堀 經夫 他2名 青森縣尻屋部落經濟制度一般 (學術研究報告 14) (齊藤報恩會學術研究總務部 昭和6年12月)
 加藤 強編 樺太と漁業 (樺太定置漁業水産組合 昭和6年7月)
 竹下清松 他3名 統計學(下) (經濟學全集 44) (改造社 昭和5年11月)
 小林行昌 他6名 部門經濟學 (經濟學全集 13) (改造社 昭和6年2月)
村落社會學會 村落社會の研究 (同會報1輯) (昭和5年7月)
 有澤廣己、阿部 勇 世界恐慌と國際政治の危機 (經濟學全集 別卷) (改造社 昭和6年10月)
 東北帝大法文學部經濟研究室 經濟資料一覽 (昭和6年3月)
 東亞經濟調查局 圖書目錄 (歐文之部) 昭和5年9月末現在 (昭和6年11月)
 八木芳之助 收穫高と米價との關係 (經濟論叢 33の1)
 高須龍六 農業經濟學大綱 (上卷) (養賢堂 昭和6年10月)
 産業組合中央會 漁村産業組合經營事例 (昭和6年9月)
 大林宗嗣 女給生活の調査研究 (大原社會問題研究所雜誌 8の1)
 山口正太郎 重農學派經濟學 (同文館 昭和6年1月)
 帝國農會農業經營部 昭和5年産米玄米1石當生産費 (帝國農會報 21の3)
 内ヶ崎俊二郎 我國に於ける農業政策と其批判 (實際經濟問題講座) (平凡社 昭和6年6月)
 大阪毎日新聞社エコノミスト部編 米の生産費から見た農村恐慌の意義 (エコノミスト 9の2)
 河津 暹編 農業政策の諸問題 (日本評論社 昭和6年6月)

岡本利吉 農村問題總解決 (純真社 昭和6年3月)
 彦部信輔 農村を如何に救済すべき乎 (日東書院 昭和6年4月)
 菅 菊太郎 昭和農村論 (明文堂 昭和6年8月)
 カウツキー プロレタリア科學研究所譯 農業問題 (上) (鐵塔書院 昭和6年5月)
 高松樞一 日本農業問題批判 (白揚社 昭和6年10月)
 河津 運編 農業經濟の諸問題 (日本評論社 昭和6年6月)
 レューニン 荒川實譯 農村問題 (改造文庫) (改造社 昭和6年7月)
 久保田明光 農業經濟學概論 (總論篇) (章華社 昭和6年2月)
 東畑精一編 農業經濟の理論と實際 (明文堂 昭和6年6月)
 神戸正雄 新地租の不公平と其匡正 (經濟論叢 33の1)
 楠田民藏 わが國小作料の特質について (大原社會問題研究所雜誌 8の1)
 野村 壽 各國に於ける農產物協同販賣組織の發達 (資源 1の1)
 猪俣津南雄 農業恐慌と日本資本主義 (改造 13の1)
 井ノ川利一 農村の經濟的改善に就て (社會連帶 1の5)
 澤村 康 農業問題の對策に就て (共榮 4の10)
 産業勞働調査所 最近の農村經濟 (産業勞働時報 23)
 プレトネル 農民闘争社譯 日本に於ける農業問題 (叢文閣 昭和6年3月)
 吉田吉郎右衛門 福島縣に於ける農村負債調査成績 (統計集誌 605)
 稻田昌植 農村の負債に就て (大日本農會報 607)
 松村勝治郎 農村窮乏に關する多少の考察 (社會政策時報 130)
 木村靖二 破局的農家經濟の展望 (大日本農會報 612)
 杉山元治郎 農村苦悶の象徴とその對策 (社會事業 15の2)
 帝國農會調查部 農家負債調査 (帝國農會報 21の7)
 池内信行 經營經濟學と會計學 (會計 28の1)
 遠藤 盛 本邦六大都市並に歐米大都市に於ける財政の統計的考察 (統計集誌 602-605)

4 法律學

佐伯復堂 東洋文化の根柢となつた周代の法制概観

(法曹會雜誌 9の9)
 佐伯復堂 日本刑律史上間接根柢を爲せる贖律と其の制度に就て (刑政 44の9)
 瀧川政次郎 律令の研究 (刀江書院 昭和6年10月)
 山上辨藏 昭和5年度に於ける社會法制概観 (社會政策時報 125)
 菊地勇夫 一九三一年度に於ける社會法學界の回顧 (法律時報 3の12)
 アルベルト、ヘンゼル 杉村章三郎譯 獨逸租稅法論 (有斐閣 昭和6年5月)
 勝 正憲編 租稅法規 (文精社 昭和6年7月)
 荒木良仙 僧尼に關する法制の研究 (佛敎制度叢書 3) (奈良、室生寺 昭和6年1月)
 森口繁治 ルソー不平等起源論と其民約論に於ける所有權説 (法學論叢 23の2)
 田中耕太郎 經濟法令集 (經濟學全集 45) (改造社 昭和6年6月)
 奈良正各 産業組合法の新研究 (春陽堂 昭和6年1月)
 野田孝明 ソヴェト、ロシアの相續法 (法律論叢 10の2-7)
 北崎 進 相續法の制度及學說の發展 (明治大學創立40年記念論文集 政治經濟篇 昭和6年11月)
 實方正雄 婚姻と妻の國籍 (續) (法學協會雜誌 49の8-9)
 角田幸吉 家族法論、家を中心として (酒井書店 昭和6年4月)
 荒尾敦次郎 社會立法としての商店法 (社會事業研究 19の10)
 武藤文雄 個人的刑法と社會的刑法 (刑政 44の9-10)
 瀧木辰夫 誰にも解る借地借家法の實際習識 (富文館 昭和6年7月)
 三浦信三 借家法借地法の諸問題 (法律時報 3の1)
 佐武太助 商店法要綱を評して其の反對論批判に及ぶ (社會事業研究 19の10)

5 社會學

井上芳郎 古代バビロンの階級制度と其崩壞的徑路 (思想 112)
 モルガン 荒畑寒村譯 古代社會 上、下卷 (改造文庫) (改造社 昭和6年2-4月)
 池田龍藏 支那人及支那社會の研究 (池田無盡研究所 昭和6年5月)

一色忠徳郎 支那社會の表裏 (大阪屋號 昭和6年2月)
 瀧川龜示 日本原始共產體の研究 (白揚社 昭和6年7月)
 土屋嘉雄 徳川時代における身分と階級 (思想 114)
 小山 隆 士族の地域的移動傾向に就て (社會學2)
 里見岸雄 日本社會科學 (春秋社 昭和6年9月)
 京城帝大法文學會編 日本文化叢考 (刀江書院 昭和6年10月)
 高瀬旺太郎 一九三一年に於ける社會學の方向 (財政經濟時報 18の1)
 赤神良讓 サン、シモンの社會學 (明治大學創立50年記念論文集 政治經濟篇 昭和6年11月)
 岡本利吉 人生問題總解決 (純真社 昭和6年3月)
 堺 利彦 他1名 家族私有財產及國家の起源他2編 (社會思想全集 8) (平凡社 昭和6年10月)
 海野幸徳 次の社會 (赤燐閣 昭和6年9月)
 マルセル、デア 淺野研眞譯 社會學概論 (白揚社 昭和6年4月)

松本潤一郎 社會型 (岩波講座 教育科學 第2册) (岩波書店 昭和6年11月)
 オツベン、ハイマー 谷川弘實譯 社會問題及社會主義 (日本評論社 昭和6年7月)
 岩井龍海 社會制度概観 (精神科學 3卷)
 小田崎貞壽 個人と社會 (社會連帶 1の2)
 福原保洲 社會思想の研究及批判 (古義真言宗々務所社會課 昭和6年9月)
 新見正道 コントと社會論理學 (社會學 2)
 早瀬利雄 ゲオルク、ジンメル社會學論への一批判 (國民經濟雜誌 50の1-2)
 岩崎卯一 社會統制理論の析究 (日本評論社 昭和6年10月)
 林 茂 社會學的方法的原理 (生理學研究 8の1)
 橘 覺勝 教育的社會學の問題 (應用心理 1の7)
 日本社會學會編 社會動態の研究 (天地書房 昭和6年11月)
 椎尾辨匡 社會の宗教 (甲子社 昭和6年8月)
 エルワード 竹中勝男譯 社會科學と基督教 (厚生閣 昭和6年8月)

第五章

社會衛生に關する諸文献の抄録

第一節 社會衛生學の方法及歴史

1 同 上 一 般

鶴見 三三 豫防醫學と其實際 (醫海時報社 昭和6年12月)

著者は本論に於て先づ豫防醫學の概念を検討してゐる。獨逸では社會醫學なる用語を以て豫防醫學の概念をもたしめてゐるが、これは甚だ適確でない又社會衛生なる用語も、當然に公衆衛生と改變せらるべきを可とすると論じてゐるが、これには尙多くの議論がある。著者の見解によれば豫防醫學とは「苟くも疾病及傷害を豫防し得る一切の知識経験を醫學上の見地より叙述する學科である」とする。併しなからこゝにも亦多分の議論の餘地が残されてゐる。

次で著者は豫防醫學の領域について論じ、その現在及將來を展望し、更に現代に於ける豫防醫學の實際的方面について述べてゐる。筆者は本書の價值から、擧る、この最後の論述に存することを信じてゐる。即ち著者は永く國際聯盟の衛生部たる保健機關に職を奉じ、保健問題の國際的協力に關して十分の知識と経験を有する人である。この人によつて、系統的にその内容が叙説されたことは誠に多とすべきであると思ふ。

2 醫事法制 (醫育を含む)

山崎 佐 醫療規約研究 (日本醫師協會事務所 昭和6年2月 日本醫師協會雜誌 7の11)

最近醫師の經濟生活の變動から、醫師報酬規定、藥價規定などの存廢が論ぜられて來るやうになつた。著者は民法第170條の「醫師の技術、勤勞及び報酬に關する債權」について、法律學的検討を企てたのが本書である。著者の見解によると、醫料規約は廢すべきものではない。併し(1)現行の劃一的規定は、之を標準規定とする事を適當なりと信ずる。(2)而して標準規定の形態及び内容は、醫師の診療の各科、各部門に適合する様、合理的に、細部に規程すべきことを要する。(3)此醫料規程を、實際に活用するに當つては、之亦合理的に爲さなくてはならない。且つ其材料の購入、消費共に經濟的に考慮することが緊要である。

(4)醫師の地位及醫業の信用を失墜するが如きことは、相戒め、醫師各自の倫理を嚴重に戒慎し、醫師會も亦、之に留意し、徒らに世の疑惑を抱かしむるが如きことを慎まなければならぬ。(5)醫料は固より、醫師の地位及其經濟的基礎を強固にするには、醫師會の組成を改め、醫師全體の團體となし、公正な見地より其方途を研究し、以て醫事衛生の改良發達に努め、ひいて醫師の地位、醫業の信用を高めなければならぬ。之は總て、醫料問題をも解決する根底となるのである。(6)醫師會等に於て平素より、醫業經濟の合理的研究に努めて、之の運用、指導に盡さなければならぬ。

丸岩 關彌 醫事法制概要 (齒苑社 昭和6年2月)

本邦醫事法制の全面的訂設を企て、醫事制度の沿革、醫師の資格、權能、義務其他私法上の法律關係、不法行爲と民事責任、刑事法上の法律關係等は勿論、醫師會健康保險法等にも説き及んでゐるが、本書が特に齒科醫術に齒科醫師法を主として取扱つてゐる點に於て、他の類書に對して特色がある。

3 統計の方法

上田 常吉 左右兩側を測定せる場合に於ける標準誤差 確率誤差等の計算法に就て

(解剖學雜誌 4の5)

人類學における統計的研究において各種の測定を試みるにあたり、左側と右側とを比較する目的で、又は他の目的で左右兩側を測定した場合、兩側の測定結果を合同し一併となし、其の平均や標準偏差等を計算する際における誤差の算出方法を論じ、これに必要な算式を指示す。

杉山 繁輝 誤差論(生物學測定學 第2篇) (日新醫學 29の9)

著者は偶然誤差の成立に關するハーゲン氏の理論を紹介しガウス氏誤差曲線の誘導の理論を略述し、この曲線の性質より出發して一定の誤差又は數値の偶然に起り得る確率を求め、偶然誤差の範圍を決定する問題に就いて實際例を引きて簡明なる説明を試み、併せて自然界に現れる多種多様な誤差現象が「吾々の正分布又は二項分布の法則に從へる事實を示し、其處に極めて共通なる真理の窺はれるを指摘す。

上田 常吉 確率積分の計算に使用する函數尺度に就て (朝鮮醫學雜誌 21の10)

實測による度數分布を理論的の度數分布と比較しようとするとき、理論的の度數曲線を求める際の努力を軽くする目的で、算術平均と Standardwert \times / σ との間の階級に含まれる度數を求めるに便なる函數尺度に就て述ぶ。

蜷川 虎三 統計學研究 第1卷 (岩波書店 昭和6年6月)

本書は主として著者が「經濟論叢」紙上に發表せるものを綜合したものでこれを研究篇とし、更に補論篇において諸説の説明紹介を行ふ。本研究は現在統計學の發展過程において問題とされるべき諸種の個所につき、その件子をつかんでこれを展開吟味せんとしたもので、經濟統計論の性質に關する考察にその出發點を置く。

杉山 繁輝 偶然誤差の境界に就て (金澤醫科大學十全會雜誌 36の10)

本記述は著者の「誤差論」への追記と見做さるべきものにして、その總括的説明である。即ち起り得る偶然誤差の境界を標準誤差乃至は確率誤差の大きさに對して如何程に選ぶべきやの問題に對し、或は又これを換言すれば吾人が日常取扱つてゐる實驗値に對し批判を加へんとする際、實驗値に於ける誤差をどの範圍まで偶然であると見做すべきかに就いて概括的考察を試み、結局誤差論は所謂「確からしさ」の問題であつて、その場合々々に從つて各々適當な安全な判斷を下して行くより外途なく、其處に一定の規約の如きものゝ存し得ざることを結論す。

長澤 武雄 實驗觀測計算法 (丸善株式會社 昭和6年10月)

本書は高等數學の豫備知識なしに出来るだけ直ぐそのまゝ役にたつことを目標において、觀測、實驗の整理、計算に必要な數學的手段を説いたもので、前半は數値計算の一般の注意、圖計及び計算尺の利用方法の概略、誤差論及び最小自乗法の數學的根據を述べ、後半は實驗式及び曲線の平滑法並に補間法、補外法に就いて詳しく説明し、最後に相關關係の問題、週期の檢出法について述ぶ。

本書の特徴は、引用例が豊富で、これと理論との關係がうまく連絡出來、讀むものをして比較的深に面白く理解せしめるだらうと思はれる點にある。

4 醫學史

小川 政修 泰西醫學史 古代中世編 (第一書房 昭和6年9月)

醫學史に關するわが邦の論著はその數甚だ僅少である。僅かに1, 2を數ふるに過ぎない。著者は細菌專攻學者である。從つて本書が講義のノートによる著述ではなくして、著者が全く醫學史に特殊の興味と意義とを發見し、その立場に於て書かれたものであると云ふ點に於て、本書は確かに一讀に値すべきものである。本書は古代醫學より筆を起し、古代東方民族の醫學、ギリシャ醫學、ローマ醫學を論じ、次で中世醫學史を詳してゐる。論述極めて流暢にして、興味亦津津たるものあるが、惜むらくは史料寫真尙眞實が非常に僅少であることである。著者は更に近世醫學史の著述を公にされるであらうが、その際には、この點に關し特に考慮を費されることを希望する。

山崎正董編纂 肥後醫育史 (鎮西醫海時報社)

山崎正董編纂 肥後醫育史補遺 (同上 昭和6年8月)

著者山崎博士は醫學教育の任を負つてその出生の地熊本に於て前後2回、この間に幾多の苦心を重らわれてこの大冊の仕事完成された。吾人は先づ著者の努力精進に對して尊敬の念を禁じ得ざるものである。本書に於ては著者は先づわが邦の醫育概論として、その規模に於て完璧をほこりたる 細川總督公の創立するところのそして村井見村が經營せしところの再春館に筆を起し、つづきその醫育の内容と館生の状態とを記述して微細を極め、當時の醫育の主潮とその方法とに關して史的考察をなしてゐる。次では古城醫學校及病院を叙し、當時の外人教師マンスフェルトの教育について史實材料に據つて詳論してゐる。著者の努力は正にこの再春館と古城醫學校との史的檢索にきざげられてゐると云つても過言ではないほどに、その資料の蒐集に苦心が致されてゐる。更に著者はこれらの先行醫育から育ぐまれて發達せる病院、縣立醫學校、熊本醫學專門學校、熊本醫科大學の發展の過程を極めて適確に詳説してゐる。

「補遺」に於ては肥後に於ける村井、富田、鳩野、深水、江村、堀内等の醫學私塾を述べ、再春館學規及び再春館時代の醫學の沿革を納めてゐる。

滿洲醫科大學編 中國醫學書目 (同大學中國醫學研究室 昭和6年8月)

滿洲醫科大學教授久保田晴光氏並に山下泰藏氏の蒐集したる中國醫書と、南滿大滿洲圖書館の醫書とを併せ、更に中國醫學研究室の蒐集したる大凡 1500種 7000卷の中國醫學文献を、同大學教授黒田源次氏、岡西爲人兩氏が入念に科目分けにし、卷數、冊數、著者刊行者及刊行年月を記載せるものである。同大學に於ける中國醫學研究資料たらしめると同時に廣く學者の利用に便ならしめんとして本書成る。ことに編者等は卷末に中國醫學書目書名索引と、中國醫學書目人名索引とを付し、字畫によつて索引に便にしてあるが如きは、誠に多とすべきである。滿洲醫科大學がその地の利と研究の特殊性とを利用して、かくの如き意義ある學績のために貢献されることは誠に慶賀すべきことである。

第二節 人口狀態

1 同 上 一 般

2 人 口 統 計

外務省通商局 在外本邦人國勢調査職業別人口表 昭和5年 (昭和6年10月)

在留本邦人ノ民籍及職業

	總 數			亞 細 亞			歐 羅 巴		
	總 數	男	女	總 數	男	女	總 數	男	女
總 數	518,865	301,368	217,497	120,587	71,569	49,018	3,463	2,509	954
1. 農 業	101,387	81,913	19,474	8,683	8,429	254	10	10	—
2. 水 産 業	7,612	7,520	92	2,859	2,838	21	1	1	—
3. 礦 業	1,743	1,735	8	928	923	5	3	3	—
4. 工 業	32,770	29,788	2,982	10,274	9,908	366	93	91	2
5. 商 業	51,797	42,410	9,387	19,255	14,857	4,398	271	296	5
6. 交 通 業	8,811	8,689	112	3,862	3,812	50	278	277	1
7. 公 務、自 由 業	20,149	17,034	3,115	12,229	10,571	1,658	1,392	1,341	51
8. 家 事 使 用 人	5,002	2,333	3,354	1,315	—	1,282	47	6	41

9. 其ノ他ノ有業者	5,049	4,596	453	858	809	49	9	7	2
10. 無業	283,855	105,335	178,520	60,324	19,639	40,685	1,350	507	852

	北亞米利加			南亞米利加			阿弗利加			オセアニア		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
總數	127,900	77,104	50,796	142,276	81,232	61,044	60	42	27	124,861	68,912	55,949
1. 農業	24,499	22,292	2,207	51,680	37,354	14,326	—	—	—	16,515	13,828	2,687
2. 水産業	2,962	2,611	351	123	122	1	—	—	—	1,907	1,943	19
3. 鑛業	609	608	1	14	14	—	—	—	—	90	97	2
4. 工業	8,001	7,505	496	3,022	2,777	245	1	1	—	11,289	9,806	1,483
5. 商業	15,405	13,171	2,234	9,329	8,405	924	15	15	—	7,522	5,806	1,826
6. 交通業	1,761	1,754	7	486	497	7	—	—	—	2,424	2,377	47
7. 公務、自由業	2,806	2,335	471	660	598	62	21	20	1	3,041	2,169	872
8. 家事使用人	1,992	1,615	377	377	216	161	2	—	2	1,959	468	1,491
9. 其ノ他ノ有業者	1,894	1,285	609	307	377	20	—	—	—	2,391	2,118	273
10. 無業	68,300	23,838	44,462	76,188	30,890	45,298	30	6	24	77,654	30,405	47,249

朝鮮總督府官房臨時國勢調査課 昭和5年朝鮮國勢調査速報 世帯及人口 昭和5年10月1日現在

(昭和6年3月)

1 道別人口

道別	人口		5年間の増加數	總人口千中		5年間の増加割合
	昭和5年	大正14年		昭和5年	大正14年	
全 鮮	21,057,969	19,522,945	1,535,024	1000.0	1000.0	78.6%
京 畿	2,157,305	2,019,108	138,287	102.5	103.4	68.5
忠 北	900,181	847,476	52,705	42.7	43.4	62.2
忠 南	1,382,872	1,282,038	100,834	65.7	65.7	78.7
全 北	1,503,723	1,369,010	134,713	71.4	70.1	98.4
全 南	2,332,200	2,158,513	173,687	110.8	110.6	80.5
慶 北	2,416,752	2,332,572	84,180	114.8	119.4	36.1
慶 南	2,135,707	2,021,887	113,820	101.4	103.6	56.3
黃 海	1,523,475	1,461,879	61,596	72.3	74.9	42.1
平 南	1,331,681	1,241,777	89,904	63.2	63.6	72.4
平 北	1,562,739	1,417,001	145,738	74.2	72.6	102.8
江 原	1,487,698	1,332,352	155,346	70.6	68.2	116.6
咸 南	1,578,439	1,412,906	165,533	75.0	72.4	117.1
咸 北	745,107	626,246	118,861	35.4	32.1	189.8

2 體 性

總人口を男女別にする時次の如くである、即ち男の超過は468,491人である。

年 次	男	女	女百に付男
昭 和 5 年	10,763,230	10,294,739	104.6
大 正 14 年	10,020,943	9,502,002	105.5

3 世 帯

世帯總數は3,987,742で、之を以て總人口21,057,969人を除する時、一世帯平均人員は5人3分に該る。之を前回調査と比較すると世帯數に於て200,989を増し、一世帯平均人員に1分を増してゐる。

内閣統計局 昭和4年日本帝國人口動態統計記述編 (昭和6年3月)

婚 姻 大正9年以降の婚姻數は次の如くである。

	實 數	前年に比し増又は減(—)	人口1000に付
大 正 9 年	546,207	60,071	9.76
同 10 年	519,217	(—) 26,990	9.14
同 11 年	515,916	(—) 3,301	8.95
同 12 年	512,680	(—) 3,227	8.77
同 13 年	513,130	441	8.68
同 14 年	521,438	8,308	8.73
同 15 年(昭和元年)	502,847	(—) 18,591	8.31
同 2 年	487,850	(—) 14,997	7.96
同 3 年	499,555	11,705	8.04
同 4 年	497,410	(—) 2,145	7.90

既往10箇年に就て見るに大正9年に9.76件といふ異常の高率を示したが、之は同年第1回國勢調査の行はれたのが慶分の影響を置したものと見るべく、其の後は大體漸減の傾向を辿つて居る。

婚姻者の年齢 昭和4年に於ける婚姻者の年齢を先づ男に就いて見ると、25—29歳が最も多く總數の4割1分を占め20—24歳の2割9分、30—34歳の1割4分之二に相次ぎ、爾後年齢の長ずるに従つて順次割合が減少する。而して20歳未満は2分である。次に女は20—24歳が總數の5割を占めて最も多く、15—19歳の2割2分、25—29歳の1割1分順次に相次ぎ、之より年齢の長ずるに従つて割合を減ずる。

婚姻者の年齢別 (昭和4年)

	實 數		千 分 比	
	男	女	男	女
總 數	497,410	497,410	1,000.0	1,000.0
15 歲 未 滿	—	27	—	0.0
15 — 19 歲	10,617	109,115	21.4	219.4
20 — 24 歲	142,225	250,233	285.9	503.1
25 — 29 歲	240,513	77,795	411.2	156.4
30 — 34 歲	69,012	27,856	138.7	55.6
35 — 39 歲	28,299	12,963	56.9	26.1
40 — 44 歲	16,816	8,123	33.8	16.3
45 — 49 歲	10,848	5,434	21.8	10.9
50 — 54 歲	6,942	3,329	14.0	6.7
55 — 59 歲	4,000	1,597	8.0	3.2
60 — 64 歲	2,300	768	4.6	1.5
65 — 69 歲	1,077	237	2.2	0.5
70 歲 以 上	761	133	1.5	0.3

人口100,000以上の市に於ける婚姻 昭和4年中人口100,000以上の21市に於ける婚姻は64,105件、人口に對する割合は1000人に付0.2で、前年に比し實數に於ては1816件を増加し、人口1000に付ては0.00を減少した。大都市の婚姻率は全國の場合に較べると市には可婚年齢者の割合が都府に比して遙に多いに拘らず常に低率である。此の婚姻率の低いのは軍人、學生、生徒、徒弟等が多い爲と思はれる。

	實 數	前年に比し増又は減(—)	人口1000に付	
			市	全國(参照)
大 正 11 年	57,341	—	7.28	8.95
同 12 年	53,003	(—) 4,248	6.54	8.77
同 13 年	55,121	2,028	6.97	8.68
同 14 年	62,981	7,860	7.21	8.73
同 15 年(昭和元年)	59,896	(—) 3,085	6.64	8.31

昭和2年	60,203	307	6.39	7.96
同 3年	62,289	2,086	6.36	8.04
同 4年	64,105	1,816	6.27	7.90

離婚 昭和4年中内地に於ける離婚は前年に較べると實數に於て2103件、割合に於て0.02を増加した。

	離婚數		人口1000に付	婚姻1000に付
	實數	前年に比し増又は減(-)		
大正8年	56,812	—	1.01	118.3
同 9年	55,511	(-) 1,301	0.99	101.6
同 10年	53,402	(-) 2,109	0.94	102.9
同 11年	53,053	(-) 349	0.92	102.8
同 12年	51,212	(-) 1,841	0.88	99.9
同 13年	51,770	558	0.88	100.9
同 14年	51,687	(-) 83	0.87	99.1
同 15年(元)	50,119	(-) 1,568	0.83	92.7
昭和2年	50,626	507	0.83	103.8
同 3年	49,119	(-) 1,507	0.79	98.3
同 4年	51,222	2,103	0.81	103.0

夫婦關係繼續期間 既往に遡つて見ると年々に依り多少の弛張はあるが、從來婚姻後短期間に於ける離婚の割合が漸次増加し、婚姻後長期間の離婚の割合が次第に減少する傾向が見えたが、近來稍之に反對の現象を示すに至つた。

夫婦關係繼續期間別

	實數		千分比例	
	昭和4年	昭和3年	昭和4年	昭和3年
總數	51,222	49,119	1,000.0	1,000.0
1年未満	7,478	7,131	14.6	14.5
1年以上2年未満	8,010	7,554	15.6	15.5
2年以上3年未満	6,026	6,197	11.7	12.3
3年以上4年未満	4,872	4,617	9.5	9.4
4年以上5年未満	3,790	3,484	7.4	7.0
5年以上10年未満	11,162	10,703	21.7	21.7
10年以上15年未満	4,034	4,468	9.5	9.1
15年以上20年未満	2,490	2,336	4.8	4.7
20年以上	2,671	2,469	5.2	5.0
期間不詳	89	60	1.7	1.2

出生 昭和4年中内地に於ける出生は之を前年に較べると實數に於て58,826人、割合に於て1.38を減少した。

	出生數		—人口1000に付
	實數	前年に比し増又は減(-)	
大正9年	2,025,564	246,879	36.19
同 10年	1,900,876	(-) 34,688	35.06
同 11年	1,900,314	(-) 21,562	34.16
同 12年	2,043,297	73,983	34.94
同 13年	1,908,520	(-) 44,777	33.79
同 14年	2,086,091	87,571	34.92
同 15年(元)	2,104,405	18,314	34.77
昭和2年	2,060,737	(-) 43,668	33.61

同 3年	2,135,852	75,115	34.38
同 4年	2,077,026	(-) 58,826	33.00

出生児の體性 昭和4年に於ける出生児は前年に比し男の割合0.4を減少した。既往に遡つて比較しても微少の高低あるを除いて殆ど常に104の割合であつた。然るに大正14年は104以下に下り、大正15年は105.8で女に對する男の割合が異常に高率を示し、昭和2年は再び103.7に下りたる等最近1、2年は頗る異状を呈した。是は大正15年が宛かも甲寅の年に當り、或地方に於ては同年生の子を嫌忌する迷信があつて同年初期出生の者を大正14年に、同末期の者を昭和2年に届出たる結果が一因を爲したものと推察される。昭和3年以降は常態に復した。

出生の兒體性

	男		女		女100に付男
	實數	前年に比し増又は減(-)	實數	前年に比し増又は減(-)	
大正12年	1,043,599	—	969,688	—	104.4
同 13年	1,019,988	—	978,532	—	104.2
同 14年	1,000,827	—	1,025,294	—	103.5
大正15年(元)	1,081,703	—	1,022,611	—	105.8
昭和2年	1,048,946	—	1,011,791	—	103.7
同 3年	1,000,702	—	1,045,150	—	104.4
同 4年	1,058,006	—	1,018,200	—	104.0

出生兒男女別

	男		女		女100に付男	
	實數	前年に比し増又は減(-)	實數	前年に比し増又は減(-)		
出生	昭和4年	1,058,006	—	1,018,200	—	104.0
同 3年	1,000,702	—	1,045,150	—	104.4	
公生	昭和4年	989,627	—	949,351	—	104.2
同 3年	1,018,477	—	974,168	—	104.5	
私生	昭和4年	69,039	—	69,009	—	100.0
同 3年	72,225	—	70,982	—	101.8	

公生、私生に別けて男女の割合を見ると、公生は出生全體より男超過の程度稍高く104.2を示し、私生は男女同數である。

人口100,000以上の市に於ける出生 人口100,000以上の市に於ける昭和4年中の出生は前年に比し實數に於て4983人割合に於て1.63を減少した。

出生數

	實數	前年に比し増又は減(-)	人口1000に付	
			市	全國(参照)
大正12年	210,831	(-) 8,900	25.96	34.94
同 13年	210,783	(-) 48	26.67	33.79
同 14年	251,858	41,075	28.81	34.92
同 15年(元)	249,544	(-) 2,314	27.66	34.77
同 2年	253,169	3,625	26.87	33.61
同 3年	267,324	14,155	27.28	34.38
同 4年	262,341	(-) 4,983	25.65	33.00

昭和4年に於ける出生児の體性は之を前年に比較すると1.4だけ男超過の程度を減少した、又全國平均と市の割合は同一である。

		出生兒男女別		
		男	女	女100に付男
出生	昭和4年	133,722	128,619	104.0
	同3年	137,161	130,163	105.4
公生	昭和4年	122,129	117,004	104.4
	同3年	124,780	118,310	105.5
私生	昭和4年	11,593	11,615	99.8
	同3年	12,381	11,853	104.5

死産數 昭和4年中内地に於ける死産は之を前年に較べると實數に於て3,220、割合に於て0.07を減少した。死産率は従來年々多少の高低を示し増減の趨勢は餘り顯著でなかつたが、近年は漸次減少の傾向を示してゐる。

	實數	死産數		人口1000に付
		前年に比し増又は減(一)		
大正9年	144,038	11,000		2.57
同10年	138,301	(一) 5,737		2.44
同11年	132,244	(一) 6,057		2.29
同12年	133,863	1,619		2.29
同13年	125,839	(一) 8,024		2.13
同14年	124,403	(一) 1,436		2.08
同昭和元年	124,038	(一) 365		2.05
同2年	116,922	(一) 7,116		1.91
同3年	120,191	3,269		1.93
同4年	116,971	(一) 3,220		1.86

人口100,000以上の市に於ける死産 昭和4年に於ける死産は前年に比し實數に於て僅に7を増加し、割合に於て0.08を減少した。市に於ける死産率は全國平均に比し常に若干低率である。

	實數	前年に比し増又は減(一)	人口1000に付	
			市	全國(参照)
			大正11年	15,346
同12年	14,650	(一) 696	1.80	2.29
同13年	14,225	(一) 425	1.80	2.13
同14年	16,576	2,351	1.90	2.08
同昭和元年	16,297	(一) 279	1.81	2.05
同2年	15,888	(一) 409	1.69	1.91
同3年	17,109	1,221	1.75	1.93
同4年	17,116	7	1.67	1.86

出生

出生と死産 昭和4年に於ける出生、即ち出生と死産との合計は2,193,907人であつて、出生は9割4分7厘を占め死産は5分3厘である。而して過去10年間に於て減少ではあるが割合出生は増加、死産は漸減の趨勢が明かに認められる。

	出生數			出生100中	
	實數			出生	死産
	出生	出生	死産		
大正9年	2,169,002	2,025,504	144,038	93.4	6.6

同	10年	2,129,177	1,990,876	138,301	93.5	6.5
同	11年	2,101,558	1,969,314	132,244	93.7	6.3
同	12年	2,177,160	2,043,297	133,863	93.9	6.1
同	13年	2,124,359	1,998,520	125,839	94.1	5.9
同	14年	2,210,494	2,086,091	124,403	94.4	5.6
同	昭和元年	2,228,443	2,104,405	124,038	94.4	5.6
同	2年	2,177,659	2,000,737	116,922	94.6	5.4
同	3年	2,250,043	2,135,852	120,191	94.7	5.3
同	4年	2,193,907	2,077,026	116,971	94.7	5.3

人口100,000以上の市に於ける出生 昭和4年人口100,000以上の市に於ける出生數は前年に較べ總數に於ては4,976人を減少し、割合に於ては出生が僅に減少した。又之を全國平均に較べると僅少の程度ではあるが市に於て出生の割合少く、死産の割合が多い。

	實數	出生數			出生100中	
		實數			出生	死産
		出生	出生	死産		
大正11年	235,137	219,791	15,346	93.5	6.5	
同12年	225,481	210,831	14,650	93.5	6.5	
同13年	225,008	210,783	14,225	93.7	6.3	
同14年	268,434	251,858	16,576	93.8	6.2	
同昭和元年	265,841	249,544	16,297	93.9	6.1	
同2年	269,057	253,169	15,888	94.1	5.9	
同3年	284,433	267,324	17,109	94.0	6.0	
同4年	279,457	262,341	17,116	93.9	6.1	

死亡數 昭和4年中内地に於ける死亡者は、(1,231,228人で一日平均3,455人)之を前年に較べると實數に於て24,517人率に於て0.13を増加した。死亡率を既往に溯つて見ると3.4の年に人口1000に付19人を超つたのを除いては常に20人以上であつて、大正7年に26.83と云ふ未曾有の高率を示したが、而して8、9年も7年と同じく流行性感冒の流行した爲死亡率大に昇騰し、10年、11年引續き高く、12年亦大震災の影響を受け何れも22人を超つた。然るに13年には21人を超つた下り、14年は更に20人を超つた下り、大正15年は遂に19.18となつて、過去30餘年間を通じての最低を示したが、昭和2年から再び上昇を示し本年は僅かではあるが20人を超ゆるに至つた。

	實數	死亡數		人口1000に付
		前年に比し増又は減(一)		
大正9年	1,422,006	140,131		25.41
同10年	1,288,570	(一) 133,526		22.69
同11年	1,286,941	(一) 1,629		22.32
同12年	1,332,485	45,544		22.78
同13年	1,254,946	(一) 77,539		21.22
同14年	1,210,706	(一) 44,240		20.27
同昭和元年	1,100,734	(一) 49,972		19.18
同2年	1,214,323	53,589		19.80
同3年	1,236,711	22,388		19.91
同4年	1,261,228	24,517		20.04

死亡の季節 死亡の季節は従來暑熱の烈しい7月乃至9月の間に最も多かつたのであるが、大正14年頃から1月乃

至3月の候に最も多く、7、8、9月の候之に亞ぎ、4、5、6月の候が最も少いと云ふ状態を示すに至つたが、本年は最高が8月、最低期が10月乃至12月であるのが異例である。

死亡月別	死亡月別		1年平均1日の死亡1,000に付各月平均1日の死亡	
	實 數		昭和4年	昭和3年
	昭和4年	昭和3年		
總 數	1,231,228	1,236,711	—	—
1 月	113,625	106,800	1,000.8	1,019.6
2 月	107,883	107,773	1,115.1	1,000.8
3 月	120,007	117,623	1,125.9	1,122.9
4 月	105,223	100,490	1,015.1	991.3
5 月	98,812	91,770	922.5	876.1
6 月	95,388	88,885	923.1	876.8
7 月	112,270	105,969	1,018.1	1,005.9
8 月	122,299	110,791	1,141.7	1,057.7
9 月	103,095	105,883	964.5	1,044.5
10 月	96,839	104,294	964.3	995.7
11 月	91,810	93,862	885.7	925.9
12 月	93,638	103,157	838.6	984.8
不 詳	9	14	—	—

死亡者の年齢 昭和4年の死亡者を年齢別に見ると5歳未満の小児は死亡全体の3割7分を占めて甚だ多いが、5—9歳は急激に減少して3分となり、10—14歳は更に下降して2分となる、15—19歳と20—24歳の階級では稍増加し4分餘となり、25歳より49歳迄の各5歳階級には甚しき増減なく、50歳より79歳迄の各階級は年齢の長ずるに従つて増加し、80歳以上になると逐次減少する。

之を既往に比較すると大體に於て變りはないが、大正13年以降度分青年期、壯年期、就中青年期に於ける死亡の割合が低くなつた。

死亡者年齢別	實 數		千分比例	
	昭和4年	昭和3年	昭和4年	昭和3年
總 數	1,231,228	1,236,711	1,000.0	1,000.0
0 — 4 歳	467,823	458,933	379.9	371.1
0 歳	295,178	293,881	239.0	237.6
1 歳	84,397	80,277	68.9	64.9
2 歳	42,403	41,374	34.6	33.5
3 歳	27,997	26,506	22.7	21.4
4 歳	17,848	16,895	14.5	13.7
5 — 9 歳	36,138	33,375	29.3	27.0
10 — 14 歳	22,781	22,425	18.5	18.1
15 — 19 歳	54,020	52,704	43.9	42.6
20 — 24 歳	52,923	51,945	42.9	41.5
25 — 29 歳	41,131	40,754	33.4	33.0
30 — 34 歳	33,519	33,149	27.2	26.8
35 — 39 歳	31,270	31,251	25.4	25.3
40 — 44 歳	33,541	33,085	27.2	26.7
45 — 49 歳	38,852	39,533	31.5	32.0

50 — 54 歳	48,555	47,872	38.5	38.7
55 — 59 歳	51,565	49,779	40.9	40.2
60 — 69 歳	131,689	130,335	104.4	105.4
70 — 79 歳	149,777	148,118	118.8	119.8
80 — 89 歳	63,088	59,895	50.0	48.3
90 歳 以上	4,514	4,308	3.6	3.5
年 齡 不 詳	42	50	0.0	0.0

以上は全死亡者に対する年齢の割合であつて、高齢者の割合が少ないのは其の年齢に屬する人口そのもの少いためである。従つて實際上年齢別死亡率を見るには各年齢級の人口と其の年齢級の死亡者とに依らなければならぬ。乳兒死亡率 乳兒死亡率即ち1歳未満の死亡者を當該年に於ける出生者100に對比した割合を過去10年間に就て見るに大體減少の傾向を辿つて居るが、本年は前年より稍上昇を示して居る。

1 歳 未 滿 の 死 亡

	出生數	1歳未満の死亡	出生100に付1歳未満の死亡
大 正 9 年	2,025,564	335,613	16.6
同 10 年	1,990,876	335,143	16.8
同 11 年	1,969,314	327,604	16.6
同 12 年	2,043,297	333,930	16.3
同 13 年	1,998,520	312,267	15.6
同 14 年	2,086,091	297,008	14.2
同 15 年(昭和元年)	2,104,405	289,275	13.7
昭 和 2 年	2,060,737	292,084	14.2
同 3 年	2,135,852	293,881	13.8
同 4 年	2,077,026	295,178	14.2

1歳未満の死亡を男女別に見ると、各性出生100に付男は15.1、女は13.3で男の方が女より高い。

男女1歳未満の死亡(性不詳を除く)

	出生數		1歳未満の死亡		男女各出生100に付1歳未満の死亡	
	男	女	男	女	男	女
大 正 9 年	1,035,134	990,430	179,956	155,657	17.4	15.7
同 10 年	1,017,457	973,419	180,420	154,723	17.7	15.9
同 11 年	1,004,022	965,292	175,657	151,947	17.5	15.7
同 12 年	1,043,599	999,898	179,288	154,541	17.2	15.5
同 13 年	1,019,988	978,532	168,208	143,959	16.5	14.7
同 14 年	1,060,827	1,025,294	160,311	136,697	15.1	13.3
同 15 年(昭和元年)	1,081,733	1,022,611	156,181	133,033	14.4	13.0
昭 和 2 年	1,048,946	1,011,791	157,823	134,261	15.0	13.3
同 3 年	1,090,702	1,045,150	158,849	135,032	14.6	12.9
同 4 年	1,058,666	1,018,260	159,519	135,959	15.1	13.3

1歳未満の死亡を生存期間に依つて別けると1箇月未満で死亡する者は全體の3割9分であつて、内生存5日未満1割5分、5日以上10日未満8分、10日以上15日未満6分、15日以上1箇月未満1割である。1ヶ月以上は月の加ふるに従つて其の割合が少い。

1歳未満の死亡日齢月齢別

	實 數		千分比例	
	昭和4年	同 3年	昭和4年	同 3年
總 數	205,178	203,881	1,000.0	1,000.0
出生より5日未満	45,771	45,218	155.1	153.9
5日より10日未満	24,738	25,537	83.8	83.9
10日より15日未満	16,294	16,617	55.2	56.5
15日以上1箇月未満	28,198	28,308	95.5	96.3
日 不 詳	8	2	0.0	0.0
1箇月—2箇月未満	35,055	37,392	118.8	127.2
2箇月—3箇月未満	24,163	25,232	81.9	85.9
3箇月—6箇月未満	46,292	45,772	156.8	155.8
6箇月—1箇年未満	74,652	69,803	252.9	237.5
月 不 詳	7	—	0.0	—

死亡者の職業 昭和4年の死亡者を有業者と無業家族との別に見ると前者は3割、後者は7割で、之を前年に比較すると有業者は僅に減少し無業家族は僅に増加して居る。

死亡者の有業及無業家族別

	實 數		百分比例	
	有業者	無業者	有業者	無業者
大 正 9 年	501,905	920,491	35.3	64.7
同 10 年	411,978	876,592	32.0	68.0
同 11 年	411,130	875,811	31.9	68.1
同 12 年	412,797	919,688	31.0	69.0
同 13 年	386,501	868,445	30.8	69.2
同 14 年	364,537	846,169	30.1	69.9
同 15 年 昭和元年)	350,418	810,316	30.2	69.8
同 2 年	360,832	853,961	29.7	70.3
同 3 年	367,009	869,702	29.7	70.3
同 4 年	367,898	893,230	29.2	70.8

死亡の原因 昭和4年の死亡は之を前年に比較すると疾病に依る死及自然死が稍増加し、自殺が稍減少し、外因に依る死は同率である。

死 因 大 別

	實 數		千分比例	
	昭和4年	昭和3年	昭和4年	昭和3年
總 數	1,261,228	1,236,711	1,000.0	1,000.0
自 然 死 (老年)	79,181	77,251	62.8	62.5
疾 病 に 依 る 死	1,142,370	1,120,047	905.8	905.7
外 因 に 依 る 死	26,924	26,361	21.3	21.3
自 殺	12,740	13,032	10.1	10.5
刑 死	13	20	0.0	0.0

(註) 「疾病に依る死中には不明の診断及不詳の原因」に依る死亡の數を含む。

死亡原因(大分類)別

	實 數		千分比例	
	昭和4年	昭和3年	昭和4年	昭和3年
總 數	1,261,228	1,236,711	1,000.0	1,000.0
流行病地方病及傳染病	212,803	205,264	168.7	166.0
全 身 病	67,900	72,297	53.9	58.5
神經系及感覺器の疾患	192,717	186,733	152.8	151.0
血 行 器 の 疾 患	46,583	44,889	36.9	36.3
呼 吸 器 の 疾 患	184,550	188,032	146.3	152.5
消 化 器 の 疾 患	225,723	214,392	179.0	173.3
泌尿生殖器の疾患	71,230	68,751	56.5	55.6
妊 娠 及 産	5,807	5,997	4.6	4.8
皮膚及皮下組織の疾患	3,807	3,609	3.1	3.0
骨及運動器の疾患	2,945	3,110	2.3	2.5
畸 形	3,018	3,070	2.4	2.5
乳 兒	79,589	77,534	63.1	62.8
老 年	79,181	77,251	62.8	62.5
外 因 死	39,677	39,413	31.5	31.9
不明の診断及不詳の原因	45,508	45,509	36.1	36.8

(註) 本表「外因死」の中には自殺及刑死の數を含むから前表の「外因に依る死」の數とは直に符合しない。

矢野恒太、白崎亨一共編 日本國勢圖會 (昭和6年版) (日本評論社 昭和6年7月)

昭和2年に第1版、同4年に第2版を出し、更に第3版を出して、漸次その内容を充實して來てゐる。死蔵されやうい統計資料を整頓して、そのなかから有益な興味のあるものを抽出し、繁に流し、簡に失せず。而もこれにある一種の體裁と體系とを興へて編することは並み大抵の仕事ではない。著者等よくこの點に着眼して著々と成功を収めてゐる。たゞ望むらくは、國民の保健衛生状態に關する資料をもつと充實させて貰ひたいものである。最近には部分的ではあるが、随分いゝ社會衛生學的調査研究の資料がたまつたやうになつた。これらをも加へて、健康問題に關する國民の注意を喚起することは、本書の使命の一つでもあるであらう。

勝木 新次 本邦内地人口の男女構成に就て (勞働科學研究 8の1)

本邦の人口に於ける男女構成は男子超過を示し、最近男女100に對し男101を示してゐる。この男子超過の原因を出生、死亡、移住の關係より、更に進んでは年齢階級別男女構成より觀察論評し、次で地方別に論じたのがこの論文である。本邦の現象中興味ある事實は、幼年期に於ける男子超過が年齢の進むとともに増大し、壯年期にその頂點を示すことである。これは本邦の女子再壯年階級者の死亡率の著しく高率なるに起因するものである。然るに40歳以上の年齢では男子過剩率は漸次低下し、女子過剩がこれにつれて代る。地方別に見ると、東京、北海道、神奈川、大阪は男子過剩の特に著しき地方である。滋賀、鹿児島、沖縄は女子過剩である。向北海道のアイヌは著しき女子過剩を示してゐるが、これは同種族の衰退現象と考へ併せて興味ある事實である。

岡崎 文規 明治維新以後の人口調査 (彦根高商論叢 9)

明治4年4月戸籍法公布以後、わが國に行はれた大小の人口調査の方法内容等に関して研究調査した論文である。人口調査の史的概要とでも云ふべき内容をもつてゐる。

3 出生率及死亡率

古屋 芳雄 本邦の兩性出生比率に關する社會生物學的研究 (民族衛生1の日本醫事新報481,482)

著者はわが邦及歐洲諸國の兩性出生比率を考察して、その凡てが男子出生超過を示す事實を指過し、その原因としては、従來の生物學的先天的原因にのみよるとすることは不可である。著者はこゝに兩性出生比率に對する人間の力の干渉を提唱する。著者は本問題を綜合統計的觀察から、分析的、換言すれば、家庭に於ける出生比率、即ち各家庭に於ける男又は女の出生の推積現象を考察することによつて、その原因をより明確に把握し得るだらうとの見地に立つてゐる。この點に關して約3萬の家庭を調査して得た結果は、わが國民には家族的に男子の推積する傾向が甚だ濃厚である。即ちわが邦には男子を生む家系が存在すると云ふのである。

勝木 新次 本邦に於ける兩性死亡率、特に産業發達が青壯年の死亡率に及ぼせる影響について (勞働科學研究 8の3)

わが邦に於て青年期女性死亡の高率であることは周知の事實である。その原因に關してはいまだ徹底した研究を缺如してゐるのである。著者は先づ地方別、都鄙別及職業死亡について本問題を考察し、(1)わが邦の死亡率は歐洲のそれと比して總體的に高率であること、(2)就中青壯年期の女子死亡は甚だしく男子死亡率を凌ぐこと、30歳前後に於ては男子を越ゆること25%以上である。この高率なる青年女子死亡の原因に關して著者は、先天的兩性の相異點、兩性の生活環境の相異、女性の職業的進出などの資料の上からこれを検討し、性的發育期並に増殖期と云ふ生存の Sturm und Drang の時期に於ける、最近の經濟生活のために刺戟せられたる生存のための生活環境が、國民特に女性の健康と生命とに幾多の危険を加重する如く働く結果であると論じてゐる。

岩崎 辻男 日本氣候風土と乳兒死亡率 (勞働科學研究 7の2-8の4)

著者は本論に於て、乳兒死亡率を乳兒の生存期間及び乳兒死亡原因の兩方面より觀察論究してゐる。著者の云ふところによれば、乳兒死亡は從來の如き、それが氣候風土に多く支配されると云ふ以外、即ち自然的理學的條件の外に更に乳兒に内在する遺傳的體質的特徴の地方的相違並に該疾患の要因と密接なる關係にある母の出産前の生活條件が有力に作用することを認めねばならぬと主張する。故に著者は乳兒死亡の遞減の對策としては、乳兒死亡の最も高率なる早期死亡を左右する、内的原因、即ちその遺傳的要因に對して樹立されねばならぬ、こゝに國民の遺傳的繼承に對する研究とその結果にまつものが多いと云ふ。

水島 治夫 本邦に於ける乳兒死亡率に及ぼす社會生物學的諸因子の影響 (日本公衆保健協會雜誌 7の5 民族衛生1の2-3)

著者は縣別出生率の大小と人口密度、都市の人口の割合、教育の普及度、個人所得、女性獨身者の數、婚姻率、初婚年齢、壯年者の割合、乳兒死亡率等との間の統計學的論究を試みてゐる。人口密度の大小は出生率には影響しない又人口、都市集中と出生率とも直接的な相違はない。教育の普及と出生率とは前者の普及それ自身は後者を低下させる一因子である、しかし、未婚者の數の大小、若し初婚年齢を一定にすれば、未婚者の割合の大小は出生率には影響してをらない。又平均所得の多き地方は概して出生率低く所得少なき地方は多産である如き相違關係を得た。婚姻年齢の遅延はそれ自身出生率を低下させる。次に乳兒死亡率との相違關係は出生率高い地方に概して乳兒死亡率高く、出生率の高低それ自身が乳兒死亡率の高低に影響してをるとは認め難い。

4 人口問題 (殖民及殖民衛生を含む)

拓務大臣官房文書課 拓務省統計概要 (第2回) (昭和6年1月)

列國出移民表 (歐羅巴以外へノ海外出移民) (自1924年5年間 至1928年5年間)

年 別	1924(大正13)	1925(大正14)	1926(大正15)	1927(昭和2)	1928(昭和3)
日 本	13,008	10,206	16,184	18,041	19,850
丁 株	6,319	4,578	5,804	7,906	7,689

芬 蘭	5,114	2,075	5,638	5,696	6,507
獨 逸	58,328	62,613	64,004	60,861	56,506
英 吉 利	155,374	140,594	166,001	153,505	136,834
和 蘭	3,137	3,020	3,059	3,240	2,729
瑞 西	4,140	4,334	4,947	5,272	4,800
諾 威	8,492	7,009	9,326	11,881	8,837
白 耳 義	2,459	3,496	3,779	4,130	2,506
伊 太 利	137,517	104,421	119,055	142,150	70,794
西 班 牙	86,920	55,544	45,179	43,867	48,555
瑞 典	8,301	9,612	11,062	10,954	11,683

列國入移民表 (自1924年5年間 至1928年5年間)

年 別	1924(大正13)	1925(大正14)	1926(大正15)	1927(昭和2)	1928(昭和3)
北 米 合 衆 國	706,896	294,314	304,488	335,175	307,255
加 奈 陀	148,560	111,364	96,064	143,961	151,597
玖 鴉	85,288	79,361	86,288	79,900	—
伯 刺 西 爾	98,125	84,883	111,351	101,324	82,061
ウ ル グ ア イ	173,833	161,942	170,535	202,468	—
濠 洲	105,571	98,279	105,918	115,314	—
亞 爾 然 丁	160,127	209,873	337,710	294,404	—

列國面積及人口

國 名	面積(方 尺)	調査年次 年月日	人 口			人口密度 1方 尺=付
			總 數	男	女	
世 界 總 數	13,180,000,000	1920頃	× 1,808,200,000	—	—	14
亞 細 亞 洲	43,700,000	"	× 1,007,700,000	—	—	24
歐 羅 巴 洲	9,900,000	"	× 451,300,000	—	—	40
北 亞 米 利 加 洲	21,700,000	"	× 144,000,000	—	—	7
南 亞 米 利 加 洲	18,700,000	"	× 64,800,000	—	—	4
阿 弗 利 加 洲(8)	28,600,000	"	× 131,900,000	—	—	5
太 洋 洲	9,000,000	"	× 8,400,000	—	—	1
亞 細 亞 洲						
帝 國(1)	674,076	1925, 10, 1	× 83,456,929	42,209,100	41,247,829	124
內 地	381,872	"	59,736,822	30,013,109	29,723,713	156
殖 民 地	292,804	"	23,720,107	12,195,991	11,524,116	81
中 華 民 國	11,108,467	1923	× 436,094,953	—	—	39
土 耳 古	762,741	1927, 10, 28	13,000,275	6,584,474	7,415,801	18
暹 羅	518,162	自1925至1926	× 9,831,000	—	—	19
波 斯	1,227,000	1923	× 9,000,000	—	—	6
ア フ ガ ニ ス タ ン	650,000	1924	× 12,000,000	—	—	14
ネ パ ール	140,000	1920	× 5,600,000	—	—	40
ア ツ シ ール(屬領)	200,000	不 詳	× 1,000,000	—	—	5
エ ー メ ン	195,000	"	× 900,000	—	—	5
ヘ ジ ア ス 及 ネ チ ド	440,000	"	× 1,000,000	—	—	2

オマーン	212,000	"	×	500,000	—	—	2		
ブータン	51,800	1920	×	250,000	—	—	5		
歐羅巴洲									
露西亞	21,352,572	1926. 12. 17	(3)	147,013,600	(3)	71,024,300	(3)	75,989,300	7
獨逸	468,705	1925. 6. 16		62,592,575		30,196,421		32,396,154	134
英吉利(1)	31,800,000	1921.		438,300,000		—		—	14
本國	313,972	1921. 6. 20		47,123,000	(2)	20,491,951	(2)	22,427,759	150
屬領	31,500,000	1921.		891,200,000		—		—	12
印度	4,675,792	1921. 6. 20		318,942,480		163,995,554		154,946,926	68
愛蘭自由國	68,896	1926. 4. 18		2,971,992		1,506,889		1,465,103	43
加奈陀	9,187,290	1921. 6. 1		8,788,483		4,529,945		4,258,538	1
南阿聯邦	22,260	1921. 5. 3		6,928,580		3,536,992		3,391,588	6
濠洲	7,704,135	1921. 4. 4		5,435,734		2,762,870		2,672,864	1
新西蘭(本土)	267,507	1921. 4. 17	(4)	1,218,913		623,243		595,970	5
其他	8,460,000	1921.		49,900,000		—		—	6
佛蘭西(1)	10,900,000	自1920至1921	×	89,000,000		—		—	8
本國	550,886	1926. 3		40,743,897		—		—	74
屬領	10,400,000	自1920至1921	×	51,000,000		—		—	5
佛領印度支那	737,100	1921. 7. 1		18,806,000		9,379,000		9,427,000	26
其他	11,915,761	自1820至1921	×	34,233,507		—		—	3
伊太利	2,300,000	1921	×	40,000,000		—		—	18
本國	310,137	1921. 12. 1		38,710,576		19,089,535		19,621,041	125
屬領	2,000,000	不詳	×	2,000,000		—		—	1
波蘭	388,390	1921. 9. 30		25,694,700		12,417,233		13,277,467	70
西班牙	845,000	1920	×	22,273,000		—		—	26
本國	503,075	1920. 12. 31		21,338,381		10,341,291		10,997,090	42
屬領	334,000	1920	×	934,000		—		—	3
羅馬尼亞	294,967	1926. 12. 1	×	17,459,000		—		—	59
チエツコスロヴァキア	140,394	1921. 2. 15		13,613,172		6,559,503		7,053,669	97
ユーゴスラヴィア	248,987	1921. 1. 31		12,017,323		5,893,547		6,123,776	48
洪牙利	92,916	1920. 12. 31		7,980,143		3,870,904		4,109,239	86
白耳義(1)	2,415,594	1920	×	14,618,561		—		—	6
本國	30,444	1920. 12. 31		7,465,782		3,973,433		3,792,349	245
屬領	2,385,120	1921	×	7,152,779		—		—	3
和蘭	2,074,449	1920	×	56,398,672		—		—	27
本國	32,903	1920. 12. 31		6,865,314		3,410,292		3,455,052	211
屬領	2,041,846	1920	×	49,533,358		—		—	24
蘭領東印度	1,900,151	1920. 12. 31		49,350,834		24,555,709		24,795,125	26
其他	141,695	1920	×	182,524		—		—	1
澳地利	83,833	1923. 3. 7		6,534,481		3,147,404		3,387,977	78
葡牙	2,172,290	自1915至1922	×	14,870,000		—		—	7
本國	92,713	1920. 12. 1		6,032,991		2,855,818		3,177,173	65
屬領	2,079,577	自1915至1922	×	8,837,000		—		—	4
瑞典	410,581	1920. 12. 31		5,904,489		2,898,256		3,006,233	14
希臘	147,634	1921. 1. 1		5,536,375		2,750,904		2,785,471	38
勃爾牙利	103,146	1926. 12. 31		5,483,000		—		—	53

瑞西	41,298	1920. 12. 31		3,880,320		1,871,123		2,009,197	94
丁抹	132,426	1921.		3,303,538		1,009,235		1,094,303	25
本國	44,326	1925. 11. 5		3,434,555		—		—	77
屬領	88,100	1921.		35,707		—		—	04
(グリーンランド)									
芬蘭	343,427	1920.		3,394,807		1,090,230		1,704,577	10
諸威	309,901	1920.		2,649,775		1,290,469		1,359,306	9
リスアニア	55,658	1928. 1. 1	×	2,286,000		—		—	41
ラトヴィア	64,894	1920. 6. 14		1,596,131		721,927		874,204	25
エストニア	45,230	1922. 12. 28		1,107,959		520,239		586,820	24
アルバニア	44,969	1925. 12. 31	×	831,877		—		—	19
ザール地方(7)	1,910	1919. 10. 8		674,947		324,516		350,131	353
ダンチツ七自由市	1,894	1924. 11. 1		383,965		—		—	203
ルクスブルグ	2,586	1926. 12. 31	×	271,231		—		—	195
アイスランド	102,846	1920.		94,300		46,172		48,518	1
モナコ	21	1923. 12. 1	×	22,153		—		—	1,055
サンマリノ	61	1925	×	12,952		—		—	212
リヒテンシュタイン	159	1921. 12. 31	×	11,500		—		—	72
アンドラ	453	1924	×	5,231		—		—	12
北亞米利加洲									
北米合衆國	9,550,813	自1917至1920		117,705,927		—		—	12
本國	7,702,945	1920. 1. 1		105,710,620		53,900,431		51,810,189	14
屬領	1,854,768	自1917至1920		11,995,307		6,048,292		5,947,015	6
比律賓群島	296,294	1918. 12. 31		10,314,310		5,177,568		5,136,742	35
布哇	16,591	1920. 1. 1		255,912		151,146		104,766	15
其他	1,541,771	自1917至1920		1,425,085		719,578		705,507	1
墨西哥	1,969,153	1921. 11. 30		14,334,780		7,003,785		7,330,995	8
坎馬	114,384	1919. 9. 15		2,889,004		1,530,509		1,358,495	25
グアテマラ	113,081	1921. 8. 28		2,004,900		—		—	18
ハイチ	26,435	自1918至1919	×	1,631,290		—		—	62
サルヴァドル	34,126	1922. 12. 31	×	1,550,634		—		—	45
ドミニカ	50,070	1921.		897,405		—		—	18
ニカラグア	127,461	1921. 1. 1		638,119		311,613		326,506	5
ホンジュラス	114,671	1921. 1. 1		637,374		314,528		322,846	6
コスタリカ	59,585	1921. 12. 31		476,581		—		—	8
パナマ	83,886	1920.		446,008		—		—	5
南亞米利加洲									
伯刺西爾	8,724,778	1920. 9. 1		30,635,605		15,443,818		15,191,787	4
爾然丁亞	2,978,590	1926. 1. 1	×	10,087,000		—		—	3
秘倫比亞	1,283,404	1918. 10. 14		5,606,949		2,749,398		2,947,251	4
智利	1,382,832	1921.	×	5,550,000		—		—	4
智利	752,024	1920. 1. 1		3,753,700		1,865,827		1,887,972	5
ボリヴィア	1,332,008	1915.	×	2,889,970		—		—	2
ヴェネズエラ	1,020,400	1926. 6. 1		3,026,878		—		—	3
エクアドル	307,243	1922.	×	2,000,000		—		—	7
ウルグアイ	186,926	1926. 12. 31	×	1,720,000		—		—	9
パラグアイ	418,722	1925	×	853,000		—		—	2